

## 幕藩体制の成立と大村藩

## 第一節 豊臣政権と大村

## 一 長崎の御領化

戦国時代末期の大村家は、当主純忠が、佐賀の龍造寺隆信や武雄の後藤貴明といった周辺の大名・領主と争った。特に龍造寺隆信の勢力拡大に伴い、純忠は娘を隆信の次男江上家種へ嫁がせるなどして融和に努めたが、嫡子喜前を人質として佐賀へ差し出すことを命じられ、天正十二年（一五八四）には、居城である三城城から下城させられており、実質的に隆信への臣従を余儀なくされていた。

喜前は波多に送られた後、大村へ帰ったが、二人の弟達は佐賀へ送られて人質となっていた。イエズス会の宣教師ルイス・フロイスによれば、龍造寺家は、喜前に対して、純忠と語ったり、書状を認めたり、伝言をすることさえも禁止、もし両者との間に書状や伝言を届ける者がいれば死罪にすると命じたという<sup>①</sup>。大村家の領主権は極めて脆弱なものとなっていた。

天正十二年三月二十四日、隆信が島津・有馬の連合軍に島原半島沖田畷での合戦で討ち死にしたことにより、九州は島津家による統一が進められていった。しかし、沖田畷の合戦以後も、龍造寺家に属していた純忠は悩み続けていた。先ほどのフロイスによれば、純忠は、キリスト教徒としての立場から、同じキリスト教徒で甥でもある有馬晴信をはじめ、多くの家臣がキリスト教徒である有馬家とは敵対することを避けたい、と考えていた。しかし、龍造寺氏と敵対すれば、佐賀に人質として出している二人の子どもの命が危ないとも考えていた。これをイエズス会副管区長のコエリヨに相談したところ、その助言に従って、キリスト教徒を滅亡させる訳にはいかないとして、有馬晴信

と和睦し、手元に残っていた五歳の一人息子ルイスを人質として有馬家へ送ることにして、龍造寺家との手切れを宣言した<sup>②</sup>。

もつとも、島津氏の家老上井寛兼の日記<sup>③</sup>によれば、天正十四年（一五八六）七月十八日の記事として、下大隅の銀之介という商人が肥前国から帰ってきて報告するには、龍造寺氏、西郷氏、「大村辺之衆」が薩摩勢を襲撃するかもしれない、とのことで、寛兼自身は信じていないが、一応、伊集院忠長・同忠棟へ知らせるとのことであった。肥前国内の政治状況は、決して単純な構図ではなかった。

天正十五年、全国統一を目指す豊臣秀吉の九州入りによって、九州は新しい局面を迎えた。島津氏も抵抗を見せたが抗せず、降伏し、大村家も秀吉へ臣従することになった。

さて、純忠は、隣国と争う一方で、キリスト教へ入信するとともに、外国貿易による利潤に注目し、領内横瀬浦を開港していたが、永禄六年（一五六三）に後藤貴明によって焼かれてしまい、同地に居たキリスト教徒たちもちりぢりになってしまった。

その後、純忠は、領内福田を開港したが、外海に面していたことから良港とはいえず、適当な地を探した結果、元龜二年（一五七二）、湾の奥深くに位置した長崎を開港した。更に天正八年（一五八〇）には、長崎と茂木の地をイエズス会へ寄進している。これにより長崎は、豊後や博多と並び、イエズス会によるキリスト教布教のための一大拠点になるとともに、南蛮船が入港することで、もともと寒村にすぎなかったものが急速に発展していくことになる。長崎へは、大村氏やキリスト教（イエズス会）と敵対していた近隣の領主である深堀氏や西郷氏が幾度となく襲撃を繰り返しており、純忠は防戦に努めながら、南蛮貿易を行うとともにキリシタンを庇護した。

## ■ 一・長崎奉行

しかし、秀吉の九州入りに伴い、長崎の地は、同人の命により公取となった。九州入りした天正十五年（一五八七）六月十九日、博多に滞在していた秀吉は、伴天連、追放令を出してキリスト教の禁止を命じたが、貿易は認めていた。

そして天正十六年四月六日、長崎の代官として、豊臣大名の毛利勝信と佐賀の鍋島直茂(写真1-1)を任命している。次にあげるのは、鍋島直茂宛の秀吉朱印状である(4)。

長崎廻近年伴天連令知行分事、御代官被 仰付候間、致取沙汰、物成等可運上  
候也

天正十六

卯月六日 ○(秀吉朱印)

鍋島飛騨守とのへ

鍋島直茂は、龍造寺隆信の義弟であり、かつ隆信存命中から、まだ織田信長の家

臣であった秀吉とも折衝を行い龍造寺家の外交面を支える一方、秀吉の九州入りの際には、龍造寺家とは別に肥前国養父郡と高来郡の一部を宛行う旨が記された領知朱印状を拝領していた。それから、毛利勝信は、秀吉の側近である黄母衣衆の一人で、当時豊前小倉六万石の大名であり、豊臣政権の九州経営及び後に行われる朝鮮出兵でも活躍するなど、秀吉から厚い信頼を得ている大名であった。勝信の子勝永は、龍造寺隆信の子で、同人の戦死後、龍造寺家の当主であった政家の娘を正室にしていた。また、先述のルイス・フロイスは、鍋島直茂と毛利勝信、をキリスト教の「異教徒」であり、「不品行」な「敵」として『日本史』中に記述しており、かつ鍋島直茂と大村純忠・有馬晴信は、戦国時代以来の「敵」とも指摘している。

## ■二 大村氏の代替わり

九州入りした秀吉に対して、大村家では、純忠やその子の喜前が上方へ上洛をして臣従したが、天正十五年(一五八七)五月十八日、純忠は大村において波乱の人生を終えた。享年は五五歳であった。ルイス・フロイスによれば、キリシタンであった純忠は、死去の前日、腰元の女性に駕籠かごの中の鳥を逃がすように命じたという。しかし彼女が鳥に対して思いやりのない対応をしたため、純忠は怒りを露わにした。後に気持ちが悪く、彼女に対して怒った



写真1-1 鍋島直茂像  
(公益財団法人 鍋島報効会所蔵)

ことを詫びるとともに、帯を与えて許しを乞うた。そして純忠は、「これらの小鳥はデウス様がつくられたものであるから予はそれをかわいがっている。それゆえ今後とも愛情をもって扱って欲しい」と願った⑤。

純忠の葬式は、同じくフロイスによれば、盛大な葬儀が営まれ、奥方や子どもたちの満足はもとより、多くの群衆が参集した。イエズス会の司祭も、会則に従って、純忠のためのミサを捧げた。

## 朝鮮出兵と喜前

純忠の死去に伴い、新たに大村家の当主となったのが子の喜前である。そして、早速、新当主に大きな課題が与えられることになる。それは、秀吉の命令による朝鮮半島への出兵であった。

国内を統一した秀吉は、その野望を海外に向け、明の征服を目指し、朝鮮に対しては、対馬の大名宗氏を通して国王の入朝を要求した。更に明征服のための先駆けとなるべき「征明嚮導」や、明への侵攻のための道を空ける「仮途入明」を求めたがことごとく拒否されたため、天正二十年（一五九二）正月五日、軍令を発し、三月からの朝鮮半島出兵に備えるため、諸大名へ肥前名護屋に集まるように命じた⑥。

大村家へは、正月三日付の秀吉朱印状（善讀写真）において、喜前に対して朝鮮半島への出兵を命じるなかで、①朝鮮半島へ喜前が連れて行く家臣及び大村での留守を守る家臣の名前を記した帳面を差し出すこと、②朝鮮半島へ出陣しない家臣がいたら、必ず成敗を加えること、③留守居の妻子を十五日より前に急ぎ大坂へ提出すること、を命じている⑦（『大村見聞集』）。全体的に①から③まで、大村家臣団を秀吉という統一政権が自ら把握するとともに、抵抗するのであれば、秀吉が処分を行うことを示すことで、喜前の出陣をスムーズに行うことを意図していたことが分かる。これとは別に、同日付、「大村新八郎殿 御留守居衆中」に宛てて、浅野長政、石田正澄、寺沢広高、木下吉隆、長束正家連名の書状で、留守居衆の帳面や妻子の差し出しを命じるとともに、もし命令に従わなければ「御成敗」を加えると厳命している⑧。

## ■ 一・朝鮮半島での喜前

### 一・文禄の役

秀吉による朝鮮半島への出兵は、朝鮮半島で在陣・軍事行動を続けた大村家にとつて、前代から続く苦難となったことは間違いない。

文禄の役における朝鮮半島への日本軍の陣立は、一番から九番にまで編成され、合計一五万八〇〇〇人余の動員計画が立てられた<sup>9)</sup>。大村家は、軍役千人が課され、対馬府中の宗義智、肥後宇土の小西行長、肥前平戸の松浦鎮信、肥前日野江の有馬晴信、肥前五島(福江)の五島純玄とともに、先陣として真つ先に朝鮮半島へ渡る一番組として編成されており、肥前国内では、佐賀の龍造寺家以外がまとめて一陣として編成されている。また、唯一肥後の大名であったのが小西行長だが、同人は秀吉から朝鮮との事前交渉を任されており、かつ第一陣を率いる立場にあった。

喜前は、文禄元年(一五九二)四月十二日、軍兵を率いて名護屋城写真1-2を出陣し、同月二十八日に釜山浦へ到着した(『大村見聞集』)。

その後、小西行長等とともに釜山城を囲むと、釜山鎮僉使鄭撥の戦死もあって、釜山城は日本軍の手に落ちた。更に、行長が率いる第一陣は、釜山城の東北に位置する東萊城を落としている。五月三日には当時、朝鮮の都であった漢城へ入った。既に朝鮮国王一族は漢城を脱出しており、首都は民衆による乱暴や、これまで身分的に抑圧されてきた奴婢などが進んで日本軍の味方をするなど、朝鮮社会は混乱を極める状況であった。



写真1-2 肥前名護屋城図屏風(佐賀県指定重要文化財)

(佐賀県立名護屋城博物館所蔵)

五月上旬までには、日本軍が続々と漢城に集結し、朝鮮支配に向けて各軍が朝鮮八道へ分遣することになり、喜前の属する一軍は、明と隣接する平安道に駐留することになった。平安道には平壤があり、朝鮮国王は漢城から平壤に逃れていたが、日本軍の来襲によって同地からも退去していた。一部朝鮮側の抵抗もあったが、六月十五日には、平壤城への入城を果たした。小西行長は平安道の経営と、明側の武将沈惟敬との和平交渉のため、平壤を離れることがなかったため<sup>(10)</sup>、喜前もそのまま同地に留まっていたものと思われる。

しかし、和平交渉は困難を極め、文禄二年正月五日、明軍四万三〇〇〇人をはじめとする朝鮮軍八〇〇〇人、義兵二〇〇〇人あまりが、日本軍の籠もる平壤城を取り囲んだ。七日には明・朝鮮軍による総攻撃が開始され、日本軍は一六〇〇〇人余りの戦死者を出し、その夜に城を放棄して黄海道鳳山へ逃れた。しかしここに駐留しているはずの豊後の大名大友義統は既に逃亡しており、ようやく黒田長政の部隊と合流した。そして、更に南下し、再び漢城へと集結した。

もともと、戦局の膠着状態と、日本軍のなかにも厭戦気分が漂いはじめ、明との講和を探る小西行長や沈惟敬の相談によって、五月十五日、偽りの使者である明の謝用梓・徐一貫が名護屋にいる秀吉のもとへ到着した。これによって、秀吉は明との講和交渉を行うことにより、朝鮮半島に在陣する日本軍は日本への引き上げを開始することになった。

しかし、九州・四国の諸大名は、全軍が帰国するまで、朝鮮半島南部の城に在番を続けることになり、喜前もまた例外ではなく、小西行長や宗義智と同じ熊川城・同端城に在番していたものと思われる。喜前が日本へ戻ったのは、慶長元年（一五九六）六月十六日であり<sup>(11)</sup>、明の使者楊方亭と沈惟敬の警固をしながらの帰朝であった。足かけ四年にわたり、異国の地で戦場を渡り歩いたのである。

## 二・慶長の役

明との和平交渉を始めた秀吉であったが、一旦は日本軍に捕らえられた朝鮮国王の王子を降伏の証として来日す

ることを求めた。しかし朝鮮側はこれに抵抗を示したため、秀吉は来日させなかったことを無礼として咎め日明交渉は破綻した。

慶長二年（一五九七）正月十五日、喜前は文禄の役と同じく、小西行長に率いられた、宗、松浦、有馬、五島といった西肥前の大名たちと同じ第一陣に編成され、朝鮮半島へと渡っている。慶長の役は、前の文禄の役とは異なり、対明交渉を有利に進めるため、朝鮮半島南部の確保を主目的としており、釜山に上陸した一行は、一旦、忠清道へと向かったが、最終的に半島南部の順天城に入城した。

慶長の役は、秀吉の死によって終結することになるが、喜前も、同三年十一月二十六日に釜山を発し、博多へ到着している。

朝鮮半島へ渡った喜前や大村家臣団が、どのような心情であったのかを伝えてくれる史料は残されていないが、主従共々辛酸をなめたことは想像に難くない。

しかし、朝鮮半島へ渡らず、国内に残った家臣もいた。これには様々な理由があるのである。だが、家臣側からすると、「大村家覚書」巻四によれば、合戦では「自分賄」、つまり自分で合戦にかかる費用を全て負担しなければならなかったため、これが重荷となって合戦へ参加できなかった。しかし、大村家としては、これでは出陣した家臣に対して不公平となるばかりか、当主による家臣団統制の不安定さをあらわすことになってしまう。

先述したとおり、朝鮮出兵は、秀吉という上位権力が、出陣を拒否する大村家中に対して成敗を加えると命じたほど、統一政権が行う重要な政策でもあったのだが、大村家では、公儀権力のお墨付きのもと、出陣しなかった家臣を処罰し、自らの権力を強化していく政策をとった。

### 三、小佐々氏の領地没収

その代表的な事例として小佐々氏があげられる。小佐々氏は、戦国期には、多以良村城ノ辻に城を構え、同村のほか、中浦、松島、大嶋、蠣の浦、崎戸、瀬戸、江島、平島各村を領し、外海地方から五島列島に至る五島灘全域

を水軍をもって支配する在地領主であった。

しかし、文禄・慶長両度の役に積極的な功績をあげなかったとして、多以良村以外の領地を全て没収されている。やや年代が離れるが、大村藩の家臣団の知行高と領有する村々を書き上げた「慶長十七年壬子諸士高帳」<sup>12</sup>から、小佐々氏の右の旧領地が誰の知行地となっていたのかを示したのが表1-1である。本表によれば、例えば、四〇〇石取である福田枕流の知行地のうち、松島村一四石七斗六升八合が編入されており、二五三石七斗三升五勺八才取の朝長次郎兵衛純興の知行地のうち、瀬戸村のうち一〇八石四斗二升が同じく同人の知行地となっているように、もともと小佐々氏の知行地であった村々が、他の家臣団に分配されていることが分かる。

また、西彼杵半島の「外海」衆も、朝鮮出兵に協力的ではなかったとの理由で、神浦・瀬戸・天久保氏などの所領が没収された。

大村領内において、小佐々氏のような所領規模はもとより、在地領主として、大きな力を持つ領主の知行地を没収して、それを家のなかに吸収していくことで、弱体化していた大村氏の権力基盤を強化していった。

## ■二、関ヶ原の戦いと大村氏

慶長三年（一五九八）八月十八日、秀吉が死去すると、豊臣政権内では、徳川家康と石田三成それぞれが主導権をめぐる攻防を繰り返す。両者はついに、同五（一六〇〇）年九月十五日、徳川家康を総大将とする東軍と、毛利輝元を総大将とする石田三成方の西軍に分かれ、美濃国関ヶ原で激突した。結果は東軍の勝利で終わったのだが、この時、大村氏は東軍に属した。『大村見聞集』によれば、この時、喜前と松浦鎮信・有馬晴信・五島玄雅の西肥前の大名たちは、

表1-1 小佐々氏元知行地一覧

知行地	人名	石高
多比良村	田川彌右衛門隆武	50石
(平村)	小佐々彌三郎	10石
中浦村	原才助	23石9斗7升6合2勺5札
(中浦)	村田太郎左衛門	25石3斗7升2合
(中うら)	一瀬七衛門	26石3斗7升9合6勺
(中浦)	鈴田治右衛門	27石2斗8升3合2勺
松嶋村	福田枕流	40石9斗9升
大島	隠居知行今道源五右衛門	18石3斗4升2合
蠣の浦村	給人無し	
崎戸村	給人無し	
瀬戸村	朝長次郎兵衛純興	108石4斗2升
江ノ島	一瀬四郎助	73石9斗6升
平嶋村	給人無し	

【註】「慶長十七年壬子諸士高帳」（長崎県史編纂委員会編「長崎県史」史料編 第二「大村藩」所収）から作成。



松浦郡柏島(下関とも)に集まって、東西どちらの軍に属すべきか相談したという。喜前は東軍に味方することを主張し、加藤清正が肥後国内で西軍の小西行長の居城であった宇土城を攻める際、家臣大村種純と今里純生を大将として総勢三〇〇名を派遣した。西肥の大名たちが東軍に属したのは、中央の政治情勢はもとより、肥前国内では、佐賀の鍋島勝茂が西軍に属していたことから(ただし、その父鍋島直茂は豊前の黒田如水を通じて東軍に属していた)、これへの対抗心もあつたものと思われる。

九月二十八日には、家康から「忠節之段祝着候」とする朱印状を拝領した。

### ◆ 慶長四年の検地

土地の生産高を決定するうえで、重要な役割を果たしたのが検地である。もちろん検地は、家臣団の知行地を決定するうえでも必要であつた。検地は、藩や村からの役人が、村ごと、若しくは田や畠ごとに、収穫高(土地の生産高)を調査して石高として算出していく。大村藩では、喜前が関ヶ原の前年である慶長四年(一五九九)に全領内を対象とした検地を実施している<sup>13)</sup>。この時、藩外から落合小右衛門正勝という検地師を雇って、大村彦右衛門純勝・今道長兵衛・今里新左衛門が奉行を担当した<sup>14)</sup>。この時実施された検地における田畠の区分は以下のとおりである。

ここでは、田について上々から下々まで五つの区分に分けており、石盛も上々田の一段一石五斗から下々田の一段五斗に分けられている。里畠・山畠は上から下々まで四つの区分であるが、里畠の石盛は、上畠が一段六斗であるが、山畠は一段八斗と異なっている。屋敷は上中下の三つの区分に分けられ、石盛は上屋敷で一段一石三斗、中屋敷で一段一石一斗、下屋敷で一段米九斗となっている。大村藩の検地は、秀吉が行った太閤検地よりも低い基準であつたが、これは彼杵地方が平地よりも山がちの地域的特性を反映したものであつた<sup>15)</sup>。

慶長三年の検地では、「郷村記附録」上<sup>16)</sup>によれば、最後に「検地帳三拾五冊なり」と記載されていることから、検地帳を三五冊作成したことが知られるものの、現在のところ伝来しておらず、詳細は分かっていない。

そして、慶長四年の検地によって、藩の石高は、二万一四二七石四斗となった。そして、この結果として、藩士の知行高が確定することになる。これを記したのが「慶長高帳」<sup>17</sup>である。

「慶長高帳」では、喜前の弟である大村何右衛門（一六七六石四斗二升五合）が筆頭としているが、上位は中世以来の大村庶家一門の一〇人が占めており、一つの階層をつくっている。以下の階層をあげていくと、「大村給人」が二八名、「小姓衆」が七九名となっており、ここまでが城下に集住していた家臣となる。次からは地方に居住していた家臣で、「給人」郡村二五名、彼杵三〇名、波佐見三三名）が八八名、「西方衆」一八名・「外浦衆」八名で、計二六名と続いている。

次に同史料から、庶家一門である大村何右衛門の知行高や知行村をあげてみる。

高千六百七拾六石四斗式升五合 大村何右衛門

此田畠式百式拾町壹段九畝拾歩

内百拾町三段九畝式歩 鈴田村之内

分米九百七石六斗壹升三合

同四拾六町式段 大村之内

分米三百五拾式石三斗九升六合

同拾六町五段五畝七歩 郡村之内

分米百四拾八石六升七合

同式拾四町八段式畝 伊木力村之内

分米百六拾六石三斗壹升九合

同拾五町式段式畝式拾歩 西海村之内

分米百式石三升

右分米合千六百七拾六石四斗式升五合

是則知行高也

大村何右衛門の知行地は、「地方」の鈴田村・大村・郡村、「向地」の伊木力村、「内海」の西海村から成っており、「外海」地区にはないものの、藩領のかなり広範囲に渡って存在している。特に鈴田村は、何右衛門のみが一村全てを知行しており、他の家臣との相給ではない。もちろん、本藩の蔵入地さえ設定されていない。大村何右衛門は、鈴田村を、いわば独占的に排他的に支配したのである。

このような各家臣団の知行地を設定し、分限帳である「慶長高帳」を作成することができたのも、藩権力が検地によって領内の石高を把握できたからこそであった。ただし、大村何右衛門は喜前の弟であるから異なるものの、中世以来の大村庶家一門が知行高の上位を独占する限り、大村藩が近世大名として飛躍するためには、大きな障害となった。

(野口朋隆)

註

- (1) ルイス・フロイス著、松田毅一・川崎桃太訳『完訳フロイス日本史9』大村純忠・有馬晴信編Ⅰ「島原・五島・天草・長崎布教の苦難」(中公文庫)(中央公論新社 二〇〇〇)
- (2) ルイス・フロイス著、松田毅一・川崎桃太訳『完訳フロイス日本史10』大村純忠・有馬晴信編Ⅱ「大村・竜造寺の戦いと有馬晴信の改宗」(中公文庫)(中央公論新社 二〇〇〇)
- (3) 東京大学史料編纂所編『天日本古記録』上井覚兼日記「下」(岩波書店 一九九一)
- (4) 「鍋島家文書」(佐賀県史編纂委員会編)『佐賀県史料集成』古文書編 第三卷 佐賀県史料集成刊行会 佐賀県立図書館 一九五八
- (5) ルイス・フロイス著、松田毅一・川崎桃太訳『完訳フロイス日本史11』大村純忠・有馬晴信編Ⅲ「黒田官兵衛の改宗と少年使節の帰国」(中公文庫)(中央公論新社 二〇〇〇)
- (6) 文禄・慶長の役、および朝鮮半島における大村家の行動については、①北島万次『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』(歴史科学叢書)(校倉書房 一九九九)、②中野 等『文禄・慶長の役』(戦争の日本史16)(吉川弘文館 二〇〇八)を参考にした。

- (7) 「見聞集」藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』 高科書店 一九九四以下、「大村見聞集」と略す。
- (8) 前掲註(7)
- (9) 「小早川家文書」五〇二号(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』家わけ第十一「小早川家文書之一」(小早川家文書、小早川家証文1) 東京大学出版会 一九七二)
- (10) 前掲註(6) ②
- (11) 前掲註(7)
- (12) 「慶長十七年壬子諸士高帳」(長崎県史編纂委員会編『長崎県史』史料編 第二 長崎県 吉川弘文館 一九六四) 「大村藩」所収
- (13) 大村藩の検地については、①大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二)、②藤野 保『大村藩』(長崎県史編纂委員会編『長崎県史』藩政編 長崎県 吉川弘文館 一九七三)があり、本稿でも参照した。
- (14) 「郷村記附録」上(藤野 保編『大村郷村記』第六巻 国書刊行会 一九八二)
- (15) 前掲註(13) ① 四三頁
- (16) 前掲註(14)
- (17) 大村市立史料館所蔵 大村家史料

## 第二節 江戸幕府と藩権力の形成

### 一 権力強化と家臣団

#### ■ 一. 御一門払い

大村藩では、慶長十二年(一六〇七)、藩主と同じ一族であることを意味する大村姓を名乗り、藩内でも他の家臣とは異なる、大きな所領を有していた庶家一門に対して、その所領を没収する御一門払い(親類払いとも)を敢行した<sup>(1)</sup>。庶家一門は、中世の大村氏が戦国大名として発展していくなかで、他氏を押さえ当主権力を確立し、かつこれを守るために必要不可欠な存在であった。しかし、近世大名へと脱皮していく際、逆に庶家一門の存在が藩主権力

の確立を阻害するものとなった。

さて、没収された人数は、左に記す史料「見聞集」巻十二②にあるとおり一三名で、没収石高は、五二二一石七斗二升三合となる。これに喜前の弟で鈴田姓を名乗っていた大村何右衛門純宣と、同じく弟の大村善次郎純直が藩主の親族という理由から、領地を半減されており、この分が、およそ一四六三石となる。合わせて、約六六八四石が没収されたことになる。これは、慶長四年（一五九九）の検地による大村藩石高の実に三六割に当たるほどの石高となっている（「見聞集」巻十二）。

（前略）

高千四百四拾石六斗六升	<small>（朱筆）平戸二退、吉村・永村・浅村氏祖</small>	大村清助
高八百六拾八石三斗五升		大村理右衛門
高七百拾八石六斗五升	<small>（朱筆）佐嘉二退、後改山崎氏</small>	大村六左衛門
高五百四拾六石四斗式升四合		大村伊左衛門
高四百三拾壺石五斗三升		大村七郎左衛門
高貳百四拾三石五斗八升		大村勝八郎
高三百三拾九石七斗三升		大村喜助
高百三拾九石三斗五升		大村次郎八郎
高七拾九石七斗三合		大村半次郎
高五拾六石八斗九升六合		大村久六郎
高八拾三石五斗三升		大村橋左衛門 <small>（吉）</small>
高六拾壺石四斗四升		大村性助
高貳百壺石八斗八升		大村性五左衛門

以上拾三人

高千六百七拾六石四斗式升五合

大村何右衛門

<sup>(朱筆)</sup>何右衛門純宣君 喜前公御弟なり、桜田屋敷ニ住居、鈴田殿と称す、無嗣子断絶

一説御親類弘之節、御伯父之御続ニ而半知ニ被召成御留有之候処、何右衛門殿心底子孫断絶之了簡ニ而乱心せらるとも云

高千式百五拾壹石四斗壹升四合

大村善次郎

<sup>(朱筆)</sup>善次郎純直君、後右馬之助と改らる

喜前公御弟なり、御子右馬助敏武、寛永十七年於江戸

乱心、自害ありて跡絶

右之両人は所領之半を減せらるゝと云

(後略)

御一門払いが敢行された理由については、藩権力の強化という点があげられ、特に直轄地である蔵入地を増やすことが目指された。藩権力にとって、その基盤となる蔵入地の存在形態は重要であった。しかし、藤野 保の研究によれば、慶長四年、つまり関ヶ原の前年における大村氏の蔵入地は、庶家一門や「西方衆」、小佐々氏などの「外海衆」などの在地給人の存在によって、多くが一村を支配できない分散知行であり、かつ微少にしか設定できなかった。例えば、大村氏の本拠地である玖島城のある「地方」地区は、一カ村あったが、一村全てが蔵入地となっている村はない。特に、三浦・鈴田・江串・川棚の四カ村には蔵入地すらない状態であった。鈴田村は、先ほど述べたとおり、家中第一の石高を有する大村何右衛門が単独で一村ごと知行している村であり、三浦村は、家中第二位の石高を有し

た大村清助が一村を単独で知行していた。また「外海」でも、多以良村・嘉喜(崎戸)村・江島村写真1-3・平島村は、全て中世以来の領主であった小佐々吉之丞が単独で知行する村であった。

そして、大村藩の蔵入地は、「慶長高帳」③によれば、四四五四石余しかなく、しかも七〇割は「地方」地区に集中している状態であった。このように藩権力の基盤となる蔵入地が少ない場合、本家による庶家一門の統制もまた支障をきたすことになる。

実際、先ほどの家中第二位の所領を有する大村清助は、大村彦右衛門とともに、蔵入地をそれぞれ半分宛支配するように藩主大村喜前の嫡子であった部屋住みの純頼から命じられたが、村々を廻村しても、おごりちらし、庄屋をはじめとする村人たちを困らせ、更に蔵入地の年貢米を不正に処理して勘定帳も提出せず、藩の收支を夥しきものにするなど、そのおごり高ぶりが問題とされた。

ついに純頼は清助を牢人に処したが、この時、清助が藩へ抵抗することも予想された。このため、大村右門は、自分の家臣を率いて、玖島城大手門を固め、清助からの攻撃に備えており、城下は緊迫した状況となった。もつとも、同人からは何の抵抗もなく、素直に平戸へ立ち退いていった。

このように、庶家一門の存在自体が、大村藩の家臣団統制はもとより、在地支配にまで影響を及ぼすこともあり、かつ秀吉の時代から打ち続く中央政権への役負担、更に長崎貿易の利潤を失うなかで、大村藩が御一門払いを行い、その権力の強化を指向するには十分な理由があった。

藤野 保によれば、御一門払いは、朝鮮の役における勲功を有する家臣に対して、旧領安堵と一部の有力家臣に対しては恩賞という形で付与することで彼らの協力のもと推進されていった。また、純頼は、慶長十年(一六〇五)に伏見城で父



写真1-3 西海市崎戸町江島(旧江島村)

とともに、徳川家康・秀忠親子のもとへ伺候し、その後家康とともに江戸へ下っている。あくまで推測でしかないが、御一門払いとは、徳川氏の理解・後ろ盾のもとに敢行されたものと思われる。

もつとも、大村一門であっても、大村六右衛門（一九七石余）、大村彦右衛門（二七四石余）をはじめ、大村角左衛門、大村孫左衛門、大村与左衛門の計五家は、追放されることなく、特に彦右衛門は、それまでも藩政に参画していたが、以後も一貫して藩主家を支え続けることになる。

また、大村藩の御一門払いにおいて、特に注目される点として、御一門払いで改易の対象となったのは、中世に分家した一門庶家であり、藩主喜前の弟である大村何右衛門純宣及び同じく弟善次郎（右馬助）純直は石高の減少はあったものの、改易とはなっていないことである。

御一門払い後の状況を示す「慶長十七年壬子諸士高帳」(4)を見てみると、家臣団中第一位となっているのは、半減されたといえ九七三石余の純直であり、藩主に最も近い血縁関係にある一門・分家が残されていることは重要である。ここで指摘できるのは、近世における大名本分家関係の特質と極めて類似しているということである。つまり、近世大名家では、有力な一門・家臣を押さえ、本家（藩主）の権力を維持・強化していくために、藩主にとって最も血縁関係の近い弟や庶子、時に伯父などに知行を与え分家を創出していった(5)。若しくは、有力一門・家老家へ、同じく藩主の弟や庶子を養子に入れることもあった。

前者の分家創出における知行の分与は、藩財政とも関連する問題であることから、多くが十七世紀中に行われたが、後者の養子縁組については、近世を通して行われた。そして、このようなあり方は、先述したように、権力の維持という側面以外、藩主及びその嫡男が万が一死去してしまった際に、血統を同じくする後継者を確保しておくという家族的な意味もあった。

いずれにせよ、近世大名家にとって、一門は必要な存在であったといえるのであり、大村藩の場合も、中世以来の一門庶家の「御一門払い」を遂行しつつも、純直や純宣といった藩主近親が存在していたことが重要である。純直は、



分家大名や分家旗本とはならなかったが、「寛政重修諸家譜」①によれば、家康へもしばしば御目見を行っており、幕府もその存在を認めている人物であった。こうした幕府とつながりを持つ一門分家を藩内に温存しながら、「御一門払い」が遂行されたのである。

## ■二、家臣団編成の変容

御一門払いが行われた結果、大村藩の家臣団編成はどのように変化したのであろうか。御一門払いの結果として、家臣団の氏名と知行村及び知行高を記した分限帳である「慶長十七年壬子諸士高帳」②がある。これを表にしたのが表1-2である。

同表によれば、家臣団中、最高の石高を有するのは大村善次郎（後に右馬佐、右馬之助とも）で、九七三石六斗一升九合六勺である。以下、松浦右近の六六一石八斗九升六勺、大村彦右衛門・大村拾右衛門・福田枕流がそれぞれ〇〇石と続いている。五年前の慶長十二年（一六〇七）の時の状況とは大きく変化しており、一〇〇〇石以上の家臣はいなくなっている。また、大村姓を名乗る家臣も、ほぼ上位層にはいなくなっており、庶家一門の力は完全にそがれたことが分かる。そして、これは、中世以来の血縁関係に基づく家臣団編成が解体されたことを意味しているだろう。なお、善次郎家は、寛永十七年（一六四〇）、子の右馬助敏武が乱心して自害したことにより断絶となっている。

## ■三、慶長十七年の検地

慶長十二年（一六〇七）の御一門払いは、大村藩の家臣団編成のみならず、村方にも大きな影響を与えた。村にとって領主が替わるといことは、年貢の負担量に変化することを意味しており、最大の関心事であったともいえる。

大村藩では、領内の石高で大きな割合を占めていた庶家一門の知行地を召し上げたことにより、二回目の検地を実施して、領内の石高を把握した。特に、特徴的なこととして、以下、四点をあげておく。

表1-2 石高分布図

石 高	人 数
500石以上	2
400石以上	3
300石以上	1
200石以上	15
100石以上	23
50石以上	14
10石以上	90

【註】「慶長十七年壬子諸士高帳」（長崎県史編纂委員会編）「長崎県史」史料編 第二「大村藩」所収）から作成。

まず一点目として、全村にわたって村高が増加していることである。従来、一門庶家が単独で知行していた村、例えば、大村何右衛門の場合、鈴田村は村高九〇七石余であったものの、今回の検地によって、一〇六〇石余へと高上げされている。このような村高の変化は、ほぼ全ての村でも同様であり、慶長十七年から五年後、元和三年（一六一七）の知行高が記載された「大村家記」巻二を見てみると、地方、向地、内海、外海各領で合計四八カ村の石高が記されており、合計二万七九七三石八斗七升七合となっている。つまり、今回の検地では、前回の慶長四年の検地の結果、打ち出された石高二万一四二七石四斗よりも、六五〇〇石あまりを多く打ち出しているのである。この増加の理由については、特に前回の慶長四年から一三年余りしか経過していないことからしても、生産量が大幅に増えたというよりも、縄外れ地や隠田が摘発された結果とみるべきであろう⑧。

第二の点として、今回の慶長十七年の検地で確定した石高は、幕末まで大村藩の石高及び村高として継承されたことである。大村藩の公称石高である、二万七九〇〇石余という数字は、今回の検地で打ち出された数字であり、「寛政重修諸家譜」によると、元和三年九月五日に藩主大村純頼が二代將軍徳川秀忠から、「領地の御朱印をたまふ」とある⑨。この「御朱印」とは、領知朱印状と呼ばれるもので、將軍が大名の領地に対する領有権を安堵するために発給された文書である。

現在、この時に拝領した領知朱印状の所在は不明であるが、慶長十七年によって打ち出された石高二万七九〇〇石余が記されてあったものと思われる。次に、四代將軍徳川家綱によって発給された寛文四年（一六六四）四月五日付の大村純長宛の領知朱印状をあげる⑩。

肥前国彼杵郡之内四拾八箇村都合式万七千九百石余目録  
在別紙事、如前々充行之訖、全可領知者也、仍如件

寛文四年四月五日御朱印

筆者

建部伝右衛門

大村因幡守とのへ

目録

肥前国

彼杵郡之内 四拾八ヶ村 但嶋共

大村 萱瀬村 郡村 江串村 千綿村 彼杵村 川棚村 波佐見村 宮村 鈴田村 三浦村 壹岐力村 佐瀬村 長与村 時津村 滑石村 幸田村 戸町村 福田村 式見村 三重村 神浦村 雪浦村 松嶋村 瀬戸村 多井良村 中浦村 加喜浦 江嶋 平嶋 大多和村 面高村 大嶋 天窪村 横瀬浦村 河内浦村 八木原村 大串村 形上村 長浦村 西海村 日并村 浦上古場村 浦上北村 浦上家野村 浦上西村 陌苺平村 黒崎村

都合式万七千九百七拾三石八斗七升七合

右今度被差上郡村之帳面相改、達 上聞所被成下 御朱印也、此儀兩人奉行依被 仰付執達如件

永井 伊賀守尚庸

寛文四年四月五日

小笠原山城守長頼

大村因幡守殿

第三の点は、第二の点とも関連するのだが、右にあげた領知朱印状の目録に記された四八カ村は、慶長十七年（一六一二）の検地によって、この時期に確定されたものである。そもそも大村藩領の村数は、「慶長十年御領内高目録之事」①には、四九カ村が記されている。ただし、このなかには、「浦上ノ内北村」、「浦上ノ内家野村」、「浦上ノ内西村」、「浦上ノ内平村」、「浦上ノ内黒崎村」、「浦上ノ内雪ノ浦(村)」というように、浦上という広域行政区域のなかに記載されている村名が含まれている。また、平村のなかには更に陌苺村も含まれている。

浦上地域でこのような記載がなされている背景として、同年に江戸幕府によって長崎新町(外町)が没収されたことが関係しているものと思われる。この時、幕府は、大村藩領の一部を没収したかわりとして、大村藩が秀吉から没収されていた浦上・家野・外目(陌苜・黒崎両村及び雪浦村の一部を合わせたもの)を返還している<sup>12</sup>。したがって、「慶長十年御領内高目録之事」は、返還後の状況が記されているのであるが、行政区分としては他の地域と同様の扱いができていないことをも示している。このような、いわば曖昧な部分を残している大村藩領について、一律に確定していく作業が必要であった。実際、慶長十七年の検地以降、大村藩領は四八カ村として確定するものであり、行政区分を確定するうえでも、当年の検地は重要な意味を持った。

第四の特徴として、慶長十七年の検地によって、田地のみならず、畠地に対する把握も進んだということである。これの成果として、「慶長年中畠方納目録之事」<sup>13</sup>がある。同目録は、慶長十七年二月十四日付で、前年の十六年分の畠地からの大豆一三三俵五升三合四勺四才、たばこ一一四二斤百五匁、木綿一一三斤三〇目、麻苧<sup>まぢ</sup>七八七くれ、小豆一俵二斗五升四合、ごま一升九合、更に「はしもと屋敷代」としての銀子一七匁分、それぞれ算出した分を書き上げたものである。

以上、慶長十七年の検地は、同十二年の御一門払いから連続しており、家臣団統制、藩財政の確立、藩及び村の石高・行政区分の確定など、以後の大村藩にとって、極めて大きな影響を与える事業であった。

#### ■四、在地鉄砲足輕の編成

戦国期から普及した集団戦法及び鉄砲や、天守閣や虎口に代表される近世城郭の出現は、大名家の軍団編成そのものを変化させていった。

大村藩では、多くの武士は大村氏の城下町である「大村」へ集住させられていったのに対して、『大村見聞集』によれば、検地の実施と同年の慶長十七年(一六一二)、藩主喜前は、家臣大村彦右衛門純勝に命じて、鉄砲組を編成している。この時、大村藩では、譜代小身の侍の末子を五〇人選び、諫早口の押さえのため鈴田村に在郷させたのである。

当該期は、徳川家と豊臣家の関係が、既に悪化しており、大村家の中でも、再び合戦が行われるかもしれないという推測があったのかもしれない。若しくは、再び領主同士が争う戦国時代が到来することも予想されたのかもしれない。大村家では、翌十八年、更に五〇人を選び、藤津口への押さええとして、江串村に在郷させている。このため、後年に至るまで、それぞれに居住している足軽を、鈴田組・江串組と称することになる。

鈴田組の諫早口、江串組の藤津口は、ともに佐賀藩領と接している。諫早口は佐賀藩の本身家臣諫早家(二万六〇〇石余)と、藤津口は同じく佐賀藩の分家大名(支藩)であった鹿島藩主鍋島家(二万石)とである。もともと、大村藩では、他に領地を接している平戸藩領や五島(福江)藩領方面には、足軽組を在郷させていない。諫早口や藤津口は、大村家が上方や江戸へ上る場合の通路となるのであるが、諫早・藤津両口に足軽を在郷させたことは、上方・江戸への押さええというよりも、やはり宣教師ルイス・フロイスが『日本史』のなかで述べたように、戦国期以来、陰悪な仲であった佐賀藩への押さええとしての意味があったと考えられる。

後年となるが、両口の足軽は、明和五年(一七六八)に出された法令<sup>14</sup>によると、

一 鈴田・江串御鉄砲之者、以前分訳有之被差置候付而、脇村江村直り之儀者不相成候  
という箇条がある。右の法令では、足軽達が以前から他村への居住を禁じられていたのか、それとも、これから禁止するのかわからない。右の法令では、この後の条文では、「尤是迄脇村江居候者は只今迄之通」とあることから、これまで禁止していたにもかかわらず、他村への移住者が出ていたため、このような法令が出されたと考えられる。いずれにせよ、鈴田・江串両組の足軽は在郷していることに意味があったことは間違いない。

ただし、鈴田組の半数については、元和年間(一六一五〜二四)に久原村に再び移住させて、城下の守衛とした。これが城下武家屋敷における百人衆小路<sup>写真1-4</sup>として形成されることになる。

先述したとおり、大村藩では足軽を拡充するために、譜代家臣の二男や三男といった末子を取り立てている。江戸時代では、譜代大名をはじめとする諸大名家の多くが、渡り奉公人を雇う事例が少なくない。しかし大村家や、隣国

の佐賀藩主鍋島家をはじめとして、中世以来同じ所領に居続け、家臣団もまた、先祖代々同じ主家に仕えることの多かった旧族居付大名家の場合、家臣団の末子を取り立てることで、足軽の拡充を図るケースが多い。これは、家臣団の庶子対策という側面が大きいのであろうが、このような取り立てを含めて、「譜代」家臣が多数を占めることで、旧族居付大名家では、家臣団のなかで「譜代」意識が熟成されていくことになる。

## ■五、足軽の石高

「見聞集」巻五には、足軽について記載している。次に足軽の石高とその編成について見てみることにしたい。これを表にしたのが、表1-3である。

まず足軽を統率する組頭について見てみると、全体的に二〇〇石台が多く、全一人中七人が二〇〇石台である。石高の最高は、江串鉄砲足軽を二人率いる朝長左門で三〇〇石、最低は江串鉄砲足軽二〇人を率いる南条新右衛門の七〇石となっている。

足軽の石高は、「見聞集」巻二十七によれば、足軽は、寛永年間（一六二四～四四）に一律で八石を給付されていたが、普請の免除と引き替えに六石に減少したという。ただし、表1-3によれば、平均では三石以上四石未満がほとんどとなっている。

個人別の最高石高は、堀内隼人組の「三浦 中間」宗儀右馬允・田添助太夫・一瀬新兵衛の六石で、最低は三根伊右衛門組の橋口十次郎で一石二斗となっている。

表1-3 足軽の石高平均値

組名	石高
小佐々彌三郎組	3.97石
朝長次郎兵衛組	3.70石
式見六之充組	3.03石
南條新右衛門組	3.70石
峯伊右衛門組	2.98石
富永四郎左衛門組	3.02石
神浦與太衛門組	3.12石
岩永久右衛門組	2.99石
朝長左門組	3.90石
朝長次郎兵衛組	3.83石
堀内隼人組	3.39石
嶺伊右衛門組	3.12石
一瀬七衛門組	2.55石
波佐見村五十人衆	1.84石

【註】「慶長十七年壬子諸士高帳」（長崎県史編纂委員会編「長崎県史」史料編 第二「大村藩」所収）から作成。



写真1-4 百人衆小路武家屋敷跡

（大村市教育委員会提供）

## ■六、足軽の職務

足軽組の職務は、先述のとおり、合戦の際には鉄砲組として出陣することにあつたが、平時には、次のような職務が規定されていた（「見聞集」巻二十七）。

### 鉄砲之者勤方覚

- 一 急変之節立之板御契約其外鉄砲之儀者、不及申候事
- 一 御城御要害ニ而者格外之儀も相勤可申事
- 一 関御供相勤可申事
- 一 長崎御供之事
- 一 行列之事
- 一 辻番之事
- 一 御門堅之事
- 一 夜廻之事
- 一 御通番之事
- 一 御用御銀荷物見番之事
- 一 御法事番之事
- 一 盆踊番之事
- 一 御城石垣御普請、但手木羽すり之事
- 一 もがり垣之事
- 一 竹ゑんく、しゆろにての事
- 一 糸つり之事

一村方石垣、但手木羽すり之事

一端午御幟番之事

一御庭御坪之内御普請之儀、格外之儀相勤可申事

一御上使之節火消之事

一宝円寺御祭礼警固之事

一御船作事番之事

一御作事石つき矢倉之上之事

これによると、合戦時は鉄砲隊として出陣する以外、籠城戦にも出陣することが定められている。一方、平時には、主に藩主が長崎や江戸へ参勤交代で赴く際の行列にお供をすることや、門番をはじめ、法事・夜廻り・盆踊りの警備を行うなど、様々な職務が義務付けられていた。

十七世紀後半と思われる「純長公御代御規式之事」<sup>(15)</sup>によると、足軽は、鈴田組・江串組とは別に、一番先手足軽が六組、二番脇二備足軽が四組、三番持筒・側筒が四組、四番殿備足軽、五番が大筒組足軽と、一番から五番まで、計一六組に編成されている。なお、右の史料は、大村藩の一年間の儀礼について書かれた史料だが、正月元旦の儀式において、家老以下、用人、旗奉行、持鍵奉行、近習、番頭、歩行頭、小姓頭、馬廻、医師、小姓、歩行組頭、中小姓、茶道、料理人、坊主までが玖島城へ出仕して藩主と対面儀礼を果たすのに対して、足軽は正月二日に玖島城へ出仕して組毎に対面儀礼を果たしている。これは、それだけ足軽の格式が家老以下の武士に比べて低いことを意味している。

四代藩主大村純長は、軍制改革を行ったが、足軽層についても、その人物の器量によって各組に一人ずつ小頭を任命し、組の差配を担わせた。組内で問題が発生した際に対処したものと思われる。



## ■七. 軍役規定

寛永十年（一六三三）四月三日、大村藩では、江戸幕府が元和二年（一六一六）に公布した軍役規定を改訂したのに伴い、自藩の軍役についても定めている。

「見聞集」巻五によれば、この時、大村内匠助・同彦右衛門連名で藩主の仰せとして定められた規定として、一〇〇石から一五〇石までの侍は、馬一匹と鎧一本、二〇〇石取りは、馬一匹、鎧一本、鉄砲一挺、三〇〇石取りは、馬一匹、鎧一本、弓一張、鉄砲一挺、六〇〇石取りは馬二匹、鎧三本、弓二張、鉄砲三挺を、それぞれ持参するように定めている。

更に馬乗の武士に対しては、馬を用意するためとして、一〇〇石取りは田錢一〇〇目、一五〇石取りは田錢二〇〇目、二〇〇石以上は田錢二五〇目をそれぞれ免除するように規定した。

この軍役規定は、以後、改められることなく、幕末に至るまで大村藩の軍役規定として存続している。

また、軍役令ではないが、寛文四年（一六六四）十二月十八日、家老中から出した「定」<sup>16</sup>として、他領へ鉄砲をはじめとした武器類の売り払いを禁じている。反対に他領から武器類を購入することは「心次第」として認めている。

## 二 幕府と大村藩

### ■一. 証人

戦国時代は、大名や家老の子弟が他国の人質となることがあったが、続く近世においても大名家、とりわけ一国、若しくは同規模を有する国持大名家をはじめとする外様大名家は、幕府に対して、大名の妻や子弟及び家老の子弟を人質<sup>17</sup>証人として江戸に詰めさせることで、徳川家に対する服属の証とした。そして、寛文五年（一六六五）に停止されるまで、外様大名家の証人提出は続いた。

証人の提出は大村家も例外ではない。まず純忠の庶子で、美しい髭で有名であった純直は、兄喜前に随って秀吉の

朝鮮出兵に出陣したが、後には家康に拝謁しており、その弟である純栄も、家康に仕えたという<sup>(17)</sup>。こうした大村藩主家の庶子が家康に御目見をするのも、大村家の嫡子の万一に備えた後継者のお披露目とともに、近世初頭では服属の証としての意味もあった。ただし、このような大名庶子は、次に述べる家老の子弟と異なり、幕府から強制されたものではなく、あくまで大村家の自発性に委されていた。

一方、家老やその子たちの在江戸については、後に述べる元和五年（一六一九）から六年にかけて起きた藩主純頼の急死及び純信<sup>写真13</sup>の相続に当たって、家老大村彦右衛門純勝が、証人として江戸に詰めるように幕府から命じられている。

この当時、大村藩では、藩主の名代としての立場にもあった彦右衛門が江戸に詰めていたほか、大村内匠助、同式部、浅田左門といった家老も代わる代わる江戸に詰めていた。ところが大村彦右衛門は、寛永十五年（一六三八）に老齢により隠居を願ったため、大村藩では彦右衛門の子弥五左衛門を証人にするということ、内匠助・弥五左衛門、更に式部が死去したため、その子右馬助が交代で江戸へ詰めることを幕府へ願っている。

## ■二、幕府から命じられる様々な公儀役

江戸時代を通して大村藩は、幕府から様々な役（公儀役）が課されている。公儀役は、主君が家臣に対して俸禄を与える「御恩」の代わりに家臣が主君に対して果たすべき「奉公」であり、封建社会において主君と家臣の主従関係を成り立たせる極めて重要な事柄である。具体的には、家臣である大名が務めるべき公儀役として、まずあげられるのが、合戦時に主君の命に応じて出陣する軍役であろう。大村藩が江戸時代を通して担った長崎警備も軍役に相当するが、このことについては、第三節の箇所ですべて述べられているので、そちらに譲り、本節では、これ以外の軍役について述べることにする。大村家では、先述のとおり、豊臣秀吉の時代には家臣団を率いて朝鮮半島へ渡ったが、これも当然軍役となる。

元和元年（一六一五）の大坂夏の陣においては、大坂へ出陣すべきかどうか、本多正純へ問い合わせたところ、家

康の「御意」として、「御手前之儀、船手之御役可被仰付之旨御意候」(18)と伝えられ、「船手」の役を命じられ、徳川家からの命令があれば、いつでも大坂へ船を出す準備をしていた。これは藩領が広く海に面していた大村藩にとって適任の役といえる。次に、寛永十四年(一六三七)の冬から始まった島原・天草一揆における大村藩の出勤状況を見てみることにしたい。

### 一・島原・天草一揆と大村藩

同一揆は、島原半島及び天草のキリスト教徒が一斉に武力蜂起し、当時、廃城となっていた島原半島の原城に立て籠もり、幕府・大名各軍と対峙したものの、翌十五年(一六三八)二月二十八日の総攻撃によって、総大将天草四郎時貞以下、二万人以上の死者を出した一大事件であった。

この島原・天草一揆における大村藩は、幕府の命令により有馬・原城攻めには参加しておらず、一揆勢が長崎を襲撃するとの噂があったため、長崎奉行榊原飛騨守、馬場三郎左衛門の指揮下のもと、長崎の警備を行っていた。警備は、長崎浦口に一艘ごとに付き、物頭一人・土二人・足軽一四人他、総勢二五〇人からなる番船五艘を出して、キリシタンの襲撃に備えた。また、例えば、十二月八日の原城における戦いで長崎奉行からの指示として、幕府軍が有家や口之津まで攻めていったことにより、一揆勢が海へ船で逃れているため、警備を厳重にするように命令があった。

なお、当時の藩主は江戸にいた純信であるが、幼少であることと病でもあったため、一揆が始まった当初は、名代として大村彦右衛門純勝が江戸から長崎へ行き、大村藩兵の指揮を取っていた。そして病が快方に向かったとして、十二月二十七日に、純信自身、長崎へ着陣している。もともと、長崎奉行の両人も、戦場である原城へ出陣していたため、大村家では、藩士大村太左衛門・浅田弥次右衛門・熊野市郎左衛門・井石主水・今道茂右衛門・今道左近右衛門・一瀬権之助を代わる代わる原城へ遣わして、その指示を仰ぐとともに指揮下に入っていた。

一揆終了後、戦死した板倉重勝に替わって幕府軍の総大将を務めていた松平信綱は長崎へ行き、巡察を行って江

戸へ帰ったが、この時、三重村に烽火山を定めたため、大村藩では足軽二人を常番させた。

## 二・普請役

公儀役には、将軍から命じられて城や石垣を造営する普請役がある。これを江戸時代は手伝普請役とも称した。特に、江戸城、大坂城、名古屋城、駿府城などが築城された近世前期に多く動員されたが、西国の大名は石垣を、東国の大名は堀の掘削をそれぞれ担当することが多かった<sup>19)</sup>。

大村藩でも慶長十二年（一六〇七）、駿府城の手伝普請を命じられたのをはじめ、大坂の陣も終わった元和五年九月十六日、大村純頼は幕府から、来年の三月一日から大坂城の石垣普請を始めるので準備をするように命じられている<sup>20)</sup>。そして元和六年（一六二〇）と寛永元年（一六二四）、同九年に大坂城石垣普請を務めた。同十三年には江戸城鍛冶橋・幸橋両門脇の普請をそれぞれ務めている。特に大坂城の普請では、唐津藩主の寺沢志摩守の組に入り、土方丹後守、杉原伯耆守と共に西大手門外側石垣六間五尺六寸、京橋口御門左一番槽下石垣四間、同門左槽一番・二番の間の石垣四間二尺、同大手門堀外側の石垣五間一尺四寸三分、本丸下空堀一〇間の普請を担当した。

## 三・馳走役

幕府から命じられた大名が務める公儀役として、京都から江戸へ下ってくる天皇や女院の勅使や公家を江戸城内で接待する勅使馳走役がある。元禄十四年（一七〇一）に起きた赤穂事件で浅野内匠頭長矩が務めていたのがこれである。勅使馳走役は、門番と同様に、中小の大名が務めた公儀役で、大村藩では明暦元年（一六五五）二月、女院使小川坊城俊広が江戸下向のため、この接待役を命じられている。十七世紀だけでも、万治元年（一六五八）正月、秀忠法事のため下向した女院使樋口信康の接待を、寛文三年（一六六三）九月、女院使小倉実起の馳走役を、天和元年（一六八二）正月、本院使清閑寺熙房の馳走をそれぞれ果たしている。

また京都からの使者ではないが、朝鮮からの使者である、いわゆる朝鮮通信使が対馬から瀬戸内海を経て江戸へやって来る時に、これの馳走役を務めることもあった。大村家では、明暦元年（一六五五）に先述のとおり小川坊

城俊広の接待役を務めたが、同年九月と十一月には、相模国藤澤駅(宿)において、朝鮮からやってきた三使(正使、副使、従事官)の接待役をも務めた。天和二年八月にも、武蔵国品川駅(宿)において、通信士である三使の接待を命じられた。

#### 四・火消役

火災の多かった江戸では、町火消以外、中小の大名家や旗本に対しても火消役を命じているが、大村藩では、万治二年(一六五八)十月十九日に火消役を命じられた。一緒に務めるべき同役として、大関増親と細川綱利が命じられている。寛文三年(一六六三)八月二十八日にも純長は火消役を命じられたが、九月三日に江戸城へ呼ばれ、火消役は免除され、代わりに、女院使の馳走役を命じられた。これについて、藩主大村純長が、国許に居た大村弥五左衛門と福田十郎左衛門に送った書状によれば、当時、大村藩領が不作のため年貢徴収が困難となっていたことと、純長が病であるということを知り、万一、火災が起きた際にすぐに出動する火消役は難しく、馳走役であれば「当座之事」であるという配慮からであった。

#### ■三・江戸屋敷

幕府は、慶長年間(一五九六〜一六一五)以来、江戸に滞在する諸大名家に対して屋敷地を与えることで、大坂の豊臣氏に対抗するとともに、天下の主が誰であるのかを示していた。

江戸屋敷は、一国若しくは一国規模を領有する国持大名家や御三家などの場合、上・中・下屋敷をはじめ、江戸の中で複数を保有していた。

大村家の上屋敷は、時代によって異なるものの、十七世紀と十八世紀は、江戸城の南に位置する外桜田備前町(現



写真1-5 火事場装束(大村藩士所用か)  
(大村市教育委員会(旧楠本正隆屋敷)所蔵)

在の東京都港区西新橋)にあり、約一九三五坪の広さであった。備前町を含む、現在の日本橋から新橋の一带は、徳川氏が天正十八年(一五九〇)に関東入国した際に、江戸城東側に日比谷入江が入り込んでいたものを神田山などを切り崩して造成した地域である。拝領時期については不明だが、江戸城及びその周辺を描いている、寛永九年(一六三二)十二月の日付のある「武州豊島郡江戸庄図」では、外桜田備前町に「大村主殿」という名前で記載されている。この「主殿」は、場所と時期からして、大村純信であることは間違いないだろう。

寛永十九年から二十年当時の江戸の様子を描いた「寛永江戸全図」(白杵市教育委員会所蔵)では、同じ備前町に「大村丹後(純信)」の屋敷地が描かれていることから、少なくとも寛永期には幕府から拝領して上屋敷としていた。屋敷の北側は備前町通が、東側には「広小路通」、若しくは「愛宕下大名小路」と呼ばれた通りが走っている。

上屋敷内の様子を描いた「見聞集」巻七の絵図写真<sup>3-29</sup>によると、敷地の北側に表門と裏門が配され、藩主が住む御殿を中心に、長屋や足軽屋敷があり、稲荷社も置かれている。

そして、敷地の南側には正室・若しくは隠居した藩主の御殿や純保の長男であった式部純将の屋敷が藩主の屋敷とは独立してある。

さて、江戸は幾度も大火があり、その度に武家・町人に限らず多くの屋敷が焼失したが、大村家の上屋敷も、寛永十七年(一六四〇)、明暦三年(一六五七)正月、享保十六年(一七三二)、寛政六年(一七九四)正月と、何度も火災に会い類焼した。特に享保十六年の火災では、上屋敷にあった多くの「宝器」が焼失してしまった<sup>21</sup>。更に江戸糀町五丁目から出火した寛政六年の火災では、霞ヶ関から備前町(別名久保町)辺りにまで火が及び、大村藩の上屋敷も類焼してしまった。この時、幕府から次のように達せられた。

愛宕下屋敷御用二付可被差上候、為代地永田町米倉三八・伊沢内記・滝川源八屋敷之内三千六百坪余被下、銀式百拾枚被下候、御勘定奉行・御普請奉行可被談候

備前町屋敷は幕府に召し上げられ、代地として、永田町(東京都千代田区永田町)の旗本米倉・伊沢・滝川各家の

屋敷から三六〇坪の地を改めて拝領した。更に、寛政十年（一七九八）には内藤弥左衛門から五〇〇坪ほどを購入して、合わせて四一〇〇坪余となった。備前町時代から比べると、敷地は約二倍になったことになる写真1-6。

中屋敷については、寛文元年（一六六一）七月二十二日から地行ならしをはじめ、八月九日には純信夫人の究竟院が移った牛込屋敷を「宝永武鑑」において中屋敷と称している。牛込屋敷については、牛込山伏（現東京都新宿区北山伏町）にあった。屋敷のすぐ東隣りは甲斐徳美藩主伊丹家の下屋敷があり、西隣りは若狭小浜藩主酒井家の下屋敷であった。特に伊丹家については後述するとおり、当主勝政が大村純長の実兄であり、かつ純長夫人究竟院はその姉であるように、大村家の親類大名であった。大村藩がどのようにこの山伏町の屋敷を手に入れたのかは不明だが、恐らく、伊丹家が大村家に割譲した土地と思われる。

下屋敷は、一般的に隠居した元当主やその室、また部屋住の次男・三男、更に上屋敷に収容しきれない家臣などが暮らす空間であったが、大村藩の下屋敷は、江戸城の南に位置し、当時は大名家の下屋敷や町人地・百姓地が混在する白金（東京都港区白金）にあった。白金屋敷は、万治二年（一六五九）十二月、親戚でもあり懇意の大名であった伊丹勝長（甲斐徳美藩）から下屋敷を見立てるように指示があり、大村藩士安田与左衛門が探したところ、菩提寺であった芝高輪二本榎の承教寺近辺「しろかね原」に適当な



写真1-6 嘉永元年（1848）戊申改正の「御江戸大絵図」に記される大村藩江戸上屋敷  
赤い線で囲んだ部分には、大村家の「瓜（大村瓜・五木瓜）紋」が描かれ、「大村丹ゴ」（大村丹後守の意）と書かれている。現在の国立国会図書館東京本館周辺である。付近に譜代大名筆頭の彦根藩上屋敷（「井伊掃部」）があり、また「半蔵御門」があることから分かるように江戸城から近い位置に上屋敷があった。（大村市立史料館所蔵 大村家史料）

土地を見付け、絵図をもって幕府へ願った。寛文元年十二月十五日には幕府から拝領の許可が下りたものの、正式に引き渡されたのは、翌年三月であった。坪数五〇〇〇坪で、東西六二間一尺四寸(京間)である。元禄十三年(一七〇〇)十月には、幕府から辻番所を建てるように命じられている。もともと、宝暦九年(一七五九)には、旗本小林惣兵衛へ五〇〇坪を譲渡している。これは、上屋敷の南側佐久間小路通沿い井関玄説の屋敷九六一坪余を買取るための資金にするためであった。

#### ■四・幕府儀礼への参加

江戸城内で行われる幕府儀礼は、将軍が主催する公的な行事として、年始めの正月から年末の歳暮まで、一年を通して行われた。幕府は、各大名に対して、どの儀式に参加することを認めるのか、参加を認めても将軍へ御目見をするのは何番目かなど、厳密に定めていた。儀礼は、各大名の身分格式をより詳細に定めるとともに、これを可視化する効果があった。このため、大名家にとっても幕府儀礼への参加は、大きな関心事であった。なかでも、外様大名の大村藩にとって、より重要であったのは、正月元日から三日までの年始、徳川家康の江戸入国が八月一日であったからという故事による八月一日に行われる八朔、それに端午(五月五日)・重陽(九月九日)・歳暮(十二月晦日)の三節句であった。正月に出席をした大名は八朔も出席をするというように、正月と八朔は連動した儀式であり、大名・旗本が総出仕し、江戸の町人も参加する一大行事であった。また三節句は、将軍へ時服じふくを献上し、その礼状として御内書が発給される儀礼であったが、江戸時代は、将軍が直接発給する(直状形式)文書は、近世初頭を除き御内書以外は、領知判物・朱印状しかないことから、これが発給される儀式に参加することは、大名家にとって極めて重要であった。

元和二年(一六一六)頃から整備されていた年始の正月の儀式について、これまで全く知られていなかったが、大村藩主は初期を除き、江戸時代を通して正月元日出仕していた。従来、江戸幕府における正月拝賀儀礼について、正月元日は御三家や譜代大名が、二日は国持を含めた外様大名が、三日は嫡子が登城するとされてきた。しかしなが



ら、大村藩の事例からみると、実態は違っている。すなわち、『大村見聞集』によれば、大村藩主は、正月元日から熨斗目大紋を着用してまず江戸城本丸へ登城し、將軍へ太刀・馬代を献上する。通常は將軍嫡子がいる西丸へ行き、同じく太刀馬代を献上している。

ところで、大村藩は外様大名に分類され、江戸城内に詰める部屋も、他の外様大名同様に、柳間やなぎまに定められていた。しかし、大村藩と同じく、正月二日ではなく、元日に出仕する外様大名も少なからずいることが表1-4から分かる。元日に出仕しているのは、隣の平戸藩主松浦家（六万一七〇〇石）、日向高鍋藩主秋月家（二万七〇〇〇石）など、一〇万石以下で多くは五万石以下の小大名が多い。この理由については、これらの大名が国持大名をはじめとする大藩・中藩と異なり、徳川家への従属度が高い小藩であることと無関係ではないだろう。幕府が命じたのか、大村藩が願ったのかは分からないが、元日出仕することで、格式上、外様大名とは異なり、より譜代大名に近い存在として扱われたことは確かである。

大村藩主の元日出仕の始まった時期については史料の制約によって特定することは困難だが、『大村見聞集』には純長時代の「御城内御作法之事」として、「正月元旦、御太刀目録御持参被遊候事」として、江戸城へ登城することが記載されており、少なくとも、純長代までは遡ることができる。

対馬藩士西山元文が安永四年（一七七五）に著述した「官中秘策」<sup>23</sup>という史料によれば、大村家は、脇坂家・相馬家・那須家と共に、「御譜代衆之子、他門之養子ニなり雖其跡継、父之筋目ゆへ御譜代ニ列候家々」と書かれている。これらの大名家は、譜代大名の息子が養子となり家を相続したので、その父、つまり譜代大名の筋目をもって「御譜代」大名となったのである<sup>24</sup>。

これは、大村純長が伊丹勝長の四男であったことを指すが、大村家が「御譜代」大名であったという記述は興味深い。このように外様大名であった家が譜代大名として扱われるケースとして、幕府へ願い出て、許可されることを願譜代ねいふんだいといい、ほかに、陸奥三春藩主秋田家や信濃松代藩主真田家などがある。

表1-4 近世後期における外様大名(柳間席)の幕府儀礼参加状況

格	大名名	三季時 服献上、 柳間江 使者出 候分	三季献 上之節、 於御城 御内書 相渡候 分	鯖代献 上之分	外様大 名・交 代寄合 之内、 玄猪御 祝儀儀 罷出候 分	柳間大 名之内、 御具足 御祝儀 罷出候 分、但 遠山御 一人也	柳間席 二而元 日年始 御礼罷 出候分	柳間席 二而二 日年始 御礼罷 出候分	柳間二 而御罷 出候分	御祝儀 御料理 被下候 節、柳 間席之 内二而 於紅葉 間金銀 御料理 被下候 分	領地之 御朱印 不致所 持分
城主	丹羽左京大夫 南部大膳大夫		○						○	○	
	中川修理大夫								○	○	
	松平飛騨守	○		○							
	松浦耆岐守						○			○	
	松平左衛門佐	○	○	○				○	○	○	
	加藤遠江守						○				
	仙石越前守						○				
	京極能登守							○		○	
	伊東鷄三郎							○			
	稲葉伊予守							○			
	溝口駒之助						○				
	藤堂左近将監	○			○		○			○	○
	黒田甲斐守								○	○	
	毛利甲斐守								○	○	○
	津軽越中守								○	○	
	亀井隠岐守						○				
	大村信濃守						○				
	島津淡路守								○	○	
	秋月山城守							○			
	木下主計頭								○		
相良耆岐守								○			
六郷佐渡守							○				
毛利伊勢守							○		○		
森右兵衛佐								○	○		
堀大和守							○				
大田原飛騨守							○				
遠山佐吉					○	○	○				
従是 未無 之分	鍋島紀伊守								○	○	○
	鍋島甲斐守								○	○	○
	九鬼和泉守						○				
	細川能登守							○	○	○	○
	毛利大和守							○	○	○	○
松平近江守								○	○	○	

	田村左京大夫							○		○	○
	松平豊前守							○		○	○
	堀左京亮						○		○		
	細川和泉守							○		○	○
	伊達若狭守							○		○	
	小出信濃守						○				
	池田信濃守							○		○	
	木下淡路守						○			○	
	分部左京亮						○				
	織田左近将監							○		○	
	鍋島和泉守							○		○	○
	南部左衛門尉							○		○	
	岩城伊予守							○		○	
	織田出雲守							○		○	
	佐竹龜丸							○		○	○
	九鬼式部少輔						○				
	大関伊予守						○				
	関備前守							○		○	
	市橋下総守						○				
	細川長門守						○			○	
	池田山城守							○		○	○
	京極加賀守							○		○	
	森下野守							○		○	
	山内摂津守							○		○	○
	松平縫殿頭							○		○	○
	五嶋近江守							○			
	久留嶋祥丸							○			
従是 未本 問	片桐主膳正						○	○		○	
	土方大和守							○			
	伊東播磨守							○			
	谷播磨守							○			
	前田大和守							○			
	青木甲斐守							○			
	京極壱岐守							○			
	織田筑前守							○			
	北条相模守							○			
	加藤出雲守							○			○
	毛利讃岐守								○		○
	織田左衛門佐							○			
	一柳土佐守							○			
	一柳兵庫							○			
	松浦豊後守							○			○
上杉駿河守								○		○	

【註】「見聞集」巻六十一（藤野 保・清水紘一編「大村見聞集」所収）から作成。

大村藩でも、純長が伊丹家から養子に入り、正月元日に出仕していたことも考えると、幕府内では譜代大名により近い類別となっていた。ただし、大村家の江戸城内における殿席（詰所）は、一〇万石未満の外様大名が詰める柳間であることから、より譜代大名に近い外様大名といえるだろう。

## ■五、純頼の死と純信の家督相続

### 一、彦右衛門の活躍

大坂の陣も終わり、徳川家による新しい天下支配が行われようとしていた元和五年（一六一九）十一月十三日、大村へ帰国していた純頼は、二八歳の若さで急死してしまった。まだ若いことと、あまりに急であったため、純頼は幕府に対して、自身の子、つまり大村家の家督相続予定者を届け出ていなかった。このため、大村家は家督相続者の不在のため、御家断絶の危機に見舞われた。この一件は、大村家存続の危機とともに、家老大村彦右衛門純勝とその子孫が大村藩内において大年寄の格式を得るきっかけとなった。

純頼には元和四年に、参勤交代で不在中の国許で第一子が誕生していた。この時、純頼は、家臣疋田仁左衛門と大村太左衛門に対して、理由は定かでないが、「御懐妊之御子流シ」（五）、つまり墮胎をさせるように命じていた。しかし、家老大村彦右衛門は、めでたいことだとして、この命令を無視して産ませてしまった。更に、純頼に対しては、子を生かすようにと説得を重ね、ついに純頼も受け入れ認めることとなった。これが、松千代こと、後の純信（写真↑13）である。純信は、父純頼の死去時、まだ二歳であった。

ところで、純頼が急死したことにより、家督相続者を幕府へ届け出していない大村家では、彦右衛門が老中に対して、死去した純頼がさも生きているように見せかけ、病が本復しがたいため、子の純信に家督を譲りたい旨の書状を認めた。末期養子の形を取ったのである。更には近隣の大名である平戸藩主松浦隆信や島原藩主松倉重政へも、幕府への口添えをしてくれるように依頼した。

残された純信は、早速江戸の老中のもとへ伺候すべく出国しようとしたが、まずは、彦右衛門と同じく家老の松

浦右近が正月十二日に先行して江戸へ到着している。

江戸城へ登城した彦右衛門と右近は、老中たちから大坂城の普請を命じられ、受諾する一方で、純頼の死と純信の家督相続に対する願いも申し出ている。このため、どちらか一方は大坂へ出張することとなったが、右近は、彦右衛門が江戸で知り合いも多いことから自分が大坂へ下った方が良いとの考えを示したため、彦右衛門が江戸に残り、幕府との交渉を行うこととなった。

さて、江戸に残った彦右衛門は、「老中」（この時はまだ年寄といった）をはじめ、純頼が懇意にしていた大名や旗本などの邸へ毎日のように出かけては純信の家督相続を願った。やがて彦右衛門は「老中」から呼ばれたが、この時の状況について、『大村見聞集』によれば「老中」が言うには、純信がまだ幼少のため、大村家の家督相続は難しい、もっとも、彦右衛門ならば「直人」にしても良い、と言ったという。彦右衛門は大村家の家臣であって、將軍からみれば陪臣であるが、「直人」とは、將軍の直接の家臣になるという意味で、大名や旗本と同じ身分になるということである。しかし、彦右衛門はこれを断るとともに、「古キ家」である大村家存続と純信の家督相続を願った。このため、「老中」たちも感心したという。

その後、彦右衛門も土井利勝、酒井忠世、本多正純、安藤重信といった幕府の有力者たちへ伺候して相続を願っている。そして五月十五日の朝、彦右衛門は幕府から登城するように命じられたため、登城したところ、江戸城本丸と西丸の勢溜において、酒井忠世、土井利勝、安藤重信、横田勘兵衛、伊丹康勝が列座の上、純信の家督相続を許可する旨が言い渡された。

## 二、大村家存続とその後の彦右衛門家

彦右衛門の幕閣や他大名に対する働きかけもあって、大村家は存続を許



写真1-7 大村彦右衛門家墓所（大村市指定史跡）（久原1丁目）  
（大村市教育委員会提供）

された。この家督相続について、後世の編さん物である、寛永十八年（一六四一）に幕府が編さんした大名・旗本の系図が集められた「寛永諸家系図伝」<sup>26</sup>では、純信の項に「元和六年五月十五日、父が遺跡をつぎて台徳院殿につかへたてまつり、其後將軍家につかふまつる」と記しており、一見、純信の家督相続は許されたように書かれている。しかし、大村家側の史料を見てみると、やはり後世の編さん物だが『大村見聞集』によれば、喜前・純頼と短命で死去したため、將軍への「忠節」がないとして、この相続は通常の家督相続、つまり純頼からの家督継承を認めるのではなく、あくまで、「松千代ニ新規領知被仰付候」、新たに大村藩二万六〇〇〇石余を与えるという処置であった。末期養子であり、更に純信の將軍への初御目見も終わっていない状況からすると、形式上であったとしても、幕府が大村家に対して新知宛行を取ったことは十分考えられることである。

また幕府は、純信がまだ三歳であるため、將軍への奉公ができないことから、一五歳になるまで大村で養育することを認めるとともに、家老である彦右衛門と右近に対しては、同人の名代として江戸に詰めることや、家中の統制を命じた。もつとも彦右衛門等の在江戸については、当時の外様大名が家老の子を幕府へ提出していた証人としての意味もあった。

その後、純信は、寛永七年（一六三〇）五月四日に、秀忠へ初めて御目見を行い、寛永十一年には家光の上洛に供奉し、同十四年の島原・天草一揆においても病であったものの、長崎を守衛している。そして同二十年十二月二十九日に従五位下丹後守に叙任した。

こうしたなか純信は、寛永十一年二月二十一日付で彦右衛門に対して書状（『大村見聞集』所収）を認めたのだが、



写真1-8 松千代（純信）着用御帽子 書付によると、松千代が2歳の時のものとある。  
（大村市史資料館所蔵 大村家史料）

このなかに、彦右衛門に対する純信の心情があらわれているので、次にあげることしよう。

貴殿此度格別之忠儀より、我等子孫永久家中之安堵拔群之勤方令満足候、依之我等代々其方家到子孫まで重立候、家政之儀者不限公私一切其方家江相預候条、猶更忠儀専相勤候、子孫江も可申伝者也

寛永十一

二月廿一日

丹後(花押)

大村彦右衛門殿

冒頭の「格別の忠儀」とは、もちろん、純信の家督相続に奔走したことを指す。このため、大村家の「家政」を一切預けるというのである。しかもそれは彦右衛門一代だけではなく、その子孫までを対象としていた。

また、同じ日付で出された彦右衛門宛の純信書状(『大村見聞集』)はより詳しく書かれており、「我幼時不幸にして早く別父ニ忽家危ク家督相続難計、家及断絶ニ候外無之、家中之面々諸士ヲ始、万民途方ニ暮罷在候」と家名断絶の危機があつたことを述べるとともに、彦右衛門の活躍によつて何とか家名存続が許されたことから「是正ク彦右衛門之力ニ而候得者、其方江領地拝領も同然之事ニ候、ケ程之大義何ヲ以可恩謝、自今後其方家之儀我等同家同然、一体分身ニ而子孫代々我家之後建(重立カ)候、政事之儀我等同様ニ相預り可申旨申付候(中略)子孫末代我家之長老、家政之頭転、万代家格ニ申付候」と、大村の藩主家と彦右衛門家は一家同然であり、大村藩の「長老」(「大年寄」という家格を与えるというものである。純信の彦右衛門に対する信頼のほどをうかがうことができるだろう)。

しかし、これ以降、年月が過ぎて行くにつれ、純信が慶安三年(一六五〇)五月二十六日に死去し、彦右衛門もまた万治二年(一六五九)十一月十五日に死去すると、次第に彦右衛門の功績も藩内では忘れ去られていったようである。元禄十三年(一七〇〇)六月七日、時の藩主であつた純信の子純長の御意として、「彦右衛門事、御家中々崇敬可仕候処、一円左様ニも無之様ニ被聞召上候」と、彦右衛門の子孫である彦右衛門長行が家中で軽んじられていたとして、今後、藩士は、五節句をはじめとした年中行事において玖島城へ登城したならば、必ず彦右衛門の屋敷へ行くよう

に命じている。

### 三 藩財政と公租形態

#### 一 蔵入地の増加

大村藩では、全領内を対象とした第一回目の検地を慶長四年（一五九九）に、第二回目を同十七年とそれぞれ行い、打ち出しの増加に伴う蔵入地の大幅な確保と年貢料の増加がなされてきたが、寛永八年から十年にかけて、三回目の検地を実施した。

第一回から第三回までの石盛の変化については、表1-5を見てみると、第一回から第二回は、ほぼ全体に渡って石盛が増加しているが、第二回から第三回については、上田・中田で横ばい、下田・上島は減少している。しかし全体的にみると、やはり増加しており、特に寛永検地では三下田・四下田、三下島・四下島といった区分が登場している。これは、検地がより精緻化していることを示すものである(27)。

藩の蔵入地については、表1-6から見てみる

表1-5 大村藩における石高算出の方法(三検地)

	田島屋敷地等級	第1回検地 慶長4年		第2回検地 慶長17年	第3回検地 寛永8～10年
		石斗	山島 石斗升	石斗	石斗升
田 地	上々田	1.5		石斗	石斗 1.8
	上田	1.3		1.6	1.6
	中田	1.1		1.4	1.4
	下々田	0.9		1.3	1.2
	下々田	0.5		0.7	1.0
	三下田 四下田				0.8 0.6
島 地	上々島	0.6	0.08	0.7	0.7 0.6
	上島	0.4	0.06	0.5	0.5
	中島	0.2	0.04	0.3	0.4
	下々島	0.1	0.02	0.1	0.3
	三下島 四下島				0.15 0.06
	屋敷地	上	1.3		田地に準ず
中		1.1			
下		0.9			

【註】「郷村記」附録上による。藤野保「大村藩」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』1973年 27頁)第1表から転載。



と、慶長四年の段階では四四五四石であったものが、寛永検地の結果、二万三三三二石へと増加している。この結果については、検地による蔵入地の増加だけではなく、この間に行われた御一門払いなども大きく関係している。

蔵入地に対して、家臣団の知行地だが、再び表1-6を見てみると、数字上は一万六九七三石から一万九四〇八石と増加しているが、総高も大幅に増加しているので、知行地の比率は慶長四年の七九割から四五割に減少している。ただし、御一門払いがあったにもかかわらず、知行地自体が増加していることは、開発新田地の知行化といった事態も想定される<sup>28)</sup>。

いづれにせよ寛永検地は、総高で四万二七三〇石を打ち出しており、これが藩財政を支える基盤となった。また蔵入地の租率も、この時に四ツ五分(高一石に付、本石四斗五升)と定められた。寛文二年(一六六二)には、五ツ三分四厘に改められている。

また小物成についても、慶長四年の検地以来、茶・桑・楮の三種についてのみ徴収してきたものが、寛永検地においては、次にあげる一四品目に拡大して、畠高に応じて現物納させた。

一 胡麻 壹斗五升 一上茶 壹斤

表1-6 大村藩における総高・蔵入高・知行高

年度	総高	蔵入地	知行地	知行高 総高 ×100	備考
慶長4年	石 21,427	石 4,454	石 16,973	79%	郷村記附録下 慶長高帳
寛永8年	石 42,730	石 23,322	石 19,408	45%	郷村記附録下 見聞集33巻
元禄8年	石 50,038	石 28,966 内 蔵米=2,740 扶持・切米= 石 2,398 石 役料=454	石 21,072 + 石 5,592    石 26,664	41%	見聞集34巻
安政3年	石 59,068	石 39,760	石 19,308	32%	郷村記首巻

【註】 藤野 保「幕藩体制史の研究」(吉川弘文館、1961年) 595頁掲載。※藤野 保「大村藩」(長崎県史編集委員会編「長崎県史」藩政編 長崎県 吉川弘文館 1973年 59頁)第6表から転載。

一 堅炭	貳俵	一 薪	貳荷
一 大根	五本	一 薯蕷	壹束
一 粟	壹升	一 萱薑	四枚
一 藺薑	壹枚	一 稲卷	壹枚
一 摺糠	拾俵	一 麻柄	壹束
一 藁	百把	一 飼葉	拾俵

このほか、口米として九合の徴収も定められた。百姓は、本年貢や小物成以外にも、運上として、家別に芋なむ一つに三〇目ずつかかる家別芋や、薪や材木など山方運上として藩士にも掛けられる鑪銀いろりがあった。

## ■二、藩主の国許・江戸在府の費用

藩主の在国中、及び江戸在府中の費用については、藩主大村純長の代に記された「純長公御代御在城・御在府之御入箇御積帳」[29](#)がある。これによれば、在国・在府ともに、必要経費として銀八四六貫六〇〇目（納方都合）と銀一〇〇目（山方・炭方）が設定されている。内訳は、大村に在国の場合は、藩主のための費用として五三四貫五六〇目が計上されている。一方、藩主が江戸在府の場合は、八〇〇貫三九七匁が計上されており、やはり、藩主は、江戸にいと、大名・旗本との交際費や、食材の購入費など、江戸における消費生活によって、より多くの支出があったため、在国の方が藩主にかかる必要経費も安いということであろう。

ほかに、本史料では、藩主が在国・在府どちらであっても額のかわないものとして、大村藩の借銀をあげている。「江戸借銀拾年賦」が二〇貫三四匁、「江戸利払」が二六貫四〇目、「江戸買懸十年賦」が七〇貫目、「大坂借銀十年賦」が一四〇貫目余、「大坂役所入目」が二〇貫目となっている。江戸借銀の利払いが十年賦で支払っている額を超えていることもさることながら、大坂での借銀十年賦が一四〇貫目と江戸よりも突出している。大坂商人からの借銀に依存している状況であったことが分かる。

なお、借銀については、大村藩の親類大名であった甲斐徳美藩主伊丹家からも借り入れている。詳細は不明だが、大村彦右衛門純勝の子弥五右衛門純茂は純長に対して書き上げた「謹而言上」<sup>30</sup>のなかで、「御銀子相続不申候時分は、播磨様江只今迄は御借銀被遊候」と、純長の実父である伊丹播磨守勝長から借銀していることを述べるとともに、「以來播磨守江御借金被為成候儀不罷成候ハ、何之人江御借銀可被成候哉、内々御心当も被為成被召置候ハ、可然奉存候」と、勝長や伊丹家との縁が切れた時に借金ができなくなるので、今のうちに他に借金ができるように心当たりを付けておくべきだ、といったってまじめに言上している。

### ■三、藩の困窮

大村藩では、参勤交代をして江戸へ行ったり、幕府から命じられる軍役、普請役、馳走役などの公儀役を果たすなど、藩財政の困窮は既に十七世紀前半から進行していた。このため御一門払いや検地の実施などによって藩財政の健全化を図ってきたが、一向に改善されることはなく、親類大名伊丹家をはじめとする商人などからも借金を重ねていくことになった。

このため、藩では、寛文五年（一六六五）六月十二日、家臣団に対して、知行高の一部を藩へ上納する上米を命じざるをえなかった。次にあげるのは、この時に出された「覚」<sup>31</sup>である。

覚

- |             |    |
|-------------|----|
| 一 五拾壹石以上の上者 | 五部 |
| 一 拾壹石〆五拾石迄ハ | 三部 |
| 一 壹石〆拾石迄者   | 貳部 |

右五部三部貳部之儀者知行ニ而可被差上候、若抱置米ニ銀子ニ而上納仕度願之面々者、慥成書物相調、頭々江可被相渡候、右両条被極早々郡代江可被相届候、以上

いわゆる五部三部米と呼ばれるもので、知行が五一石より上の者は「五部」つまり知行の半分を、一一石から五〇

石までは「三部」知行の三割を、一石から一〇石までは「式部」知行の二割を前年七月に新たに設置された郡代方へ納めるように命じている。もっとも後文から、米ではなく銀での上納も可能であったことが分かる。

しかし、いくら藩財政が窮乏しているためとはいえ、本来家臣が「奉公」を行うために、主君が「御恩」として与えているのが知行であり、これを一部であっても藩へ納めるようにと命じるのは、主従関係の根幹に関わる、極めて重要な問題であった。

そのため、純長は、こうした事態を説明するため、同年十二月二十八日に「覚」[32](#)を出している。内容は、「近年我等すりきり候付、諸士分爲見次大分之預合力候儀、譜代之よしみを被存、如斯之深切大慶難謝候、自今以後我等分限ニ不応儀、書付を以可申達候、尤可爲忠節候也、然者家中弥儉約を用」いるように述べている。藩財政が困窮（我等すりきり）しているため上米を命じたが、大村家の家臣は譜代者が多いので理解してくれ感謝している。今後は藩主であっても分限に依拠していないと思うことがあれば書付で提出しなさい。これは「忠節」である。だから家臣も儉約をするように、というのである。

上米は、藩権力が、一方的な命令によって処理できる事柄ではなく、藩側・藩主は、家臣団に対して、なぜこのようになことを行うのか説明をする責任があったし、また自身の財政についても家臣によって制限が加えられるほど引き締めなければ、家臣側も到底納得ができなかった。

#### ■四、役目米

寛文八年（二六六八）二月十五日には、家臣団に対して、石高や役職・身分に応じて出来をさせる役目米を制定している[33](#)。

一五部三部 御免被成候事

一千石以下六拾石迄者百石ニ付米三拾俵ツ、之役目可被差上事

一五拾石以下拾壹石迄者拾石ニ付米弐俵七升五合ツ、之役目可被差上事

一 十石以下者米壹俵壹斗五升宛之役目可被差上事

一 近年五部三部被差上候付而前廉之米之代其外元捨銀一切之未進被差延候を當暮〆十年ニ上納可被仕事

一 江戸御供各番ニ相勤申候者共ハ無役ニ可被仰付事

一 元來役目不仕候而今度之役目被差上候者江者先年之役目を可被下事

一 諸物懸江も先年之役目可被下事

一 江戸御供之馬廻江ハ今度之役目壹年御免可被成事并百石〆百五拾石迄ハ役目之上ニ銀五百目ツ、可被下事

一 長崎付番江者今度之半役御免可被成事

一 百石取隣端近国江急ニ御使ニ被遣候節且又他所〆之御使者取次被仰付候時者刀指壹人御供可被成事

一 百五拾石以上之者者乘馬所持可仕事

右之通被仰出候、古方未進拾年ニ差上候様ニ被仰出候儀何茂忝可被存候、役目其外未進之儀十月十一月十二月中

ニ無相違可被致上納候、若少ニ而も年明候迄及延引候ハ、早速知行被召上御藏米ニ而可被仰付候間其心得有之候以

上

二月十五日

家老中

五部三部を上納している者は免除されるとして、そのほか、一〇〇〇石以下六〇石までの知行取りは一〇〇〇石に米三〇俵を上納することや、五部三部の未進者に対しても今年の暮れから一〇年間で上米するように命じたり、一五〇石以上の武士は乗馬を所持するようにも命じている。特に、後文の最後で言っているように、この役目米を今年中に納められない武士については、土地を拝領する地方知行を改めて、米を支給する蔵米取(俵禄米)にするので心得ておくようにと命じている。ここに藩側の徴収にかける並々ならぬ意思が看取される。なお、大村藩では、従来、縦横五寸二分・深さ二寸五分の「古より有來候枡」を使用してきたが、前年から縦横四寸九分・深さ二寸七分の京枡を用いて俵禄米などを量ることにしている。

## ■五、大坂屋敷、長崎屋敷

### 一、大坂屋敷

大坂屋敷は、大村から上ってきた藩士が詰め、国許からの米売却のための蔵屋敷として機能したほか、藩主の参勤交代の際は、宿泊施設にもなった。大村藩の大坂屋敷は、「見聞集」卷三十六によれば、最初は「岡崎町かいふ堀」にあったが、屋敷裏の川が浅くなり、小舟の往来が難しくなったため、大坂詰の藩士針尾兵部左衛門が堂島新地四丁目で売り出していた土地を見付け、元禄三年春に見分の上、純長及び幕府の許可を得て購入した。

堂島屋敷は、町屋敷四カ所分をまとめ総坪数八三〇坪であり、幕末に至るまで大村藩の大坂蔵屋敷となった。屋敷の購入金額は、銀一一三貫目余であったが、元の屋敷であった岡崎町海部堀は、大村藩の出入商人助松屋利兵衛が銀一二〇貫目で買い上げている。

### 二、長崎屋敷

大村藩の長崎屋敷は、「見聞集」卷三十七によれば、もともと枕島町にあったが、明暦三年（一六五七）、諸事不都合のため、恵美須町の末次七左衛門の屋敷を買い取った。

永代売渡シ申家屋敷之事

一 恵美酒町我等家屋敷表式拾壱間、入は東方九間式尺、西方式拾間四尺、右之家屋敷之代銀八貫六百目、樋ニ受取相済申処明白実正也、以来此家屋ニ付出入申仁御座候ハ、何事も罷出相済可申候、為後日如件但右之外ニ此屋敷ニ中町之方ニ通道尅間有之也

明暦三年酉四月廿日 末次七左衛門 判

大村いなは守様御内

横瀬平左衛門殿

森 勘右衛門殿

右の史料は、大村藩が末次七左衛門の屋敷を買い取った際の沽券であるが、表が二一間、東方九間二尺、西方が二三間四尺で、代銀が銀八貫六〇〇目となっている。

大村藩では、江戸をはじめ、大坂と長崎の各屋敷には、間番という役職を置いて、幕府や諸藩との折衝・情報収集を行っていた。

#### ◆ 身分序列と行政機構

##### ■ 一・大村藩の身分格式

大村藩の平時における身分格式は、藩主を頂点として、家老―城代―馬廻―城下大給―村大給―小給―間組小給―足軽―職人となっている。この身分格式は、家老・城代といった藩上層部以下は、大給と小給、そして足軽・職人に分かれている。大村藩では、藩士も領内の新田開発を行っており、開発地が六〇石になると馬廻に属することが許され、一〇石以上は大給、一〇石以下は小給と定められていた<sup>34</sup>。

もともと、知行・俸禄が給付されなかったのが間組小給であり、以下、足軽・職人と、この身分格式は主に石高を中心に規定されているものである。

一方、「純長公御代御規式之事」<sup>35</sup>によれば、家老以下、用人、旗奉行、持鐘奉行、近習、番頭、歩行頭、小姓頭、馬廻、医師、小姓、歩行組頭、中小姓、茶道、料理人、坊主、足軽という階層に分かれていたことが知られる。こちらの身分格式は、石高や職務が組み合わさって、より細かく規定されている。

戦時に際しては、家老の下に者頭を置き、者頭の下に各藩士が所属していた。足軽組も足軽大将（者頭）の下に足軽が所属していたが、足軽のなかでも器量を選び小頭として、足軽をまとめたり、者頭からの命令の伝達や、者頭に對して組中の上申を担わせていた。

寛文元年（一六六一）二月十五日に、藩主に代わって指揮をとる床几代として、北条作左衛門を任じ、与力三人・

鉄砲足輕一〇人を付属させた。北条作左衛門は藩主大村純長が伊丹家から養子に來た時に、伊丹家から付人として付属していた藩士であり、純長の信頼が厚い人物であった。宝永元年（一七〇四）正月五日には、藩士の中で体が強健な者を選び旗本五〇騎として定めている。

## ■二、御一献列座

大村家では、正月元旦に、御一献列座と称する儀式があった。これは当日、許された藩士のみが、藩主と対面儀式を行うもので、勝栗一つを木具に置き、盃に酒一献を三度加えることで、貞享四年（一六八七）に定まった。もともとは大村家の親族か勲功のある者の子孫のみであったが、純忠の代には勲功のあった侍を御一献列座に召し出しており、純頼の代になると、勲功がなくても重役であれば、これに加えられた。

「見聞集」卷二十八から、御一献列座の次第を順に記すと、家老、城代、中老までが一行で各々に一献が出て盃を飲む。次に外様者頭から町奉行までが一行で盃を飲み、これを下座へ流していく。最後に組付取次役から馬廻及び給人が一行で盃を飲み、同じくこれを下座へ流していく。最後に用人・者頭の嫡子、馬廻と嫡子から知行高二〇石以上の城下給人、馬医と中間頭までが自ら手酌をする。なお、役職によって御一献列座が許されている藩士は、その役職から離れると、参加することはできなかった。

こうした儀礼を通して、藩は身分格式を厳然と表したのであり、出席が許された藩士にとっては、藩主への親近感と藩内での優越感を持つことになり、許されなかった藩士にとっては身分格式そのものを常に思い知らされることになった。

## ■三、藩士への身分規定

十七世紀前半には始まっていた藩財政の悪化は、藩士に対して儉約を求めたが、身分制社会の江戸時代にあつては、武士身分内においても、それぞれの格式に応



写真1-9 大村藩主家使用の漆塗什器 膳・椀・櫃・杓子  
(杓文字) (大村市立史料館所蔵 史料館史料)



じた規定がなされた。

かかる点について、大村藩において、最も早く出された身分法令として、明暦三年（一六五七）正月二十一日付の「定」<sup>36</sup>がある。これによれば、「諸侍衆」の衣類は、木綿や紬巾などに限るとしたが、他領からの客人に会ったり、他領へ使者として赴く場合は「衣装成るほど結構仕るべし」と、例外を認めている。「諸侍衆」とは、次の箇条からして、小給以上を指している。次に、藩士の家臣である「又内」や歩行については、木綿・紬・紙子のみ着用して良いと定め、「びろうどのえり綸子無用の事」として、贅沢品は禁止している。更に足軽・中間・草履取・百姓以下は、木綿のみの着用を認めている。

またこの法令では、ほかに、上方へ行く、若しくは上方から帰って来た者に対して進物をしてはならないと定めている。贈答品による支出を抑えるためである。それから、「衆道狂ひ堅く停止たるべき事」「博打仕るまじき事」というように、衆道狂いや博打といった個々人の社会生活を乱すと考えられた事柄についても禁止しており、これらの箇条は武士や百姓・町人に関係なく、全ての身分が対象であった。

寛文三年（一六六三）十一月十五日には、藩士に対して、「たびたび仰せ渡すといえども、大酒・遊山かたく停止たるべく事」と、大酒や物見遊山の禁止を命じるとともに、下女の絹布・上帷子着用の禁止、正月は勝栗・吸い物以外出してはならないこと、更には墓石について、知行高二〇〇石までは高さ三尺、二〇〇石以上は高さ四尺までにするように規定している<sup>37</sup>。

同七年閏二月三日の法令では、家老以下、給人に至るまで、今後は「木綿・絹・紬より上の衣装」は着てはならないと命じている<sup>38</sup>。「下々」は上帯・下帯ともに絹・紬は禁止された。ほかにも、男女によらず音信物はお菓子といえども一切無用、客人への振る舞いも一汁香物・三菜以外は出してはならない、もし出されても亭主へ返すようにと定めている。

延宝七年（一六七九）十二月一日に出された「覚」<sup>39</sup>では、「近年家中身体不成者共、願二る幾度も為救申、返納之銀米、

以年賦致返納候様ニと申付候間、身体持直、定之ことく返納も可仕と存候処、救ひ候甲斐も無之、剩返納も然々不仕候由聞届候、手前勝手不如意ニ候得共、家中為救申快申付候処、其恩忘れほしいま、ニ身を持、致困窮候儀重々不届候」と、これまで困窮している家中に対しては、返付すべき銀米なども年賦にするなど救つてきたのに、儉約することなく返納もしないのは、藩主の恩を忘れており、困窮することは不届きである、と説くとともに、更なる儉約の実施を命じている。

そのうえで、①親類や知り合いであつても音信物・贈答品の禁止、②衣服は木綿・絹・紬のみ着用すること、羽織は昔から持つている分のみ着用してよい、③年始や五節句における酒肴は簡略にすること、一汁三菜と酒は三盃のみとすること、④婚姻での寄り合いは近い親類以外は集まってはいけない、料理も一汁三菜とすること、⑤仏事も軽くして一汁三菜とすること、⑥家居の買代銀を支払っていない内は転居したり豪華な修復をしてはならない、⑦花見や物見遊山で酒宴を開いてはならない、⑦博打の禁止、という内容になっている。内容について実は、先ほどの明暦三年正月二十一日付の「定」とさほど変わっていない。かつ藩士が窮乏している状態に変わりはなく、延宝七年令は明暦三年令を引き継いで、再度命じた性格が強い。

宝永二年（一七〇五）五月二日には、五カ年の間、家臣たちの知行のうち、二部を藩へ預ける上米が実施された<sup>40</sup>。これは、大村藩のなかで「先祖数代之家をも崩シ可申哉」という危機感のなか実施されたもので、「侍中者不及申、軽キ者迄大村ニ居住之者は此節譜代之好身を忘不申候ハ、可申出候」と、武士から町人・百姓に至るまで、大村家にとつて「譜代」の者だから申し出たと、藩内における歴史性を主張することで、上米を正当化した。更に、儉約することは「奉公方相勤候段勤功同然之可為忠節事」と、儉約こそが忠節であるとするとともに、家中の衣類が見苦しくても一向に構わない、と認めるなど、二部預けに対する理解を求めている。

#### ■四 百姓に対する法令

大村藩の身分規定は、藩士以外、百姓身分に対しても出されている。寛永十九年（一六四二）十二月二十三日付で

出された「定」<sup>41</sup>では、まず、「近年世中悪有之、不覚悟ニ仕候ハ、うへ可申之間、仕置仕候様ニと従公儀被仰出候」と、「近年世中悪」とは、同年から本格的に始まった寛永の飢饉を指しているものと思われ、百姓が「うへ」＝飢えないように幕府からの命令があったと述べている。幕府は同年六月二日に大名領に対して直接、「諸国在々所々、田畠荒れざる様に精を入れ耕作すべし」との法令を出している<sup>42</sup>。「定」のなかの「仕置仕候様ニと従公儀被仰出候」とは、このことを指している。

寛永の大飢饉は、全国的な天候不順や洪水、虫害などによって、大名領をはじめ、天領・旗本領・寺社公家領などを問わず、日本全国で多数の餓死者を出していた。このため、幕府は、百姓の耕作を保証して食料の生産を確保する、食料消費の抑制、飢民の救済という三本柱による政策を実施した<sup>43</sup>。

大村藩でも、右の「定」において、新たな酒造や酒販売の禁止、「鰻鮓・きり麦・素麴・饅頭・そはきり・南蛮菓子・あめの類」をつくることを禁止するという幕府に準じた食料生産の確保を実施して、寛永の飢饉を乗り切る政策を実施していたことが分かる。更に「定」では、①「百姓刀さしましき事、但脇差ハ苦からざる事」②「村々百姓・町人・海士・海夫、男女によらず、いしやう之儀ハ不及申、帯にもけんふ（絹布）仕間敷事、附り、たび・せきた無用の事」、③「村々百姓・町人・海士・海夫、男女によらず、紺染かたかき物着間敷事」とあるように、①では、武士と百姓の身分を視覚的に区別するため、刀を差すことを禁止している。そして②や③のように、百姓の着物を限定することで、武士身分同様、高価な衣装を禁止して儉約を実施させていた。

更に百姓身分の衣類については、先ほどの明暦三年正月二十一日付の「定」で、足軽や中間などと同様に「木綿」に限定された。

寛文四年（一六六四）正月には、「百姓中心得之趣」として、全一三箇条にわたる法令が公布された<sup>44</sup>。①毎月の仰せ渡しには必ず来るように、もし公役などで来られなければ五人組へ頼むように、②出生届は役人へ直接届け出るように、③家作や修理の願いも役人へ直接届け出るように、④諸奉公人へ無礼をしてはならない、両手をつき頭を下げ

るように、⑤公役に出たならばまじめに働くように、昼飯は白米だけではなく雑穀を加えるように、⑥百姓中の身持ちについて、特に若者は御法度の品を用いないようにせよ、⑦馬士は道で人に会ったならば馬の口に寄るようにせよ、⑧役所からの品々を粗末にはならない、⑨日用夫・郡役夫などの公役は遅刻をしないようにせよ、⑩庄屋が御蔵番を務める際、薪や松明は持参して、不審者を取り締まるようにせよ、⑪諸納めを間違いないようにせよ、場合によっては遠慮無く帳面を探して見るようにせよ、⑫百姓が土地方普請として差し出す郷作人夫について子どもを差し出してはならない、⑬旅人へ宿借をしてはならない、となっている。

百姓と藩との関係を規定したり、生活そのものを規制する法令として、実に広範囲にわたっていることが分かる。①、⑤、⑧、⑨、⑩、⑫などは、百姓が藩の役所へ行く際の規定や、公役を務めるに当たった禁令となっている。②、③、④、⑥、⑦などは、出生届や家作などを直接届け出るようにとしたものや、嗜好品の禁止など、百姓が家族とともに生活するなかで規制される法令であろう。もつとも、④などは他の身分と関わるものであるうし、⑬は、治安維持という点からの禁令となっている。いずれにせよ、従来からの禁令であった儉約という面以外にも、百姓への生活規制がより進んだ状況であったことが分かる。

延宝五年（一六七七）十二月十二日には、郡代雄城弥一兵衛・浅田忠兵衛から横目・庄屋に対して、一一カ条からなる法令が出された<sup>45</sup>。なお、郡代は寛文四年七月に設置された役職で、百姓の農耕及び藩に関わる事件は郡代が処理することになっていた<sup>46</sup>。

さて、延宝五年令は、例えば、第一カ条目に、衣装は男女ともに「木綿壹匁五分より上之染着仕間敷事、尤絹物之帯仕間敷事」という、高価な衣類着用の禁止であり、従来から藩が禁止していたものであるが、より具体的に指示しているところに特徴がある。またほかにも、宿での寄合酒の禁止、朝夕雑食を食し米を多くとってはならないなどといった食事に対する規制、更に田畠ではかかしを使うように、年貢無沙汰の百姓は田地を没収する、といった生産そのものに関わることにまで法令が及んでいる。

## ■五. 行政機構の整備

### 一. 評定所

評定所は、藩の法律を司る役所であり、家老・手合奉行・目付が、毎月二日、七日、十二日、十八日、二十三日、二十八日に城内の評定所へ出仕した。もつとも、月番の家老と手合奉行のうち一人、出納奉行、目付一人、祐筆一人は毎日出仕していた。なお評定所は、承応二年（一六五三）六月、城内南屋敷内に設置されたもので、それまでは大村彦右衛門純勝の屋敷内で政務を執っていた。従来、私邸で行われていた政治が、役所と私邸が分離し、より公的な空間・場所で行われることになった画期であった。以下、「九葉実録」によれば、寛文七年（一六六七）に、「家老以下各職ノ綱領條目ヲ定ム」とあって、家老以下の職務が明文化されたようで、藩内において役職の整備が進行していた。

評定所へ出仕し家老への取次や訴訟を取り扱った手合奉行を見てみると、天和元年（一六八一）九月十五日と十八日に、藩主大村純長は立て続けに職務規程を行っている。

まず十五日に出された「定」（『九葉実録』第一冊 七二頁）を見てみると、

定

一家老共江申候儀何茂軽々敷内談茂不仕別而申達候様ニ候間、其役之儀頭奉行吟味之上手合并四奉行江相談其上家老共差図請可申事

一家中訴訟之儀手合取次家老共江可申候 右使者ニ家老共用事候ハ、可召出事

一家老共申出候儀縦一旦不理屈之儀申たりといふとも無礼ニ返答仕候者可為不届手合迄直ニ被相談可仕事

一小事たりとも家中并領分百姓共江之觸流之儀其役人一分之心得ニ而不可仕家老共可為指図事

一郡代并町奉行其下々江申渡候儀家老共江相達可受指図一分之心得ニ而下々江仕置不可仕事

一於評定所其役人之外相談所江不可出事 用事有之罷出候者者其事相濟早々可立退并家老共給仕之者等遠可召

置事

右之條々堅可相守者也

天和元年酉九月十五日 因幡判

全体としては、家老の職務規程についてだが、手合奉行について見てみると、一カ条目で「軽々敷」ことであっても、手合奉行と四奉行が相談の上、家老の指図を受けるように命じている。

覚

一切家中之願之儀誰人ニよらず家老共江取次候儀手合奉行之外仕間敷事

一役所方々願之儀手合奉行取次可申事

一家老共合組并組下之者願之儀武備之儀者格別、勝手方ニかかわり候事、知行方之儀者願訴訟共ニ手合奉行取次

候而家老共江可承事

一同相組并組子願之儀家老共自身承候而評定所江書付持參仕間敷先手合奉行方家老共承候上ニ而吟味可仕候組

之直ニ家老共受取中間敷事

一手合奉行茂家老中江申出候事者前方元メ其外相役中評定所ニ而内談之上家老共江取次可申候一人之心入ニ而取

次仕間敷候事

一定日之大寄合之前日諸役内寄合仕其上大寄合ニ而吟味可致事 右之通相心得可申候以上

天和元年酉九月十八日 因幡

右の家老職務を定めた法令の三日後に出されたこちらの法令は、主に手合奉行の職務について規定している。一カ条目では、家中の願について手合奉行のみが家老へ取次ができること、二カ条目では、役所「方々」の願も同様に手合奉行のみ取次できること、四カ条目には、家老の「合組」や組下の家臣の知行に関する訴訟も同様に手合奉行から家老へ取り次ぐこと、五カ条目には、手合奉行が家老へ申し出ることがあれば、相役と評定所とで相談して申

し出ること、などが定められた。

家中から願書を受け付ける役割を手合奉行は担っており、それだけこの役職には公平さが求められることになる。農村支配機構についても、話が前後するが、寛文四年（一六六四）七月には郡代を設置して、年貢徴収を始め、農民が起こした事件の処理など、農村支配を管轄する専門の役所を設置した。同八年六月十二日には、農民が藩へ奉仕する役である郡役夫を扱う役所を、郡代から普請所へ移管していた。大村藩の夫役は郡役夫と郷役夫の二種類からなり、郡役夫は本来、城普請に使役されたが、城郭建設がなくなっても米で負担させた。郷役夫は主に道路や橋を修復する役で村給人が監督した。

大村藩では行政で発生する文書の蓄積を進めており、承応三年（一六五四）二月八日、各村の横目に対して、今後は大小にかかわらず「日録」をもって藩へ上申するように命じている<sup>47</sup>。横目は、月末に日録をまとめ、大横目へ提出した。また天和元年（一六八一）八月五日には、郡代に対しても、管轄する農村で発生した事件や各村の歳入見込みを書き上げて提出するように命じている。

## 五 城と城下町

### ■一、玖島城（大村城）の築城

戦国時代、大村家の当主は、平時には大上戸川に沿った大村館に住み、鳥甲城や今富城を詰め、城としていたが、永祿七年（一五六四）、純忠の代に、武雄の後藤氏との争いが激しくなるなか、大村館の近くに三城城を築城した。三城城は、山城でもあり、いわゆる三城七騎籠りと呼ばれる、近隣の後藤・松浦・西郷各氏との合戦にも、その防御能力の高さを遺憾なく発揮した。しかし、秀吉政権のもとで、各大名が、本城を、防御施設ではなく、行政を執り行うための施設として位置付け、平野部に築城する平城に次々と移行していくなか、純忠の子喜前も、当初は、杭出津に本城を定めたが、慶長三年（一五九八）、一門や家臣と相談をして、三方を海に囲まれた岬の地である玖島を選び、

築城を始めた。

喜前は、秀吉による朝鮮出兵のため、国内では肥前名護屋城や壹岐勝本城の築城に参加し、その後、渡海した朝鮮半島においても、順天の倭城に籠城した経験から、海辺の城は攻めにくく守りやすいことを知ったという。

また、喜前による玖島城(大村城)([巻頭写真](#))築城は、兵農分離政策の一環でもあった。郷村に居住する家臣団を城下に集住させることで、在地との関係を断ち切れさせ、各家臣の自立性を弱めながら、藩主権力を強固なものとしていった。城下には、一門庶家をはじめ、西彼杵半島の「外海」地方に居住する家臣など、各家臣団に対して屋敷地が与えられ、城下に集住する近似的な城下町が形成されていた。

玖島城は、翌年の慶長四年(一五九九)に完成したが、この年は最初の検地を領内全域で実施して、石高二万一二七石余を打ち出した年でもあり、兵農分離と検地という、大村家が近世大名として発展していくうえで、どちらも極めて重要な施策が行われた。もちろん、これらは別個ということではなく、兵農分離によって在地との関係を切り離し、そのうえで検地を行い、収納高の把握、若しくは空いた土地に蔵入地を設定することで、藩権力を強化する方策であった。もともと、大村藩では、家臣と在地との関係を完全に引き離すことはせず、ある程度の関係性を残していたことは、村大給・小給と呼ばれた在郷武士が藩初から幕末まで存在していたことから明らかである。

さて同十九年、喜前の子純頼の時に、玖島城は大規模な改修が行われた。本丸・二の丸といった主郭部には藩主の屋敷などが置かれ、曲輪内に馬場や蔵が置かれるなど、大名当主が城内を独占した。これは、同十二年の御一門払いにより、藩主権力が強化された結果である<sup>48</sup>。

更に玖島城の特徴として、石垣を高く積み上げた高石垣や、枘形虎口、横矢掛など、特に織豊取立大名が得意とした築城における先端技術を、主郭部分に集中して導入していることである。こうした点は、中央政権に命じられた朝鮮出兵を始め、全国の大名と接触を重ねるなかで、大村家でも多くの経験を積み導入されたものであった。なお、玖島城には織豊期の城郭に多くみられる天守閣は設置されていない。



一方、玖島城の本丸・二の丸と三の丸の間には、巨大な乾(空)堀があり、これによって城の空間も大きく二分されている。特に三の丸は、馬場、蔵、舟入場などが置かれていたが、これは、台地をただ平坦に造成しただけの曲輪であり、三城城をはじめ、近隣の西郷氏の杉峰城や神代氏の居城神代城といった東彼杵郡・高来郡に従来から見られる典型的な在地系城郭の姿であった。つまり、玖島城は高石垣など織豊大名家に見られる先端技術と、従来からの城郭建築技術が入り交じった城であった。

## ■二、五小路の由来

玖島城下の五小路とは、本小路、外浦小路、上小路写真1-10、小姓小路、草場小路を指す。慶長四年(一五九九)の玖島城築城は、上級家臣をはじめとした家臣団の城下集住を促進させていったが、家臣団の屋敷として設定されたのが五小路であった。

それぞれの名称の由来と代表的な建物を記すと、本小路は、大手門前に小路をつくったことに由来する。上層家臣や、藩政を統括する会所など、城下の中心的な小路であった。慶安元年(一六四八)には牢屋(大村牢)も建てられている。外浦小路は、もともと外海地域から移住してきた家臣が住んでいたことに由来する。藩政時代は大村弥左衛門、大村権左衛門の各屋敷をはじめ、大村一門の屋敷地が多くあった。当初は船屋が置かれていた。現在は長崎県立大村城南高等学校の敷地となっている。

上小路は、もともと尾の上と言っていたため尾上小路となり、更に改めて上小路になったという。家臣団の他、春日社の神主の屋敷もあった。

小姓小路は、藩政初期、古徒士を小姓として藩主の近習にしていたが彼らの屋敷地であったことに由来する。上級から中級の家臣の屋敷地があった。



写真1-10 上小路武家屋敷跡 (大村市教育委員会提供)

最後の草場小路は、もともとの地名で、古くは袋小路ともいった。藩士の屋敷地のほか、四代藩主純長が歴代將軍の位牌を祀るために建てた田融寺をはじめ、万治二年（一六五九）に移転してきた正法寺や春日宮があった。なお、正法寺は、幕府上使や諸大名が大村領を通行する際に藩の家老や用人が詰めて諸用を行ったほか、使者取次所として馬廻・坊主・料理人なども出勤した。享保二年（一七一七）に杭出津へ移転した。

### ■三、城下町の成立

玖島城下の町屋として、片町、本町、田町、水主町がある。更に各町にはこれに付属する町・丁がある。「郷村記」大村之部<sup>49</sup>から、付属する町と軒数を記すと、片町には、本通に九〇軒、稻荷町には一九軒、袋町には三八軒となっている。本町には、本通八五軒、河岸端通には一五軒、伊勢丁二〇軒、波戸・同濱六六軒、田町には、本通五五軒、諫早丁には三三軒、八幡丁二一軒、札の丁一三軒、萱瀬丁二五軒、たん々々川通八軒、水主町八二軒となっている。このなかでも、本町には、諸大名や幕府役人が通行する時に休泊の施設となる本陣があり、深澤儀太夫が代々務めていた。上使屋と呼ばれる屋敷もあったが、慶安年中に廃止され、中嶋金左衛門と尾道長兵衛の屋敷を上使屋としたが、万治年中から、深澤儀太夫の屋敷を上使屋とした。また、脇本陣、制札場、駅場も本町にあった。更に、本町波戸には、波戸船改番所があり、元禄三年（一六九〇）に町奉行樋口久助が藩命により建設した。町横目が兼帯をして、この番所に勤務していた。入津の旅船往來切手、荷物改め、波止場以外の着船や旅人の禁止などを職務とした。火番所は、本町に二カ所、片町に一カ所あり、町中からの抱え扶持によって運営され、火の用心のため、時の拍子木を打って町中を歩いた。

田町は俗名裏町ともいったが、ここには町役所があった。別当屋敷ともいい、町与力（町別当）が勤番をして、宗門改をはじめ町政に関する職務を司った。また田町には、代官屋敷や、伊勢神宮の遙拝所のある伊勢屋敷跡があった。

### ■四、城下町と火災

江戸時代は將軍のお膝元である江戸城下をはじめ、全国で、大規模な火災による城下町の焼失があったが、大村藩

においても玖島城下で一二回にわたり大規模な火災が発生した。前掲、「郷村記」大村之部によれば、以下のとおりである。

寛文八年（一六六八）正月晦日、片町から出火し、町内六〇軒余りを焼き、ほかに武家屋敷一軒を焼失した。

宝永七年（一七一〇）十二月二十五日晚、水主町大上戸川から七軒目に居住していた定水主・市兵衛宅裏の雪隠から出火し、西風の風が強く、本町、田町、草場片町まで焼失してしまった。焼失家屋は、水主町で五九軒、本町で二六軒、田町で一七軒（同町全戸数およそ一五四軒か）が焼け残り、片町で六四軒、ほかに侍屋敷一四軒、寺院一軒が焼失する、極めて甚大な被害を出す火災となった。

正徳五年（一七一五）十二月十九日晚、本町萱瀬横丁南頼裏家の大工九郎左衛門の家西の壁外軒下から出火し、北風によって上町を全て焼き、火は片町にまで及んだ。

享保四年（一七一九）九月二十八日明け方、片町酒屋貞松吉右衛門の近辺角助が火元で、この家の南方表口軒下から出火した。南風により、片町七八軒を焼失した。

元文四年（一七三九）九月一日、本町酒屋今里安右衛門裏大工小屋から出火し、北風により、本町、田町、片町一三〇軒余を焼失した。更に小路へ吹き付け、侍屋敷一六軒を焼失した。

延享四年（一七四七）十二月二十六日明け方、片町草場小路口町屋から出火し、西風が強く、稻荷町通りの三四軒を焼失した。

宝暦四年（一七五四）十一月二十五日明け方、萱瀬丁通りから出火し、裏町を焼失、更に制札場横丁・波戸横丁、下本通水主町まで焼失し、二二九軒を焼失した。

宝暦五年十二月二十二日明け方、稻荷町から出火し、家数三一軒を焼失した。

文化十年（一八三三）十二月晦日晚、水主町濱船手定水主三浦梅太郎小屋から出火し、船手懸本宅を一九軒、町屋一〇軒、木屋九軒を焼失した。

文政十年（一八二七）十二月十六日明け方、本町四丁目の近兵衛家の裏手から出火し、波戸通り裏町一五七軒を焼失した。

嘉永三年（一八五〇）正月晦日明け方、片町の内袋町から出火し、一一軒を焼失した。

嘉永四年十二月二十七日、水主町濱勇五郎家から出火し、二一軒、木屋一〇軒を焼失した。

右の火災において特徴的なこととして、全体的に空気の乾燥する十一月、十二月の冬期に多くの火災が発生していることである。またいったん城下で火災が起きると、侍屋敷・町人地に関係なく、火の手が廻ることになる。

## 六 大村純長の相続

藩体制の確立期にあった元和五年（一六一九）十一月、二代藩主大村純頼が二八歳の若さで死去してしまった。その子純信はまだ三歳であったが、家老大村彦右衛門の尽力により、翌年五月に幕府から家督相続を許され、「御家」の断絶を免れた。

しかし、その純信も、慶安三年（一六五〇）春頃から、江戸で腫れ物ができ体調の悪化を訴え、三月十六日には幕府から国許へ帰る許可が出ていたものの出発できず、五月二十六日、江戸において、三三歳の若さで死去してしまった。しかもこの時、純信には、まだ実子がいなかった。家臣大村弥五左衛門純茂は、「内々にはお子が出来て欲しいと思っているが、ご病気のため、お子がおらず、とても残念です」<sup>50</sup>という感想を漏らすなど、家中においても子がないことが危ぶまれていた。このため純信も、正室の実家であり幕府の有力者であった伊丹康勝や、義父に当たる康勝の子勝長とも相談をしていた。

### ■一 伊丹康勝・勝長親子

伊丹家は近世前期の大村藩にとって、極めて重要な親類大名であった。純信の後継者となったのも、伊丹勝長の四男であった権吉（後の純長）である。このため、純長の家督相続の前に、伊丹家について触れておきたい。

伊丹家は、もともと摂津国河辺郡（現兵庫県伊丹市周辺）の伊丹城主であったが、康勝の父康直の時に駿河の今川氏に任せ、今川氏が没落した後は甲斐の武田氏に任せ、やがて武田氏が没落すると、家康に任せ、駿河国清水の船奉行を務めた。康直は、後に二代將軍となる秀忠に任せ、慶長五年（一六〇〇）の信州上田城合戦に参加し、後に代官さらに勘定奉行となるなど、武功よりも徳川家の全国支配の一端を担う実務家として能力を発揮した。康勝は二代將軍徳川秀忠の側近として活躍したが、このことは、次に述べるとおり、元和五年、家康の側近として、幕府内で大きな勢力を築いていた本多正純（下野国宇都宮藩一五万五〇〇石）を改易させたことから明らかである。

この時、秀忠は、正純を失脚させるため、出羽国山形の大大名最上義俊を改易するに当たって、上使として同人を派遣したが、すぐに康勝と高木正次を同地へ派遣して、宇都宮城の無断修復など、全一カ条に及ぶ詰問書を提示して、正純の罪を問い質した。しかし、正純は、一カ条全てに対して反論をしたため、康勝は更に懐から三カ条の詰問書を出し、將軍直属の根来衆を無断で処罰したことや、鉄砲を大量購入したこと、宇都宮城内に抜け穴の工事をしたことを、再び問い質した<sup>5)</sup>。これには正純も反論出来なかつたため、宇都宮から出羽由利郡五万五〇〇石への減封を伴った転封が決定した。もっとも、正純は、これを辞退したため、秀忠の怒りを買った改易となり、久保田（秋田）藩主佐竹家にお預けとなっている。

このように、正純を政権から排除するうえでの大役を任せるほど、秀忠にとって康勝は、幼い頃から一緒に育った土井利勝などと共に、最も信頼できる側近であった。寛永九年（一六三二）一月に秀忠が死去し、名実ともに三代將軍家光が幕政を掌握した後も、康勝・勝長親子に対する信頼は変わらず、同十年二月三日には、甲斐国の中心



写真1-11 甲斐徳美藩陣屋（十組屋敷）跡（甲州市指定史跡）（山梨県甲州市塩山三日市場）寛永10年（1633）、勘定奉行で初代藩主の伊丹康勝によって設置された陣屋。歴代藩主の居所であり、当地方十カ所を領有したことから、十組屋敷と呼ばれた。（甲州市教育委員会提供）

甲府城を預けられるとともに、これまで九〇〇〇石であった所領も、同国山梨郡徳美（現山梨県甲州市、旧塩山市）一万二〇〇〇石に加増された。同国は、家光の弟で駿河大納言と呼ばれたものの改易・切腹を命じられた徳川忠長の旧領地であり、徳川家にとつて重要な土地であった。なお、甲府城守衛は、康勝が江戸での職務に多忙であるため、勝長の担当となっている。

康勝は、同十二年五月二十二日には佐渡の支配及び金山を担当し、同十四年の島原・天草一揆では、駿府から品川までの人馬錢穀を担当して駿府に赴くなど、その実務家としての能力を遺憾なく発揮した。

その子勝長は、甲府城守衛の任務を経て、慶安三年（一六五〇）七月、父康勝が勘定奉行を辞任すると、その跡を継いで同奉行となり、佐渡国支配を兼ねるなど、父と同様に幕政を支える重要な譜代大名の一人であった。

さて、大村家と伊丹家の関係は、勝長の娘が純信に嫁したことによる。石高は大村家の方が高いが、幕府内における有力者と婚姻関係を結ぶことは、「家」を存続させていくうえで重要なことであった。実際、こうした婚姻関係が、子のいなかった純信の養子選定以降、大きな力を発揮することになる。

## ■二、養子の選定と婚姻

純信は、まだ子のいない現状に不安を抱き、康勝や勝長と相談をしていた。子がいないために断絶となった大名家は多く、もし純信がこのまま死去してしまうと大村家も断絶となってしまうのである。

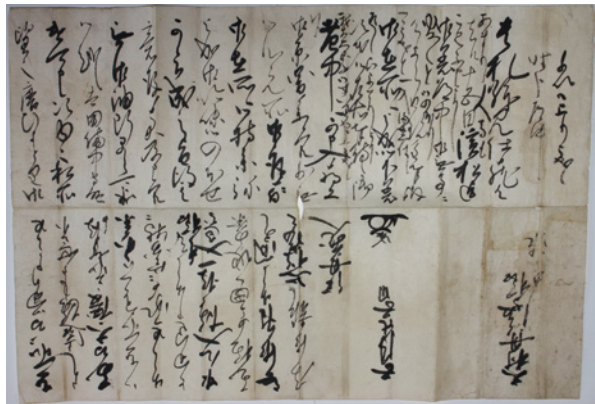


写真1-12 大村丹後守宛伊丹藏人書状 後に甲斐徳美藩2代藩主となる伊丹藏人（後に播磨守）勝長が大村藩3代藩主大村丹後守純信に宛てた書状である。無年号ではあるが、5月25日付だと分かる。（大村市史史料館所蔵 大村家史料）

そこで、純信と伊丹家では、正保三年（一六四六）三月、老中に対して、「乍恐書付以申上候」<sup>52</sup>と題する願書を提出した。

乍恐書付以申上候

一拙者病者ニ御座候故、心中ニ存候程御奉公不仕致迷惑候、いまた子持不申候、妻之弟権吉と拙者伯父家来候大村内匠娘と申合、名代仕度候、大村之名字相続御奉公仕候様於被 仰付者難有可奉存候、御次手を以御前可然様ニ御取成奉頼候、以上

三月九日

大村丹後守（花押）

松平伊豆守殿

右の内容は、純信に子がいないため、正室の弟（勝長の四男）権吉と、伯父に当たる家臣大村政長の娘（都智）を婚姻させるというのである。もつとも、注意しておきたいのは、この願書において、純信は権吉を養子にしたいと直接願ってはおらず、あくまで自分の「名代」を務めさせると言っている点である。しかし、これが実質的に養子であり、やがて正式に養子にしたいと願っていることは、「大村之名字相続御奉公仕候様於被仰付者難有可奉存候、御次手を以御前可然様ニ御取成奉頼候」と、大村家が連続していくために権吉を奉公させたいので、ついでがあれば將軍家光へ言つて欲しい、と言っていることから明らかである。

それでは、なぜ、大村家では、直接養子を願うのではなく、まずは「名代」を務めさせたいなどと、回りくどく願うのであろうか。それは、武士社会における養子制度が大きく影響していたと考えられる。次に述べるとおり、近世前期では、將軍の許可のもと、他姓養子が行われており、大村家でも、まず家光の考えを知るために、権吉をまず「名代」として位置付け、家光の考え次第で改めて養子を願う考えであったと思われる。

幕府の養子制度において、十七世紀前半までは、当主と養子の間には血縁関係がなくても養子を認めていた。これを他姓養子という。他姓養子は中世以来続いてきた日本の養子制度でもあり、近世初頭においても珍しいことではなかつ

た。年不詳二月八日付、大村弥五左衛門純茂と大村右馬助敏武が大村彦右衛門純勝と浅田左門へ送った書状<sup>53</sup>によれば、将軍家光もまた実子がいなかったことから、「堀田加賀守正盛の子を養子としていつも側に置いていた」と述べている。堀田正盛は、家光の男色の相手とも噂された人物で、三河以来の有力譜代大名ではなかったにもかかわらず、異例の出世で老中にまで上り詰めた人物である。家光は、当初、実子がいなかったため、将軍家を存続させていくために堀田正盛の子を養子として側に置いていたというのである。これはあくまで、大村家という大名家側の判断に過ぎないが、将軍家でも行っている、とする認識は重要であろう。

なお堀田家にも、大村家と同様のケースが生じており、正盛の二男安政は、寛永十七年（一六四〇）八月五日、実子のいかなかった信濃国飯田藩主脇坂安元の養子になっているが、これは他姓養子である。これは家光から命じられて養子縁組を行ったものである<sup>54</sup>。また正盛の五男勝直も、万治二年（一六五九）四月、他姓である陸奥国盛岡藩主南部重直の養子となっている（同年死去）。もっとも、日本における伝統的価値観のなかでは、血統の連続、という点も重視されており、むしろ、こちらが主で、どうしても連続性が保てない場合に他姓養子が選択された。

### ■三、御家騒動寸前の状態

大名家では、血縁の連続性からなる同姓養子か、それとも血縁関係のない他姓養子どちらかが選択されるのだが、前者の場合、前当主との血縁的連続性があるから問題とはならなかったが、後者の場合、誰を新当主にするか、どの家から養子をとるのかということは大きな問題であり、家中のなかで意見が割れることもあった。

「見聞集」巻二十四によれば、純信が死去した直後の慶安三年（一六五〇）七月二十五日、藩士七三人が血判をして、二カ条目に「跡式の儀、権吉様江相済申候様ニと一心ニ奉存候儀ニ御座候事」と、純長が大村家の家督を相続することを「一心」に考えていると誓っている。これは前後するが、一カ条目に、「高力撰津守殿家来丹後守家中之者ニ罷成候様ニ申来驚人申候、聊以家中之者共少も別心無御座候事」と、隣の島原藩主高力忠房から大村藩の家中が二分するようなことを言われ驚いているが、家中は全くその気はない、と説明していることから明らかのように、実は、



大村家では純信の後継者として、同人死去の五年ほど前から権吉を最有力候補者としていたが、一方、血統を重視して、大村家の血筋を引く一門家臣であった大村虎之助を次期藩主に擁立する動きがあり、これに背後で関与していたのが、譜代大名で九州大名の監察を任務としていた島原藩主高力忠房であった。高力は、家臣白石市郎右衛門を大村へ派遣して、大村藩士大村太左衛門・渋江道無に對して、権吉派と虎之助派それぞれに分けた家臣団の人数や知行高・名前を記した書付を島原へ送るように言ってきたのである。

大村家において、初代喜前以降、二代純頼、三代純信と、約半世紀にわたって藩主が若くして死去し年若い藩主の誕生が続いたことは、家臣団のなかで藩の存続を危ぶむ考え方が熟成されていてもおかしくない。このため、場合によっては家中が二分して争うことも予想されたのだが、大村家では、家中の意思を権吉で一本化することで、御家騒動を回避した。

血統についても、大村三左衛門、福田十郎左衛門といった虎之助と親戚のもの、つまり、大村の血統を保持する一門家臣であっても、今回の高力の一件は、「迷惑至極ニ御座候、我々心底丹州様右御願之通一筋ニ奉存候今毛頭別心無御座候」<sup>55</sup>と、今回の養子は同姓にこだわっておらず、むしろ、純信の願い通り、伊丹家との縁組みを重視しているというのである。伊丹康勝もまた、自分が純長の養子を願っては「欲深」のように思われてしまうので、大村家から願って欲しいと言っていた。

伊丹家は幕府の重臣でもあり、大村家が存続していくうえで欠かせない存在であった。大村藩は、特に幕府が毎年九月九日に行く重陽の儀式における將軍への小袖献上や老中への問い合わせなど、伊丹康勝・勝長親子に一度聞いてから実行しており、純長の養子縁組についても事前に伊丹親子との相談を重ねたうえで披露してもらうことを願っていた。

幕府の有力者と婚姻関係、養子縁組関係を持つことは、それだけ強い結び付きを得られるのであり、御家の連続を願う大村家にとって重要な関係性であった。

#### ■四 純長の家督相続

大村純信写真1-13は慶安三年（一六五〇）五月二十六日夕七つ時（午後四時頃）に死去したが、大村藩では、伊丹親子の協力を得て、同日の日付で、老中に対して、純長を養子として認めてもらうための願書を提出した。これは純信が死の間際に幕府へ養子を願う、末期養子である。つまり、純長はまだ幕府から養子として認められていなかったのである。

末期養子は幕府から禁じられており、これが養子を取る当主の年齢が一七歳以上、五〇歳以下に限り解禁されるのは、翌年の慶安四年からである。

伊丹勝長は、純長が大村家の家督を相続するために奔走し、老中たちへ内々に願い出たりしていた。また、この時、大村藩とつて問題となったのは、従来どおり、福岡藩や佐賀藩などともに「長崎御用」（長崎の警備）を継続できるかどうかであった。純長の代になって長崎警備をしないということは、大村家の家格の低下を招きかねない。そこで勝長は大村藩の江戸家老大村弥五左衛門を連れて、長崎奉行であった井上政重の屋敷へ行き、大村藩が長崎警備に必要なことを老中へ達して欲しいと願った。長崎奉行である井上の判断が重要であり、更に井上に純長の家督相続についても無事に済むように依頼した。

その後、幕府から純長の末期養子、及び大村家の家督相続の許可が下りず、大村家では当主が不在の状態であったため、家臣達は不安であったかもしれない。ただし、大村弥五左衛門純茂は、康勝から国許の仕置や「長崎御用」は純信の存命中どおりに務めているように命じられており、伊丹親子を頼み存続の可能性があることも考えていたものと思われる。

九月二十三日、純茂は勝長から江戸へ来るように命じられ、十月二十一日に到着した。翌日には、勝長が老中松平信綱のもとへ純茂を連れて



写真1-13 大村純信公肖像画  
(大村市立史料館所蔵 大村家史料)

伺候し、それ以降、大老である酒井忠勝をはじめ、他の老中である阿部忠秋、同重次、堀田正盛のもとへも伺候して、純長の家督相続を訴えた。

翌慶安四年二月二十日、老中から呼び出されたため、純茂と大村内匠助政直が江戸城へ登城したところ、大老酒井をはじめ、右の老中達が列座して、伊丹親子、井上政重も同座の上、酒井から、將軍からの上意として、「丹後守家は久キ家ニ候得者、古来之者共不便ニ被思召下候ニ依而、御慈悲之上にて跡式無御相違被仰付之旨」と言われ、純長の家督相続が許された。理由は「久キ家」、つまり古い家だからというもので、中世以来、肥前国で続いてきた歴史性や譜代の家臣の存在を考慮したというのである。この時、伊丹康勝は涙を流して喜んだという。

二十二日には、幕府から正式に家督相続が認められたため、純長も伊丹家の屋敷から大村藩邸へ移った。時に一六歳であった。六月二十五日には、將軍家光へ初めて御目見を行っている。七月十八日には、国許へ帰る許可が下りた。八月上旬に江戸を発し、九月十一日に初めて大村に入部した。なお、この時、北条作左衛門、稲垣伝兵衛、片山玄与、山川弥次兵衛といった、伊丹家から純長へ付けられた家臣たちも同道している。

(野口朋隆)

### 註

- (1) 御一門払いを詳細に扱った研究として、①藤野 保『近世における大名家臣団の展開過程―大村藩「新撰土系録」を中心として―』(東京大学文学部内史学会編『史学雑誌』第65編第6号 山川出版社 一九五六)、②藤野 保『新訂 幕藩体制史の研究』(吉川弘文館 一九七五)、③大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二)がある。また、同上論文・著書には、近世初期における家臣団の編成についても詳細な記述があるので参照されたい。
- (2) 「見聞集」(藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』 高科書店 一九九四)以下、「見聞集」または「大村見聞集」と略す。
- (3) 大村市立史料館所蔵 大村家史料
- (4) 「慶長十七年壬子諸士高帳」(長崎県史編纂委員会編『長崎県史』史料編 第二 長崎県 吉川弘文館 一九六四)「大村藩」所収

- (5) 野口朋隆『江戸大名の本家と分家』(歴史文化ライブラリー331)(吉川弘文館 二〇一七)
- (6) 高柳光寿・岡山泰四・斉木一馬編『新訂 寛政重修諸家譜』第十二(統群書類従完成会 一九六五)  
前掲註(4)
- (7) 藤野 保『大村藩』(長崎県史編集委員会編『長崎県史』藩政編 長崎県 吉川弘文館 一九七三) 四八頁  
前掲註(6)
- (8) 国立史料館編『寛文朱印留』上(史料館叢書1)(東京大学出版会 一九八〇)  
前掲註(2)
- (9) 前掲註(1)③ 七〇〜七四頁
- (10) 前掲註(2)
- (11) 前掲註(1)③ 四四〇頁
- (12) 大村史談会編『九葉実録』第一冊(大村史談会 一九九三)  
前掲註(6)
- (13) 前掲註(2)
- (14) 前掲註(2)
- (15) 前掲註(2)
- (16) 前掲註(6)
- (17) 前掲註(2)
- (18) 北原糸子『江戸の城づくり』都市インフラはこうして築かれた(ちくま学芸文庫)(筑摩書房 二〇二二)  
前掲註(2)
- (19) 前掲註(2)
- (20) 前掲註(2)
- (21) 前掲註(2)
- (22) 渋谷葉子『肥前国大村藩白金下屋敷について』(東京大学埋蔵文化財調査室編『東京大学構内遺跡調査研究年報4』2000)  
2001・2002年度 東京大学埋蔵文化財調査室 二〇〇四 所収 第4部 東京大学埋蔵文化財調査室研究紀要4)
- (23) 南 和男解題(内閣文庫所蔵史籍叢刊6)『柳宮秘鑑(一)仕官格義辨 官中秘策』(汲古書院 一九八一)  
前掲註(23)(『官中秘策』巻六)
- (24) 前掲註(2)
- (25) 前掲註(2)
- (26) 前掲註(1)③
- (27) 前掲註(1)③
- (28) 前掲註(1)③
- (29) 前掲註(1)③
- (30) 前掲註(1)③
- (31) 前掲註(1)③
- (32) 前掲註(1)③
- (33) 前掲註(1)③
- (34) 前掲註(1)③
- (35) 前掲註(1)③
- (36) 前掲註(1)③
- (37) 前掲註(1)③
- (38) 前掲註(1)③
- (39) 前掲註(1)③
- (40) 前掲註(1)③
- (41) 前掲註(1)③
- (42) 前掲註(1)③
- (43) 前掲註(1)③
- (44) 前掲註(1)③
- (45) 前掲註(1)③
- (46) 前掲註(1)③
- (47) 前掲註(1)③
- (48) 前掲註(1)③
- (49) 前掲註(1)③
- (50) 前掲註(1)③
- (51) 前掲註(1)③
- (52) 前掲註(1)③
- (53) 前掲註(1)③
- (54) 前掲註(1)③
- (55) 前掲註(1)③
- (56) 前掲註(1)③
- (57) 前掲註(1)③
- (58) 前掲註(1)③
- (59) 前掲註(1)③
- (60) 前掲註(1)③
- (61) 前掲註(1)③
- (62) 前掲註(1)③
- (63) 前掲註(1)③
- (64) 前掲註(1)③
- (65) 前掲註(1)③
- (66) 前掲註(1)③
- (67) 前掲註(1)③
- (68) 前掲註(1)③
- (69) 前掲註(1)③
- (70) 前掲註(1)③
- (71) 前掲註(1)③
- (72) 前掲註(1)③
- (73) 前掲註(1)③
- (74) 前掲註(1)③
- (75) 前掲註(1)③
- (76) 前掲註(1)③
- (77) 前掲註(1)③
- (78) 前掲註(1)③
- (79) 前掲註(1)③
- (80) 前掲註(1)③
- (81) 前掲註(1)③
- (82) 前掲註(1)③
- (83) 前掲註(1)③
- (84) 前掲註(1)③
- (85) 前掲註(1)③
- (86) 前掲註(1)③
- (87) 前掲註(1)③
- (88) 前掲註(1)③
- (89) 前掲註(1)③
- (90) 前掲註(1)③
- (91) 前掲註(1)③
- (92) 前掲註(1)③
- (93) 前掲註(1)③
- (94) 前掲註(1)③
- (95) 前掲註(1)③
- (96) 前掲註(1)③
- (97) 前掲註(1)③
- (98) 前掲註(1)③
- (99) 前掲註(1)③
- (100) 前掲註(1)③

- 29 前掲註(2) 九〇七頁
- 30 前掲註(2) 九〇八頁
- 31 前掲註(16) 三一頁
- 32 前掲註(2)
- 33 前掲註(16) 三六頁
- 34 前掲註(16) 二二九頁
- 35 前掲註(2)
- 36 前掲註(2)
- 37 前掲註(2)
- 38 前掲註(2)〔見聞集〕卷三十二
- 39 前掲註(2)
- 40 前掲註(16) 二二八頁
- 41 前掲註(2)
- 42 前掲註(1)③
- 43 横田冬彦『天下泰平』(日本の歴史 第16巻)〔講談社 二〇〇二〕
- 44 前掲註(2)
- 45 前掲註(16)
- 46 前掲註(16)
- 47 前掲註(16)
- 48 木島孝之『城郭の縄張り構造と大名権力』(九州大学出版会 二〇〇二)以下、同書による。
- 49 「郷村記」〔藤野 保編〕『大村郷村記』第一巻 国書刊行会 一九八二
- 50 前掲註(2)〔見聞集〕卷二十三 年不詳三月二十九日付、大村純茂より浅田弥二右衛門・大村市郎右衛門宛書状写)
- 51 宇都宮市史編さん委員会編『宇都宮市史』第6巻「近世通史編」(宇都宮市 一九八二)
- 52 前掲註(2)
- 53 前掲註(2)

(54) 「脇坂氏系譜」(高柳光寿・岡山泰四・斉木一馬編)新訂 寛政重修諸家譜第十五 続群書類従完成会 一九六五

(55) 前掲註(2)(見聞集)巻二十四 延宝九年七月十一日付、福田十郎左衛門より熊野主水宛書状写)

### 第三節 キリシタン禁制と初期藩政

#### 一 禁制下のキリシタン教界

##### ■ 一・伴天連追放令と大村のキリシタン教界

##### 一・伴天連追放令と大村喜前

天正十五年(一五八七)六月七日、九州を平定した秀吉は筑前箱崎に凱旋すると、直ちに九州全域の知行割りを実施した。大村喜前は本領を安堵されて近世大名となり、大村藩の初代藩主となった。父バルトロメウ純忠は既に一カ月半ほど前に篤信のキリシタンとして死去していた。その死は、一五七八年から大村に居住していたアフォンソ・デルセナ神父によると、教皇聖ウルバノ一世の祝日に当たる一五八七年五月二十五日(天正十五年四月十八日)であった<sup>1)</sup>。

秀吉は六月十九日(洋暦七月二十四日)に突如伴天連追放令を発して、宣教師に対し二〇日以内に日本を退去すべきことを命じた。キリシタン大名には棄教を命じ、これを拒んだ高山右近を改易に処した。ドン・サンチョ喜前はどのように対応したのであるうか。日本イエズス会進管区長ガスパール・コエリヨの秘書ルイス・フロイス神父が一五八八年二月二十日付で作成した「一五八七年度日本イエズス会年報」(以下「日本年報」と略記)によると、秀吉は腹臣で船奉行の一人アウグステイノ小西行長を召喚し、彼を名代としてプロタジオ有馬殿(晴信)と大村殿の許に遣わして棄教を命じた。両氏も博多に滞在していた。

彼(小西)は、この伝言を兩人に伝えるために赴いた。その伝言によって、兩人は甚だむづかしい局面に追い

込まれるに至った。というのは、彼らは一つには、彼(秀吉)に反対するために領国(Ryōkoku)を失い、諸領主、妻子、親戚全員と下僕と共に追放されて貧しくなり、その領内にあったかくも大きなキリスト教界が悉く失われるという危機に確実に巻き込まれるだけでなく、「高山」右近殿に起ったようにその生命が危険にさらされることになることを知っていたからである。(略)有馬殿はひどく困惑した。何故なら、ドン・サンチョは若くて知識がなく経験が浅かったので、彼の領内のキリスト教界が破壊されないように、また自ら領国を失わないために本心を偽って嘘をつくことができると思つて、すぐに屈してしまつたからである(2)。

喜前は小西のもたらした秀吉の棄教命令に従つて表面的に棄教した。彼は当時二〇歳であつた。一〇年間にわたつて彼の指導司祭であつたルセナ神父は、彼の棄教について言及して、外見上は信仰を棄てたが、心の中では信仰を維持しており領地を保有するための棄教であつた、と擁護する。この行為によつて全家臣と一〇万近いキリシタンが信仰を守り、彼らが日本の各地に分散することが回避された、と評価している(3)。

しかし、大村では喜前が博多から帰領する前に、秀吉が長崎に派遣した彼の手の者たちによつて郡の城が破却された時に教会も一緒に壊され、更にバステイアン・ゴンサルヴェス神父が新築したばかりの教会を含む五ないし六教会が破壊され、十字架も切り倒された(4)。宣教師たちは、ポルトガル船ナウが前年二二年振りに来港し越冬していた平戸に参集して会合し、殉教を覚悟してシモ(九州)地方に潜伏し、キリシタンの教化に当たることを決めた。大村には宣教師一五、六名が潜伏した(5)。一五八九年一月二十六日付の巡察師(ヴァリニャーノ)宛「名簿」によると、大村には上長ルセナの下に司祭三人と修道士三人がおり、同領内には司祭・修道士各二人がいた。また長崎の修院が管轄する有馬領の古賀にはエジディオ(別名ヒル・デ・マタ)神父と日本人修道士ロウレンソがおり(6)、同地から日見・長与への宣教も担当していた(7)。

ルセナの一五八九年四月十二日付、大村発信の書翰によると、大村にいた宣教師たちとキリシタンたちはこの年の復活祭の祝日(洋暦四月二日)を大きな喜びと満足をもつて迎えた。彼が大村に来住した一二年間で経験したこ

とのなかつた熱意と様々の苦業をして告解し聖体の秘跡を受けることが四旬節の全期間にわたって見られた結果であった、という(8)。禁教令が発令されてから既に一年半以上が経過していたが、同地に潜伏した宣教師たちの氣遣いと教化によってキリシタンたちの信仰は深められていったようである。ルセナは大村近在の田舎（田舎の村々を訪れる）の村々を訪れて二〇〇人以上の者に洗礼を授けた。それは、一五八九年の復活祭前後のことである。一五八八年八月に来日したフランドル人神父テオドール・マンテルスが日本語学習のため大村に配属せられて宣教活動の一翼を担うようになった(9)。エジディオ神父が一五八九年八月三十日付で長与で書いた書翰によると、彼が同年洗礼を授けた者は二五七人、婚姻の秘跡を与えた者は三六六人、告解の聴聞者は一二〇〇人であった(10)。

一五八八年来航のポルトガル商船ナウは、秀吉が生糸先買いのために派遣したジヨウチン小西立佐（りょうさ）の配慮によって所期の取引を終えて翌年二月中（天正十六年十二月〜十七年一月十五日）に長崎を出帆した。この時期、大村喜前は大坂城に登って秀吉に歳首を賀すため大村を發った。前記「一五八九年度日本年報」によると、関白殿は日本の諸大名と城主全員が都に自分を訪れて来るように命じた。それは彼らの所領を改めて認め、併せて過度の出費によって彼らの勢力（power）と知行（land）（所得）に圧力をかけて圧迫させ、彼らにいかなる陰謀も企てさせないためであった、という(11)。喜前とその義兄になる有馬晴信は、肥後半国の大名アウグスティノ小西に同行して出發したが、表面は棄教したことになる二人は領内に宣教師を多数潜住させていたため、秀吉の前に出ることを怖れていたようである。小西行長は彼らの後見人となった。進管区長コエリヨは一五八九年十月七日付の「一五八九年度日本年報」において、小西とシメアン官兵衛（黒田孝高）が彼らの上洛について保証したため、彼らは秀吉に謁見したのち無事に帰領した(12)、と報じる。この上洛に際し小西行長は秀吉への贈答品として五〇〇〇クルザード相当の銀と献上品を用意し、喜前と晴信は秀吉とその取巻人たちのために各々一〇〇〇クルザード相当の贈物を持参した(13)、という。



## 二、修練院の移転とキリシタン教界

Notes

天草の河内浦にあったイエズス会の教育機関修練院が大村の坂口に移されたのは一五八九年五月から八月（天正十七年三〜七月）までのことである。移転の理由は、肥後宇土に入部した小西行長が宇土城普請のために天草五人衆に対して課役を命じ、これに志岐・天草両氏が反発して戦鬪が予測されたことである。実際に天草一揆にまで拡大したため、大村移転は的確な判断であった。

修練院に学ぶ修練期のイルマン（修道士）、特に日本人イルマンたちは修練のかたわら、各々が分担して村々を巡回して積極的に大村のキリシタン教界の教化にかかわった。フロイス執筆の一五九〇年十月十二日付、長崎発信の「一五九〇年度日本年報」によると、修練院が移転してきた後には大村の城下のみならず各地の村々ではキリシタンたちの間に熱意溢れる信仰が見られ、日曜日と祝日には教会はキリシタンで一杯になり教会増築が必要となつて、大村領内に新たに九教会が造築された。告解の秘跡に与った者は二〇三〇人、大村城下にあった修院における六カ月間の受洗者は六〇〇人以上に達した<sup>14</sup>。

大村城下同様に、その領域外の土地における宣教活動も、禁教令下にもかかわらず順調に進展した。長崎の対岸の諸城と諸村、恐らく長与と時津地方では、二カ月間で八〇〇人が告解の秘跡みせきに与かり、新たに一八〇人の洗礼者があった。矢上では八一〇人が受洗し、一三人のみが異教徒として残った<sup>15</sup>。

修練院が大村にあった期間に、同地のキリシタンたちの信仰生活は、修道士たちの教化活動によって確実にその基礎を固めることができたようである。ルセナ神父は『回想録』において、「修練院は大村にあった間に、当キリスト教界全体を大いに援助した」と指摘し、イルマン全員が説教者であったため、大村の各街区blockと村のすべてに分散して説教や訓諭、模範的な行動を示してキリシタンたちを助力し神の教えを守るよう説いた<sup>16</sup>、と報じる。したがって、キリシタンたちが彼らから学んだことは、少なくとも年一回は告解をし、毎年三度は聖体拝領に与かること、生命の危険にある病人は告解をしなければならないこと、そして彼らが終油の秘跡を受けるための告解をしないな

らば彼らが埋葬されないことになる危険性があるため、このような時に告解することは神及び聖母教会の掟となっているということであった。禁制下、司祭とイルマンたちの指導を得てキリシタンたちは信仰生活の基本的在り方を身に付けていったようである。

### 三、「語学のコレジオ」設置

一五九〇年七月、ヴァリニャーノはインド副王使節として天正遣欧使節を伴って長崎に着いた。彼は有馬領の加津佐で協議会を開き、来日するヨーロッパ人宣教師の日本語学習と日本の習慣を学ぶための学校設立を決定した。これは既に一五八〇年の時点で計画されていたことである。「語学のコレジオ」とも称され、大村城下の修院（コレジオ）に置かれた。日本語教師は、山口出身でポルトガル語を理解できたイルマンのジョアン・デ・トルレスであった<sup>(17)</sup>。坂口の修院に修練院が併設され、今また新たに語学研修所が設けられた大村は、一五八九・九〇年にはイエズス会の教育行政において重要な位置を占めていたことになる。

しかし、ヴァリニャーノが一五九一年三月に京都・聚楽第においてインド副王使節として秀吉に謁見しながらも、秀吉は彼を偽使者とみなす姿勢であったため、イエズス会宣教師とキリシタン教界には引続き厳しい眼が向けられていた。反キリシタンの毛利壱岐守吉成と鍋島加賀守信生が長崎代官として遣わされた。彼らは各々兵卒二〇〇〇人を率いて長崎に至り、ポルトガル商船来着に備えた。商船ナウは同年八月十九日に長崎に来港した<sup>(18)</sup>。

既に京都から加津佐に戻っていたヴァリニャーノは大村・有馬の両領主と協議して教会施設の移動について検討した。大村城下にあった修練院を通交往来の少ない他所に移すこととし、喜前はそのためニカ所の地所をイエズス会に付与し、教会は外側から見分けられぬように擬装することにした。しかし、最終的には語学所を存続させることを条件として修練院を移転させることに喜前は同意した。このため、ヴァリニャーノは同年五月に修練院を僻遠の地天草の河内浦城下に移した<sup>(19)</sup>。修練院は大村に二年間存続したことになる。

ルセナ『回想録』によると、彼が長崎に行って不在中に（一五九二年二月）、坂口の修院が放火され、パードレと

イルマンたちは彼らが以前に住んでいた屋敷（住居跡）に行くことにした。そこには純忠の未亡人マグダレナがいたが、「その屋敷は彼女のためにも、言葉（日本語）を学ぶパードレたちにも十分なものであった。すぐにいくつかの仕切りがなされ、幾枚かの戸（障子カ）と内部の入口が作られて、パードレたちは大村に来た。このため、私が翌日長崎から戻った時には、すでにフシヨンジ（Fushionji）（宝生寺）に移っていた彼らを見出した。それは私たちがかつていた大村の土地の名前である。」坂口の同じ場所に以前のよりも大きく立派な「私たちの修道院風の家」が新築され、復活祭（三月二十九日）にはそこに移り住んだ<sup>20</sup>。なお、準管区長ペドロ・ゴメスの一五九四年三月十五日付「一五九三年度日本年報」によると、喜前は朝鮮出陣のため大村を発つ直前頃に<sup>21</sup>、語学研修中のパードレたちに純忠未亡人マグダレナのいた坂口に移るよう指示した。いわゆる坂口館写真1-14は純忠が隠居のために造ったもので、数棟の大きな屋敷からなり、当時、彼女と子息セバステイアン（純直）が住んでいたが、彼女と純直はそこを出て、代わりにイエズス会の修院に移り住んだ<sup>22</sup>。

秀吉が名護屋城に赴くことを公表すると、大坂にいたキリシタン大名たちはヴァリニャーノに書状を送って教育機関の移転について助言した。彼はこの件について朝鮮渡航前の小西・有馬・大村のキリシタン大名と協議した。秀吉が文禄元年三月二十六日（一五九二年五月七日）に大坂を発つて下向したことが知られると、坂口館で日本語学習中のパードレとイルマンたちは同所を出て、城から半レグアの所にあった人目につかない他所に避難した<sup>23</sup>。その六ヵ月後、すなわち十一月初め頃に準管区長ゴメスは迫害を避けるため、語学所を外海の神浦に移した<sup>24</sup>。

長崎の岬にあったサン・パウロ教会と修院が秀吉派遣の長崎奉行寺沢広高によって破壊されたのは洋暦九月初めであった。これは、秀吉がフィリピン政庁

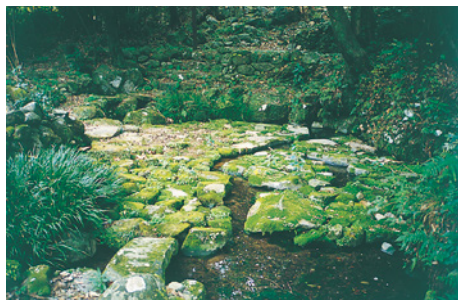


写真1-14 坂口館跡（大村純忠終焉の居館跡）（大村市指定史跡）  
（大村市教育委員会提供）

に朝貢を要求したため、フィリピン総督から遣わされた使者ドミニコ会のファン・コーボ神父が名護屋城に秀吉を訪問した際に、彼の通訳を務めたスペイン商人ファン・デ・ソリスがマカオで財貨を没収されたことを恨んでポルトガル人とイエズス会宣教師について讒言ざんげんしたことが原因していた<sup>25</sup>。ヴァリニャーノはフロイス神父を伴って既に同年十月九日(文禄元年九月四日)にマカオに向けて長崎を出発していた。

名護屋から長崎に遣わされた役人たちはその往還路にあった大村の教会や修院を破壊しようとしたが、純忠夫人マダレナとその用人たちが住んでいたため、これらを壊すことはできなかった<sup>26</sup>。

一五九二年十一月作成の「修院及び住院の目録」によると<sup>27</sup>、坂口にあった大村の修院には院長ルセナの下にバルタザール・ロベス神父とイルマン五人がいた。日本人ジョアン・デ・トルレス、生月トマ、五野井パウロとアダム、ポルトガル人フランシスコ・フェルナンデスである。郡の住院にはジョアン・ロドリゲス神父と山口ニクラオ(ニコラオ)修道士、彼杵の住院にはマノエル・ボラーリヨ神父と加津佐ミゲル修道士が居住していた。郡と彼杵は大村の修院の管轄下にあった。大村領内には三四の教会があり、キリシタン約四万人がいた。

長崎の修院長の管轄下には、古賀・神浦・時津の各住院があった。古賀にはジョアン・バプティスタ神父とサメ・ルイス修道士、神浦にはジュリオ・ピアンニ神父と定松ガスパール修道士、時津にはバステイアン・ゴンサルヴェス神父がいた。上記三住院と長崎居住のバードレたちは四五教会を世話し、そこにはキリシタン三万人以上がいた。<sup>(Ordens de modo (modo de servir))</sup>「同宿及び小者の目録」によると、大村の修院には同宿が一〇人、郡と彼杵の両住院には各三人の同宿、また古賀・神浦・時津の住院には各三人の同宿が配属されていた。大村領全域には二五人の同宿がいた。なお、一五八七年の禁教令施行から一五九二年十一月までに破壊された教会は四二にのぼり、神浦で一四、時津で一五、郡で二三の各教会が破却された<sup>28</sup>。また二ヵ月後の一五九三年一月作成の「目録」によると、大村の修院にはバードレ二名、イルマン五名がいた。前記目録に記載されていた者たちである。郡と彼杵の住院にも同じく神父と修道士各一名がいた。三四教会と約四万人のキリシタンを司牧していた<sup>29</sup>。

#### 四、大村のコンフラリア(信心会)

ルセナの『回想録』には、コンフラリア(信心会)の設立に関する一節がある。

*Confraria de Misericordia*

当時すでに長崎にあったような、貧者たちに日々の寄捨を支給するミゼリコルディアのコンフラリア(慈悲の組の信心会)はなかったけれども、私たちの説教者たちや修練中のイルマンおよび大村の修院にいたその他の者たちの講話や説教によって、その地のキリスト教徒たちは大筋としてある事柄ではミゼリコルディアのコンフラリアに似た一種のコンフラリアを作るために行動した<sup>30)</sup>。

大村のキリシタンたちがコンフラリアを設立したのは一五九二年である。フロイスが同年十月一日付で長崎で作成した「一五九二年度日本年報」によると、

大村の城下に設立された一種のコンフラリアは大いに助けとなった。これにはおよそ三〇〇〇人が入会し、彼らが遵守しなければならぬ甚だ有力な条目を作って、毎日曜日ディオス(神)のことについて話すために私たちの修院か他の好都合な場所に参会した。これによって、顕著な成果が得られている<sup>31)</sup>。

大村に設立されたコンフラリアは、マカオに設けられていたミゼリコルディア(慈悲の組)の規則に沿って、これを準用して一五八三年に長崎の本博多町もとつかに設立された慈悲院のように十分に整備されたものではなかった。ただし、エジディオ(ジル・デ・マタ)神父は一五八九年八月三十日付で長与で書き認めた書翰において、大村領内のキリシタンの教化における日本人イルマン・ロウレンソの活動に言及して、彼がキリシタンたちの救霊に値する問題について詳細な情報を把握し、モルドモmondomo(組親)たちが自らの職務によく専念することを助けた、と特記している<sup>32)</sup>。モルドモについては、既に一五六三年に平戸の各村に作られた慈悲の組の指導者をモルドモと称していた事例がある<sup>33)</sup>。このことからすると、初期のミゼリコルディアの組織は大村では既に一五八九年に発足していたことになり、これが更にコンフラリア・ダ・ミゼリコルディア、通称コンフラリア(信心会)へと引き継がれていったのかも知れない。

大村に発足したコンフラリアでは、キリシタンたちの中から投票によって選ばれた数名の役員が集まり、彼らは日曜日毎に他の役員たちをキリシタンたちの家に遣わして、貧者に配るための寄捨を求めさせた。日本に二回ある収穫期には、ハンセン病者の生活を支えるために脱穀場に人を遣わして寄捨を徴収することを命じた。貧者のハンセン病者たちは自らが造った小屋でキリシタンとして生活していた。彼らは毎日霊的書物について聞き、またそれについての講話を聴聞した。彼らがミサに与り、毎日祈るための教会が近くに造られた。この教会は、イエズス会宣教師が大村領から追放された一六〇六年二月下旬頃まで存続した。

大村城下に発足したコンフラリア(スペイン語でコンフラディア)は、「聖母の信心会」と称されていたようである。[「一五九六年度日本年報」は、信心会の会員たちが高麗(朝鮮)にいた領主ドン・サンチョの無事を祈って「聖母の会 *los Cortijos de Nuestra Señora*」各人に対して、毎日ロザリオの祈りを唱え、その他の勤行をするよう呼びかけた(34)、と伝える。「聖母の信心会」は外海の神浦や内海の時津、長崎の修院の管轄下にあった古賀でも設立されていた(35)。「聖母の信心会」は大村領内の各キリシタン教界に設けられていたようである。

禁令下にもかかわらず、大村領内のキリシタン教界ではコンフラリアの活動もあって領民は全員がキリシタンであったとされ、一五九四〜九五年には、パードレ五人とイルマン七人が居住し、一五九四年三月から十月までの告解者は二一五〇人、また一五九五年一月から十月までの告解者は一万六〇〇〇人であった。他領からの転住者の改宗者は三〇一人であった(36)。長崎とその修院管轄下の住院での告解者は一五九四年三〜十月に一万二二六五人、一五九五年一月から十月までに一万五五二人であった(37)。一五九六年十二月三日作成の「一五九六年度日本年報」によると、大村のキリシタン教界ではパードレ四人とイルマン九人がキリシタンの教化に従事し、告解者は二万人を数え、聖体の秘跡を受けた者一六〇〇人、教会において婚姻の秘跡を受けた者は二一八〇人に達し、他領から転入した三九三人がキリスト教に改宗した(38)。

## 五. 朝鮮在陣の喜前

小西行長写真1-15の第一軍に配属された大村喜前は、秀吉が発

(文禄元年)

給した天正二十年三月十三日(一五九二年四月二十四日)付の朱

印状39によると、一〇〇〇人の士卒を帯同することを命じられ

た。後世編纂の「大村家秘録」は、喜前が一〇〇〇人を従えて文

禄元年四月十二日に名護屋を発向し二十八日に釜山浦に至って

先登として城を攻めた40、とする。

ルセナは、喜前が出陣して三年以上が経った一五九六年十月

十日付の書翰において、「彼(喜前)と共に高麗Coravにいる者は常時七〇〇人の兵士である41」と報じている。ルセナは「回

想録」において、次のようにも記している。

この三年間に、殿は全員Tonosの自らの士卒gente de guerra e soldadosを三つの組に分けた。彼らについては、ある組Claseの者たちが日本に戻った

他の組の者たちの代わりに赴いており、この全期間に全員が交代していた。しかし、殿たちはつねに高麗に残つ

ていた42。

諸大名が秀吉が命じた出動人員全員を率いて常時彼ら士卒と共に在鮮していたのか、あるいはルセナの指摘するように全勢力を三分して交替制で渡海させていたのかは明確でない。大村にあって当時の情勢を的確に把握していたルセナが、士卒七〇〇人と共に喜前が在鮮していたと報じていることは尊重されるべきである。士卒七〇〇人の他に、軍役のために徴発された農民や水夫らを加えれば規定の人員を満していたと思われるが、戦場において軍勢を三分して交代で帰国させるといふ余裕があったのであろうか。ルセナの指摘を否定することもまた難しい。

「一五九七年度日本年報」は、在鮮中の軍勢が内陸に向けて行進中である時に、「大村殿の主要な親者一人が告解のために大村に来て、できるだけ短期間に「高麗に」戻って来るための許可を彼(喜前)に求めた。大村殿はその良



写真1-15 小西行長銅像  
(宇土市教育委員会提供)

き望みのために「これを」許した。その善良な家臣Heb. 10.はたいへん喜んで一〇〇レグア(約五五〇哩)以上の危険な航海を実行した<sup>43</sup>。」と伝える。この家臣は恐らく一五九二年に渡鮮してのち、初めて帰国したようである。彼が有力家臣であったと思われることから、簡単に戦場を離れることができなかったという事情もあつたかも知れない。しかし、この事例からすると、士卒の三分の一が交替して戦地と故国を往復したということは俄かに信じることはできない。

イエズス会のグレゴリオ・デ・セスペデス神父と日本人イルマンのファンカン・リアンが、小西行長らキリシタン大名たちの求めに応じて朝鮮に渡り、彼の居城熊川(コムンガイ・ウンチョン)を訪れたのは、一五九三年十二月二十七日(文禄二年十一月五日)であつた<sup>44</sup>。熊川城には喜前も赴いてセスペデス神父に会い、彼に同行していたキリシタンの士卒らも講話を聴いたのち、告解をして聖体の秘跡に与つたであろう。セスペデスは二〇〇〇人以上のキリシタンたちの告解を聴き、同地には一年間滞在した。

喜前が戦場にあつてもキリシタンとしての模範的な生活を送つていたことについては、大村赴任以降彼の指導司祭であつたルセナの自負するところであつたようである。彼が一五九六年十月二十日付で大村からローマの総会長に送つた書翰の一節からは、そのことが示唆される。

ドン・ペルトラメウ(純忠)の子息、この地の殿で領主であるドン・サンチョは、すでに五年間高麗にいます。「昨年の」年報で彼について特に語られていますので、この書翰ではこのキリスト教界が非常に堅固であつて深く根付いている以外のことは述べません。この教界同様に彼は高麗では甚だ敬虔に生活していますので、またデウスの教えを守ることにはたいへん厳格ですので欠点はなく、異教徒たちはこの若者がこの高麗で敬虔な生活をしていることに瞠目まどろみしています<sup>45</sup>。

右の一節は、喜前のキリシタンとしての有りようについて、過大に書いているとは必ずしも言えないようである。「一五九六年度日本年報」が、喜前の模範的な行為に心動かされた異教徒の一領主が大村のルセナ神父に書状を送つ



て、帰国後に家臣共々キリスト教に改宗したいとの意向を伝えてきたと述べているからである<sup>46</sup>。

喜前は在鮮中も、ルセナら宣教師たちへの配慮を怠ることはなかった。「一五九五年度日本年報」によると、彼は国許の奉行たち<sup>traders</sup>にいく度も書状を送って、パードレたちに従うべきこと、教会の問題について従わない者は厳罰に処することを命じていた<sup>47</sup>。

一五九四年には長崎にマカオからの定航船ナウが来航しなかったため、生糸貿易に投資して生活費と活動費を得ていたイエズス会は財政的に逼迫した状況にあった。このため、これを知ったキリシタン大名たちは米穀を寄捨して同会を援助した。在鮮中の喜前は米二〇〇俵を大村のイエズス会に贈ることを命じた<sup>48</sup>。米二〇〇俵は一〇〇石に相当し、ポルトガルの銀貨幣一〇〇クルザードに当たった。

喜前は一五九六年十月の初め頃に重い病気に陥ったようである。前引のルセナの一五九六年十月二十日付書翰によると、

過日、彼は重い病気でした。その時、彼は非常に悪い状態にあったため、〔臨終の〕告解をするために人を遣わして私を招きました。準管区長のパードレ（ゴメス）の命令によつて私は彼の告解を聴くためすでに船に乗り込んでいました。そして、船が出帆する一時間前に、彼はすでに回復してもはやすることはないので、〔朝鮮に〕行かないようにと私に申し述べた別の伝言が高麗から来ました<sup>49</sup>。

喜前がどのような病気になり、どれほど重篤になったのかは不明である。ルセナ「回想録」によると、小西行長は喜前に対して治療のため帰国を許した。シュツテ神父は「回想録」の註において、彼は一五九六年末から一五九七年に一時帰国した<sup>50</sup>、とする。「大村家秘録」は、喜前が慶長元年六月十六日（一五九六年七月十一日）、大明の正使副使を警衛して諸将と共に帰朝した、とする。彼が一時帰国した当時、サン・フェリーペ号事件が勃発して京都・大坂居住のフランシスコ会士とその関係のキリシタンたちが捕われて、秀吉の禁教迫害政策が一段と強化されていた時期であった。

一五九六年八月に長崎に着いた府内司教ペドロ・マルティンスはサン・フェリーペ号事件発生以前の同年十一月十六日（文禄五年九月二十七日）に伏見城において秀吉に謁見したのち、堺から西下した。秀吉がフランシスコ会士らの逮捕を命じたのは、司教が堺を出発した日であった。司教が大村領彼岸に到着したのは、クリスマス（第二日、十二月二十七日（和暦十一月八日））であり、同地のイエズス会の住院に一泊したのち、翌二十八日に大村に入った。喜前は修士と乗馬の者約三〇〇人を伴って大村からレグア（約五・五<sup>キロメートル</sup>）手前の地まで出迎えた<sup>51</sup>。したがって、喜前は一五九六年十二月中には朝鮮から大村に帰っており、司教マルティンスを大村で出迎えた十二月二十八日には病気はほぼ癒ていたかのである。彼は司教の大村着後六、七日して、一五九七年一月初旬に自邸に司教とその同行者及び大村在住のバードレとイルマンたちを招いて饗応した。司教はその後二、三日を費して堅信の秘跡をキリシタンたちに授けた。

一月十日頃、秀吉がフランシスコ会士らの処刑を長崎・西坂で執行するとの報せが長崎にいた準管区長ゴメスカら大村滞在中の司教にもたらされた。秀吉は二月五日（慶長元年十二月十九日）にフランシスコ会士とキリシタン二六人の処刑を執行させたのち、慶長二年二月二十一日（一五九七年四月七日）に朝鮮再征のため諸將の部署を定め、釜山にいた小西行長と加藤清正を先手として明軍と戦うことを命じた<sup>52</sup>。喜前は行長の旗下にあったため、その時期には既に在鮮していた。「大村家秘録」によると、喜前は慶長二年正月十五日（一五九七年三月三日）に行長と共に朝鮮に渡っていた。

サン・フェリーペ号事件が引き起こした長崎・西坂の二六人の処刑、いわゆる殉教事件によって、大村と有馬の両キリシタン教界に対する迫害は強化された<sup>53</sup>。フランシスコ・ピレスの「覚書（ポントス）」は、一五九七年に、「多くの教会が寺沢（の部下）によって高来と大村で壊され、トードス・オス・サントス（諸聖人）教会までが壊されたが、修院だけは残った。高麗では同じ（キリスト教徒の）殿たちは寺沢との間に教会を壊し、バードレたちをシナ（マカオ）に行かせるということについて協議した。」という。在鮮中の長崎奉行寺沢の指図によって大村と有馬両領内の

教会が破却されたようである。フランシスコ・パシオが一五九八年十月三日付で長崎から発信した「略報告」によると、

太閤様は既述のように、ルソンから来たサン・フランシスコ会の跣足修道士せんそくしゅうどしが原因してキリスト教に対して甚だ立腹して有馬殿と大村殿の領内にある、およそ一三〇の教会を彼らの修院と一緒に取り壊した。去る三月に書き送ったとおりである<sup>54</sup>。

実際に一三〇前後の教会が破壊・焼却されたか否かは不明である。教会の多くは人目のつかない場所であり、キリシタンたちが隠蔽工作をしたために被害は意外に少なかったようである。

なお、大村には朝鮮から捕虜となって連れて来られた者が多数いた。一五九三年には大村領内で九〇〇人の改宗者があったが、彼らは成人の高麗人と他領からの転住者であった。「一五九五年度日本年報」によると、「有馬の領地には大村領および長崎の地同様に相当数の高麗人がいる」とあり、日本人たちはこの戦争で彼らを捕えて自領内に送致し、特に生来の能力ある者と技能をもつ者を連れて来た、という。

一五九四年には彼らのうち二〇〇人以上の者がキリスト教に改宗した<sup>55</sup>。その大多数は長崎と大村・有馬両領に居住していたようである。彼らの中には当然陶工もいたことは、一七世紀初頭からその生産が始まったとされる波佐見焼写真<sup>16</sup>の伝承からもうかがい知ることができる<sup>56</sup>。

## 六、新城の築城と国替の危機

秀吉の死後（慶長三年八月十八日、一五九八年九月十八日）、五奉行の石田三成と浅野長政は朝鮮からの撤兵問題処理のため九州に下向した折、秀吉がイエズス会に与えた同会員の長崎滞在許可を書面で追認した。長崎には七月四日（洋暦八月五日）に三度目の来日を果たした日本巡察師



写真1-16 畑ノ原窯跡出土染付虫文皿  
(波佐見町教育委員会所蔵)

ヴァリニャーノが滞在していた。三成はヴァリニャーノに対して同会の宣教師を保護することを申し出た<sup>57</sup>。

在鮮中の小西行長は明との和議交渉に失敗し、同年十一月二十六日（洋曆十二月二十四日）に釜山浦を出帆して十二月十一日（一五九九年一月七日）に筑前博多に帰着した。喜前も小西に同道して博多に着き、直ちに伏見に至って徳川家康に拝礼した。その後大村に戻った<sup>58</sup>。在鮮中の諸大名が帰国すると同時に、秀吉後の政局をめぐる政治的懸引きと混乱が予想されて新たな緊張が生じ、諸大名の間では城の修築、あるいは築城が急がれる状況にあった。ヴァリニャーノはそうした緊迫した状況に伴う城の修築や新築の様子を次のように報じている。

私たちのキリスト教徒の領主たちもまた、自分たちの城を修理することに専念している。なぜなら、大村殿は最初にもつていた城から四分の一レグア離れた大村に一城を築き、そこに移動しているからである。私に報告されたところによると、そこでは六〇〇人以上の者が（築城のために）稼働していた。（略）要するに日本全体が現在（築城のために）沸き立っていて、各領主が自領内に甚だ壮大な城を築いており、彼らが以前に築いていたよりも大きなものを造っている。それは、太閤様の時代に別の〔新しい〕戦法を身につけ、彼らが最初に所有していたものとは異なる城の築き方を習得したからである<sup>59</sup>。

喜前が新しく玖島城を慶長三年冬に築いたことは「大村家覚書（卷之四）」によって知られ、庶家一門大身の者に対し屋敷地を与えて家作せしめて城下町の整備を行った。築城工事はヴァリニャーノの記すように慶長四年八月の時点でまだ続いていた。

関ヶ原の役が終つてすぐ、大村・有馬両氏は領地替えの危機に見舞われた。ガブリエル・マトス神父は「回想録」一六〇一年・慶長六年の条において、次のように述べている。

今年、有馬と大村はたいへん危険にさらされた。というのは、志摩殿（寺沢広高）がこれらの二郡<sup>領土</sup>を知行として要求し、内府（徳川家康）がそれらを彼に与えるよう、志摩殿が勤仕を申し出たからである。それは、彼がいまだ家康であった時にこれと共に動き戦場にあったからであり、また有馬殿と大村殿がキリスト教徒である

と告発して他の罪を付言したからである。それで、逼塞を保つためにすでに有馬の新教会は瓦を剥がし始めていた<sup>60</sup>。

有馬の新教会について、マトスは「回想録」の欄外に、降誕待望の祝日(十二月十八日、慶長六年十一月二十四日)に最初のミサがあつたと註記しているが、有馬の新教会は陽暦十月までには完成していた。国替の報せが上方から大村と有馬にもたらされたのは慶長五年十二月(一六〇一年一月)頃と思われ、マトス神父の記載は不確かである。彼が来日したのは一六〇〇年八月であり、「回想録」は一六二二〜二三年に作成された<sup>61</sup>、とする。教会の完成前に屋根瓦が一時剥がされたかは明確でない。

ヴァレンティン・カルヴァリヨは一六〇一年二月二十五日(慶長六年一月二十三日)付で長崎から書き送った「一六〇〇年度日本年報補遺——一六〇〇年十月から一六〇一年二月まで」において、Kanadonoシマンドノ、すなわち寺沢志摩守広高が大村領の獲得と大村氏の天草への領地替えを家康に要望したこと、有馬・大村両氏が寺沢の与力であったこと、また寺沢が小西行長の家財調査を家康に命じられて長崎に下ってきた<sup>62</sup>、と報じている。フランシスコ・ロドリゲスが一六〇一年九月三十日付で長崎から送付した「一六〇一年度日本年報」は、寺沢が家康に要請した大村氏の領地替え問題がどのように推移したかについて詳述している<sup>63</sup>。すなわち、

寺沢殿は内府様(家康)の関東行きに同行した一人として恩賞を求め、大村の土地が与えられるよう画策した。大村の地は長崎奉行である彼の長崎の支配・管理のため、また彼の所領唐津に隣接しているため甚だ好便の地であつて、大村殿に天草の島々を与えて大村領と交換させるよう家康に働きかけた。家康はこれを認めて特許状(宛行状か)を彼に与える手はずであつたという。このことをポルトガル人たちと共に上洛していたジョン・ロドリゲス神父が知つて、有馬・大村両氏に伝えた。前記カルヴァリヨの「一六〇〇年度日本年報補遺」によると、降誕祭(一六〇〇年十二月二十五日、慶長五年十一月二十日)後に、両氏は黒田官兵衛(孝高)ら九州の諸大名と共に家康に拝謁するため出立したというから<sup>64</sup>、大村・有馬両氏は上洛してすぐにロドリゲス神父から寺沢氏の野心について知ら

されたようである。有馬氏は「大村殿が領国（領国）を失うことになる」と有馬も危機にさらされることになる」と考えて、特許状取消しのために異議申し立てをし、政庁（政庁）の友人たちを通じて家康との交渉を行った。この問題が落着するまでにほぼ三カ月がかかった。彼らの所領は安堵され、寺沢氏の旗下に軍役を課されることを免許された。しかし、人質として有馬氏は嫡子直純を、大村氏は弟（アントニオ）を家康に差し出すことになった。寺沢氏は天草島を与えられた。人質となつて家康の小姓として伏見城にいた喜前の弟アントニオは、一六〇三年一〜九月に天然痘のため一四歳で病死した<sup>65</sup>。

## 七. キリシタン教界の再建

マトス「回想録」によると、一六〇〇年当時、大村領内にはルセナが院長を務める大村の修院の下に、鈴木・郡・彼杵・時津の四住院があつた。鈴木には小バルタザール・ロベス、郡にはアントニオ・フェルナンデス、彼杵にはマノエル・ボラツリヨ、内海と称した時津にはアントニオ・アルヴァレスの各神父が上長（住院長）としていた。長崎所在のコレジオの管轄下にあつた外海（神浦）はジュリオ・ピアンニ神父が、また日見・古賀・諫早をルイ・バレット神父が各々担当していた<sup>66</sup>。「一六〇〇年度日本年報」は、大村の修院と住院にはバードレ四人とイルマン七人の合計一人が居住し、同年の告解者は一二〇〇人以上、他領からの転入者の改宗者は成人六〇〇余人と報じる<sup>67</sup>。「一六〇二年度日本年報」によると、大村布教区には前年同様神父五人と修道士十六人の都合一人がおり、告解者は二二〇〇人余りあり、二回の祝い事には大村の修院で二〇〇人以上の者が聖体の秘跡を受けた。他領から来た者一八五人が受洗した。同年報はまた、昨年一六〇一年に家康が有馬・大村両氏に対して全家臣と共にキリシタン信仰を許容し、信仰の自由を認めた<sup>68</sup>、と報じる。「一六〇三年度日本年報」もまた、大村におけるイエズス会の会員は通常一人である、とする<sup>69</sup>。しかし、同年十月作成の同会の「名簿」は、大村布教区の修院には神父三人と修道士四人、大村の修院管轄の住院、鈴木・郡・彼杵には神父と修道士が各一人いた。神父六人、修道士七人の計一三人であり、この四施設に同宿一八人が配属されていた。なお、長崎のコレジオの管轄下にあつた外海

(神浦)と内海(時津)及び古賀・諫早の住院にも神父と修道士各一人が居住し、同宿一〇人がいた<sup>70</sup>。

一六〇四年十一月三日付のジョアン・ロドリゲス作成の「一六〇四年度日本年報」では、大村の修院・住院には神父・修道士各六人の都合一二人が居住し、同布教区内で二二五人の改宗者を得た<sup>71</sup>。一六〇六年三月十日作成の「一六〇五年度日本年報」では、大村布教区の会員は何故か急増して二一人を数えた。そのうち神父は一四人であった。他領から転住して来た成人一六〇人がキリスト教に改宗した<sup>72</sup>。

秀吉の時代に多くの教会が破却されたため、一六〇〇年以降の各年度の「日本年報」には教会再建の記事が散見される。カルヴァリヨ作成の「一六〇〇年度日本年報」によると、この夏には三つの教会が造築された。その一つは、パードレ・コスメ・デ・トルレスが造った教会の元の場所に建てられた。キリシタンたちがこの教会建造のために多額の金を集めた結果、収容力のある美しい教会が建てられた<sup>73</sup>。同年報によると、喜前の妻ドナ・カタリーナ<sup>74</sup>が出産後に三日熱のため病死したのは一六〇〇年の復活祭(四月二日、慶長五年二月十九日)であった。彼女は死去したその日に、パードレとイルマンたちに宛てた自筆書状の中で、教会建造のための十分な寄捨を申し出た。彼女の喜前はその意を汲んで建設を決定していた大教会の脇にある地所を確保して礼拝堂のような建物を造ってその中に美しい墓を造ることを命じた<sup>75</sup>。

同年報は、大村殿が大村の修院の主要な教会を自費ですぐにも建てることを申し出た、と伝える。それは彼の信心のため、また父純忠を<sup>まも</sup>ったためであったという。しかし、既に冬に入り、また戦争状態にあつて上洛せざるをえなかったため、材木は既に集められていたが、工事は冬が過ぎてから始められるとの認識であった。喜前は、前記の三教会とは別に、修院のための教会建造を構想し、その教会脇に亡妻ドナ・カタリーナの墓を設けることを考えていたようであるが、降誕祭後に上洛を予定していたため、来春に造築に着手する意向であったのであろう。同年報はまた、殿喜前に甚だ近い親戚の者が信仰を回復して自ら所有する集落<sup>dojori</sup>に教会用地と建材を与え、用地を整理して立派な石壁を設けた<sup>76</sup>、と報じている。その集落名については記載されていないが、この教会が一六〇〇年

十月以前に造築されたことは確かである。しかし、喜前が同年の降誕祭後に上洛した時には前述したように、寺沢広高の野心のため天草への替地問題に直面し、その報告が国許及び長崎の司教や巡察師ヴァリニャーノらにもたらされて大きな混乱を引き起こした。事態は三ヵ月近くで終息したが、その緊迫した危機的状況が報じられて大村領内では自主的に四ないし五つの教会が壊された。有馬領内には事態落着の報せが大坂から七、八日間届いたため教会破却を免れたが、大村には更に遅れて報せが届いたため教会は破却された<sup>77</sup>。

マトス神父作成の「一六〇二年度日本年報」は、「本年、たいへん美しい木造の教会が〔大村に〕建った。昨年有馬にできた別の教会と同じほどの収容力がある大きさである。キリスト教徒たちがそのために与えた寄捨によって〔教会は〕でき、殿も援助した<sup>78</sup>。」と伝える。有馬に前年完成した教会は三廊式の大教会であり、十二月十八日に行われた落成式には喜前も参列した<sup>79</sup>。彼は有馬の大教会に匹敵するような教会の建造を望んだのかも知れない。大村ではこの一六〇二年に昨年破壊された教会の再建が進み、喜前の弟は自費で三教会を建造し、キリシタンたちもこれに援助を与えた<sup>80</sup>、という。

マテウス・デ・コウロスが一六〇三年十月六日付で作成した「一六〇三年度日本年報」によると、この年、大村には四教会が新築された。「最大のもの、大村領にあるすべての教会よりも収容力があつて美麗である。それは現在殿が住んでいる同じ場所に完成した教会である。それは私たちが日本に所有する三つの主要な教会の一つである<sup>81</sup>。」喜前の居城玖島城下に新築された教会は、ルセナ「回想録」に見える「聖バルトロメウ」<sup>82</sup>教会に当たる。同教会には「新しい三枚の美しい祭壇画」が説教台のために製作された。同教会の献堂式には司教ルイス・デ・セルケイラ、巡察師ヴァリニャーノ、準管区長フランシスコ・パシオらの他に、都・長崎・有馬の各教区長らが参列した。献堂式の前夜にも荘厳なミサが上げられたが、教皇ミサは大村のキリシタン教界では初めてのことであった。献堂式のミサ終了後に、司教から聖体の秘跡を受けた者は一六〇〇人に達し、喜前も主要な家臣や親戚と共にこの秘跡に与った。翌日、喜前は玖島城に司教らを招いて饗応した。一二、三歳の嫡子ベルトラメウ（純頼）と弟たち



が接待に当たった。司教は数日後に大村周辺に住むキリシタンたちに堅信の秘跡を授け、その後大村領の主要な土地に赴いて堅信の秘跡を授けた。この時、堅信の秘跡を受けた者は一万四〇〇〇人に達した<sup>83</sup>。

ジョアン・ロドリゲス執筆の「一六〇四年度日本年報」によると、使徒聖ベルトラメウの祝日(八月二十四日)には、司教セルケイラと準管区長バシオが大村の修院の守護聖人(聖バルトロメウ)の教会でのミサに出席した。キリシタンの子供たちに対する教育も充実し、読み書きとキリシタン教理を教える学校が一つ造られた。新たに他の集落に教会二つがキリシタンたちの支援の下に建てられ、教会がなかった土地では篤信家三人が自らの家をミサやキリシタンたちの集まりのために提供した。コンフラリア(信心会)は既に一五九〇年代初めからキリシタン教界に導入されていたが、改組されて活動を拡大していた<sup>84</sup>。

しかし、ピレスの「覚書」は、大村では「一六〇五年に大村殿が主計(加藤清正)と結託して大村からパードレたちを追い出した。大村やその他の地方にあった諸教会や修院を破壊した二つの大きな苦難があった<sup>85</sup>。」と伝える。

## ■二、喜前の禁教令とキリシタン教界

大村喜前は徳川幕府によって所領を安堵されたが、秀吉によって収公された長崎内町が喜前に返還されることはなかった。家康は長崎奉行寺沢広高を解任して三河以来の旧臣で京都に退いていた小笠原一庵を長崎奉行に選任し、長崎支配と長崎貿易の掌握に着手した。一六〇六年マカオから来航したナウ船のカピタン・モール、デイオゴ・ヴァスコンセロス・メネーゼスの「証言」によると、一庵が初めて長崎に下ったのは一六〇四年であった<sup>86</sup>。彼は長崎の円滑な統治のために大村氏が領有していた長崎外町を幕府領に組み入れることを考えたようである。その契機は、司教セルケイラが一六〇六年三月六日付で作成した「大村殿の問題に関する司教の証言」において言及されているように、長崎支配の煩雑さと、実際に起こったある事件を経験したことであった。

この王(家康)の役人(一庵)は、この市が二つの居住地(集落)に分かれて別々の法と異なった役人たちによって治められ、またこうした支配様式から当時様々な不都合が生じていたので、また彼自身が経験によって大村殿に

所属する前記居住地で贖銀貨の鑄造人数名がいるのを知って「彼らを」磔刑に処することを命じた。この長崎の市が日本全体の領主に所属するにもかかわらず、大村殿の役人たちが指摘したように日常的に必要な多くの事柄において「大村の居住地に」依存しているために大きな不便に耐えているのを眼の当りにして、彼はこの件について公方（家康）に報告せざるをえないと判断した<sup>87</sup>。

長崎が幕領と大村領に分かれていた不都合が特に治安問題をめぐって露呈していた実態を新奉行小笠原一庵は深刻に受けとめたのであろう。このため、彼主導による大村領長崎外町と幕領浦上との替地が実行された。

「長崎覚書」(一)によると、

慶長七年丹後守切支丹宗門ヲ禁シ領内追払申候ニ付伴天連共殊ノ外迷惑仕、其上長崎新町大村領ニテ候故心儘ニ宗門ヲ弘メ申儀モ難レ成、万事心障リニ成申候、依レ之伴天連共内々長崎支配ノ村山東安マデ種々歎キ申、東安致ニ同意候テ御役人迄奉レ願候由

権現様達ニ上聞長崎村新町御蔵入ニ被 仰付候

長崎御蔵入替地之目録

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| 一 高式百八拾七石八斗式升式合但田畑屋敷小物成共 | 西村   |
| 一 高五百九拾式石八斗式升三合右同断       | 北村   |
| 一 高四百式拾八石七斗壹升八合右同断       | アゼ別当 |
| 一 高式百八拾八石四斗九升三合右同断       | 外目村  |
| 一 高三百石六斗式升四合右同断          | 家野村内 |
| 合千八百九拾八石四斗九升八合           |      |

右石もりの儀双方納得を以此分相定候、自然出入も可有之かと相尋候處検地衆并代官衆立合候て申合候上ハ少も出入無之候由貴所内衆大村七郎左衛門方書付ニまかせ如此相渡候、絵図水帳共ニ双方へ進之候間当物成より可有

御所務候、以上

(一六〇五年十月二十三日)

慶長十年九月十一日

成瀬 小吉 (正成)

安藤 彦兵衛 (直次)

大久保 石見守 (長安)

板倉 伊賀守 (勝重)

本多 上野介 (正純)

大村丹後守殿 (喜前) 88

替地は大村氏・幕府双方から検地衆と代官衆が出て立ち会い、「出入無之」ことを確認した上で絵図と水帳が交換された。「見聞集」三によると、慶長十年七月に実施された検地の立会には、寺沢氏・大村氏・有馬氏及び長崎代官村山等安派遣の五人が参加した<sup>89</sup>。なお大村氏は、「長崎覚書」によると、長崎新町(外町)が幕府公領になった経緯について、伴天連共すなわちイエズス会宣教師を領内から追い出したため宣教師が長崎外町の大村領内での宣教活動が困難になると考えて代官村山に訴えた結果としている。しかし、大村氏の主張を盛り込んだ「長崎覚書」や「大村家記」(第二)の記事は、「替地」が明確になったのちに大村氏がイエズス会宣教師を追放した事実を否定し、幕府が先ず替地を実行した事実を隠蔽している。

喜前がイエズス会宣教師を領外に追放し教会を破壊して迫害を始めた発端について、大村のキリシタンたちは次のように見ていた。

大村中之へるせきさん(迫害)はしめの様子ハ、日本惣国ニ貴理志端繁昌之時刻、大村丹後守知行之出入二付(イエズス会)くんはにや

へ恨在之ニ依て大村領分之寺々(教会)を破却仕、其上丹後守殿もひいてすをたがひ、家中之義ハ不及申、在々所々の百

姓以下ニ至迄、ひいてすをすんずる者数多御座候(90)

右の一節は、キリシタン七七名の署名をもつ「元和八年三月、大村ロザリオ組中連判書付」写真1-18の前書である。

ドミニコ会のデイエゴ・コリヤードら三神父が、この「書付」を一六二二年八月八日（元和八年七月二日）付でラテン語文に訳したものがあつた。

大村における迫害の始まりは次のようなものでした。日本の領国において〔キリスト教〕信仰が開花して広まっていた時、我々の大村領主丹後守はイエズス会に対して世俗的支配権と領国の収入をめぐっていくつかの非難をしてみました。そのため、彼は大村領内にあつたすべての教会を破壊し、領主丹後守自身が信仰を棄てただけでなく、彼の家臣と家族、さらにその支配下に臣従している領民や百姓の大多数の者が信仰を棄てました<sup>91</sup>。

「書付」にいう「知行之出入」が喜前のイエズス会に対する「恨」を買い、これが迫害の原因となつた、との認識であつた。ラテン語文では、「世俗的支配権と領国の収入をめぐつて」となる。「知行之出入」すなわち、大村領長崎外町と浦上の替地に関する一連の文書がスペインの首都マドリード所在の王立歴史学士院図書館にあり、既に結城了悟によつてその概要が紹介されている<sup>92</sup>。

喜前がイエズス会日本準管区長フランシスコ・パシオに書き送つた（慶長十一年）一月十八日（一六〇六年二月二十四日）の書状<sup>喜前17</sup>は次のように始まつている。

この書状を尊師に書くのは、私の領内にこれまで居住していたパードレたちをある時期からこれまでに遠ざけ、彼らと付き合わない理由を知らせるためです。

これに続けてパードレたちを保護しないことを決断したため彼ら全員を長崎に呼び戻すことを彼らに命じるよう求めた。この決断に至つた主要な理由は、「殿下（家康）が今後私の領内にいかなる者もキリスト教徒として住しないう明言して私に命じたためである」と言い、「尊師がよく知っているように、私は特に殿下の政庁江戸に自ら居住しなければならぬ。このことは他の領主たちはしていない。（中略）これが私の義務であることは明らかであるため従わざるをえません」と述べている<sup>93</sup>。喜前の書状には替地に関する言及は一切ない。しかし、替地がイエズス会、特にポルトガル船来着に関してその報告等のため上洛して家康に昵近<sup>じつま</sup>していたジオアン・ロドリゲス神父が準管区長



パシオの指図を受けて動いたために実施されたとの喜前の疑念は、替地問題が取沙汰された時から生じていたようである。大村にいたルセナの「回想録」によると、その間の事情は以下のように進化した。

この不幸（長崎における殺人事件に関する大村氏の失政）のち、まもなく彼（喜前）にコンパーニヤ（イエズス会）のバードレたちにさらに不信を抱かせる別の機会が生じた。それは日本の諸領主の習慣であるので、彼が日本の君主に服従を表わすため政府<sup>Court</sup>に行ったことである。私たちのバードレの一人（ロドリゲス）もまた赴いた。日本の君主自身の面前でキリスト教界やコンパーニヤの問題を交渉するため政府に行く習慣があったためである。その時、政府ではドン・サンチョ、日本名丹後殿及び長崎の統治者たちに対してであった訴訟以外のことは話されなかった。このバードレは丹後殿の味方となり、その仲介のために彼が所有する地域<sup>Province</sup>と日本の君主に属する地域をたまく一枚の紙に描いた。それは、彼がすでに長年にわたって先祖たちから受け継いでいたものを権力によって奪い取ることを助言しないよう、国王（家康）の顧問たちを説得させるためであった。程なく、殿（喜前）の許に赴いてこのバードレが長崎の市とその近郊の図を描き、日本の君主がこれ（前記地域）を取って他の同等のものに彼に交換して与えるようにした、と言う者があった。このため、彼はこのバードレが上長のバードレの命令によって<sup>Order</sup>絵図を（彼らに）見せたと確信して、コンパーニヤのバードレたちと同会の上長に不信を抱くに至った<sup>94</sup>。

喜前は上洛前に右の事情を知ってルセナらイエズス会の者たちを七、八カ月にわたり拘束監禁の状態においた。それは喜前が準管区長パシオに書状を送った慶長十一年一月十八日（一六〇六年二月二十四日）頃まで続いた。

喜前のロドリゲス及び準管区長パシオに対する疑念が深まる中で、替地を主導した当事者小笠原一庵は、教会すなわちイエズス会が替地問題にかかわったことも介入したこともなく、数名の悪人が企んだ虚言と虚偽を知って困惑し心痛していると表明する。そして、長崎の市と大村殿の所有する居住地<sup>Parishes</sup>（集落）が複雑に入り組んでいる実態を見て当市支配のためには統合以外の方法はないと判断し、「当市と大村殿の集落に隣接する一枚の絵図<sup>Map of the district</sup>を作成して、これを殿下に見せた<sup>95</sup>」と証言している。

八日(一六〇六年十月十九日)の書状において、彼自ら下絵を描いた背景と目的を述べている。

私は、大村殿が長崎に隣接して持っていた土地と知行について、殿下が実行した交換のためにパードレ・ジョアン・ロドリゲスと教会(イエズス会)が画策したと大村殿が確信していると言うのを聞いて驚いている。しかし、そうしたことは決して起きなかったし、またなかった。むしろ殿下の前でこの問題が扱われた時には、パードレ・ジョアン・ロドリゲスは言われていることを聞いて、大村殿を特に保護してくれるよう、そのため私たちが土地を交換しないように私を通じて上野殿(本多)に話させ、また彼に執拗に請願させた。上野殿自身はこのことが真実であること、そして前記パードレがこの件に介入したことはなかっただけでなく、むしろできる限りかの大村殿を助力しようと努めたことを知っている。そして、上野殿は尊師に前記パードレがかの交換に少しも介入せず関与しなかった、と書いた。また前記パードレが殿下に長崎の市と大村殿の新しい居住地(外町)の図を与えたと言われていることについては大きな偽りであって、そうしたことはなかった。私が大村殿のために上野殿に話すただけに、亜麻布の代わりに懷中に持っていた紙の一枚に筆で印のような小さな下絵を書いた。これは私が理解するために、また上野殿にどのように話すべきか知っておくためであった<sup>96</sup>。

既に言及した小笠原・岡本の両書状、そして本多正純の書状は恐らくイエズス会の要請に応じて書かれたようであり、そのため、イエズス会が替地問題に不介入であり、ロドリゲス神父が絵図(下絵)を描かなかったという点で一致した見解である。関連の図は小笠原・岡本共に描いていたことである。

マテウス・デ・コウロスが一六二二年二月二十五日付で長崎で書いた「日本人たちをコンパニーに受け入れることとは相応しい」との表題をもった書翰がある。一四項に「私たちが上述したことは、日本人たちが不名誉のために嘘をつかない、また彼らは外面的で本心を見せないことである。この同じことは、彼らがイルマンとなったのちにも見られる」とあって、彼らは「一般には「イエズス会の」上長たちよりも領主たちに心を開き連絡を取っている。彼らの

多くはほんの僅かしかコンバーニャに忠誠を示さない」と指摘して、大村領出身のイルマン・ガスパール定松の領主喜前に対する忠誠について述べている。

現在パードレ・ヴィジタドール(巡察師)を助力しているガスパールと称するイルマンは、El Paredero 通事のパードレ・ジョアン・ロドリゲスがパードレ・フランシスコ・パシオの命令によって、大村殿に属していた同じ市の一部を取り上げる意図をもって天下の君に提示するために市の下絵を長崎で作成したことを丹後大村殿に発いた最初の者であった。(略)それは、その殿とパードレ・フランシスコ・パシオおよび甚だ古く良きキリスト教界との関係断絶の主要な理由であった(97)。

ロドリゲス神父が替地問題に直接かかわったということはなかったようである。しかし、家康の面前で大村氏のためによかれと思つて発言したことはあつたであろう。彼が図面を作成したことは、既に述べたようにルセナが「回想録」で確認している。イルマンのガスパール定松が喜前に通報したことについてコウロスが否定せずにガスパールの通報の事実に触れていることから、ロドリゲスが作図したことは否定できないようである。

喜前が準管区長パシオに宣教師の退去を通告した十日後に書かれた司教セルケイラの証明書によると、替地は大村氏には不利なものであつた(98)。司教は追放されたイエズス会宣教師に代わつて彼の配下にあつた教区司祭の派遣を求めたが、喜前はこれを拒絶した(99)。

イエズス会宣教師が拘束監禁状況にあつて四ヵ月間が経つた頃、ドミニコ会のトマス・スマラガ神父が同僚のアロソ・デ・メーナ神父と共に薩摩から大村に来た。彼の一六〇五年十一月二十日付書翰によると、喜前の弟(セバステイアン純直)と従兄弟(ミゲル千々石)に會つて宣教師の許可を求めたが、退去を求められた(100)。なお、ミゲル千々石は一六〇一年頃に病気のためイエズス会を退会したとされる。喜前に仕えて清左衛門を名乗り神浦・伊木力に六〇〇石を与えられた。彼がキリスト教を棄てたのは一六〇六年とされ(101)、領主喜前と共に日蓮宗に皈依した。

追放された宣教師のうち、上長ルセナはイルマン・ガスパール定松と共に喜前の姉マリーナがいた戸根に避難した。



彼らのほかに、一六〇七年二月作成の「目録」によると、不動山（佐賀県嬉野市）の住院にアントニオ・フェルナンデス神父とイルマンのアレイシヨ進士、浦上の住院にアントニオ・アルヴァレス神父がいた。浦上にはサンタ・クララに捧げられた庵が既に<sup>101</sup>一六〇三年十月からあり、一六二〇年初めまで存続した<sup>102</sup>。ジョアン・コエリヨが一六〇九年十一月十二日付でマカオで執筆した「短い叙述」によると、大村領内には五万人以上のキリシタンがいた。ただ一つあった戸根の住院には神父・修道士が各一人、同宿三人、小者五人がおり、同住院の年間の経費は一三〇クルザードであった。ルセナ神父は同地から年に数回浦上・不動山・深堀・矢上を巡歴し、殿は神父が祭式を執行しない限り圧力を加えなかったし、キリシタンたちへの迫害もない、と報じる<sup>103</sup>。

コウロスが一六一三年一月十二日付で作成した「一六二二年度日本年報」は、戸根のドナ・マリナが兄喜前からパードレ一人を同地に住まわせる許可を得たため、大村から海路五レグア離れているにもかかわらず多数のキリシタンがパードレを求めてやって来ている<sup>104</sup>、と報じる。大村や他地域からの戸根参りは一六〇六年から続いていた。一六一三年二月作成の「目録」によると、戸根の住院には引続きルセナがおり、アウグスティン大田修道士が補佐し、不動山の住院にはアントニオ・フェルナンデスとセバステイアン木村の二神父とイルマン・アレイシヨ進士、浦上の住院にはアントニオ・アルヴァレス神父とイルマン・ジュスト飾屋がいた<sup>105</sup>。

### ■三、一六一五年以降のキリシタン教界

大村の有力キリシタン一五名が署名した元和三年七月二十九日（一六一七年八月三十日）付の、いわゆる「コウロス徴収文書」がある。その前書に次の一項がある。

此以前事は不申及別而内府様日本乃き里志たんあてに對しへるせきさんを發したまゐて後こんはにや乃伴てれ御  
兩人大村の在郷に久舖御滞留なされ諸き里志たん乃こんひさんを聞貴キさが羅めんとを授けたまひひですを背き  
たる者をた地揚たまい其外せん地よ貴理志端になし給ふ事におこたり少も是なく候其上毎年此方角を御見舞なさ  
れ百苦千難を凌きたまいほ路しもの為余御命を露地理共おもひたまはさる者也<sup>106</sup>、（ルビは筆者書入れ）

徳川幕府が慶長十八年十二月十九日(一六一四年一月二十八日)に発令した全国的禁教令によって、ルセナ神父も戸根を退去した。大多数のパードレとイルマンは陽暦十一月月上旬に福田港からマカオとマニラに追放された。前記「ウロス徴収文書」によると、神父二人が禁教令後に大村とその在郷を巡歴していた。既に定住はできず巡回宣教のみであった。一六一五年にはフランシスコ会のファン・デ・サンタ・マルタ神父が大村に宣教して捕われ、すぐに京都への護送を命じられた<sup>107</sup>。「一六一六年度日本年報」によると、大村領には長崎からイエズス会のパードレとイルマン各一人が度々巡回訪問した。コーチシナから再入国した一神父も大村領の宣教に従事し、彼は鍋島領の不動山のキリシタンたちをも担当した。両神父は長崎を拠点にし、一人は内海と称した大村地方と不動山を、ほかの一人ジョアン・バテイスタ・マシャード神父は外海と称する海岸と島々を巡歴した<sup>108</sup>。家康が死去したのちの元和二年八月八日(一六一六年九月十八日)に、將軍秀忠は「伴天連宗門御制禁奉書」を発し、外国商船の入港も長崎と平戸に限定した。幕府は慶賀挨拶のため登城した喜前の後継者大村純頼に対し、内府の禁令にもかかわらず宣教師が多く残留しているとして同氏を譴責し宣教師捕縛を督促した。純頼は叔父純直と数名の家臣を長崎に派遣して搜索させたが失敗した。このため、隣領などに士卒を遣わして宣教師を捕え、一六一七年五月二十二日に前記マシャードとフランシスコ会のペドロ・アスンブシオンの両神父を処刑し、六月一日にはドミニコ会のアロンソ・デ・ナバレテとアウグステイノ会のエルナンド・デ・アラヤの両神父を斬首刑にした<sup>109</sup>。

しかし、「一六一七年度日本年報」は、玖島城内に住んでいた大村殿の叔母マリーナが迫害の全期間にわたってイエズス会のパードレたちを城内に招いて告解をし、この一六一七年には彼女の屋敷で殿の弟三人を受洗させ、城中の女性全員の信仰を回復させた<sup>110</sup>、と伝える。この年、大村領内では前記宣教師四人のほかに、キリシタン四人の殉教があった。十一月二日に浦上の清水の慈悲役山口権助ドミンゴスとその息子与四郎トメが同地で処刑され、同四日には奉行朝長次郎兵衛リノが城内で殺された。彼は大村家譜代の家臣であった。クリスマスの十二月二十五日に堺出身の江尻ミエモン・ジョアンが朝長リノの殉教を機に長崎で受洗したのち大上戸に帰村して殺された。翌一六一八年六

月二十六日には彼杵の五野井久太郎ルイスが処刑された⑪。

一五九〇年代初めに組織化されたコンフラリアは度重なる禁教迫害にもかかわらず、一六二二年になってもなお存続し、身分ある者も貧者も含めて一五〇〇人以上の会員を維持していた⑫、と「一六二二年度日本年報」は報じている。

一六〇六年にイエズス会宣教師が大村領内から追放されてのち、彼らに代ってフィリピンから来日したスペイン系托鉢修道会の宣教師たちが大村での宣教に強い関心を示し、マニラ貿易にかかわっていた長崎代官村山等安を仲介者としたが成功しなかった。ドミニコ会は一六〇九年に等安の長崎勝山町の屋敷地に薩摩の京泊にあった教会を移築した。これによって大村領への宣教の足がかりを得たようである。既に紹介した「大村ロザリオ組中連判書付」写真1-18には、以下のような文面が見られる。

一以御計、さんふ乱志須古の御門派ふらい寿庵様と申伴天連、さん登民期の

(聖フランシスコ会) (フアン・デ・サンタ・マルタ) (聖ドミニコ会)

御門派ふらい寿庵様と申伴天連、彼大村へ忍々ニ被成御越、御教化ニ驚立

(フアン・デ・ロス・アン・ヘレス・ルエダ)

上り申者あらく御座候、(略)左候へハ其後於大村ニ伴天連四人まるちり

(殉教)

よに御あひ被成候、此御明鏡の御功力を見聞申、貴理志端ひいてすにもと

(信仰)

つき信心いやましに御座候処ニ、又さんふ乱志須の伴天連ふらいあほなり

(アポリナリ)

よ、さん登民期の伴天連ふらいとうます、同伴天連ふらい寿庵、此御両三

(トマス・デル・スピリトゥ・サンクト)

人此地へ御越被成、在々所々の上下まで種々以御教化御立上被成候処ニ、

大村聞付被申、(以下略)

一諸門派之御出家何もへだてハ無御座候へ共、取分さんとミンこすの御出家

衆ハ、貧福上下のへだてなく御教化ヲ被成候事、誠ニ恭次第不浅奉存候、

殊更貴きるせんさんたまりやのろさりよの御組ニ被召加候へハ、不被成

(手廻目(処女))

御見捨、稠敷御法度をも凌給ひ、或時ハ野二臥、山を家として組中之御見舞、

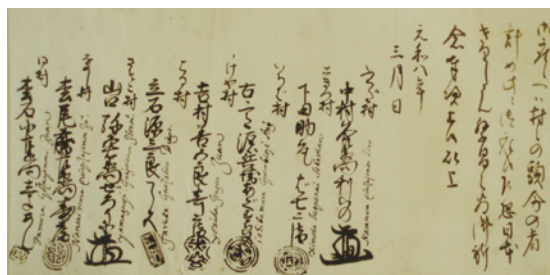


写真1-18 大村ロザリオ組中連判書付複製写真(部分)

(大村市立史料館所蔵 松田毅一南蛮文庫) ※原史料はローマ、カサナテ七図書館所蔵。

写真1-18

忍々にこんひさん御聞被成候事、於于今少も無御油断事明白ニ候、其証掘ハ、さんとミンこすの伴天連籠者被成候事、余門派ニ越(テウス神)て多く御座候事、

一大村中ニ至而てうす御奉公ニ相届、捧一命ヲ申され候衆余多御座候、是以ろさりよの御組の御名譽之次ニハ、さんととミンこの御出家衆の御はたらきゆへと我等式まで、大慶不遇之候間、弥々以さんととミンこの御門派日本無御見捨、御渡海並ニろさりよの御組のいん(Innocent)つるせんし(贖宥)や益々赦被下候様ニ奉仰候事 13、

右「書付」によつて、フランシスコ会とドミニコ会の宣教師が禁制下の大村のキリシタン教界に深くかかわつてゐたことが知られる。またロザリオの組の会員たちが、特にドミニコ会の出家衆(宣教師)が各地に「ロザリオの組」を組織して身分の隔てなくキリシタンたちを世話して身分の隔てなくキリシタンたちを世話して組に参加させ、一命を捨てて教化に専念していることを高く評価し、同会宣教師を介してロザリオの組に与えられた教皇の「いんつるせんしや(贖宥)」を強く意識してゐたことが知られる。

「書付」の署名者は大村を含む五五町村に及ぶ七七名であり、殉教者三名の未亡人も名を連らねてゐる。ラテン語文には、大村領のすべてのキリシタン住民が署名すべきであるが、余りにも多数であるため村々の有力者のみが署名する、とある。「書付」には「村々の頭分の者計」とある。また、ラテン語文では大村領内では「我々のうち」すなわちロザリオの組の二五人が殉教しているとあるが 14、この記載は「書付」には見られない。殉教した組の者には二人の高麗人がいた。一六一九年六月二十一日に斬首刑となつたペドロ有蔵とトメ庄作である。有蔵は大村殿の小姓を務めたのち勘定係になつた者である 15。

#### ■四、大村藩の課役とキリシタン宣教師

ロザリオの組衆が前記「書付」に、

然処ニ日本惣国の貴理志端へるせきさん之義、將軍様ヨリ以御意被仰付候、其時ハ大村殿諸伴天連異国へ追渡候奉行を被承候 16、

と指摘している。これによると、一六一四年十一月の宣教師追放にかかわる用務が、幕府から大村藩に課せられたキリシタン関連の最初の課役であったようである。第二の課役は前述した潜伏・残留していた宣教師の搜索活動であり、更に捕縛した宣教師の請取・牢預かり・処刑地長崎への護送等の役儀であった。

大村藩が幕府から課された役儀、いわゆる軍役は当初キリシタン宣教師らの取締・追捕・拘留等の用務を中心にしたものであったが、その後次第にその役儀は増えて長崎奉行の用務を補佐・補完するものとなった。慶安二年（一六四九）に作成された「御公儀御奉公仕候目録（写）」によると、寛永九年（一六三二）正月から慶安二年七月までの一八年度の役儀は以下のとおりであった。

- 一 おらんた、伴天連、南蛮人、唐人請渡之事
  - 一 おらんた船、唐人船、南蛮船番仕候事
  - 一 永崎築島おらんた番之事<sup>（長）</sup>
  - 一 領分浦々狼煙番仕候事
  - 一 永崎陸之番仕候事
  - 一 籠屋作事仕候事
  - 一 永崎より囚人請受渡、同籠番仕候事
  - 一 鉛塩焼長崎より請取平戸迄扨申候
- 右年々入人数メ五拾八万五千六百七拾弐

丑霜月六日

大村丹後守判<sup>（純信）</sup>

朝比奈源六殿

庄田小左衛門殿<sup>⑪</sup>

大村藩は、寛永十年三月二十八日付の長崎奉行宛老中奉書、いわゆる鎖国令の中で異国船御番と南蛮人預りの役儀

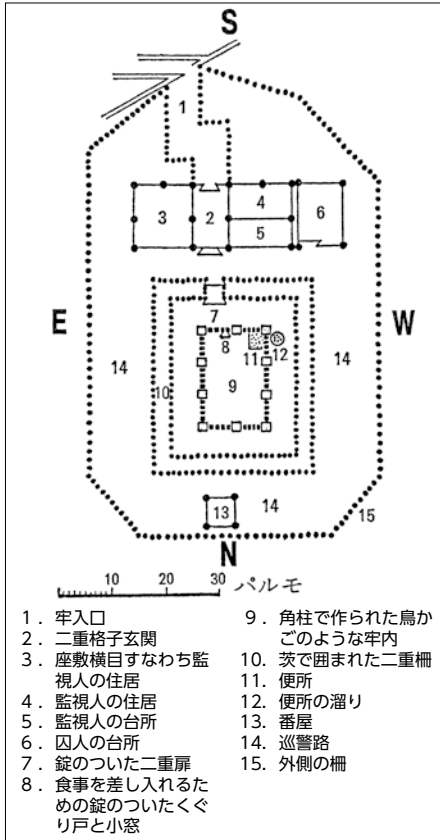


図1-1 鈴田牢の図面 宮崎賢太郎『カルロ・スピノラ伝』(キリシタン文化研究シリーズ28)(キリシタン文化研究会 1985年 180頁)から転載、牢の方角転回。

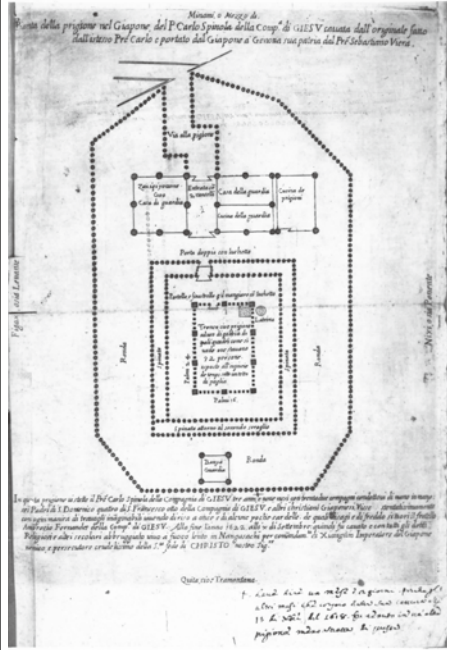


写真1-19 スピノラが牢内で書いた鈴田牢の見取図 (Jap-Sin, 60 f. 109) (宮崎賢太郎提供) ※宮崎賢太郎『カルロ・スピノラ伝』(キリシタン文化研究シリーズ28)(キリシタン文化研究会 1985年) 収載の巻頭写真。

右二カ条は大村藩に対して元和三年以降課されてきた役儀が明文化されたことを示すものであった。「長崎覚書」四には、大村藩が伴天連・南蛮人・唐人を預かるために彼らの請取のため派遣した人数覚えが記載されている。伴天連預かりについては、寛永十年五月から同十二年八月までの請取・引渡しは一三件あり、

を義務づけられた。

一 異国船申分有之而、江戸江言上之間、番船之事、如前々大村方江可申越之事

一 伴天連宗旨弘候南蛮人、其外悪名之もの有之時ハ、如前々大村方之籠ニ可入置之事<sup>(18)</sup>

宣教師は一三名（パードレ一二名、イルマン一名）であった。これにかかわった大村藩の人数は物頭・上下の者・足軽及び人足を合計すると五七二名になる。寛永九年以降大村牢に入った宣教師は二〇名であったから、彼らの請取・引渡しにかかわった者もほぼ倍増したであろう。寛永十年六月二十六日の宣教師・同宿請取の物頭の一人は嶺伊右衛門であった<sup>119</sup>。彼は「コウロス徴収文書」の筆頭署名者、嶺猪衛門類子 Mine Yyemō Luis 純慶と同一人物かと思われる。同藩の伴天連預かりの課役は寛永十九年（一六四二）のアントニオ・ルビノ等五名の請取をもって終ったが、在牢した最後のパードレが牢死したのは元禄三年（二六九〇）であった<sup>120</sup>。

なお、宣教師が在牢した牢舎は鈴田村宮崎に一六一七年七月以降に造られ、入牢者の増加によって手狭になると、長崎奉行長谷川権六の命令によって同じ場所に新しい牢舎が造られた。一六一九年八月のことである。これについては、一六二二年九月まで三年半以上在牢したイエズス会のカルロ・スピノラ神父が描いた略図がある<sup>121</sup>。

宣教師たちが拘禁されていた鈴田の牢とは別に、オランダ人の人質のための新牢が裏町の出口に造られた<sup>122</sup>。その経緯は以下のとおりである。末次平藏船の船長浜田弥兵衛がタイオワン（台湾）に一六二七年に渡航したが、購入予定の白糸と鹿皮が中国本土から未着のため越年し帰国した。同年六月再渡航したが、契約の白糸を手でできなかったため中国本土に船を出そうとして長官ピーテル・ノイツに拒絶された。このため、浜田は彼を捕えて、日本人・オランダ人各五名人質として取ることを決めた。日本には長官ノイツの息子ラウレンスと商人頭ムイゼルらが連行され、エラスムス号の乗組員の一部と共に大村藩と島原藩に預けられた。大村純信は寛永五年七月十四日付の老中奉書によってオランダ人を預かることを命じられた<sup>123</sup>。ラウレンスとムイゼルらは一六三〇年二月まで大村の裏町の牢にいた。同年九月、ノイツ自身が日本に来て人質となったが、息子は父の来着以前に病死した<sup>124</sup>。

## ■五. 大村氏の対外貿易

大村氏は天正八年四月二十七日（一五八〇年六月九日）付の譲り状によってイエズス会に長崎と茂木を寄進して長崎内町の統治と司法を同会に委ね、自らは長崎港に関する関税と入港税を保有した<sup>125</sup>。ルセナ神父のヴァリニヤー

ノ宛一五八七年三月十二日付、大村發信の書翰によると、大村氏はイエズス会を介してマカオのアルマサン貿易に参加して生糸を調達していた。ルセナは喜前から四〇タエス（両）の銀を託されて一五八六年にマカオに送った<sup>(126)</sup>。日本イエズス会がマカオ市との間にアルマサン契約を結んでマカオ・長崎間の生糸貿易に参加したのは、巡察師ヴァリニャーノが一五七八年にマカオに来てからのことであった<sup>(127)</sup>。大村氏の生糸貿易への投資は、同氏がイエズス会に長崎を割譲した以後のことと思われるが、一五八六年のみの投資であったか否については明確でない。管見ではルセナの記事のみである。秀吉が長崎内町を収公したため、大村氏のイエズス会仲介によるマカオへの投資は継続しなかったように思われる。

大村氏がマカオへの投資以外に、直接貿易に関与することはあつたのであろうか。大村氏に関係ある者として異国渡海の朱印状を幕府から発給された者は西宗真類子と江島吉左衛門のみである。江島は慶長十五年正月二日に暹羅<sup>(タイ)</sup>、同二十五日に柬埔寨<sup>カンボジア</sup>国渡海の朱印状を拝領した<sup>(128)</sup>。彼は「大村丹後守之内」、「大村内」、「家人」と記載され<sup>(129)</sup>、それ以上のことは分からない。

西宗真は、寛永二十一年極月十五日付の「由緒書」で、自らは肥前国大村に居住して大村丹後守に従い、父宗源は「代々筋目有之ニ付御領内大浦与申所ニ而七百石之地為御合力被下之候<sup>(130)</sup>」という。また彼は丹後守が呂宋国<sup>(ルソン)</sup>の事情に精通した者として権現様（家康）に言上したため、慶長十二年六月にその様子を申し上げたことにより呂宋渡航の朱印状を拝領した。彼は元和三年から呂宋に渡海せず、同二年に堺に家屋敷を求めて同六年から転住した。岩生成一『新版朱印船貿易史の研究』によると、彼は慶長十二・十六・十七・十九年、元和元・三年の六回朱印状<sup>(巻頭写真は慶長十七年の朱印状)</sup>を発給された<sup>(131)</sup>。なお、フィリピン総督宛と思われる「慶長十年九月十三日 御印」が、翌日「呂宋通事ニシ・ルイス」に渡されている<sup>(132)</sup>。

フアン・ヒルは『イダルゴとサムライ』において、「カピタン・ルイス・ギンモ」<sup>Luis Gintamo</sup>、「ルイス・メロ」<sup>Luis Melo</sup>を両類子に比定している。同書によると、彼の最初の呂宋渡航は一五九九年、一六〇三年には鉄・鉄製品をマニラにもたらし、一六〇



九年には馬の尾毛、翌年には鉄釘類と銅を運んだ。フィリピン総督府会計官は一六一七年に彼宛の支払命令書を作成した。彼は御用商人として鉄の納入をほぼ独占していた。その頃には彼は渡航せず、代理商人を派遣してあらゆる商品の輸出入にかかわっていた<sup>133</sup>。

類子は一五九九年にマニラに船長として渡航し、一六〇五年には「呂宋通事」として幕府とフィリピン総督との橋渡し役を担っていた。一六一〇年前後にはマニラに居住して総督府の信任を得、また人脈を作って商活動の基盤を固めたようである。一六一七年には彼の代理の船長及び商人が渡航したが、彼はこの航海のために投銀六〇〇〇貫を借入れていた<sup>134</sup>。一六二〇年に堺に転住した類子は、寛永年間大村氏の御用商人を務めていた<sup>135</sup>。

彼の父が大村氏から「御合力として七百石」を大浦の地に拝領したことは、武士としてではなく恐らく商人として大村氏を援助していたのかも知れない。息子類子は父を継いでマニラ渡航船の船長兼商人としてその才覚を発揮し、呂宋貿易でその基盤を築いた。総督府やスペイン人官吏や日本町デリラオの日本人たちの信用を得ていたようである。マニラ貿易における成功とその海外に関する知見は大村氏の評価するところであり、幕府とフィリピン総督府との仲介役への道を拓いた。大村氏は彼の財力に期待して御用商人として登用することになるが、類子は大村氏との間に距離をおくかのように堺に転住したようである。大村氏が直接朱印船を艤装して貿易に関与することはなかったようである。

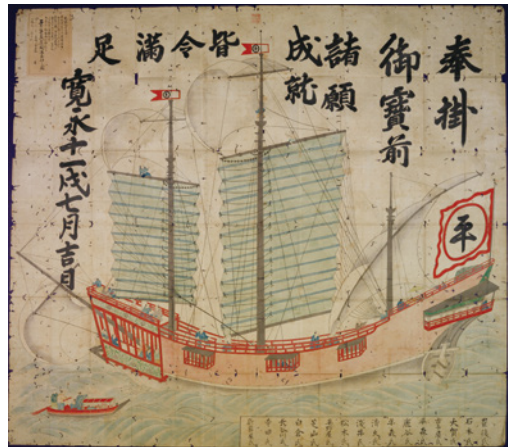


写真1-20 清水寺末次船絵馬下絵

長崎代官である朱印船貿易家の末次平蔵が所有の朱印船を描かせた絵馬の下絵であり、絵馬は清水寺（現長崎市鍛冶屋町）に奉納された。（長崎歴史文化博物館収蔵 市博歴史資料 船舶13）

## ◆ 島原・天草一揆と大村藩

將軍家光は、寛永十年（一六三三）キリシタン禁制を軸とする鎖国体制の構築に着手した。同体制は、キリシタン宗門の根絶、日本人の出入国禁止による内外隔離、中国（唐）船の長崎集中と貿易統制を法制化した政策であり、寛永十四年（一六三七）勃発した島原・天草一揆と、その後のポルトガル（ポ）船の渡来禁止、オランダ（蘭）船の長崎集中などの諸過程を経て形成された。

### ■ 1. 寛永鎖国令と大村藩

鎖国令は、長崎奉行宛て制令、長崎の居住者・来航者宛て長崎制札（和・漢文）、大村藩を含む大名宛て令達などにより、内外に布告された〔表1-7〕。

大村藩に課された公儀役については、寛永十年以降の長崎奉行宛て制令6・7条で規定された。

一。異国舟申分有之て江戸え言上之間、番船之事、如此以前大村方へ可申越事

一。伴天連之宗旨弘候南蛮人、其外悪名之者有之時は如前々大村之籠に可入置事

6条は、異国船について「申分」〔137〕が生じ奉行から幕府に上申する場合、その期間、大村藩に船番を課すとしている。7条は、キリシタン布教の南蛮人（イベリア二国）と、「悪」者を大村藩で

表1-7 寛永鎖国令一覧

年月日	差出	宛先	条数	出典〔136〕
寛永10年2月28日	伊賀・丹後・信濃・讃岐・大炊	曾我又左衛門・今村伝四郎	寛17か条	(1)
寛永11年5月28日	加賀守・豊後守・伊豆守・讃岐守・大炊頭	榑原飛騨守・神尾内記	条々17か条	(2)
同上		肥前国長崎	禁制3か条 (和・漢文二通)	(3)
同年5月29日	酒井讃岐守忠勝・酒井雅楽頭忠世	薩摩中納言	5か条	(4)
同上	同上	大村松千代	4か条	(5)
寛永12年	加賀守・豊後守・伊豆守・讃岐守・大炊頭	榑原飛騨守・仙石大和守	条々17か条	(6)
寛永13年	同上	榑原飛騨守・馬場三郎左衛門	定19か条	(7)
慶安5年5月朔日	豊後・和泉・伊豆	黒川与兵衛・甲斐庄喜右衛門	寛19か条	(8)

牢舎とさせる規定である。両条とも包括的な規定であり、関連する役務は多岐に渡った。

大村藩に通達された鎖国令については、寛永十一年（一六三四）の大村松千代宛て老中奉書と、長崎奉行の榎原職直・神尾元勝等による口達でなされた。次のようである。

〔史料1〕（寛永十一年）五月廿九日付老臣奉書〔写真1-21〕

以上、一筆申入候

一 従異国伴天連のせ渡候共、其領分へあけ申間敷事

一 日本人、其領分より異国へ渡す間敷事

付、自異国来候日本人其領分へあけ申ましき事

一 日本之武具異国へ渡間敷事

右之通御意候、可被得其意候、委曲榎原飛驒守・神尾内記可為演説候、

恐々謹言

五月廿九日

酒井讃岐守忠勝

酒井雅楽頭忠世

大村松千代殿

右から幕府は大村藩に対し、宣教師の密入国、日本人の異国渡海と帰国日本人の上陸、武具輸出について禁止するとし、藩領分の水際における警備について上意として令達したことが知られる。

## ■二、大村藩の公儀役

大村藩に課された船番・牢番、浦々番には、多様な業務が付加された。

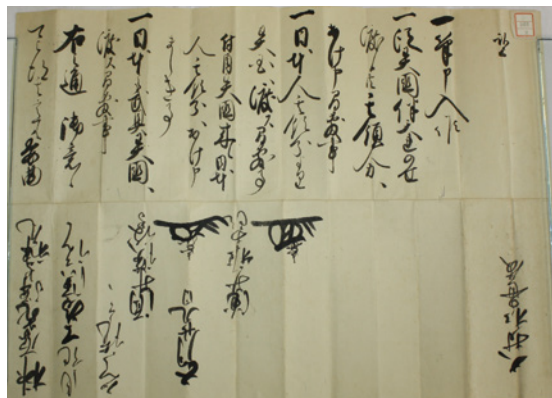


写真1-21 異国と交渉禁制二付奉書  
（大村市立史料館所蔵 大村家史料（架蔵番号）205-2）

それらについて、寛永九年（一六三二）から慶安二年（一六四九）まで十八年分の公儀役を集計した藩の記録が二点残されている。その一は、年月順に記された冊子で、標題は「寛永九年申より慶安二年丑七月迄十八年分 異国船就渡海浦番船番并塩焼柯囚人請取渡牢番人数帳」である<sup>138</sup>。その二は、同帳を事項別に区分し、長崎奉行所に提出した控である。後者を掲出すると、次のようである〔史料2〕。

〔史料2〕（慶安二年）丑霜月六日付大村純信書付

寛永九申正月より慶安二丑七月迄十八年分

一<sup>1</sup> おらんた・伴天連・南蛮人・唐人受取渡之事

一<sup>2</sup> おらんた船・唐人船・南蛮船仕候事

一<sup>3</sup> 南蛮人かすた渡之事

一<sup>4</sup> 永崎築嶋おらんた番之事  
（長）

一<sup>5</sup> 領分浦々番・狼煙番仕候事

一<sup>6</sup> 永崎陸之番仕候事

一<sup>7</sup> 籠屋作事仕候事

一<sup>8</sup> 永崎より囚人受取渡、同籠番仕候事

一<sup>9</sup> 鉛塩焼長崎より受取、平戸迄担申事

右年々入人数、メ五拾八万五千六百七拾式人

丑霜月六日

大村丹後守 判

朝比奈源六殿

庄田小左衛門殿

〔大村見聞集〕 一一一頁

差出は大村純信、宛所は慶安二年（丑）の長崎奉行馬場利重と山崎正信の用人となろう。うち船番は2、牢番は1。

7・8、浦々番所5などである。ほか、4・6は陸番、出島番となる。それらの「入人数」について、五八万五六七二人と記している。実に、年間の延べ人数は三万二五三七人となる。禄高二万七九〇〇石の大村藩にとっては、藩財政にのしかかる過大な負担となった。

## 一・十六ヶ所番所

浦々番所については、大村純信が寛永十年代から正保初年に設置した十六ヶ所番所と、純長時代（慶安四年～宝永三年）増設の大浦・雪浦・蠣浦（かきのうら）の新番所（さ）があり、さらには大村純尹時代（宝永三～正徳二年）新設の横瀬浦寄船番所がある。佐竹 茂、河野忠博の研究がある<sup>139）</sup>。

### 一・番所の創設

大村藩の記録では、番所創設を寛永十三年長崎奉行榊原職直・馬場利重の「台命」に基づくと記している。関連史料は未詳であるが、寛永十一年以降唐船の長崎集中が実施（『鹿児島県史料 旧記雑録』後編五所収 七六五号）されているほか、上掲〔史料1〕では鎖国令について「委曲榊原飛驒守・神尾内記可為演説候」と口達されており、番所設置についても長崎奉行の「演説」と大村藩役人の間で何と共議を経て、通達されたこととなる。

最初の段階では、寛永十三年正月「外目島番人」を発令。四月十六日から年末まで番人二～一人・足軽一二人を、戸町、福田、三重、神浦、瀬戸、中浦、面高（図1-2） 1～3・6・8・10・11）などに配置し、各番所が開設された（上掲1と同じ）。

番所はその後の増設分を含め彼岸半島の外海海岸・島嶼に造設されたが、戸町番所のみが長崎湾内に設置された。戸町番所の所在地について、伊能忠敬は文化十年（一八一三）現地を踏査し、長崎番役勤番の戸町番所から「戸町村人家下、戸町浦という。左佐嘉領飛地人家五軒、左大村領番所、小川尻巾十五間」<sup>140）</sup>とする記録を残している。安政四年（一八五七）戸町村は上知され、戸町番所は廃止された（第二章第四節第二項）。

## 二、番所の再編

西国における沿岸警備体制は、日米関係の断絶により整備が促進された。家光政権は、寛永十六年ポルトガル船来航を禁止し同国と断交。翌年貿易再開交渉のため来日したマカオ使節一行の大半を処刑したことにより、両国は「戦争状態」に入った。このため幕府は同十八年二月福岡藩に長崎番役を命じたほか、翌年以降佐賀藩と隔年交代勤番を命じた。

大村藩は従来の番所体制を見直し、小番所の増設と大番所設置などの再編を進めた。上掲した「寛永九年申より慶安二年丑七月迄十八年分」人数帳では、正保元年（一六四五）六月六日式見、黒崎・池嶋・松嶋・ふいきれ（吹切）・大嶋・崎戸・江ノ嶋・平嶋（4・5・7・9・12・16）に、外海番・同定番を新設したとする。

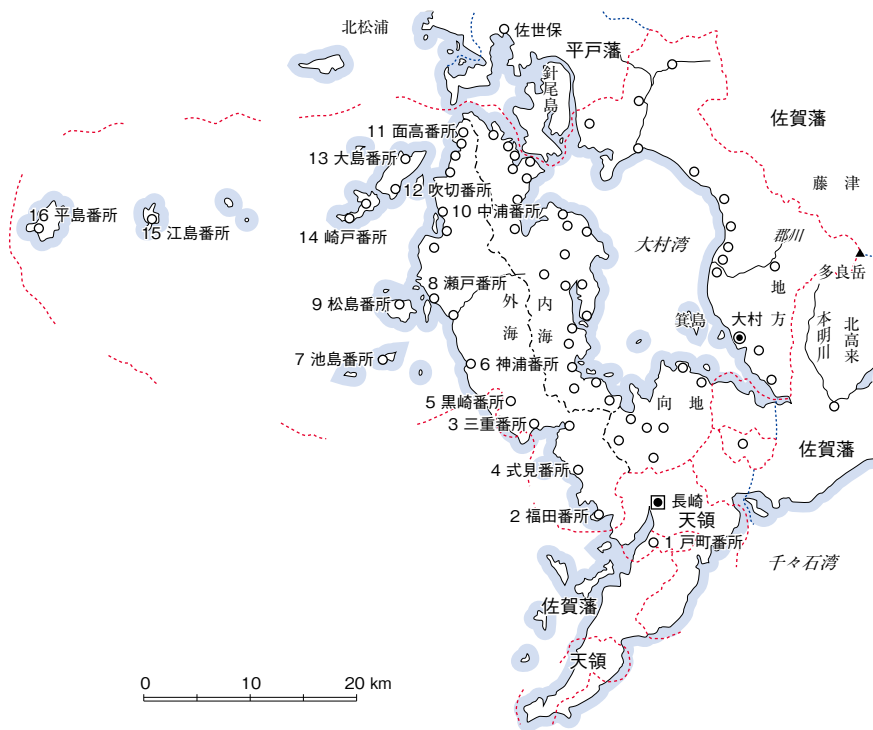


図1-2 大村藩領と十六ヶ所番所

小番所増設前後の段階で大番所が設置されたが、その時期について寛永十六年二月朔日瀬戸小番所を、同十八年八月二日福田小番所をそれぞれ大番所とし、正保元年六月十八日には崎戸小番所を大番所にしたと記す(『大村見聞集』二七八頁)。

瀬戸大番所は、神浦から中浦(6〜10)までの小番所を統括した。外海番馬廻上下九人、番船一艘・水主八人の勤仕としたが、正保元年には四〜十一月間の加番として侍一人・上下八人、番船一艘・水主一〇人が増員された。

福田大番所は、戸町〜黒崎(1〜5)の小番所を統括した。侍二人・上下二人、番船二艘・水主三〇人を勤仕させたが、十二月から三月末日までは半減され、侍一人・上下八人、番船一艘・加子八人が在番した。

崎戸は新設後間もなく大番所とされたくしく、面高〜平嶋(11〜16)の小番所を統括した。侍一人上下八人、番船一艘・水主八人が六〜十一月間勤番した。文化六年(一八〇九)には船囲場が設置され、異変方警衛船が配備された(『大村家記』巻之三)。

大番所は小番所を束ねたが、その職務は「小番人の司となり、法令を正し非常を戒め、諸廻船船切手改め、或ハ彼船を裁判し灘状を出し、或ハ異国船漂着を警衛し、入津之船ハ長崎え曳届け、惣而於外海不時之公務此番人共勤仕する」とされた。

番所体制の概略については、純長時代幕府に提出された「大村領内浦々番所之覚」(『大村見聞集』二七九頁)がある。同覚では十六ヶ所番所の人的・物的負担について、一年間の番所入人数を「四万四千百人」、飯米を四四一石と算定している。番所付の用船は、二二艘(八端帆一、小早八、手船二三艘)。ほか唐船遭難時の引船について、一艘につき三〇艘の動員が必要とされたが、同船水主の長崎往復飯米も必要経費であった。ほか「長



写真1-22 福田浦御番所制札文書

(大村市立史料館所蔵)

崎え馬廻老人小給老人足輕參人召置申候」と、要員の配置を記載している。同役が藩蔵屋敷の一機関として駐在し、藩庁・長崎奉行所との対応を含め、関連する諸事を担ったことが推測される。

各番所には、制札場が付置されたほか、三重村の三重岳に狼煙番、近世後期～幕末期には狼煙場（3・4・9（11・13～15）、石火矢台場（2・3・8・9・11）などが各番所に付設された。

南蛮国との「戦争状態」は、正保四年（一六四七）来航したポルトガル船二艘に対し、家光政権が武力発動を回避したことにより一旦「解除」されたが、南蛮国に対する「敵対的断交」政策は引き続き維持された。

## 二・異国船仕置役

大村藩の公儀役は船番・牢番と規定されたが、関連する諸々の業務が付加された。それらの多くは長崎入港異国船に関連する役務であり、藩主の在国も異国船の長崎渡来に備え、二～九月間が基準とされた。

大村藩が負担した公役について、幕府は年欠の老中奉書で次のように伝えている。

〔史料3〕年欠正月十四日付老中奉書〔14〕

来四月就若君様御任官交替之面々当年者三月中可致参府旨被仰出候得共其方事者異国船為御仕置被差置候間先其元ニ可罷在旨上意二候、可被存其旨候、恐々謹言

正月十四日 阿部対馬守（重次） 判

松平伊豆守（信綱） 判

大村丹後守（純信） 殿

右は、文中に見える「若君御任官」から正保二年（一六四五）四月二十三日予定された家綱元服と従三位大納言任官の年次に発給された文書となる。本文で幕府は、大村藩主の公儀役務について「異国船為御仕置」と認識していたことが知られる。同名称が固有の役名とされた形跡は史料に見えないが、大村藩が長崎で果たしたこの時期における公儀役務は、多種の用務を通じて異国船仕置役と位置づけられたこととなる。



鎖国制下の大村藩には、①船番・牢番に加え、②異国船仕置役が付加されたこととなる。

### ■三、島原・天草一揆と大村藩

寛永十四年（一六三七）十月、幕藩制国家を震撼させた島原・天草一揆が勃発した。

島原・天草一揆とその性格について、学界では先行研究の蓄積があり、(一)農民一揆説、(二)農民一揆から宗教一揆（キリシタン一揆）への移行説、(三)宗教一揆説などが提起されてきている<sup>142</sup>。一揆には、領主苛政に対する抵抗、宗門立帰り運動、藩権力・寺社に対する闘争があり、キリシタン農民が一部の非宗徒と原城に拠って幕藩軍と徹底抗戦した過程があった。その性格は上記の(二)であり、一揆には家光政権が推進した日本史上未曾有の寛永鎖国政策に対する抵抗運動の側面が派生していたことが看取される。

#### 一、大村藩と島原一揆

大村藩は幕命を受けて一揆鎮圧の主力戦に参陣せず、長崎海陸の番役に従事した<sup>143</sup>。幕府は十一月九日以降、在府の九州大名に帰国と出兵を命じたが、藩主松千代は当時病床にあり、家老の大村彦右衛門が老中の土井利勝から幕命を受けている（『大村見聞集』二二四頁）。その内容は、大坂城代等が九州諸藩主に連署した文書の記載事項と、「長崎奉行差函次第可相勤」とする口達であつたろう。

大坂城代等の指令として、十一月六〜九日付各文書と同月二十七日付文書が知られている。前者では島原でキリシタン一揆がおこり、有江（南島原市有家）・有馬などの古城で五、六千人が結集していること、領内の武器兵糧の島原移出防止とキリシタンの島原参集を阻止すべく、藩領境に番所を設置することなどを記している<sup>144</sup>。十一月廿七日付文書では、武器兵糧の島原移出防止のほか上使下向情報、領内の湾岸について「浦々万事如不断の自由能様二」と記し、港の管理を平常時に戻すよう通達している。同文書は江戸に送られたほか、大坂から九州各藩にも伝達された。

大村藩内の措置については、蘭館長の記録（一六三八年一月十六日）から「大村の領主がその領民、一般市民から

武器を取上げ、キリシタンの疑いのある人々の中、主要な人を監禁<sup>(145)</sup>したことが知られる。ほか、佐賀藩では霜月廿五日付で「大村あたりへも同類の族有之」とする風聞を江戸に伝え、大村藩領を内偵。「人遣を以承候へハ、別状無御座候<sup>(146)</sup>」と通信する動きを見せていた。

長崎奉行榊原職直・馬場利重は十二月五日長崎着、七日島原に出陣した。その間の大村藩への指令については、両奉行の出陣により奉行不在となる「長崎海陸之御番」であり、藩庁では即日長崎江戸町前に番船五艘を配置。物頭五人と給人・鉄砲足軽二〇五人を出動させた。ほか、茂木口・一瀬口の番所にも大村左近以下鉄砲足軽多数を配置し、町中夜回りなどの警戒態勢を敷いた。なお、この年マカオから長崎に入港していたポルトガル船六隻は九月下旬出航しており<sup>(147)</sup>、大村藩兵の出動は長崎内外武士・民衆の一揆側への呼応防止と、民情監視が課題とされたことであろう。

藩主松千代は、十二月二十七日大村に帰着。ただちに長崎に向い番所等を巡見、浦上に滞陣した。さらに松千代は、翌年一月長崎から島原に大小の曳船四五艘で唐船二艘<sup>(148)</sup>を輸送しているほか、老臣の大村敏武等に藩士三〇〇を添え島原に派兵した(『大村見聞集』二二四頁)。大村藩の意向は参戦にあったが、上使と長崎奉行の命を受け長崎守衛に従事した。大村藩が長崎に送った人数や警備の期間については、一揆鎮圧後、藩庁が島原藩から受領した拝領米の記録から知られる(『大村見聞集』二二六頁)。同文書から大村藩では長崎に三〇〇人を送り、寛永十四年十二月五日から翌年の三月四日まで、八九日分の扶持米を松倉家の用人から受領している。

## 二・島原一揆後の幕政と長崎守衛

家光は一揆の戦後処理として、島原藩主松倉勝家を除封したほか、五月十五日には武家諸法度を改定(諸藩の緊急時越境出兵、五〇〇石積商船建造許可)。九月二十日には、諸国諸大名に老中奉書と口達で宗門の訴人に対する褒賞令を下達した<sup>(149)</sup>。翌十六年四月三日、家光は一揆討伐に従軍した西国諸大名を引見し、直々「彼地ニ永く相詰致苦身」と伝えたほか、五人組の結成と連帯責任、寺請証文の提出などを諸大名に命じ、宗門改めの強化を再達

している<sup>150</sup>。この日藩主松千代は、しゅんけん繻珍を進呈したことが幕府の日記<sup>151</sup>から知られる。

他方で家光は、寛永十六年播磨姫路城主松平忠明を西国探題<sup>152</sup>に任命して長崎防衛に備えた。同役は、以降、松平定行（伊予松山藩主、正保元年～）、松平定頼（同上藩主、万治元年～）、小笠原定眞（豊前小倉藩主、寛文二年～）、大久保忠職（肥前唐津藩主、寛文八年～十年死去）まで継続され、有事における出兵が課された。

ほか、日宗断交後家光は、寛永十八年（一六四一）福岡藩に長崎番役を命じ、翌年佐賀藩に交替勤番を命じた。大村藩は、同年参勤免除のほか、黒田忠之・五島盛利との「相談」<sup>153</sup>を命じられている。同藩は、船番・牢番、異国船仕置役に加え、長崎防衛の一環として位置づけられていくこととなる。

（清水紘一）

#### ■ 四 一揆のあと

##### 一 幕府の島原・天草への農民の強制移住策

「移し百姓」としての〈御公儀百姓〉

島原・天草一揆鎮圧後、幕府は、島原に譜代大名高力忠房を、天草に山崎家治を配置、更に「殺害」による耕作農民減少の対策として大村藩に対し、寛永十九年（一六四二）七月十六日、老中奉書が藩主大村純信宛に発給された。

一筆申せしめ候。嶋原・天草両地の儀、先年より亡所に成り、今に不作の由御耳に達す。彼の地近国の面々領内に親子五、三人もこれ有て、その所の田畠荒れざるの地よりは一人宛両地へ百姓に相越し候様にと、今度仰せ出さるるに就き、その趣奉書を遣わし候。（後略・後述）

幕府による大村藩への強制移住割り当てるの竈数と「移し百姓」〈御公儀百姓〉の実態は管見の限り明らかにできない。そこで、まず、島原・天草へ強制移住させられた、九州諸藩の実態をみてみよう。

## 御公儀百姓

肥後・熊本藩(五四・一万石)に対し、寛永十九年(一六四二)七月十六日、幕府は、阿部重次・阿部忠秋・松平信綱の三名連署の老中奉書を藩主細川忠利に発給し、領民の島原・天草への強制移住を命じた。これに対し、同年十月朔日、忠利は、領内から島原へ八四人(五〇竈)と馬八疋・牛一疋、天草へ七二人(五〇竈)と馬二疋を幕府への「御奉公」として差し出した<sup>154</sup>。

豊後・府内藩(二・二万石)に対しても、熊本藩と同じ日付で同様の幕命が出されている<sup>155</sup>。これに対し、「岡本文書」の中に、島原藩主高力忠房から府内藩主松平忠昭への「百姓式竈人数九人」の移住者の請取が認められる。豊後・臼杵藩(五万石)では、幕命を受けた藩主稲葉信通は、寛永十九年九月朔日、島原に川澄清水原村(現大分市野津町)の九蔵一家五人をはじめ合計五竈二人、また、天草には久知良村(現豊後大野市三重町)の原之允一家四人をはじめ五竈二十四人を移住させている<sup>156</sup>。

肥前・佐賀藩(三三・七万石)に対しては、島原・天草領に各三〇竈ずつの移住が命令されている<sup>157</sup>。薩摩・鹿児島藩(七二・八万石)では、寛永十九年七月二十日の幕命に対し、藩主島津光久は、島原に男女一四八人(三〇竈)と馬一〇〇疋、天草に男女一五五人(三〇竈)と馬一五五疋を移住させている<sup>158</sup>。

『種子島家譜』巻五<sup>159</sup>によると、寛永十九年十月、幕命に対し、種子島から島原移民四竈男女一三人を鹿児島表へ送り出している。その移民たちは、薩摩藩主から各竈馬一疋と農具及び五穀の種、銀二〇〇目を拝領し、島原へ向かった。

対馬・府中藩(一〇万石以上格)でも島原に六二人を移住させており<sup>160</sup>、天草へも同数程度の移住が推察される。一揆で荒廃した島原・天草地方への、幕命による農民の強制移住の実態を、管見の限り、現存史料でみてきたが、肥後・熊本藩をはじめとする七藩以外からの移住も考えられる。中国地方の萩藩が九州諸藩に問い合わせをしたところ、大名一万石につき頭分の百姓一人宛、百姓一人に銀子五〇〇目宛を与えて移住させている旨の回答

がされている(16)。

このように、幕府は、九州各藩に対し、「高一万石につき百姓一竈」の割合で、島原と天草に農民を「御公儀百姓」として強制移住させた。

前述の如く、幕命による大村藩の強制移住の実態は不明であるが、他藩の割合に依拠すると、二・七万石の大村藩は島原・天草へ各二〜三竈ずつ、男女一〇から一五人ほどの強制移住があったと推定される。

当時の九州諸藩の大名の総石高は約三六五万石、天領は一・三万石である。「一万石に一竈」の割合で試算すると九州全域で三七六竈となる。一竈の家族構成を五人としても一八八〇人の強制移住にしなければならない。この数は、殺害された島原半島の耕作農民二万三八八八人の約七・九割にしか当たらない。不足の分は「明地」(空き地)として荒れ放題になったのであろうか。

## 二・農民の島原への走り

### ①一揆参加農民の分布

藤野 保は、「島原乱後の農民問題に関する一考察」

(162)の中で、「嶋原一揆松倉記」によって、「島原の乱における一揆側農民と領主側農民の分布図」を作成している(図1-3)。それによると、杉谷・三之沢・東空閑・大野・

湯江・多比良・土黒・西郷・伊古・伊福・三室・守山・山田・野井・愛津の北目(島原半島のうち島原市以北の村々)一五六村においては、全く一揆農民がいないが、これに対して、布津・堂崎・有田・有家町・隈田・

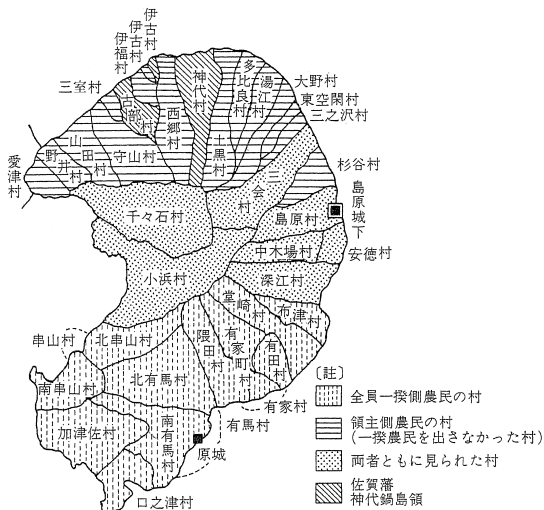


図1-3 島原の乱における一揆側農民と領主側農民の分布図  
 【註】藤野 保「島原乱後の農民問題に関する一考察」(『日本歴史学会編『日本歴史』第86号 吉川弘文館 1955年)から転載。

北有馬・南有馬・口之津・加津佐・南串山・北串山の南目（島原市以南の村々）一一カ村は全員一揆農民である。そして、その中間に位置する三会・島原・安德・中木場・深江・千々石・小浜の七カ村には一揆へ参加した農民並びに領主側農民の双方がみられる。

この現象は、キリスト教が主として南目の村々で普及し、立て籠った原城が南目の南有馬村にあったことが原因といえるであろう。そして、この乱に加担した島原半島の一揆農民二万三八八八人と天草の一揆加担者一万三〇〇〇人余の合わせて三万七〇〇〇人余の人々の大部分が戦死・虐殺・死刑になり、あるいは、その身柄を他藩に預けられた。殊に村人全員が一揆に加担した南目一帯は、無人の村となり、荒廃したのである。

②大村藩の〈走百姓〉

ところで、「見聞集」十八<sup>163</sup>に、

高力撰津守殿領内江走り参り候人数の事男女  
合千式百六拾六人

三月十八日 大村丹後守（花押）  
（純信）

表1-8 一揆側農民と領主側農民の家数と人数

村名	家数(軒)	一揆側 農民(軒)	領主側 農民(軒)	人数(人)	一揆 参加者(人)	一揆 不参加者 (人)
三会村	508	268	240	2,626	1,420	1,206
島原村	147	73	74	813	425	388
中木場村	99	88	11	719	635	84
深江村	316	277	39	1,824	1,640	184
安德村	115	26	89	686	180	506
布津村	196	196	0	1,203	1,203	0
堂崎村	183	183	0	865	865	0
有家村	770	770	0	4,545	4,545	0
有馬村	827	827	0	5,072	5,072	0
口之津村	581	581	0	3,949	3,949	0
加津佐村						
串山村	292	292	0	1,962	1,962	0
小浜村	242	204	38	1,406	1,167	239
千々石村	395	229	166	2,001	825	1,176
総計	4,671	4,014	657	27,671	23,888	3,783

【註】『嶋原一揆松倉記』(国書刊行会編『續々群書類従』第四「史傳部」 続群書類従完成会 1985年)から作成。

とある。

寛永十九年（一六四二）三月十八日付けの大村藩から幕府への報告によると、大村領から男女合わせて一二六六人の島原領への逃散があった。

大村藩領のどこから島原藩領のどこへ逃散したのだろうか。「覚」<sup>164</sup>や『大村見聞集』などからみてみよう。

表1-9によると、逃散した大村領民の出身地は、現在の大村市・川棚町・波佐見町、そして当時大村藩領であった西海市雪浦・大瀬戸、長崎市神浦・手熊・福田など。移住先は、現在の島原市・南島原市・雲仙市小浜町・同南串山町、そして当時島原藩飛地であった長崎市茂木・日見などである。

### ③〈走百姓〉の大村藩への還住策

大村藩では、島原への男女合わせて一二六六人の逃散のほか、大村領内で五〇〇人余のキリシタン弾圧に伴う死刑処分があったため、耕作農民が不足し、農村が荒廃した。

領内の本年貢や小物成・諸役を規定どおり収取できずに困った大村藩は、寛永十九年（一六四二）三月十八日、次のような内容の願書を幕府に出した。幕府が島原藩に対して、大村領から島原へ逃散した〈走百姓〉の返還命令を出すようにして欲しいというものであった。

これに対し、幕府は、一揆後の島原藩の特殊な事情や大村藩の言い分も考慮した上で、大村藩で田畑が荒廃する村へは全員返還してもよいが、耕作農民が多く田畑が荒廃しない村へは返還しないでよいという方針を立てた。一方、島原藩は、すぐにも返還すべき農民を調査して帳簿を作成し、それに貢租未納分を書き込み、一村ごと返還したい、とした。

その後、島原・大村両藩の折衝の結果、次のような返還規定が設けられた。

一、大村領から入村し、島原の男性と結婚した娘は返還しない。

二、大村領から島原へ入村し、島原の女性と結婚した男性の場合、夫婦共返還する。

表1-9 大村藩領から島原藩領への逃散

移住前出身地		職業	移住者		移住先
村名等	現市町名等				
大村藩領内 (村名等不明)	不 明	下人	林 太郎兵衛	下人 関右衛門	有家村 長野
		//	小佐々新右衛門	// 三五郎	//
		下女	富永五郎左衛門	下女 まつ	//
		下人	井手七郎右衛門	下人 市右衛門	有家村 木場
		//	井手九郎右衛門	// 太兵衛	小浜村 金浜
		//	岩永権右衛門	// 喜平	島原
		//	岩永喜左衛門	// 藤五郎	口ノ津村
		下女	//	下女 せん	串山村 京泊
		下人	田崎九左衛門	下人 喜蔵	北有馬村
		//	中村半左衛門	下人 三九郎	加津佐村
		//	大村弥五左衛門	// 市兵衛	有家村
下女	神浦与太右衛門	下女 きく	こが村		
//	//	// ちやう	//		
雪浦村	西海市大瀬戸町 雪浦地区	百姓	市左衛門	家内 5人	北有馬村
		//	久兵衛	// //	//
		//	傳十郎	// 2人	//
		//	作太夫	// 4人	有家村 長野
//	清三郎	// 3人	加津佐村		
神浦村	長崎市外海町 神浦地区	//	九左衛門	// 4人	小浜村 金浜
		//	十左衛門	// 3人	小浜村 髪串
		//	九兵衛	// 4人	//
瀬戸村	西海市大瀬戸町	//	与十郎	// 2人	茂木村(島原藩飛地)
手熊 (福田村 手熊郷)	長崎市手熊町	//	吉左衛門	// 2人	加津佐村
		//	十左衛門	// 3人	//
		//	九兵衛	家内 4人	//
		//	与次左衛門		//
//	助市郎		日見村(島原藩飛地)		
荒瀬村 (菅瀬村 荒瀬郷)	大村市荒瀬町	//	与次郎	家内 4人	有家村 長野
三浦村	大村市三浦地区	//	兵次郎	// 5人	小浜村 金浜
郡村	大村市郡地区	//	又右衛門	//	島原 鉄炮町
福田村	長崎市福田地区	//	三五郎	// 6人	加津佐村

【註】「寛」(走百姓五口合六十五人人名書上)(大村市立史料館所蔵 彦右衛門文書)から作成。



三、質に入れた子供は、その親が引き取る。もし引き取る親がなければ、大村藩当局が引き取ること。  
四、養子は返還する。

五、売人（商人）も返還する。

六、年季奉公人も返還する。借金は、返還後返済すること。

こうして島原藩は、大村藩に対して逃散農民の返還を始めた。

高力島原藩は、島原半島の北西に位置し、大村藩領に最も近い愛津村（雲仙市愛野町）で、五度に分けて逃散農民を返還することにした。寛永二十年（一六四三）二月二十五日、島原藩役人家所平右衛門・山本甚右衛門は、大村藩役人永井九郎右衛門・富永五郎左衛門の両使へ第一回目の逃散農民の引き渡しをした。

大村藩は、帰還農民に種米や口物などを貸与して春から田畑の耕作を始めさせ、この年の年貢は徴収しなかった。しかし、島原藩へ米銀の負債を返済しなければならぬ帰還農民の生活は苦しかった。

島原藩も幕府を介して大村藩に再三返済するように催促し、仲介に立った幕府は、ついに寛永二十年（一六四三）から正保四年（一六四七）までの五カ年間で返済するように大村藩へ督促し、その旨、島原藩へも伝達した。大村藩は、幕府のこの仲裁案を了解し、その後五カ年で負債を返済するようにした。

#### ④各地から島原への移住

慶安二年（一六四九）二月、湯江村・多比良村・大野村の三村から申山村尾登名（一七軒が移住（「良右衛門日記」）。北目の多比良村植木家が申山村荒牧名池崎へ、島原村の庄屋馬場家が申山村荒牧名門前へ移住している。

大村藩領以外に、五島から竹下家が申山村荒牧名門山（かたやま）に、池永家が同村京泊名京泊と、辺木、そして有馬村にも入植している。平戸からは、竹下家が申山村荒牧名白頭（しらび）と京泊名京泊、そして有馬村にも入植した。

肥後国からは、熊本の浄土宗真乗寺の僧が口之津村東大屋名前方、甲斐家が申山村尾登名大王平、本多家が有家村尾崎へ移住。川尻の藤尾家（浄土宗蓮正寺の僧）が加津佐村水津名（すいづな）へ移住した。

筑前国は、北原村（福岡市西区）の安永安次家が加津佐村津波見名へ、筑後国は、柳川から中村氏らが八大龍王の御神体を伴って島原村中原（なかばら）に海神社、慶安元年（一六四八）には柳川から有家村に若宮神社、久留米から同村堂崎に高良玉垂神社をそれぞれ勧請した。

日向国は、延岡の林田家が加津佐村西上町へ移住。薩摩国は、鹿児島の本多家が有家村龍石、出水郡から小浜村にも移住している。

九州以外の地域から島原へ来住した百姓で一番遠いのは、管見の限り、島原市萩原町に入植した上野国沼田城主真田信之の三男信重である。信重は、島原に浄土宗崇台寺を開基した。次が深江村諏訪名に入植した信濃国上田の上田家。三番目は南有馬村に入村した尾張からの移住者。四番目は島原市三会町（みや）に入植した近江大津からの移住者。五番目は南島原市深江町古江名末宝に入植した播磨国小林郡の小林家である。そして六番目が讃岐国小豆島からの集団移住である。

「多喜弥覚書」<sup>(165)</sup>には、寛永十九年（一六四二）、幕府の移民令に基づき、瀬戸内海に浮ぶ小豆島から島原へ三〇軒移住し、そのうち一七軒の人々が串山村京泊名田ノ平に居住したという。

慶安二年（一六四九）には、小豆島坂手村庄屋高橋家の息子次右衛門がくじ引きで当たり、「家筋由緒之事」<sup>(166)</sup>という由緒書を持ち、移民団と一緒に口之津村に入村している。

「良右衛門日記」<sup>(167)</sup>によると、明暦三年（一六五七）に小豆島から農民七〇〇軒ほどが島原へ移住した、というのである。家族構成が一軒五人とすると三五〇〇人となる。

寛文年間（一六六一〜七三）の小豆島の世帯数が三五六六軒、人口が二万六五人<sup>(168)</sup>。明暦三年（一六五七）の移住世帯七〇〇軒は三五〇〇軒の二割に当たる。

どうして、これほど多くの移住者が幕府から瀬戸内海の小豆島に命令されたのだろうか。

その理由の一つは、小豆島が幕府領であったため、島原への入植・移住に強権が発動しやすかったことが考え

られる。二つ目に、島の面積に比べて世帯数・人口が多すぎ、人口密度が高いことなどが考えられる。

四国からはほかに、西目の串山村京泊名田ノ平に入植した阿波国の井上家、京泊小竹木に入植した伊予国松山の松山家や京泊名辺木に入植した松木家などがある。

中国の萩藩(三六万石)からは、本来ならば島原へ頭百姓三五、六竈を派遣すべきであるが、近年不作続きのため、まず三〇竈を派遣し、様子を見て来秋二〇〜三〇竈を派遣する予定であるというのである<sup>169</sup>。

### ⑤一揆後の宗教統制の強化

#### 絵踏制度と宗門改

この島原・天草一揆を契機に、九州を中心に絵踏制度が始まり、檀家制度や宗門改とともに、〈走り〉に対する検断の目が一段と厳しさを増していった。

こうして、幕府は、寛永十年代に諸制度を急速に整備し、農民による代官・地頭への非法に対する訴権を剥奪し、以後、代官・旗本の郷村に対する支配心得や郷村掟を頒発した。寛永二十年(一六四三)の幕府の「土民仕置覚」<sup>170</sup>では、慶長八年(一六〇三)の「諸国郷村掟」を踏襲し、代官・地頭が非法を行った場合、年貢を皆済した上での農民の離村を認めているが、農民の代官・地頭への弾劾権は剥奪し、農民支配の強化は進行していった。

このように、近世初期、「領域」と「階層」を越えて、農民の〈移動〉は、全国的に展開された。

鎖国への傾斜の中で、幕府は、在地支配の矛盾から勃発した島原・天草一揆を弾圧し、その「移動」を体制的に包摂し、農民層を階級的・地域的に「土着」・定住化させた。

(半田隆夫)

### 三 郡崩れと大村藩の宗門行政

中世末期の大村領内では、領主本拠地近郊の郡村にイエズス会の司祭館 Residencia が置かれ、司祭と修道士が担

当の「町村と教会を巡回」した<sup>(171)</sup>。町村と周縁地では、教会施設に加え信徒の講的組織が結成されており<sup>(172)</sup>、大村藩が近世初頭キリシタン禁教政策に踏み切った後においても、地域によつては信者間相互の組織網を通じて宗門の価値観が濃厚に継承されていたことが推認される<sup>(173)</sup>。

## ■ 一・郡崩れと幕府・大村藩

郡村は、竹松・福重・松原等の三カ村を総称した郷村である（朱印高四〇六二石余<sup>(174)</sup>）。四周は、江串村・千綿村・萱瀬村・大村池田分等の村々で、現在の大村市北西部の地域に重なる。明暦三年（一六五七）冬、郡村とその近村でキリシタン宗団が露見した。この一件については、高室一彦の研究がある<sup>(175)</sup>。

### 一・郡崩れの発端

長崎奉行黒川与兵衛正直は同年十月十一日付文書で藩家老大村内匠ほかに宛て、長崎で拘束した藩領民兵作の妻子召捕りを命じた。

兵作は矢次村（大村市竹松町）の住人であるが、長崎酒屋町の「小舅」らに同村の「六兵衛」なる少年が「嶋原之四郎」以上の「名譽」な者であり、同「母」が二年前萱瀬村の岩穴（大村市中岳町）に隠していた吉利支丹絵を取寄せて活動していること等を密話。同情報が奉行所に通報され一件が発覚した。奉行所には「酒屋町物さし作り池尻利左衛門」<sup>(176)</sup>が同町乙名と出訴し、後日、褒美銀拾三貫を受給したという。

大村藩では藩主大村純長が参府しており、藩庁では長崎奉行所に用人を送り事実関係を確かめる一方、兵作女房を拘束して詮議。黒丸（大村市黒丸町）の平左衛門の子六左衛門（一四歳）と同祖母（七五歳）が当事者であることを突き止め、塚に隠匿された切支丹絵を押収した（『大村見聞集』 六二二頁）。

六左衛門一家の容疑は、キリシタン宗旨と終末思想を説いたことにある。六左衛門は未年（明暦元年）狐憑きとなり、翌年傷寒（熱病）を患った少年で、その後、祖母に「面白キ夢」を見たと言及したという。その主旨は、来世について「後生え参見候得者、宗数多数御座候得共、吉利支丹宗ならでハ助り不申候由見候て参候」とし、現世

については「霜月十一日二代めつし申候」、「天狗六匹出、火之雨をふらし世界を焼崩し申候」、「吉利支丹宗旨二成候者は一人も大事無御座候」、「日本の宗旨は悉く一人も不残退転仕事候」などとするもので、吉利支丹絵の奇特と拝礼を勧めた。右のうち「後生え参見候」とする件は、来世における救済説となる。「其上霜月十一日二代めつし」とする件については現世の終末説となるが、論旨については島原一揆の激発段階で村々の庄屋・乙名に配付された「かづさじゅわん廻状」<sup>17</sup>が想起される。同廻状では天人四郎の天下りと、ぜんちよ Genjio 「異教徒」に対する「ひのぜいichよ」(火のじゅいぞ Juso 「審判」)が記されていた。

同家は、吉利支丹絵を所蔵していた潜伏キリシタンの一家であったろう。六左衛門の祖母は孫の「夢見」に共鳴し、絵像の重要性と終末思想を近親者に説いて同信者を増やしたという。その背景として、同家周辺でもキリシタン宗門の教えを「家文化」として保持していた人々の存在が推測される。「霜月十一日…代めつ」<sup>(滅)</sup>などの終末思想が人々に受容された理由は未詳であるが、明暦三〜四年の大風で秋〜春作に大損害が生じ、一部の領内村落では子供を「質」(『大村見聞集』 六七二頁)におくほど困窮した地域があり、そうした天変が人心に動揺を与えていた可能性があらう。

ほか、六左衛門一家の教えに共鳴し郡崩れ宗団の「統領」として活動した九人の存在があらう。統領の過半は聖具を押収されており、人々に教えを説いたことが推察される(表1-10)。

表1-10 郡崩れの統領

地名	名前(年齢)	所持品	処分・備考
郡村竹松黒丸	六左衛門祖母(75)	さんたまりやの板絵	明暦三年十二月二十三日死、遺骸取捨て
郡村馬込	六兵衛(48)	「はたものにかかり候」紙絵	長崎で吊殺し
郡村福重糸らの	仁兵衛(40)	さんたまりやの紙絵	長崎で吊殺し
郡村竹松黒丸	清兵衛(79)	なんばん数珠を所持	長崎で吊殺し
郡村福重沖田	善右衛門(68)	なんばん数珠を所持	処分・家族未詳
郡村段	小右衛門(61)	南蛮数珠を所持	処分・家族未詳
萱瀬村	次郎右衛門(33)	聖具不所持	処分・家族未詳
江串村	九郎右衛門(68) 同人女房(62)	聖具不所持	孫の徳右衛門訴人

【註】「見聞集」三十九(藤野 保・清水統一編『大村見聞集』 高科書店 1994年 644～645頁)から作成。

## 二、郡崩れの過程

奉行正直は大村藩に対し、十月中旬以降十通余の通達を連発し、領内信徒の搜索と身柄拘束を藩庁に指示した。奉行の権限は、寛永十年以降長崎奉行に発給された鎖国令4条で「きりしたんの宗旨有之所へハ兩人より申遣之可被遂穿撃事」(第一章第三節第二項)と規定された強力な直裁権に基づく。故に、大村藩が処置した十一月十八日の江串村一三竈(所帯)に関する藩の措置(訴人との「申勝」「申負」判定)についても、奉行正直は藩の仕置を認めず全竈の長崎送りを指示。「囚幡殿留守之儀ニ候間、万事無腹蔵差図可申間、其通可被心得之由」と、奉行専権の捜査を藩庁に通告している(『大村見聞集』六二四頁)。次いで長崎に移送させた容疑者に対し、拷問による厳しい取調べ姿勢で臨み、牢内で一三人を吊殺している。

大村藩庁は、初発の段階でキリシタン発覚情報を長崎奉行に握られたことにより、以降においても受動的な対応を余儀なくされた。十月十九日奉行正直は上記の兵作情報として、沖田村(大村市沖田町)善左衛門の拘束を指示し、事件は広がりの様相を見せた。

藩庁では、十一月九日付で家老名による訴人褒賞令を出し、「切支丹のすすめ仕候者之訴人於有之ハ銀百枚並同宗門之訴人同五拾枚、右訴人いたし候輩ハ縦同宗たりといふとも宗旨をころひ申出ニおゐてハ其科をゆるし褒美其品々ニ可宛行者也」と記した高札を、松原(大村市)の二カ所で建てている(『大村見聞集』六四四頁)。

他方で、十一月二十五日藩祖大村喜前の娘・賢孝院付下女小岩の一件が発覚した。小岩は六左衛門祖母に接触。上記教説を賢孝院侍女のみや・ちやちや二女性に伝え、兩人から祖母に銭などの「慈悲」がなされたという。ほか、小岩の夫は六左衛門の親戚で藩の足軽である。同報告を受けた奉行正直は、みや等について「座牢」を命じている。

賢孝院は当時玖島城二の丸に居住しており、大村家の膝元に飛火したこととなる。大村藩家中の危機意識は、日毎に高められたことであろう。大名処罰の類例として、慶安三年(一六五〇)五月になされた大坂定番内藤信広(一万五〇〇〇石)の役職剥奪と所領半減の一件がある<sup>178</sup>。信広の咎は、キリシタン与力一人を配下に召抱えたこと

であった。

江戸藩邸では、藩主純長が使者を二度長崎に送り、奉行正直に釈明した。最初の使者は今井源太左衛門で、十二月十三日長崎に着き正直と会談。自訴した者や「親女房共事」を申し出た者について、同人のころびと絵踏・寺請を条件とし身柄を「自由」とする宥免策を正直に提示した。上述した十一月九日付高札主旨の追認を求めたこととなる。正直は同提案に応じ、同月十八日には松原村喜右衛門の母等六名を牢免としている。

二度目の使者は大村弥五左衛門で、翌年正月長崎奉行所で奉行正直と直談し釈明<sup>179</sup>。正直から「因幡守殿え悪敷様成る儀仕懸間敷候」とする言質を引き出している<sup>180</sup>。

### 三. 郡村の対応

郡村は事態の悪化と藩のキリシタン改めが強化されたことに対応し、藩への服従と奉公を誓い、所持している武器類(大小刀・鉄砲)と起請文を藩庁に提出。類門の者については親兄弟をも露頭次第差出とし、「一揆之企」をしなると誓言している。同様の動きは大村藩の家中・侍と諸村にも広がり、起請文と武具差出がなされている。

### 四. 他藩送り

藩庁では捕囚者の増加により、本牢のほか仮牢を設置。「女童」については番人を付し牢外に置いた。牢の所在について、高室一彦は本牢を鈴田村宮崎、仮牢について大村久原にあつたとする。鈴田村宮崎の本牢が、一六二〇〜三〇年代に捕囚された宣教師と同じ牢であれば「丘の上、三方海、風が強く当たる」場所となる。大村久原の牢については「島原の道の側、山の麓」となる<sup>181</sup>。真冬のさなかである。牢外に繋がれた妊産婦や乳幼児には、過酷な日夜であつたらう。

藩庁では、奉行正直の十一月二十七日付指示に従い、同月二十九



写真1-23 本牢(鈴田牢)跡

日妻子八〇人を諫早境で佐賀藩役人に引き渡した。十二月十六日には九八人の妻子を船六艘で早岐（佐世保市早岐地区）に送り、平戸藩役人に引き渡した。同月二十二日には、妻子七〇人を山田村（雲仙市吾妻町）で島原藩役人に引き渡した。三藩への引渡しは、合計二四八人となる。

## 五. 幕府の対応

江戸への報告は、十月二十五日着便が第一報と見られる。以降、幕府の日記から年内で一〇回以上の文書往復が江戸と長崎間でなされた<sup>182</sup>。

幕閣への取次は、在府長崎奉行甲斐正述を経たこととなるが、正述は藩主純長の帰国案を老中に上申している。経緯は未詳であるが、藩主純長の実家伊丹勝長が勘定奉行の要職にあり<sup>183</sup>、その筋の動きがあり得たろう。幕府は純長の帰国を認めず、十二月二十一日女院使（東福門院の使者樋口信孝、非参議従二位）の接待を命じた。このため純長は女院使一行の接伴を余儀なくされ、翌年正月二十七日同使の將軍謁見とその後、帰洛まで殿中御用を務めている（『九葉実録』第一冊 二三頁）。同御用が藩財政にも影響する仕置的な課役であったか不明であるが、幕府の対応が前述した内藤信広の処罰とは異なっていることが知られる。

## 六. 幕府の裁定

郡崩れの信徒探索は明暦三年末の時点で一段落したことにより、長崎奉行は連名で何証文を幕閣に提出し、幕府の裁定を仰いだ。幕府は明暦四年四月二十六日「臨時の朝会」があり、同日郡崩れの処置を最終的に決定したと思われる。関係史料は二点あり、国立公文書館所蔵「内閣文庫本」長崎御役所留「上」に収められている。

〔史料1〕明暦四年四月廿六日付覚書

籠舎のさりしたんせんさくの上落着可申付

覚

一たとへは百人の内



一 拾人は以来せんさくのたりに可成ものを籠に可残置事

一 拾人は訴人数多仕候分其所々え遣し可預置事

一 残八拾人は斬罪たるへき事

右の心持にてせんさくいたし科の重軽をわけ可申付事

一 四拾余人帳に付候者の分ハきりしたんに紛之無候ハ、其ものともには類門訴人のせんさくに不及可為斬罪事、  
以上

戊四月廿六日

甲斐庄喜右衛門殿

黒川与兵衛殿

右から幕府は「四拾余人」の斬罪を裁断したほか、郡崩れ宗徒の罪科と処罰を長崎奉行に一任していること。処罰の基準について、一〇〇人中、事後の穿鑿せんさく要員として一〇人・訴人多数の者一〇人の小計二〇人を助命、残りの八〇人を斬罪と裁定。一律の「数量」的処分を命じており、個々のケースに勘案を見せた従来のキリシタン刑律のあり方と相違していることなどが知られる。同令は以降のキリシタン刑罰の基準とされ、寛文元年以降の尾濃崩れでも大量処刑が執行されることとなる<sup>184</sup>。

幕府は、「史料1」に添えて明暦四年四月廿七日付覚を長崎奉行に発給した。同覚は、長崎奉行の伺書を受けた幕府老中の決裁書で、全文五条の下知状である。うち、冒頭二条の要点については以下のようなものである。

一条では、踏絵貸出について大村藩からの要望を保留、一件終了後、貸出しとすることなどを具申している。大村藩は、明暦四年二月二十二日「南蛮絵」借用を願っていた。奉行正直は絵踏を拒否する領民が出た場合「数年絵踏せ不被申儀」は油断であり、責任は藩に問われると通告。「重而差図」とすると返答していた。老中は、奉行の具申を承認している。

二条では、南蛮船の長崎来航時、長崎湊口の「いわう」（伊王島）に船留めさせて帰帆を命じ、制止を聞かない場合石火矢発砲とすることを提議。その理由については「長崎いつれもきりしたんころひもの」に「彼船乗込候を見申候ハ、ころひ共の気ちかひ候儀万一可有御座か」と記し、南蛮船と転びキリシタンの立帰りを関係付けている。右の主旨は、奉行正直が郡村入牢者に関連して大村藩の役人に痛言していた「切支丹之二門搦候者大村二は一人も人残り有間敷」〔大村見聞集〕六三八頁〕とする趣旨に通底する。正直は、長崎・大村の住民の殆どがキリシタン宗徒であったことを前提とし、万一としながらも「南蛮船来航ころひ者（立帰り）↓気ちかい（一揆蜂起）」の図式を想定し、幕府に伺いを立てたこととなる。幕閣は同伺に対し新たな指示を下してはいないが、同上に説かれた「ころひ者」に対する危機感は、その後の幕政を方向づけたと見られる。奉行正直は、寛文五年（一六六五）幕府の諸吏を監察する大目付に就任。殿中では、幕閣にも影響力を保持したと見られる。

## 七. 郡崩れの結末

幕府は明暦四年三月十五日付で、平戸藩主松浦鎮信に「大村領きりしたんの儀ニ付」とし定例の参勤延期を命じた<sup>185</sup>。同年六月藩主純長が帰国したほか、甲斐荘正述が老中の裁定を携えて長崎に戻り、郡崩れは最終段階を迎えた。

大村藩は、六月十五日奉行所から捕囚者の罪科軽重の書付作成を命じられ、同月十八日「囚人帳」三冊を提出。在所の者のみ「書付」とする指示を受け、藩蔵屋敷で一冊に書き直し再提出している。続いて大村藩は「囚人三拾人」の長崎送りが命じられ、六月二十一日以降二九人を長崎送りとした。長期間の牢舎により信徒の歩行は困難であり、一行は「ちりとり馬」で長崎に連行されたという。

他方で、七月一日には六〇人が赦免とされ、平戸・島原・佐賀から長崎に戻され、

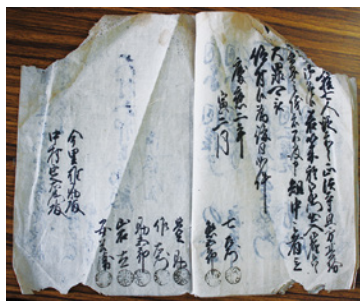


写真1-24 (参考) 寺手形



(正法寺所藏)

同三日から逐次大村藩に引き渡された。大村では、妙宣寺（郡村福重、法花宗）、長安寺（大村池田、浄土宗）、正法寺（大村池田、真宗）の住持が立会い、御経頂きの上、一家一通の寺手形〔写真1-24〕が作成された。

藩主純長は、七月八日長崎奉行から四九人の追加拘束の命を受け、九日以降郡村ほかで幼児二人を含む四七人を召し捕り、同月十八日長崎に送っている。

## 八、信徒処刑

長崎奉行は、信徒収牢各藩に最終的な処分を伝え、検使を送って処刑を命じた。処刑は二回に分けて執行された。最初の処刑は七月二十七日と指定され、大村をはじめ長崎・佐賀・平戸・島原各地で、四〇六人が斬罪に処された。大村では豊村九郎左衛門らが馬上から士卒二〇〇人余を指揮し、牢から一三一人の宗徒を郡村放虎野並松（大村

市協和町）に連行した。一行は刑場近くの「妻子別れの石」（大村市杭出津）のあたりで、縁者に別れを告げたと  
いう。刑場では、男女を四行に分け「一列毎二剣手三人  
ツ、漸次」斬首。長崎奉行所の呼子三右衛門・小野寺嘉  
右衛門、大村藩の福田十郎左衛門等が立会い、惨劇を終  
始実検した。獄門所では、長崎奉行から示された案紙に  
従い「此者百三十拾壹人、切支丹宗門に付令斬罪所也」と記  
された獄門札が立てられ、八月二十五日まで晒された  
（『九葉実録』第一冊 二四頁）。遺骸は胴塚（大村市桜馬  
場）と、首塚（同市原口町）に葬られた〔図1-4〕。  
長崎における刑場は「一ノ坂獄門場」で、同所に「胴塚  
式ツ」が造られたという。



図1-4 郡崩刑場周辺→妻子別れの石、刑場（殉教地）・梟首獄門所・胴塚・首塚跡地略図

佐賀藩は、同日長崎奉行の検使立会いの下で、今泉村（鳥栖市今泉町）の牢屋で「三七人」を斬首、「高尾一本松ノ西道ヨリ南ノ内」で獄門に掛けた。ほか、遺骸は目籠に入れ「船ヨリ肥後海」に運び、沈めたという<sup>186</sup>。

平戸藩における処刑は田平（平戸市田平町）で、長崎奉行の検使筒井五郎左衛門・海野与左衛門が立会い執行された。大村から同藩に送られた人数は一〇三人であるが、うち二五人が長崎「召寄」、一四人が牢内で病死。残り六四人のうち、二歳の子が七月二十六日病死。翌日、斬罪とした首と一緒に獄門に掛けたという<sup>187</sup>。

島原藩における処刑は未詳である。

九月二十七日、賢孝院付のちやちやなど女性五人が斬首・獄門に処された。右の断罪は、幕府と長崎奉行から賢孝院など「親キリシタン」の遺風を残したと見られる「純忠・喜前系」の一部大村家や、同家士に向けられた強烈な戒飭処分となる。大村家士に根強く残されたと思われる宗門の遺風については、寛永十六年（一六三九）と陰刻された藩家老宇多家の墓所から出土したメダリオン medalhao 「無原罪の聖母像」が、傍証の一例となる<sup>188</sup>。

長崎奉行は、明暦四年（万治元年）八月十三日「大村因幡守純長が封内において天主教の徒六百三人逮捕し、あるいは大辟或は囚獄せしめしむね」<sup>189</sup>を注進し、幕府に復命を終えている。

## 九. 郡崩れの受刑者

各地で執行された受刑者数については、「表1-11」となる。

斬罪は四一人で、捕囚者総数（六〇八人）の六七割余となるが、牢死七八人を合わせると八〇割余となり、ほぼ幕府の制令「百人中八拾人は斬罪」（史料1）と合致する。

斬首・牢死のうち、大村で処刑された信徒の分が未詳であるが、長崎・佐賀・平戸・島原に送られた信徒の控から二九〇人の名前、家族構成・出身地が知られる<sup>190</sup>。

刑死者の居住地を一覧にすると「表1-12」となる。地域別に集計すると同上「表1-12」となる。同上地域は「図1-5」となる。

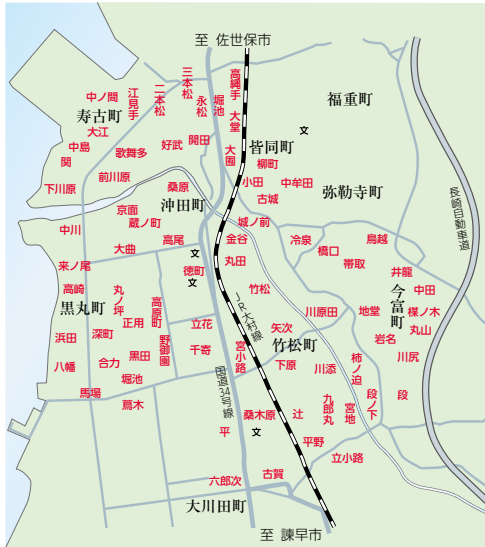


図1-5 郡村周辺地図

牢死者については、過酷な条件におかれた乳幼児等の病死に加え、拷問死が算入されたことであろう。後者については、郡崩れ統領九人のうちの三人(表1-10)を含む一人(長崎)と、佐賀で記録された三人の合計一四人が「つるし殺」に処されている。同拷問には、駿河間いと、穴吊し(19)が推測されるが、どちらか不明である。

赦免については、自訴・赦免とする藩の高札と長崎奉行黒川正直の宥免措置があったが、その後類族改制が施行されると、幕府・大村藩の監視下におかれた。永牢二〇人は赦免されることなく、終生、牢舎とされた(第二章第四節第一項)。

表 1-11 郡崩れ処分一覧

	大村	長崎	佐賀	平戸	島原	総数
斬罪	131	123	37	64	56	411
牢死	24	10	22	9	13	78
赦免	44	15	17	19	4	99
永牢	15	5	0	0	0	20
合計	214	153	76	92	73	608

【註】 藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』(高科書店 1994年) 645～657頁から作成。一部加筆。

表 1-12 郡崩れ刑死者居住地・地域別人数 (191)

村名	字名	男	女	小計
郡村松原	辻、馬込、久津、今山、尾ノ上、白丸、浜、浜木ノ下、梶ノ尾	17	36	53
郡村福重	えら、草場、草場ちやうこう、今富懸れいせんじ、今富懸おびとり(帯取)、今富懸だん(段)、竜福寺、によほうじ(如法寺)、羽原村、横道	12	19	31
郡村竹松	あか迫(赤迫)、赤迫だん、矢次、黒田、黒丸、ちより(千寄)、宮小路、かつらき(葛城)、辻	25	52	77
郡村千綿村	こうちしようち、下かひら、とうこうじ、中村、馬場	21	10	31
江ノ串村	浜、古場	2	8	10
大村	地田(池田)、久原	19	29	48
萱瀬村		2	1	3
彼杵村		8	14	22
その他		2	0	2
	大たを、かちの尾、竹部、中村懸やはた、大くほ、むるろ	5	8	13
合計		113	177	290

## ■ 二、万治元年の宗門改

郡崩れはキリシタン宗徒多数が顕在化した大事件であり、大村藩の宗教行政と統治能力が問われる結果となったが、幕府は同藩を処罰せず、長崎奉行を通じて行政指導を強化した。大村藩が郡崩れの失態で処罰を免れた理由として、慶安事件（由井正雪の乱）を経た家綱時代の幕政が武断主義的な大名統制策を改め、浪人問題を生み出す大名改易策を緩和していた時代背景があらう<sup>193</sup>。

処刑が大村ほか各地で執行された万治元年（一六五八）七月二十七日、大村弥五左衛門は藩主純長の使者として長崎奉行所に向き、牢内宗徒の処置、幕府老中への謝罪、家中仕置に関する指示、キリシタン宗徒訴人への褒賞、藩主純長の長崎出頭時期などについて、両長崎奉行と折衝した。

長崎奉行黒川正直・甲斐莊正述は、藩主純長の奉行所出頭について、江戸への報告書に「忝之段我々迄申候由」と記すべく、明後日「八ツ時」（二十九日午後二時）の継飛脚差立までに「此方え御越可有」と指示している。公儀役人としての長崎奉行へ、大村藩主からの「陳謝」を要求したこととなる。ほか老中への「御礼」については、純長の実父伊丹藏人（勘定奉行）に相談すること。宗門訴人への褒賞銀については「御上より大分之銀子被下」とし、大村藩の献策を無用としている。褒賞銀の扱いは、長崎奉行の所管事項であった（長崎代官支弁）。大村藩の宗門行政に関しては、宗門改の施行、寺院建立とキリシタン墓の破壊などを命じている（『大村見聞集』 六四三頁）。

藩主純長は、両奉行から指定された七月二十九日長崎奉行所に出頭し、藩の宗門行政について両奉行と共議。以降、藩を挙げて事後処理に乗出すこととなる。

### 一、郡崩れ後の宗門行政

大村藩は万治元年八月十二日付で全文一八条の「村々え云渡候寛」を制定し、領内村々五人組の再確認と宗門改の徹底、死者葬礼時における村横目・庄屋・出家による検視と火葬、寺手形取置と奉行所への提出、神事祭礼日の宮参り、「名誉」（奇談）を説く者に対する警戒と奉行所への通報、生死・旅行・縁組（嫁取・養子）の届出など細々と

令達した(『大村見聞集』 六四七、六九四頁)。次いで、絵踏、墓改め、宮改めなどを実施した。次のようである。

## 二、最初の絵踏

大村藩は八月十二日「南蛮絵」二枚を奉行所から借出し、同月十四日から領内全域を二手に分けて絵踏を開始した。地方には、大村右近・山川清右衛門、島方には福田十郎左衛門・豊村九郎左衛門等を派遣。各村の庄屋・横目ら吟味の下で人数帳面の作成と五人組編成を確かめ、「一人も無残」絵踏を実施している。ほか絵踏に立ち会った庄屋・横目に対し「村々え云渡候覚」を令達、法度遵守の誓詞提出を命じている(『大村見聞集』 六四七頁)。絵踏はこの年九月二日、三日にそれぞれ終了した。ほか、絵踏実施中、藩主純長は郡崩れの「大罪」について家中に責問し、郡村の横目吉川九兵衛・渡辺六左衛門に切腹を命じている。

## 三、墓改め

領内に残されたキリシタン墓の改めについて、大村藩は七月二十九日から目付・徒士各一人に命じて開始。同年九月村々の「古キ切支丹之墓」を一々掘り出し、「骨有之候者海中にしづめ」だが、特にキリシタン道具は見つからなかったとしている(『大村見聞集』 六五〇頁)。

実態はどうであろうか。大村市立史料館に「長墓改覚」<sup>(94)</sup>が残されている。同帳については、宮崎五十騎・小林盛次の翻刻がある<sup>(95)</sup>。それらにより地名と箇所数を示すと(表1-13)となる。同上から「長墓改覚」は藩領向地の一ニカ村でなされた墓所改めの記録となるが、同様の改めは藩全域でなされたことであろう。その全容については未詳であるが、同表から次の状況を推測しておく。

キリシタン道具が出土した事例は、(表1-13) 1浦上西村の道之尾墓所の道具(不明)と、岩屋河内墓所のカマゴコ型石碑一例となる。昔墓・長墓の掘起しは、大部分が墓「一ツ」の試掘にとどまり、全く実施されていない墓所もある。他方で、墓石の殆どが取崩し、または平地とされている(全五七三墓石中四三二)。その他は、大部分が築直しとされている。この事実は、当該墓所の祭祀を営んでいた家族や縁者に対し、大村藩は「キリシタン宗門関係者」

として追及することには消極的で、昔墓・長墓の破壊か築直し（墓石の代替）で済ませたことが推測される。一二村中、八ヶ村で庄屋が改めを担当し、なかには「藪に覆われ不明」として処理された事例もある。

藩にとつての長墓改めは、同墓と繋がるキリシタン宗徒や宗団を挟り出す機会であったが、藩の関心は外見上疑わしい墓所の取崩しと墓石代替に向けられた可能性があるう。

#### 四、宮改め

神社の振興策は、この年九月十一日から開始さ

表 1-13 万治元年大村藩改め昔墓・長墓

地 名	墓所数	墓石数	掘起し箇所墓数		道具の有無	取崩し	築直し	備 考
1 浦上西村 (長崎市大橋町ほか)	4	28	4墓所で9か所		道の尾墓所に道具 岩屋河内墓所 かまぼこ石に十 文字	15	5	横目・庄屋判
2 平宗村 (長崎市滑石2丁目ほか)	1	15			藪に覆われ不明			庄屋判
3 なめし村 (長崎市滑石1～6丁目ほか)	1	8	1墓所で 2	墓所で 2	道具なし	6	0	庄屋判
4 日並村 (西彼杵郡時津町日並郷)	4	37	2墓所で3か所		道具なし	3	31	庄屋3名判
5 時津村 (西彼杵郡時津町)	9	77	8墓所で各1		道具なし	67	4	庄屋・横目判
6 時津西村 (西彼杵郡時津町西時津郷)	3	28	2墓所で各1		道具なし	26	0	庄屋判
7 高田村 (西彼杵郡長与町高田郷)	9	87	3墓所で各1		道具なし	83	1	庄屋判
8 西高田 (西彼杵郡長与町高田郷)	2	29	2墓所で各2		道具なし	25		藩士用人4判
9 長与村 (西彼杵郡長与町)	26	178	12墓所で各1		道具なし	149	16	藩士判
10 伊木力 (諫早市多良見町舟津ほか)	5	76	3墓所で各1		道具なし	52	21	庄屋判
11 させ村 (諫早市多良見町佐瀬)	1	3	0			0	3	藩士判
12 さきへた村 (不明)	2	6	1墓所で1		道具なし	5	0	
合 計	67	572	38	47		431	81	

【註】 大村市史立史料館所蔵 彦右衛門文書(架蔵番号)122-33「長墓改覚」から作成。\*道具、キリシタン道具



れた。鳥居のないところには鳥居を建てさせたほか、注連縄張りや清掃を命じ村々の鎮守等への宮参りを促した。

十月には家老の名で、宮ごとに禁制札を建てさせている。次のようである。

〔史料2〕戊ノ十月二日付禁制

#### 禁制

一せつしやうの事

一諸人ふれいの事

一竹木切とる事

右之条々若有違犯族者、急度曲事可行者也、仍而下知如件

戊ノ十月二日

福田十郎左衛門

大村右近允

大村弥五左衛門

〔大村見聞集〕 六五〇頁

宮改めは、次に見る新寺建立策と併せて住民の神仏崇拜を高める教化策の一つとされた。

### ■三、大村藩の宗門行政

大村藩は万治元年（一六五八）十月切支丹改奉行を新設し、領内士・民の宗旨人別改を徹底して藩社会に残されているキリシタン宗徒の探索と根絶策を進めた。

#### 一、宗門奉行の職務と職制

初代の奉行は、先手物頭富永五郎左衛門・豊村九郎左衛門。各奉行に「手代給人四人・目付給人二人及び踏絵才領之鉄砲足軽四人」が付属され、領内全域を巡回。五人組連判証文・寺請状（檀那寺契状）の徴収、庄屋が作成した人別帳との照合と絵踏施行による領民の宗門改が主要な職務とされた。万治二年から春秋二季改めとされ、地方・嶋方に分かれて領内改めを実施した（『大村見聞集』 六九一頁）。

宗門奉行は藩内でも要職とされ、一時期寺社奉行を兼ねた。文化十一年（一八一四）の役席知行高で宗門奉行は、両家（五〇〇石）・家老（三〇〇石）・城代（二五〇石）・武者奉行（二〇〇石）・中老（二〇〇石）について、八〇石を給与された（『九葉実録』第三冊 二八九頁）。序列においても、文化十二年の家中と役格を示す座班の制令で、全一―二家・役職中の一九位に記されている（『九葉実録』第三冊 三二六頁）。

ほか安政二年（一八五五）の供立規定では、寺社奉行と並び「切棒駕」「若党耆人、鎧持耆人、草履耆人」（『九葉実録』第五冊 一四五頁）とされている。切棒駕は、職務上の移動に伴う待遇となる。

同上の藩記録に散見する宗門奉行を摘録すると〔表1-14〕となる。

宗門奉行には、本務のほかに兼役が付加された。本務は、長崎奉行から年々借用した踏絵二枚を基として領内全域で藩士民の宗門を改めることである。施行期間の短縮を図り、天保七年（一八三七）には「三枚」借用している（『九葉実録』第四冊 一七〇頁）。

## 二・絵踏

絵踏は万治元年開始されたが、当初は木版の絵板が使用され

表1-14 宗門奉行一覧(抄)

年次	奉行	職名	出典・備考
万治元年	豊村九郎左衛門、冨永五郎左衛門	切支丹改奉行	『九葉実録』第一冊 25頁
延宝元年	豊村九郎左衛門、戸田左太夫	宗門奉行	同上51頁
貞享元年	朝長郷右衛門		同上78頁
元禄7年	澤井藤太夫、冨永空右衛門	寺社奉行兼職	同上107頁
正徳元年	長崎源五兵衛	寺社奉行宗門改役	同上154頁
享保3年	岩永孫太夫(免)	宗門改不出来、役儀取上	同上205頁
享保7年	浅田東馬	奉行として踏像返却	同上249頁
享保10年	長崎源五兵衛、浅田東馬	寺社奉行	同上280頁
享保13年	長崎源五兵衛、稲垣十蔵	宗門奉行	『九葉実録』第二冊 8頁
寛延3年	大村彦七	寺社奉行	同上115頁
明和7年	大村左兵衛、岩永久右衛門	宗門奉行	同上202頁
文化7年	松田土佐丞	宗門奉行	『九葉実録』第三冊 223頁
文化13年	松田土佐丞(免)	持筒者頭兼宗門奉行寺社奉行	同上345頁
天保7年	今井才記	宗門奉行	『九葉実録』第四冊 170頁
安政3年	村川球馬	宗門奉行寺社奉行	『九葉実録』第五冊 146頁
安政6年	今井元右衛門	宗門奉行	同上180頁
万延元年	渡邊雄太夫	宗門奉行兼寺社奉行	同上193頁

たようである。大村藩では、寛文六年（一六六六）長崎から借りた絵板一枚を破損している（『九葉実録』第一冊 三三頁）。同九年以降は、長崎で鑄造された唐銅（真鍮）の像版を借用したこととなる（196）。同版は、東京国立博物館に現蔵されている（197）。

絵踏による宗門改は、万治元年（一六五八）から寛文十二年（一六七二）まで毎年春秋の二度施行された。延宝元年以降、「一ヶ年に一度」と改定された。その様子について、延宝三年（一六七五）と見られる卯ノ正月晦日付「領内宗門改様之事」では、当日、老若男女「一人も不残」絵を踏ませ、寺請手形提出と人別帳（五人組組頭調製、「一家々々書記」「宗旨年名所付」「親妻子兄弟諸親類」併記）を照合したという（『大村見聞集』 七〇二頁）。

### 三．宗門帳の調製

宗門帳は村役人が作成した人別帳が基礎とされた（198）。宗門奉行が寺請手形と絵踏を確認後、裏書を添えて作成。宗門奉行が正本を役所に持ち帰り、人口集計などの基礎資料とした（199）。

### 四．絵踏の実施

絵踏の当日は住民全員の参加が義務とされたが、事情がある者は手続きを経て許可された。当該者は五人組、名主、目付、宗門奉行に順次申請して手続きの許可を取得。奉行はその者の「宗旨年名所付」を帳面に記載して受理。申請者は要務の後、目付から「手形」を受け取り宗門奉行方で帳面照合後、絵踏。奉行は「手形」に裏書・印形を捺し目付・名主に送付。その所の帳面消しの手続きがとられた。極めて煩瑣な手続きとなるが、喜々津健寿は「襖の下張文書」から安政七年と嘉永三年の「家門人行違手形」<sup>(宗)</sup>（200）二通を紹介しており、江戸後期には実例があり得たとが知られる。無論、絵踏洩れや代人による「替玉」絵踏など違法行為があれば、関係者は厳しく処罰された（201）。

絵踏関係の費用は、村民の負担とされた。諸経費には、回村先での飲食糧のほか「地役賄帳書賃・給仕人賃・人馬賃・筆紙墨・炭薪・油・蠟燭代・其外之諸費」が必要とされたが、文化五年（一八〇八）には郷村費用夥多とし冗費節約を命じている（『九葉実録』第三冊 一六三頁）。諸費の徴収と給付について、人数懸取り・飲食渡切・村賄

などの変遷があり、嘉永二年（一八四九）飲食料渡切に復旧。その他の入箇は村人数の懸取りとし、久原分（大村市久原）では「一家人数五人平均にして百弍拾文、壹人前弍拾四匁宛」と概算されている（『大村郷村記』第六卷 四三三～四三四頁）。

絵踏の当日には、人々が指定された場所に参集し賑わったという。絵踏が年中行事化し、服装が華美になったためであろうか、寛政十一年の制令では宗門手合に衣装目付を設け、「御法度」の衣服「剥取」と五人組の処罰を規定している（『九葉実録』第二冊 三七二頁）。弘化二年の藩の制令では、振売などは禁じられたが、鯉鮓・蕎麦、農具などの売買については許可されている（『九葉実録』第四冊 二五五頁）。

絵踏は幕末の安政五カ国条約により廃止され<sup>202</sup>、安政六年（一八五九）七月七日長崎奉行岡部駿河守長常が藩の聞役に通達した。次のようである。

〔史料3〕未七月付長崎奉行書付

（安政六年）

切支丹宗門踏絵之儀是迄年々借渡来候得共以来相止候間可被得其意候、尤右宗門従前々重御制禁二候条宗旨人別改等精々入念取締行届候様可被致候

右者間部下（訟勝）総守殿被仰渡候間相達候

未七月

〔『九葉実録』第五冊 一七六頁〕

大村藩では、右の通達を受け「踏絵ヲ廃スト雖モ従前ノ通毎春宗門奉行領内ヲ廻村シ宗旨ヲ糺シ人別ヲ改ム」ことを決定し、従来どおり宗門改を実施するとしたが、以降、若干の変遷をたどる。

まず同年十二月宗門奉行今井元右衛門は「足留之板」の作成を藩庁に伺い許可を得ている。理由については「一家内宛相改可申候得共足留之品無之テハ混雜可仕候付堅木ニテ留リノ板御拵」とするものであった（『九葉実録』第五冊 一八〇頁）。どのような板踏絵であったか未詳であるが、万治元々寛文六年間頃の「絵板」に戻ったこととなろう<sup>203</sup>。翌万延元年（一八六〇）閏三月九日には宗門奉行の廻村を停止とし、人別と家内出入・寺手形を従

来どりの手続きとし、宗門奉行に差出と改めた(『九葉実録』第五冊 一九〇頁)。文久元年(一八六一)九月二十四日には宗門奉行の寺社奉行兼帯と同手合の半減、宗門改めを春秋二季廻村と改定し、巡回地域を分けて実施している(『九葉実録』第五冊 一九九頁)。ちなみに同年十月、翌年の改めについて、春は二月二十五日出勤、伊木力村・長与村・浦上村・福田村、外海内海の時津村で引取り、秋は七月二十日出勤、宮村始め、地方順々三浦村引取りと定めている(『九葉実録』第五冊 二〇〇頁)。

大村藩が、「足留之板」を用いて踏「板」を実施した下限については未詳である。豊後臼杵藩では、一八六〇年から「七〇八年」(すなわち明治初年頃)まで、紙踏絵で施行された例が知られている<sup>204</sup>。

(清水紘一)

#### 四 長崎警衛と外国船

##### ■ 一・唐蘭入港船と長崎警衛

幕府は、寛永十年代(一六三三〜)鎖国体制を構築し、中国(唐)船・オランダ(蘭)船の長崎集中と貿易統制、異国船の長崎集中策を幕末まで継続した。他方で幕府は、南蛮国との断交と対峙に備え、福岡・佐賀両藩の隔年番役を軸とする警衛体制を構築し、大事の際には西国探題を出動させたが、寛文年間(一六六〇年代)には同方式を見直し、新たな警衛体制を確定させた。

##### 一・長崎入港唐蘭船

唐蘭船の長崎集中は、唐船が寛永十一年、蘭船は同十八年に開始された。唐蘭それぞれの長崎来航船数について、幕末まで半世紀ごとに集計すると(表1-15)となる。

長崎入港唐蘭船数は、十七世紀後半をピークとし、以降、漸減する傾向を示しているが、その節目として貞享二年(一六八五)に始まり、正徳五年(一七一五)に制定された正徳新例がある<sup>206</sup>。

表1-15 17～19世紀の唐・蘭船入港船

年次	唐船・積戻船数 (合計、年平均)	蘭船・積戻船数 (合計、年平均)
1634～1650	834隻・積戻船0 (834、52.1)	63隻・積戻0 (63、6.3)
1651～1700	2449・積戻244隻 (2693、53.8)	281・積戻1 (282、5.6)
1701～1750	1764・積戻172 (1936、38.7)	127・積戻0 (127、2.5)
1751～1800	625・積戻7 (632、12.6)	76・積戻0 (76、1.5)
1801～1850	404・0 (404、8.1)	63・積戻0 (63、1.3)
1851～1858	27・0 (27、3.4)	10・積戻0 (10、1.3)
合計	6103・423 (6526、29.1)	620・積戻1 (621、2.8)

【註】 ①1634～41年(寛永11～18)の唐船数は、岩生成一「近世日支貿易に関する数量的考察」から集計。蘭船数は、1641年以降を集計。②寛永18年から明和4年(1767)まで「長崎実録大成 宝暦10年」(長崎歴史文化博物館収蔵 県書 13 403 1～16)及び校訂翻刻本『長崎実録大成正編』、明和5年から天保10年(1839)まで「長崎志統編 享和元年」(長崎歴史文化博物館収蔵 県書 13 2-1 1～2・4～5)及び校訂翻刻本『続長崎実録大成』から集計。③天保11年から安政4年まで金井俊行「増補長崎翌史年表」から集計(205)。

## 二. 貿易制度の改定と唐蘭船

貞享二年(一六八五)幕府は貿易取引高について、唐船に銀六〇〇〇貫目・蘭船に銀三〇〇〇貫目と定め、元禄元年(一六八八)には入港船数について唐船七〇隻に限定した。この制令は大陸の変動(康熙二十二年(一六八三)清の台湾領有と翌年の遷界令解除)と、国産銀の海外流失問題に対応する施策であったが、貞享二年以降唐船の積戻船が激増した。

元禄元年には七七隻に増大し、西九州沿岸各地における抜荷問題が生じた。幕府は正徳五年(一七一五)信牌制に基づく貿易仕法(正徳新例)を發布したほか、享保初年段階では硬軟両様の施策を講じた。享保二年十二月には幕府目付渡辺永倫と小笠原忠雄(豊前小倉城主)等に洋上の「賊船」追捕を命じ、翌三年には抜荷犯死罪を改定。訴人を促す刑政に転換している<sup>207</sup>。

## 三. 寛文期以降の長崎警備

幕府は寛文三年(一六六三)五月幕藩制国家の最高法規といふべき武家諸法度を改定し、一九条で「耶蘇宗門之儀、於国々所々、弥堅可禁止事」<sup>208</sup>と規定してキリシタン禁制条項を付加した。同条は宗門改制度を精緻なものとする基本法とされたが、長崎の防備体制に影響を与えた。

寛文年間以降、新任の長崎奉行には新形式による渡物<sup>わたもの</sup>が下付された。同文書は奉行の職務規定であるが、將軍発給の黒印状と老中下知状として手交された<sup>〔表1-16〕</sup>。

〔表1-16〕の文書は一連のものと云えるが、寛文六年の制令では、南蛮船入港

時に「不儀」があった場合の軍事体制について、幕府は福岡・佐賀両藩に加え、西国探題の出動と、兵力不足時における豊前小倉・中津、肥前唐津・島原、豊後杵築・府内の六藩動員を下達している。

大村藩主には「他の湊え南蛮船到来候時長崎の警固大村因幡守所(純長)え可申遣事」、「伴天連の宗旨弘之南蛮人其外犯科の輩於有之は長崎又は大村牢二可入置事」と公役を規定している。前者の「長崎の警固」については後述する(第一章第三節第五項)。後者については寛永鎖国令と同趣旨となる(第一章第三節第二項)。

寛文十二年(一六七二)の制令で幕府は、日本人の出入国禁止などを規定した將軍黒印状を發給しているほか、西国探題方式を廃止。長崎奉行―長崎番役(福岡・佐賀両藩)―六藩支援体制に改定している。大村藩の役務を規定する同年の「覚」(表1-16)2)は何故か知られていないが、同表の以降の文書のあり方から、同年段階においても藩主に対する番船・牢番役、南蛮船の他港来航時における長崎警固を規定した覚書が發給されていたことであろう。それらは大村家の勤役とされ、幕末まで継続された。

## ■二、大村藩と唐蘭船 信仰調査・遭難船・番所増設

長崎に入港した唐船員は市中雑居を許可されたが、元禄二年(二六八九)には唐人屋敷に収容された。蘭船員は長崎入港後、出島に滞在し日本貿易に従事したほか、蘭館長は毎年一度の参府を定例とした。寛永十八年幕府は蘭館長に「上意」としてキリシタン宗門情報の提供を命じ、蘭側に「隱密」があった場合には、蘭船の渡海を停止すると通達

表1-16 鎖国制下の長崎奉行宛黒印状・老中下知状

	年月日	將軍	長崎奉行	黒印状	下知状	覚書
1	寛文6年4月16日		松平隆見・河野通成		条々	条々
2	寛文12年閏6月25日	家綱	牛込重泰・岡野貞明	条々	○	
3	享保19年6月28日	吉宗	細井安明・窪田忠任	定	○	覚
4	天明3年7月1日	家治	久世広民・土屋守直	○	○	○
5	文政4年7月1日	家斉	間宮信興・土方勝政	○	○	○
6	文政5年7月1日	家斉	土方勝政・高橋重賢	○	○	○
7	文政9年7月1日	家斉	土方勝政・本多正収	○	○	○
8	天保15年7月21日	家慶	伊沢政義	○	○	○
9	弘化3年1月29日	家慶	井戸覚弘	○	○	○
10	弘化3年7月1日	家慶	井戸覚弘・平賀勝足	○	○	○
11	嘉永元年7月1日	家慶	井戸覚弘・稲葉正申	○	○	○
12	嘉永7年閏7月1日	家定	水野忠徳・荒尾成允	○	○	○

【註】 1 大村市立史料館所蔵 史料館史料(架蔵番号)101-18「大村家覚書」(複写)七。2 『新訂 黒田家譜』第二巻 382頁(209)。3 国立公文書館所蔵 内閣文庫(架蔵番号)151-215『御黒印并下知状覚書之留』。4 『九葉実録』第二冊 250頁。5~12 国立公文書館所蔵 内閣文庫(架蔵番号)151-213『御黒印下知状之留』。

した<sup>210</sup>。

大村藩は、近隣の諸藩とともに唐蘭船に関連する大小の役務を負担することとなるが、以下、唐蘭船員の信仰調査、渡来船の遭難、番所増設などの諸問題を見る。

## 一、来日船員の信仰調査

幕府は、正保元年（一六四四）唐蘭両国の船員に対する信仰調査を一段と強化した。

蘭側に対して幕府は、寛永二十年（一六四三）筑前大島浦に密入国し捕えられたジュセッペ・キアラ Giuseppe Chiarra（岡本三右衛門）神父ほかへの訊問を通して、蘭国内に多数の「ローマ教徒」がいることを把握し、正保元年六月三十日（一六四四年八月二日）長崎奉行の名で蘭館長ヤン・ファン・エルセラック Jan van Elseracq に対し、日本来航船員の信仰調査徹底と、日本側への報告を厳守することなど「覚書」で通達した<sup>211</sup>。

正保元年大陸では明清交代の大変動があり、長崎奉行所では入港唐船を注視<sup>212</sup>していたが、同年八月十六日入港した唐船三隻に対する積荷検視の段階で船員所持の「数珠と一冊の書籍」（コンタス coins、漢籍耶蘇教書）が露顕。持主への厳しい拷問により、乗員八名が唐人キリシタンと認定された。同上の聖具類は船員の所有物で嚴重に秘匿されていたと見られるが、露顕の契機として在津の唐人林友官が唐船員にキリシタン唐人がいることを告発。広東出航の船から「阿媽港ノ事書シ物」を搜し出したとされる<sup>213</sup>。この一件は他の唐船にも累を及ぼした。この年十月十一日（陽暦十一月十日）の時点で、長崎入港唐船一五艘の乗員一五五〇名余が奉行所前で全員査問され、唐通事によりキリシタン信教の有無が個人別に糺されたという。その結果、マカオから入港した唐船に嫌疑がかけられ、船員のうち四〇人が大村牟に、一五人が長崎で留置されたが、うち六名は拷問により死亡したという。

この一件に関する大村藩の記録として、大村純信から伊丹勝長に宛てた書状写が残されている。

〔史料一〕十月廿六日付大村丹後守から伊丹蔵人宛て書状（抄）

御報九月七日之御奉書（効）書慥致拝見候、左様ニ候得者、今度唐船ニ吉利支丹御座候付而、彼ノ船ニ番船申付候様



二と永崎奉行衆より申来、数日来番申付候、御穿鑿相澄候而より唐人五拾人、十月十二日二拙者之御預被成候付、致牢者召置候、彼唐人乗申候船者、手前二受取領内二引上ケ召置候、為御存候(下略)

〔大村見聞集〕 一三九頁

大村藩主から幕臣の伊丹家に〔史料1〕が通報された背景には、純信の妻が伊丹勝長の長女で両家に姻戚関係があったことであろう。以上右から、大村藩は問題とされた唐船の船番役と容疑者「五拾人」の牢舎預かり、さらには同船体の管理まで命じられたことが知られる。同一件については、五人の船員が宗徒を訴人したことにより、九人が信者と認定され処刑された。彼らのうち二人は獄死、七名が穴釣に処せられたが、他の収牢者は助命とされた。事件に関係した唐船二艘は、追放されたという(『長崎実録大成正編』 一八五頁)。

## 二、唐蘭船の漂着問題

唐蘭船のなかには、遭難して西日本各地に漂着した船があるほか、大陸沿岸の廻船が漂着する事例も生じた。沿岸の諸藩では遭難船を救助の対象としたが、漂着を装って沿岸に接近し、私的交易(沖買・抜荷)を行う船があった。抜荷に関しては多様な形態があるが、特に入港後積戻りとされた唐船が増加し、帰航途上でなされた日本船との海上交易が大規模であり問題とされた。唐船の積戻船数は全体で四二三隻であり、長崎入港総数(六五二六隻)の七割程となるが、特に一六八〇年代から一七一〇年代に集中している(表1-15)。更には正規入港とされた唐船の中にも、長崎湾の内外で日本側の取引業者と密売買を行う船があり、通常の交易品流通ルート(正荷)を脅かした。

幕府は諸藩に命じ違法取引を厳禁したが、大村藩では藩主純長、純庸の代に新番所が増設され、抜荷問題に対応した。

## 三、純長時代の三番所

純長は、十六ヶ所番所に加え、長崎湾内外の大浦・雪浦・蠣浦かきのうらに新番所を増設した。

大浦番所(戸町村、長崎市大浦町) 平常時の番士配置に加え、異変時には増員された。享保三年(一七一八)には、

大番頭一・僕二四人、給人一、長柄足軽など計三四人配置（『九葉実録』第一冊 六一頁、二〇七頁）。

雪浦番所（彼杵郡雪浦村、西海市大瀬戸町雪浦） 番士一人上下二人配置。鉄砲二挺ほか装備。制札場（九枚）（『大村郷村記』第六卷 三四頁）。

蠣浦番所（彼杵郡嘉喜浦村、西海市崎戸町蠣浦郷） 番士一人上下二人配置。鉄砲二挺ほか装備。制札場（四枚）（『大村郷村記』第六卷 三〇六頁）。

三番所を新設した年次について『九葉実録』には、延宝五年（一六七七）九月廿四日の条で「公ノ時二至テ十六番所ノ外更ニ大浦・雪浦・蠣浦ニ小番所ヲ加フトイフ」<sup>214</sup>と記している。すると同年以前の増設が推察されるが、寛文一延宝初年頃の時期であろう。史料上の確証を得ないが、傍証として、寛文二年（一六六二）純長が任命された長崎警固役のほか、同七年の抜船事件や、延宝四年の末次平蔵の改易事件が挙げられる。

長崎警固役は、南蛮船が長崎以外の港に渡来し奉行が現地指揮のため留守となった長崎を警固する公役である（第一章第三節第五項）。抜船事件は、寛文三～六年まで年々朝鮮国に抜船を送った伊藤小左衛門事件であるが、一味九〇人の組織性（役割分担）に加え、密輸団が広域的な出身者（長崎ほか福岡・対馬・柳川・島原・熊本・佐賀・久留米・唐津諸藩、大坂出身）で構成されていたことなどから、幕府と西国諸藩に大きな衝撃を与えていた<sup>215</sup>。末次平蔵の改易は、代官末次茂朝の配下が犯した投銀が発覚。茂朝と同一族は、家財闕所に加え隠岐国ほかに流罪とされた事件である（『犯科帳』 一一八頁）。大村領民は右の両事件に関係していないが、藩主純長は従来の十六カ所に加え新番所を増設。西九州沿岸を往航する国内船<sup>216</sup>や、長崎入港唐蘭船に対する監視体制を強化した可能性があるであろう。三番所のうち、大浦番所については戸町番所（十六ヶ所番所）の近くであり検討を要する。大浦番所の所在地については、文化十年同地を測量した伊能忠敬が「大村領戸町村枝大浦、左大村領番所、大浦番所」と書き残している<sup>217</sup>。同番所の沿革と性格について、菱谷武平は「本来海手の外海番所に対する口番所の系譜を引きながら大浦湾口に定着し、次いで陸手の七口番所の一つ大浦番所が「そこ」に一本化されて固定した時変質して、幕末期不法

唐人取締りを中心とした大村藩対密貿易の警備体制の口留番所の性格をもつに至った<sup>218</sup>と概括している。江戸後期の大浦番所については、文化三年九月大浦番所と藩庁で「抜荷方ニ付船々改之儀」について対話があり、番所では「届兼ねる状況を訴えている(『九葉実録』第三冊 一一五頁)。次いで同五年にはフェートン号事件が生じており、藩庁では、文化六年三月異変の節と平素の節の備えについて、非常時には大番頭以下の部隊と大砲八挺ほかの武器、各種船舶の配備などを決めている(『九葉実録』第三冊 一八三頁)。

#### 四、寄船番所の設置

大村藩は藩主純庸(宝永三年襲封、享保十二年致仕)時代、面高番所に近い横瀬浦に寄船番所を新増設した。同概略は、次のようである。

寄船番所(彼杵郡横瀬浦村、西海市西海町横瀬郷) 正徳四年十二月長崎奉行大岡清相指示、領海往来船に対する改番所として造設。享保元年楠本関左衛門を定番。抜荷改方馬廻上下二人ほか、番船二艘水主とも。制札場(三枚)。石火矢二挺・鉄砲一五挺ほか装備(『大村郷村記』第五卷 二七〇頁。『九葉実録』第一冊 一七〇、一八四頁)。

横瀬浦は、大村湾と佐世保湾を扼する要衝地である。寄船の名称は、西彼杵半島先端の寄船鼻にちなんだ名称であろう。同番所は疑わしい漂流唐船を含め、沖買を企図する藩内外の不審日本船を査検する任務を課された。

同番所と大村藩の各番所は、翌五年五月藩主純庸宛て老中奉書と添付の「別紙」により、さらに督励された。「別紙」については、以下のようである。

〔史料2〕年次五月九日付大村純庸宛て奉書「別紙」

当二月以来、大村領海上ニ唐船共相見へ、夜ニ入候而者磯近く乗入、風波之時は碇をも下し候間、其方役人共出合、事之子細相尋候ニ、長崎表帰帆之由を申付て、如例番人等附置、順風ニ出帆仕らせ候事度々ニ及の由相聞候(中略)就中去年被 仰付候趣も有之候上者、かねて其心得可有之事候、領分を相守候迄ニ而、此等之往来ニ任せ置候事と不可然候、其時宜ニ随ひ、急度取はからい候様ニ、可被申付候、以上(下略)

右は、奉行大岡清相から長崎聞役を経て藩庁にもたらされたが、同年春、大村領の海上に出現した唐船は夜間大村領に接近し停泊する状態であり、その頻度は「度々ニ及」とされている。私商売（抜荷）の常態化が知られる。

また大村藩が漂着船の扱いと対応に習熟していたことは、享保元年奉行清相が同藩聞役に、長門長府藩の毛利右京（元矩）の「異国船主」に対する対応が「結構」に過ぎ不当であるとし、「西海筋唐船も漂着候地方えよりく指南有之可然候」と指示している一件からも知られる（『九葉実録』第一冊 一八一頁）。

### 五・遭難船と大村藩

領海への難船や漂着船が生じると、藩と番所は難船の救助と長崎曳航が課された。『九葉実録』に散見される事例を摘記すると、次のようである。

正徳三年（一七二三） 九月瀬戸に唐船漂着（『九葉実録』第一冊 一六六頁）

享保十四年（一七二九） 八月福田浦近傍に唐船漂着、遺体・沈荷を収容（『九葉実録』第二冊 一三三頁）

延享四年（一七四七） 六月松島に唐船漂到（『九葉実録』第二冊 一〇一頁）

寛延二年（一七四九） 瀬戸海で唐船破船（『九葉実録』第二冊 一一一頁）

宝暦二年（一七五二） 蠣浦に唐船漂到（『九葉実録』第二冊 一二六頁）

同七年 松島に唐船漂到（『九葉実録』第二冊 一四〇頁）

同十年 福田に唐船漂着（『九葉実録』第二冊 一五五頁）

明和二年（一七六五） 一月帰国唐船神浦で難破、死者二〇人（『九葉実録』第二冊 一七九頁）

同月帰国唐船三艘松島漂到（『九葉実録』第二冊 一七九頁）

明和六年 三月紀州漂着唐船を領海で迎え案内船・挽船三〇艘余提供（『九葉実録』第二冊 二〇〇頁）

〇頁

明和七年

二月三重に唐船漂到(『九葉実録』第二冊 二〇一頁)

安永四年(一七七五)

十二月三重に唐船漂到(『九葉実録』第二冊 二二三頁)

安永五年

六月唐船松島漂到(『九葉実録』第二冊 一二六頁)

寛政三年(一七九一)

五月琉球船が遭難し黒瀬に漂到(『九葉実録』第二冊 三一九頁)

文化六年(一八〇九)

二月前年薩摩領に漂着した唐船二艘が崎戸浦に漂到し藩で警固(『九葉実録』第三冊 一七六頁)

一七六頁)

天保元年(一八三〇)

六月瀬戸に蘭船漂着、長崎に挽送(『九葉実録』第四冊 一一一頁)

安政二年(一八五五)

四月雪浦へ異国船渡来し一部上陸(『九葉実録』第五冊 一三六頁)

安政五年

七月福田に唐船漂着(『九葉実録』第五冊 一六四頁)

同年

十月蠣浦へ朝鮮の漁民三名筏で漂着(『九葉実録』第五冊 一六七頁)

地域別には、福田(長崎市福田本町)三件、瀬戸(西海市大瀬戸町)三件、崎戸(西海市崎戸町)一件、三重(長崎市三重町)二件、神浦(長崎市外海町神浦)一件、松島(西海市大瀬戸町松島郷)四件、蠣浦(西海市大島町蛸浦)二件、黒瀬(西海市大島町黒瀬)一件、雪浦(西海市大瀬戸町雪浦)一件、合計一八件となる。漂着船は来航唐船が多数を占めたが、蘭船のほか、清・朝鮮国内の難船があった。記録に見えない難船や航路逸脱船がほかにも相当数あったろう。

長崎への引船は三〇艘で、各挽船の水主は四人とされた(写真1-25)。挽船の手当については些少で、貞享二年瀬戸番所で「唐船引賃」が浦人に配分された例では、「是ヲ分ツに僅毛弗の銀」であったという(『大村郷村記』第五卷

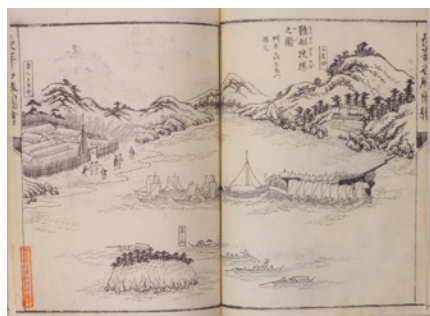


写真1-25 難船挽揚之図

(長崎歴史文化博物館収蔵 「長崎名勝図絵稿本」 市博文書資料 210-59-12) (219)

藩庁は文化元年五月挽漕船額の令文を外海在番に配布しているが、内容は未詳である(『九葉実録』第三冊 二六頁)。大村藩は安政六年(一八五九)外海遠見番所十六カ所のうち、前年に上知された戸町を除外して「拾五ヶ所」とし、それぞれに遠見番人二人、番船一艘配置とし、幕府に提出している(『九葉実録』第五冊 一八二頁)。

### ■三、大村藩と異国船

鎖国制下の長崎に来航した異国船について、幕府と大村藩の対応を跡付ける。

正保四年のポルトガル船 ポルトガル本国は一五八〇年からスペイン国王の支配下にあつたが、一六四〇年ジョアン四世 João IV が即位し独立した(Bragança 王朝)。新国王は日本市場を喪失したマカオ側の要請を採択し、ゴンサロ・デ・シケイラ・デ・ソウザ Gonçalo de Siqueira de Souza を日本に派遣した。ソウザは、軍船二艘を率いて正保四年(一六四七)六月二十六日長崎に入港。日本側に、来日目的がポ日両国の親善と交易再開にあることを伝えた。

長崎奉行馬場利重はソウザに対し、軍船の武装解除(備砲、本船二六挺・供船二四挺ほか)を要求したが、ソウザに拒否されたことにより、西国目付高力忠房(肥前島原藩主)・日根野吉明(豊後府内藩主)等と連名で近隣の諸藩に出兵を催促。七月十二日着到した西国探題松平定行(伊予松山藩主)の軍勢など、総勢四万七〇〇〇人余のほか、大村藩を含む八藩の関船二八〇隻を含む役船八五九艘ほかを長崎に集結させた。次いで黒船二艘を湾内に封鎖すべく船橋を同月十六日完成させ、将軍家光の裁定に備えた<sup>20)</sup>。

幕府は大目付井上政重と在府の長崎奉行山崎正信を上使とし、七月十三日付覚書を発給。ソウザの要求を拒絶し、ポ船隊の処置について「今度はほるとかるより代かハリの御礼」であるとし、船隊には帰航を命じる決定を下した。上使一行は七月二十九日長崎に着き、翌八月一日幕府の決定をソウザに通達。ポ船隊は、八月六日長崎を出航し帰国の途についている。

大村藩は、藩主大村純信が当初の段階から出陣し、木鉢浦(長崎市木鉢町)に本陣を置いたが、奉行馬場利重の命

により陣所を大浦に移し「陸手之番」に従事した。同役は長崎六口番所（一瀬口・馬込口・茂木口・大浦口・清水口・伊良林口）と、牢屋警備・市中夜廻りなどであり、七月十一日付で番士の規則（壁書）九カ条を定めている。藩の動員数は二六〇三人、関船一〇艘ほかであった。一件終了後、大村藩は公儀の「御扶持方」を拝領しているほか、八月二十一日付の老中奉書により將軍家光の褒詞を受けている（『大村見聞集』三〇五頁）。

ソウザ船隊の来日と双方でなされた交渉により、日ポ関係は「戦争状態」から「敵対断交」の段階に移行し、貞享二年（一六八五）のマカオ船の来航を経て幕末に至ることとなる。

## 一・延宝元年のイギリス船

イギリス（英）のアジア進出は一七世紀初年のことで、イギリス東インド会社EICによって推進され、慶長十八年（一六一三）にはジョン・セーリスJohn Sarsの率いる英国船がバンタムBataviaから平戸に入港。徳川家康から日本渡海朱印状を下付され交易を開始したが、オランダ東インド会社VOCに押されて商況は振るわず、元和九年十一月平戸商館を閉鎖して日本を退去した。その後、英国の本社では日本市場回復を目指す動きがあり、一六七一年三隻の船をバンタムに送った。同船隊のうち、リターン号Returnが台湾を経由して延宝元年（一六七三）五月二十五日長崎港に入港した。

長崎奉行岡野貞明は、西泊付近に停泊した同船に番船を付し、和蘭通詞を介して同船長サイモン・デルボーSimon Delboeに、英国船の来日目的などを訊問。乗員八六人に踏絵を踏ませたほか、大砲・玉薬などの陸揚げを承諾させ、同船の武装を解除<sup>21</sup>。それらを刻々幕府に通報する文書を作成した。奉行貞明の文書は在府の相奉行牛込重忠を通じて幕府重臣に報告<sup>22</sup>されたが、幕府は日英関係が四〇年断絶したこと、英ポ両国王室が縁戚関係にあることを理由とし、英国船の日本渡海を禁止する決定を下した。同上の決定は、正保四年のポルトガル船に対する先例と、万治二年以降蘭館長に要求したキリシタン宗門（国）との「通用」（交易）があれば断絶すると通達した幕府の対外原則が適用された事例となろう。奉行貞明は六月二十五日デルボー船長に幕命を伝え、英国船の退去を

要求した。同船長は幕命を受け、薪水食料を補給。七月二十六日武具の返却を受け、翌日出航した。

大村藩は、英国船が長崎湾内に入った五月二十五日から即応態勢に入った(『大村見聞集』 七九九頁)。奉行貞明は、同日付で江戸から「御下知迄は番船」を付すよう藩家老大村内匠・福田十郎左衛門に宛て通達。警固衆二三人、小船二三艘を配備するよう指示している。但し、天候の悪化で藩船の回航が遅れ、黒田家番船が二十八日まで配備された。その後、大村藩が三艘の体制で日夜勤番した。その状況は「異国船を取つ々ミ、前後左右行儀能可相守事」、「本船は異国船之先ニ可懸事」とされ、日本船に対しても不審船には用心することなどを制令している。また英国船の帰帆に際しては、多数の日本船が動員されたが、大村の藩船は湾内と同様の船列で香焼島まで英国船を護送している。

リターン号事件は、英国船の要求を退けた一件となるが、近世日本の対外関係は、さらに限定されることとなった。

## 二・貞享二年のポルトガル船

日ポ貿易で一時期繁栄したマカオ(天川 Macao)では、インドの総督府にも働きかけるなど、正保四年後も対日復交を模索した。一六八五年三月伊勢国度会郡神社村(三重県伊勢市)の太兵衛を船頭とする日本船が漂着。同船員を送る名目で、マヌエル・デ・アギアル・ペレイラ Manoel de Aguiar Pereira が指揮するサンパウロ号を日本に送った。マカオ船は、貞享二年六月二日長崎に入港。長崎奉行川口宗恒に、マカオ市長の書状を提出し、漂流民二人を日本側に引き渡した。同伴は在府奉行宮城和充を通じて老中に報告されたが、幕府は六月廿三日付老中連名の奉書を長崎に送付<sup>23)</sup>。漂流民を受け取った事実と、以降のポ船の渡海を厳禁とする主旨が、七月七日口頭でペレイラに通告された(『通航一覽』第五 四五頁)。このためポ船は風待ちし、八月一日出港した。

大村藩では、事態を刻々と把握していたが、福岡藩が正保四年の前例を主張し帰帆までの警固を力説。老中も追認したことにより、通常の体制で臨み、藩主純長が長崎奉行所に「御見廻」している(『大村見聞集』 八一頁)。



帰国した日本人は、その後揚屋（あき）に收容され、厳しい取調べを経て帰国を許されたが、同例は、日本人漂流者帰国時の先例となった。

幕府は安政元年（一八五四）日米和親条約を締結後、同五年には安政五カ国条約を締結。開国に転じた他、長年御制禁国として敵対したポルトガルとの関係についても、万延元年（一八六〇）同国使ギュマレース・Latoro Francisco Guimaraes と、日本国葡萄牙国修好通商条約を締結し国交を回復した。

江戸後期の来航外国船については、第二章第四節第二項で取り上げる。

（清水紘一）

## 五 大村藩と長崎

### ■一・大村藩の長崎御用

大村藩の長崎御用は、鎖国制下における①船番・牢番役、②異国船仕置役、③長崎警固役、④異変時における長崎海陸警固役、開国後における⑤長崎奉行・惣奉行任用などに大別される。①から④は、大村藩主と大村藩に逐次重層的に賦課され、幕末の一時期、⑤が公儀役職として大村藩主に課された。うち①②については第一章第三節第二項で述べたので、本節では③④について跡付ける。

### 一・長崎警固役

幕府は、寛文二年（一六六二）七月老中奉書〔写真1-26〕で、藩主純長に対し、奉行不在時の長崎警固役を命じた。次のようである〔24〕。

〔史料1〕（寛文二年）七月廿八日付老中奉書

一筆令啓候、嶋田久太郎事被下御暇長崎之被遣之候、万一長崎之外他之湊之南蛮船到来之時長崎奉行人は其所へ相越、長崎警固明候時先年は同氏丹後守被仰付候間其方罷越可致警固旨上意二候、可被存其趣候、委細久太

郎可為演說候、恐々謹言

七月廿八日

稲葉美濃守(正則) 判

阿部豊後守(忠秋) 判

酒井雅樂守(忠清) 判

大村因幡守殿

同奉書に見える長崎警固については、新任長崎奉行嶋田利木(守政)が役務心得書を老中に提出、同日付で決裁された事項の一つである(国立公文書館所蔵 内閣文庫本「長崎御役所留 上」)。奉行利木は、伺書で「他の湊え南蛮船来候時長崎警固先年ハ大村丹後守被仰付候、今以大村丹後守方え可申遣事」と訓令を求め、老中は「是は大村因幡守所え可申遣候事」と決裁していた。伺書に見える「丹後守」は、大村純信のことである。奉行不在の前例については、寛永十四年の島原一揆で長崎奉行が原城に出陣して「不在」となったほか、同十七年六月二十九日の馬場利重の平戸蘭館への出張がある。大村藩は奉行利重不在の長崎に、「長崎番侍五人上下四拾五人足軽式拾人メ人数六拾五人」を送り四日間同地に配備した。そうした前例が、長崎警固の役名として確定されたこととなる。

## 二・長崎異変時の警固役

大村藩に課された奉行不在時の長崎警固役は、その後、同地異変時の海陸警固役まで累加された。異変時の長崎

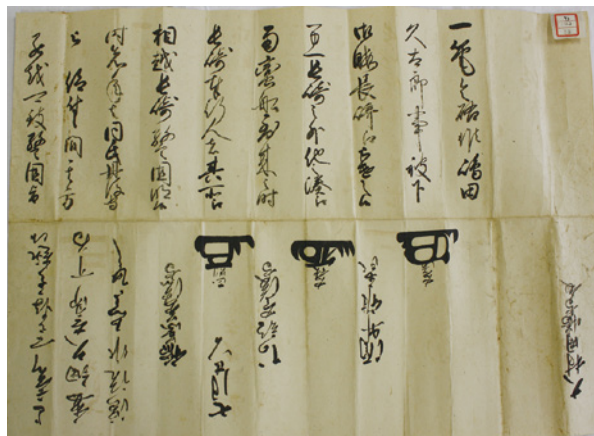


写真1-26 南蛮船入津ノ節長崎警固仰付二付奉書  
(大村市立史料館所蔵 大村家史料(架蔵番号)103-58)

警固役が大村藩に付加された時期については未詳であるが、元禄十年（一六九七）藩主純長は長崎代官領分の本蓮寺と折衝し同寺を本宮とする「陣場」を確保している（後述）。その頃のこととなる。

大村藩に長崎異変時の海陸警固を命じた背景については、幕府が鎖国制下における長崎の重要性を再認識したところにある。貞享三年（一六八四）八月老中大久保忠朝は、大村藩主に対し「長崎表之儀大切之場所二候間万一替たる異国船杯参候ハ、早速長崎奉行え可被談候」（『九葉実録』第一冊 八四頁）と通達していた<sup>26</sup>。

異変時警固役の任務については、宝永六年（一七〇九）五月老中本多正永に提出した文書控から概略が知られる。江戸藩邸では同藩勤仕の役務と動員数について、「異変之節は長崎町中警固可仕之旨被仰付候故、同所七口番所町中昼夜廻番牢屋警固」、「且又領内福田浦添番人等都合三千人余、早速相越候様ニ兼而用意仕罷在候」、「長崎出火之節火消人数領内より早速差出」（『九葉実録』第一冊 一四五頁）と記し、異変時の町中昼夜警固、牢屋警固、福田浦番の出動、七口番所守衛と市街地の消火出動まで、三〇〇〇人余の動員体制の整備状況を幕府に文書で提出している。

同役は、その後も代々継続された。正徳五年（一七一五）正月十一日付で正徳新例が発令された際、藩主大村純庸は次の老中達を受けている。

久島城主は長崎表御用被仰付候御例候間、向後も家督等之時は、彼表御用之事、前々之通可相勤哉と被伺之可然事候  
（『通航一覽』第八 二八八頁）

同様の達は長崎周辺の諸藩にも告知され、各藩で分担された長崎諸事の役務がそれぞれに固定化されていくこととなる。大村藩は寛永以来の異国船仕置役、寛文以降の奉行不在時の長崎警固役に加え、元禄十年頃と推測される異変時の長崎警固役が課され、同藩の公儀役として固定化された。

以降大村藩は、異変時のマニュアルというべき長崎異変帳を作成し有事に備えた。同帳は宝暦十一年（一七六一）の藩内記録から、例年三月中には作成され、藩主参勤の際の留守居心得とされたことが知られる（『九葉実録』第二

冊 一六五頁)。ほか、関連する政務の事項を含め心得書が作成された。勝田直子ほか「古書に親しむ会」が紹介した「秘録 長崎異変心得書」[227](#)は、その一例である。同書に関しては、中村 健の研究がある[228](#)。

## ■二、大村藩の長崎支所

大村藩が長崎においた出先機関とその施設については、林 純夫の研究がある[229](#)。

### 一、蔵屋敷

大村藩は、長崎政事の拠点として蔵屋敷を設置した。藩の長崎屋敷は、当初杵島町（長崎市杵島町）に置かれたが手狭となり、明暦三年（一六五七）四月恵美須（戎）町の末次七左衛門の宅地を代銀八貫六百目で買い取り、蔵屋敷（写真1-27）とした。敷地は、「表式拾壹間、入は東方九間貳尺、西方貳拾間四尺」であったという（『大村見聞集』 五九三頁）。同屋敷は、元禄十一年（一六九八）四月二十二日興善町から出火し二二町・一九〇〇軒を焼いた市街地の大火で類焼したが、捕鯨業で名を挙げた深澤儀太夫が銀三十貫を拠金。蔵屋敷は、総額四十三貫五百目で再建された。

蔵屋敷に詰めた要員については、間役のほか広間番・門番などが知られている。広間番は藩の馬廻格の役務で、同番頭が蔵屋敷の鑰を預かり、異変時には藩の本陣との連絡役と日々の報告書提出が課された。広間詰には、浦々の番所関係を執務した藩要員も含まれていたことであろう。蔵屋敷の二カ所の門には足軽二人ずつの門番が配置され、開閉は朝六ツ暮六ツ（朝夕六時）。夜間の出入りは、本陣・諸番所を含め「印札」の有無で門扉を開閉した。

蔵屋敷で長崎詰藩士を統括した職掌は未詳であるが、元禄大火の際の名代森正右衛門の事跡が注目される。正右衛門は罹災後、中町に小屋掛けして役



写真1-27 大村旧藩邸図 大村藩長崎蔵屋敷の図面である。蔵屋敷の跡地には、現在カトリック中町教会（長崎市中町）などが建てられている。  
（長崎歴史文化博物館収蔵 県書3 215-1）

務に勤しみ、帰藩後三〇石を増加されている(『九葉実録』第一冊 一一二頁)。名代について河野忠博は「藩主名代」と評釈しているが、上級藩士が長崎蔵屋敷を差配したことであろう。なお文化二年(一八〇五)ロシア使節レザノフ帰航後、大村藩では蘭船の停泊期間家老の長崎蔵屋敷詰を長崎奉行と幕府に伺い、家老大村直江と用人浅田左門を送っている(『九葉実録』第三冊 六三頁)。

長崎詰の藩士は、年間、半年など任期を区切られた。藩の享保四年五月「御役米御返被下候定」では、「江戸詰一ケ年」准とされた長崎定役の名辞が見え、「半年詰」とされた聞役と区別されている(『九葉実録』第一冊 一二四頁)。

## 二、長崎聞役

唐蘭船が入港した長崎に西国の諸藩は聞役(聞番)を置き、長崎奉行と自藩との取次や海外情報を含む諸情報の収集・報告を担当させた。萩藩を含め、全部で一四藩となる。聞役の創始については一般に正保四年(一六四八)のポルトガル船来航年が画期とされているが<sup>230</sup>、木村直樹は熊本藩と同用達天野屋との関係究明を通じて聞役以前のモデルを提示したほか、通説とされる正保四年(一六四八)開始説に疑問を呈している<sup>231</sup>。

## 三、長崎聞役設置の一四藩

長崎に聞役を置いた諸藩は次のようである。

薩摩鹿兒島(四月中旬〜十月上旬勤)、肥後熊本(二人隔年)、筑前福岡(二人、一〇〇日交代)、肥前佐賀(一人定詰)、長門萩(四月中旬〜十月上旬)、対馬府中(一人定詰)、筑後久留米(四月中旬〜十月上旬)、豊前小倉(同上)、筑後柳川(同上)、肥前島原(同上)、肥前唐津(同上)、肥前平戸(同上)、肥前大村(同上)、肥前福江(同上)(『通航一覽』第八 二九二頁)

大村藩初期の聞役(聞番)とその実態は未詳であるが、寛永十年(一六三三)同藩は船番・牢番を課されており、長崎奉行の通達を藩庁に取り次ぐ何らかの機関が定置されたことであろう。大村藩聞役は四〜十月間長崎に駐在したが、同時期は唐蘭船の来航期に相当する。人数については、元禄八年(一六九五)二人隔年と定めている(『九葉

実録』第一冊 一〇七頁)。この年の間役(間番)は、小佐々甚五右衛門・高尾林右衛門らであった。

間役は長崎で他の在役とともに、奉行所・藩庁間のパイプ役のほか、内外の情報収集活動を行った。上述した「秘録」では、間役には交代要員の副役が添えられ、奉行所・諸国同役・町方の風聞探索などのほか、藩庁・江戸への注進などに当った。蔵屋敷からの連絡要員には、間役が「印鑑之札」を発給したという。

情報戦裏面の一例として、天明四年(一七八四)五月の黒印状(長崎奉行「渡物」)入手一件過程を見る。同文書は、前年長崎奉行土屋守直に発給された將軍家治の黒印状と老中発給の下知状・覚書などであるが、在勤奉行守直は翌四年五月十八日に急死。相役の戸田氏孟(うじたけ)は在府しており、長崎では奉行不在の事態となった。その折、大村藩では藩主純鎮が長崎に詰めたが、「奉行不在」の事態と解するか、在府奉行の赴任まで静観するか判断を迫られたことである。大村藩では判断材料を求めて故奉行守直の家士に接触、右の三文書を密かに入手した可能性がある。この問題の背景には、長崎番役の福岡藩・佐賀藩には寛文十二年以降黒印状などの写本が回付されていたが、長崎警固役の大村藩には非開示とされた情報伝達の偏在性がある<sup>23)</sup>。六月十五日藩主純鎮は三文書の写を閲覧した。その様子について藩庁では「長崎奉行土屋駿河守ノ用人深町多市、密ニ其廳ニ受ル教令三通ヲ写示ス、在役吉川武左衛門携へ至リ、公及ヒ諸有司拝覽シ、遂ニ書籍方ニ属ス」(『九葉実録』第二冊 二五〇頁)と記録し、三文書(写)を付載している。

### ■三、異変時の動員体制

異変の節大村藩は長崎警固のため、海陸の要所に藩兵と要員の急派が要求された。同藩に課された要務は、長崎の「七口番所」「町中昼夜廻番」「牢屋警固」(「領内福田浦添番人」増(『九葉実録』第一冊 一四五頁)などであった。それぞれの要員配置や編成については、大村藩が享保三年(一七一八)抜荷対策として幕府から特派された目付渡辺外記(永倫)に提出した「長崎異変の節人数用意之覚」(『九葉実録』第一冊 二〇六頁)がある。同覚を中心として、関連事項を跡付ける。

## 一、大村藩の陣所

大村藩は、軍勢の駐屯地と本営を上述べた本蓮寺、次いで大音寺に置いた。元禄十年（一六九七）には本蓮寺（長崎村岩原郷、長崎市筑後町）との契約で、「異変之節」同寺境内を大村藩陣場として確保した（『大村見聞集』 九七三頁）。享保六年には「戸町村老万坪」、同十五年には大浦に四九六〇坪を同寺に預託し、宝暦八年（一七五八）には「一ヶ年米貳拾俵」進達と改定。その後の異変時に備えたが、大村藩・本蓮寺双方の財政難が背景にあったようで、文化二年（一八〇五）大音寺（長崎村高野平郷、長崎市鍛冶屋町）に陣場を変更している（『大村見聞集』 九七六頁）。

## 二、本陣の編成

享保三年大村藩では、本陣大番所人数一六人、先手火消人数二五七人、旗本火消人数四四八人、伊勢守手廻人数五六〇人、長崎屋敷添番人数一人と策定している。合計では、一三九二人となる。本陣以外にも、以下に見るように七口番所に別働隊を送るとし、それらを合計すると惣人数は二二五人、船手人数として船頭水主を四〇〇人と集計している。なお、長崎蔵屋敷を本陣の直轄支配とし、長崎奉行所との連動性を図っている。

本陣とされた寺内では、本堂を含め屋内は兵舎として予定されたほか、作事奉行が小屋掛けを担当した<sup>233</sup>。

## 三、七口番所

番所七カ所<sup>234</sup>は長崎奉行が所管したが、長崎奉行大岡清相は大村藩の番所警衛について「長崎奉行御用二付他所え相越候節、留守の番所大村城主より相勤候」<sup>235</sup>と記している。上述した「秘録」では「異変」警固の発令時点で作事奉行が急行。七口番所ついで牢屋警固・本陣の小屋作りの手順とされ、番所では一瀬・西坂・大浦・茂木口、清水・西山・伊良林口の順に番小屋五軒または二軒（西山・清水）の作事がされている。番所では、暮六時〜朝六時まで門を閉め往来禁止。夜間は二組交代で油断なく守衛し、昼間の通行人には往来切手の改めを厳しく行うことと制令している。

各番所への人員配置について、享保三年の編成では次のようである。文化五年（一八〇八）の七カ所番所配置記

録『九葉実録』第三冊 一六五頁)を付記した。

一 瀬口番所(長崎街道、長崎市桜馬場町) 先手侍大将支配、享保三年足軽大将一人僕一〇人、長柄奉行一人僕六人、馬廻一人僕五人、目付一人僕二人、給人二人僕二人ずつ、弓銃之者長柄足軽人足各一〇人ずつ、番人七三人(文化五年、者頭以下七七人)。

西山口番所(大村街道、長崎市西山町) 先手侍大将支配、享保三年足軽大将一人僕一〇人、長柄奉行一人僕六人、目付給人各一人僕各二人、弓銃之者長柄足軽人足各五人、番人四人(文化五年、馬廻以下三六人) 西坂口番所〔写真1-28〕(浦上街道、長崎市西坂町) 先手侍大将支配、享保三年一瀬口と同じ、番人七三人(文化五年、者頭以下七七人)。

茂木口番所(茂木街道、長崎市小島町) 先手侍大将支配、享保三年一瀬口と同じ(文化五年、者頭以下七七人)。

清水口番所(茂木街道、長崎市鍛冶屋町・油屋町) 先手侍大将支配、享保三年足軽大将一人僕一〇人、馬廻一人僕五人、目付一人僕二人、給人一人僕二人、弓銃長柄足軽各三人、番人三七人(文化五年、馬廻以下三六人) 大浦口番所(深堀街道、長崎市十人町) 脇備侍大将支配、享保三年足軽大将一人僕一〇人、馬廻一人僕五人、目付一人僕二人、給人二人僕二人ずつ、弓銃の者各五人ずつ、番人四七人(文化五年、者頭以下五六人)。

伊良林口番所(日見街道、長崎市伊良林) 脇備侍大将支配、享保三年(大浦口と同じ)、番人四七人(文化五年、者頭以下五人)〔『九葉実録』第一冊 二〇六頁〕。

以上から、享保三年の編成では、番所に三九四人、文化五年四一〇人と策定したことが知られる。



写真1-28 [長崎異姿七口番所図解]に描かれた西坂口番所 (長崎大学附属図書館経済学部分館所蔵 武藤文庫)



#### 四、長崎市街巡回

大村藩は島原一揆の際、町中の巡回を昼夜行っている。享保三年の上掲覚に見える計画では、責任者を脇備侍大將とし「町中昼夜夜廻番」を六組に編成。各組の番頭一人僕八人、馬廻一人僕五人、給人二人僕各二人ずつ、徒目付一人僕一人、銃者長柄足軽各五人、人足七人、一組で人数「四〇人」、六組編成で、総計は二四〇人となる。

#### 五、牢屋警固

長崎の牢屋は桜町に造られ、長崎奉行支配の牢守一人・牢番一〇人が同地に居宅した（『長崎古今集覽』上巻 二八二頁）。享保三年の大村藩の編成では、先手侍大將支配の下に、足軽大將二人・僕一〇人ずつ、馬廻三人・僕五人ずつ、目付三人・僕二人ずつ、給人一〇人・僕二人ずつ、小給八人、銃者二〇人、長柄足軽一〇人、中間三〇人、大工八人、合計一五五人とされている。大工まで要員とされた理由については、寛文三年（一六六三）の長崎大火で牢が全焼しており、非常時の牢屋解体と仮牢造設が想定されたことであろう。

#### 六、福田浦添番

六拾丁立から拾四丁立まで大小の早船六艘と、十二丁立以下端船まで七艘の軍船に、船奉行以下四〇〇人の兵員、船頭・水主を編成している。文化元年レザノフ来航の際、大村藩は長崎奉行成瀬正定から聞役を通じて人数差出の命を受け、者頭以下七七人に船一〇艘を長崎に急派したほか、福田浦に石火矢搭載の軍船など大小五六艘、乗組員五六〇余を集結させている（『長崎古今集覽』下巻 一三七頁）。

以上、船番・牢番に始まり、奉行不在時の大村藩が異国船仕置役、長崎警固役、異変時における長崎海陸警固役と累加された状況を垣間見たが、平時においても異変においてもその備えが常時、大村藩に求められたことが知られる。

（清水紘一）

註

- (1) 大村市立史料館所蔵 大村家史料「大村家譜」や「大村記」などは、純忠の死を天正十五年五月十八日とする。ルセナが「回想録」*De Algumas cousas que ainda se lembra o pè. Afonso de Lucena que pertenceoem a Christandade de Ômura* (Josef. F. Schütte S. J., ERINNERUNGEN AUS DER CHRISTENHEIT VON ÔMURA, Roma, 1972, p. 174. 田ゼフ・フランツ・シュツテ編・佐久間正・出崎澄男訳「大村キリシタン史料」マフォン・・チ・ルセナの回想録(キリシタン文化研究シリーズ12)(キリシタン文化研究会 一九七五)・一三三頁(以下「回想録」・「大村キリシタン史料」と略記))におおづ報告する日付は一カ月のずれがある。
- (2) ローマ・イエズス会文書館 *Archivio Romanum Societatis Iesu* 所蔵 日本・中国語文書 *Jap. Sin.* 45II, f.1114. この箇所は、一五九八年にポルトガル国エウゼビオ版された *SEGUNDA PARTE DAS CARTAS de Iapão*, ff. 189 ~ 225v. では省略される。
- (3) ルセナ「回想録」Schütte, pp. 167 ~ 168. 訳文「大村キリシタン史料」一三一 ~ 一三三頁
- (4) *Jap. Sin.* 45II, f. 114. *SEGUNDA PARTE* (Evora), ff. 214 ~ 214v. 松田毅一監訳「十六・七世紀イエズス会日本報告集」第三期第七巻(同朋社出版 一九九四) 一一五頁(以下「日本報告集」と略記)。
- (5) Josef F. Schütte S. J., INTRODUCTION AD HISTORIAM SOCIETATIS JESU IN JAPONIA 1549-1650, Romae, 1968, P. 478. *GYMINTRODUCTION* と略記
- (6) Josef F. Schütte S. J., MONUMENTA HISTORICA JAPONAE I. Textus Catalogorum Japoniae. 1975, pp. 273 ~ 274. *Gy Catalogorum* と略記
- (7) 一五八九年九月二十日付、加津佐発信「一五八九年度日本年報」(*Jap. Sin.* 51, f. 163)°。同年報の編集・作成者は「エリフロロイス」である。
- (8) *Jap. Sin.* 51, f. 108v. ルセナの書翰は、「エリフロロイス編集の「一五八九年度日本年報」(ff. 103 ~ 139v.)に収載される。同年報の写本は、マドリード所在の王立歴史学十院図書館 *Biblioteca de la Real Academia de la Historia* (のちBRAHと略記), Madrid G. Jesuitas 9-2663, ff. 483 ~ 484 にあるが、表現・表記にながて原文とは若干の違いが見られる。
- (9) *ibid.*, f. 108v.
- (10) *Jap. Sin.* 51, f. 133v.
- (11) *ibid.*, f. 114v.

- (12) *ibid.* 46, ff. 266~267. 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第一期第一卷(同朋社出版 一九八七) 一一〇~一一二頁。
- (13) *Jap. Sin.* 51, f. 114v.
- (14) BRAH. *Jesuitas* 9/2663, ff. 499~499v. 前掲註(5)『日本報告集』一六一~一六三頁  
*ibid.* f. 501. 前掲註(12)『日本報告集』一六五頁
- (15) *ibid.* f. 501. 前掲註(12)『日本報告集』一六五頁
- (16) Schütte, p. 176. 『大村キリシタン史料』一三四~一三五頁
- (17) 五野井隆史『キリシタンの文化』(吉川弘文館 二〇一一) 一四一~一四三頁
- (18) 「一五九二年度日本年報」(*Jap. Sin.* 51, ff. 335v.~336)。
- (19) *Jap. Sin.* 51, ff. 304~304v. 331~332v.
- (20) Schütte, pp. 186~188. 『大村キリシタン史料』一三八~一三九頁
- (21) 「一五九二年度日本年報」による。小西行長が諸大名を従えて名護屋城に到着したのは一五九二年三月二十六日(文禄元年二月十三日)であった(*Jap. Sin.* 51, f. 336)。<sup>9)</sup> 喜前もその前後に名護屋城に到着したのである。陽暦三月二十日頃には大村を出立したとある。<sup>10)</sup> したがって、バードたちの移転を指示したのは三月半ば頃であったかと思われる。
- (22) *Jap. Sin.* 52, f. 13.
- (23) 前掲註(22) (*Jap. Sin.* 51, f. 304.)
- (24) 「一五九三年度日本年報」(*ibid.* f. 13v) Schütte. INTRODUCTION, p. 475.)
- (25) 五野井隆史『日本キリスト教史』(吉川弘文館 一九九〇) 一七七頁
- (26) *Jap. Sin.* 52, f. 13.
- (27) *Jap. Sin.* 25, ff. 21~26v. Schütte. *Catalogorum* pp. 286~288.
- (28) *ibid.* pp. 295, 299.
- (29) *ibid.* p. 329.
- (30) Schütte, p. 178. 『大村キリシタン史料』一三五頁
- (31) *Jap. Sin.* 51, f. 359v.
- (32) *ibid.* f. 133v. 前掲註(7)に収載されている。
- (33) ショアン・フェルナンデス、一五六三年四月十七日付、横瀬浦発信書翰 (*Jap. Sin.* 5, f. 1v. *Cartas do Japão* I (Evora,

- 1598), #. 115v. ~ 116.)。
- (34) Jap. Sin. 52, f. 19. 佐久間正訳「一五九六年度イエズス会年報」(キリシタン文化研究会編『キリシタン研究』第二十輯 吉川弘文館 一九八〇) 三二二頁
- (35) *ibid.*: #. 23v, 26, 26v.
- (36) Jap. Sin. 52, #. 133v. ~ 134.
- (37) *ibid.*: f. 131v.
- (38) *ibid.*: f. 18v.
- (39) 佐賀県立名護屋城博物館所蔵文書
- (40) 東京大学史料編纂所架蔵稿本
- (41) Jap. Sin. 12 II, f. 265.
- (42) Schütte, pp. 264 ~ 266. 『大村キリシタン史料』一七一頁
- (43) Jap. Sin. 52, f. 257. (一五九八年二月十七日付 コメス執筆)
- (44) 五野井隆史『日本キリシタン史の研究』(吉川弘文館 二〇〇二) 二一〇 ~ 二二頁
- (45) Jap. Sin. 13 I, #. 11 ~ 11v.
- (46) Jap. Sin. 52, #. 18v. ~ 19. 佐久間訳 三三〇頁
- (47) *ibid.*: f. 135v.
- (48) *ibid.*: f. 89v.
- (49) Jap. Sin. 13 I, f. 11v.
- (50) Schütte, pp. 262, 264. 『大村キリシタン史料』一七一・二二八頁
- (51) *ibid.*: p. 196. 『大村キリシタン史料』一四三頁
- (52) 『黒田家文書』(「小西行長基礎資料集」(宇土市教育委員会編『宇土史研究』第二十六号 宇土市教育委員会 二〇〇五) 九八 ~ 九九頁)
- (53) Catalogorum, p. 411.
- (54) Jap. Sin. 54, f. 1v.
- (55) *ibid.*: 52, f. 137v.

- (56) 瀬野精一郎編『長崎県の歴史』(山川出版社 一九九八) 二五七頁
- (57) ヴァリニヤーン、一五九九年十月十日付「日本キリスト教界状況報告」(Jap. Sin. 54, f. 76.)
- (58) 大村市立史料館所蔵 大村家史料「大村家覚書」巻之四、「大村家秘録」
- (59) Jap. Sin. 54, f. 84v.
- (60) Catalogorum, p. 365~366, f. Chieslik 「マトス神父の回想録」(キリシタン文化研究会編『キリシタン研究』第二十四輯 吉川弘文館 一九八四 五〇~五一頁)
- (61) Chieslik 四二頁
- (62) リスボン市アジア図書館 Biblioteca Ajuda (古くBAJ略記)所蔵 Jesuitas 49-IV-59, f. 73.
- (63) Jap. Sin. 50, f. 170~175.
- (64) *ibid.* 54, f. 170.
- (65) マテウス・デ・「ウロス」一六〇三年十月六日付「長崎発信の「一六〇三年度日本年報」(Jap. Sin. 54, f. 115v.)」。
- (66) Catalogorum, pp. 356~358, Chieslik 四五~四六頁
- (67) BA. 49-IV-59, f. 13.
- (68) Jap. Sin. 54, ff. 218, 227~227v.
- (69) *ibid.* f. 194v.
- (70) Catalogorum, pp. 444~446, シュツン師の翻刻では、大村の修院にいたイルマン・生月トメが欠落している。
- (71) Jap. Sin. 55, ff. 94~94v.
- (72) *ibid.* ff. 234~244v.
- (73) BA. 49-IV-59, f. 14.
- (74) ヌナ・カタリーナは「有馬殿の姉妹」と「一六〇〇年度日本年報」に記載される。有馬殿は有馬晴信のことと思われる。結城了悟神父は有馬殿を晴信の父義直の女とする(結城了悟『キリシタン』となった大名 聖母の騎士社 一九九九 三五頁)。
- (75) BA. *ibid.* ff. 13v.~14.
- (76) *ibid.* f. 14v.
- (77) Jap. Sin. 50, ff. 173~174v.
- (78) *ibid.* 54, f. 227v.

- (79) *ibid.* ff. 230~230v.
- (80) *ibid.* f. 228.
- (81) *ibid.* f. 194v.
- (82) Schütte, p. 140. 『大村キリシタン史料』 一六一頁
- (83) *Jap. Sin.* 55, ff. 194v~195.
- (84) *ibid.* f. 94~97.
- (85) *Catalogorum*, p. 420.
- (86) 五野井隆史『徳川初期キリシタン史研究』(吉川弘文館 一九九二) 二二~二三・四二頁
- (87) BRAH. *Jesuitas* 9-2665, f. 400v.
- (88) 大村市立史料館所蔵。
- (89) 藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』(高科書店 一九九四) 二七頁
- (90) 東京大学史料編纂所編『大日本史料』第十二編之五十六(東京大学出版会 二〇〇二) 二二二頁
- (91) 同右。一三三頁。
- (92) D・バチエロ「長崎外町と浦上の換地問題について」(キリスト教史学会編『キリスト教史学会』第十六集 キリスト教史学会 一九六五 三一~三七頁)、結城了悟「長崎外町の問題」(長崎史談会編『長崎談叢』第六十八輯 長崎史談会 一九八四 一~一〇頁)。
- (93) BRAH. *Jesuitas* 9-2665, ff. 420, 433.
- (94) Schütte, pp. 214~216. 『大村キリシタン史料』 一五一頁
- (95) BRAH. 9-2665, f. 419.
- (96) *ibid.* ff. 419v, 420.
- (97) *Jap. Sin.* 2, f. 164v.
- (98) BRAH. 9-2665, f. 400.
- (99) 前掲註(95)結城論文 三六頁
- (100) ホセ・デルガード・ガルシアO.P.編注、佐久間正訳『福者トマス・デル・エスピリトウ・サント・デ・スマラカO.P.書簡・報告』(キリシタン文化研究会 一九八四 四一~四三頁)

- ⑩ 結城了悟『天正少年使節——史料と研究——』(純心女子短期大学 一九九二) 六八～六九・二二六頁
- ⑪ Catalogorum, pp. 501～506. 「ウロス」 一六二〇年三月二十日付書翰(Jap. Sin. 35, f. 138)。
- ⑫ Catalogorum, p. 525.
- ⑬ Jap. Sin. 57, ff. 196～197.
- ⑭ Catalogorum, p. 554.
- ⑮ 松田毅一『近世初期日本関係南蛮史料の研究』(風間書房 一九六七) 一〇八七頁
- ⑯ 「一六二五年度日本年報」(Jap. Sin. 57, f. 297)
- ⑰ *ibid.* f. 413v.
- ⑱ 五野井隆史「禁制下における大村藩とキリシタン宣教師」(長崎史談会編『長崎談叢』第七十二輯 長崎史談会 一九八六) 三～四頁
- ⑲ Jap. Sin. 59, f. 10v.
- ⑳ 「一六二八年度日本年報」(Jap. Sin. 59, ff. 95, 105～109, 148v)。「慶長十七年壬子諸士高帳」によると、朝長次郎兵衛純興は雪ノ浦・瀬戸・大串・大村に二五三石を有していた。嶺(峯)伊右衛門は大村・波佐見・桃津(合)に三二二石の知行を得ていた。
- ㉑ Jap. Sin. 60, f. 36.
- ㉒ 前掲註(90) 一一一～一二三頁
- ㉓ 前掲註(90) 一一三～一二三頁
- ㉔ 前掲註(90) 一二三～一三六～一三七頁
- ㉕ Jap. Sin. 59, f. 181.
- ㉖ 前掲註(90) 一一一頁
- ㉗ 大村市立史料館所蔵 彦右衛門文書
- ㉘ 石井良助校訂『徳川禁令考』全集 第六(創文社 一九五九) 三七五～七六頁
- ㉙ 大村市立史料館所蔵 彦右衛門文書。松田毅一『近世初期日本関係南蛮史料の研究』(風間書房 一九六七) 一〇八八頁
- ㉚ 前掲註(109) 一五～一六頁
- ㉛ 前掲註(109) 六～八頁。東京大学史料編纂所編『大日本史料』第十二編之四十六(東京大学出版会 一九七七) 一六一頁
- ㉜ 藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』(高科書店 一九九四) 一三五頁
- ㉝ 前掲註(122) 一三五頁。永積洋子『朱印船』(吉川弘文館 二〇〇二) 一八二～一九四頁

- 幸田成友『日欧通交史』(岩波書店 一九四二) 三三五頁  
 大村市史編さん委員会編『新編大村市史』第二巻「中世編」(大村市 二〇一四) 五一四頁  
 Jap. Sin. O. I. ff. 242V. ~ 243.  
 高瀬弘一郎『キリシタン時代の研究』(岩波書店 一九七七) 一六六頁  
 異国日記刊行会編『影印本異国日記』(東京美術 一九八九) 二〇三~二〇四頁  
 黒板勝美編『新訂増補國史大系』第二十八巻『徳川實紀』第一篇「新装版」(吉川弘文館 一九九八) 五〇七~五〇八頁  
 堺市役所編『堺市史』四 (清文堂出版 一九七七) 七四~七六頁  
 岩生成『新版朱印船貿易史の研究』(吉川弘文館 一九八五)  
 前掲註(128) 一九二頁  
 フアン・ヒル著・平山篤子訳『イタルコとサムライ』(法政大学出版局 二〇〇〇) 六七・八五・一三九・二四八・四六七~八・四七三~七四頁  
 中村 質『投銀証文に関する一考察』(日本歴史学会編『日本歴史』第三二六号「吉川弘文館 一九六六」 六一頁  
 藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』(高科書店 一九九四) 一七九~一八〇頁  
 (1)石井良助編『武家殿制録・聴政談』(創文社 一九六九) 所収二二三号、(2)石井良助編『御当家令条・律令要略』(創文社 一九五九) 所収一九九号、(3)石井良助編『武家殿制録・聴政談』(創文社 一九六九) 和文『武家殿制録』所収二六三号・漢文、京都史蹟会編『林羅山詩集』(弘文社 一九三〇) 六九〇頁、(4)鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録』後編五(鹿児島県 一九八五) 所収七二三号、(5)藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』(高科書店 一九九四) 二九〇頁、(6)石井良助校訂『徳川禁令考』前集 第六(創文社 一九六八第一刷) 所収四〇五一号、(7)田辺茂啓編、丹羽漢吉・森永種夫校訂『長崎実録大成正編』(長崎文献社 一九七三) 九頁、(8)国立公文書館所蔵 内閣文庫(架蔵番号) 一八一―一三三「長崎御役所留上」  
 長崎奉行宛て老中下知状(鎖国令)については、清水紘一・木崎弘美・柳田光弘・氏家 毅編『近世長崎法制史料集1』(天正八年~享保元年)(岩田書院史料叢刊8)(岩田書院 二〇一四) 所収一四一、一六〇、一七九、一八三号ほかに収載。寛永十三年寛は、末次平蔵からオランダ側に写本手交。6条について「外国船について何か起つた時には、貴下は宮廷に知らせねばならない。そして大村領の見張りの船と兵隊を、この船を監視するために、呼ばねばならない」と誤解。永積洋子訳『平戸オランダ商館日記』第三輯(岩波書店 一九六九) 四五七頁



- 〔138〕 大村市立史料館所蔵 大村家史料(架蔵番号)二〇五一―三  
佐竹 茂『大村藩沿岸警衛の始末(一)』(完)『大村史談会編』『大村史談』第五〇七号 大村史談会 一九七〇七二。河野忠博『鎖国と外海十六番所に勤務した人員構成の考察―安政五年の小史料より』(大村史談会編『大村史談』第二十八号 大村史談会 一九九二)
- 〔140〕 佐久間達夫編『伊能忠敬測量日記』第五卷(大空社 一九八八) 四一〇頁  
大村史談会編『九葉実録』第一冊(大村史談会 一九九四) 一六八頁
- 〔141〕 深谷克己『増補改訂版 百姓一揆の歴史的構造』(歴史科学叢書(校倉書房 一九八六)。神田千里『島原の乱』キリシタン信仰と武装蜂起(中公新書(中央公論新社 二〇〇五)。大橋幸泰『検証島原天草一揆』(歴史文化ライブラリー(吉川弘文館 二〇〇八) ほか。
- 〔143〕 藩内の郷土層の一部には、原城の幕藩軍に牢人として参加した者がいる。原口 聡『岩永家と島原天草一揆』(大村史談会編『大村史談』第六十四号 大村史談会 二〇一三)
- 〔144〕 鶴田倉造編『原史料で綴る天草島原の乱』(本渡市 一九九四) 一四五、一七二、一八六頁。差出は曾我古祐、稲垣重綱、阿部正次、板倉重宗等であり、大坂町奉行・大坂城代、京都所司代連署の通達となる。宛先は、細川忠利、鍋嶋勝茂、有馬豊氏、立花宗茂、寺沢堅高、松浦鎮信、大村松千代、五嶋盛利等。
- 〔145〕 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』第四輯(岩波書店 一九六九) 四六頁  
鶴田倉造編『原史料で綴る天草島原の乱』(本渡市 一九九四) 三九〇～四二六頁
- 〔147〕 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』第四輯(岩波書店 一九六九) 二二頁。但し、「天川人」が寛永十四年十二月廿三日御礼として登城、進物を献上している。藤井讓治監修『江戸幕府日記』姫路酒井家本『第六卷(ゆまに書房 二〇〇三)』 三三五頁
- 〔148〕 長崎で急造した四隻の軍用唐船型船の一隻で原城に回送(田辺茂啓編、丹羽漢吉・森永種夫校訂『長崎実録大成正編』長崎文献社 一九七三 三三八頁)。同上の唐船については、寛永十五年四月大村藩が泥土に埋没した唐船一隻を掘起したとする(藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』高科書店 一九九四 二二四頁)。
- 〔149〕 藤井讓治監修『江戸幕府日記』姫路酒井家本『第七卷(ゆまに書房 二〇〇三)』 四四〇頁  
蘭館長フランソア・カロンの記録。永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』第四輯(岩波書店 一九六九) 一九一頁
- 〔151〕 藤井讓治監修『江戸幕府日記』姫路酒井家本『第八卷(ゆまに書房 二〇〇三)』 二〇四頁
- 〔152〕 国立公文書館内閣文庫編『譜牒餘録』上(内閣文庫影印叢刊(国立公文書館内閣文庫 一九七三) 八〇一頁ほか。同役は、西

国藩鎮・長崎探題とも呼称され、特定の名称を持たない。

- 〔153〕大村市立史料館所蔵 大村家史料(架蔵番号)一〇三―一三二 二月十三日付大村丹後守宛大坂城番等書付  
〔部分御日記〕(熊本県編『熊本県史料』近世篇 第一 熊本県 一九六五)
- 〔154〕大分県立図書館所蔵『岡本家文書』
- 〔155〕白杵市立白杵図書館所蔵 加島英國編『温故年表録』(一八三三)
- 〔156〕〔宮田家文書』
- 〔157〕得能通昭著・伊地知茂七校訂『西藩野史』巻之一七(薩藩叢書刊行会編『薩藩叢書』第五編『西藩野史』 薩藩叢書刊行会  
一九一〇)。原本は明治二十九年(一八九六)完成。
- 〔158〕〔種子島家譜』巻五(鮫島宗美訳・著、鮫島 穰編『鮫島本 種子島家譜』1 ぶどうの木出版 二〇〇三復刻版)
- 〔160〕対馬藩の日記「毎日記」(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵 宗家文庫史料)
- 〔161〕山口県文書館所蔵「毛利家文庫」中の「公儀所日乗」十
- 〔162〕日本歴史学会編『日本歴史』第八六号(吉川弘文館 一九五五)
- 〔163〕藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』(高科書店 一九九四)
- 〔164〕大村市立史料館所蔵 彦右衛門文書 「覚」(走百姓五口合六十五人名書上)
- 〔165〕雲仙市歴史資料館 南串山展示館所蔵「年代記」および「古記録抜書帳」に収載の「多喜弥覚書」
- 〔166〕南島原市口之津町 高橋家所蔵「家筋由緒之事」
- 〔165〕雲仙市歴史資料館 南串山展示館所蔵「年代記」および「古記録抜書帳」に収載の「良右衛門日記」
- 〔168〕小豆島町立図書館所蔵「小豆島風土記」
- 〔169〕前掲註〔161〕
- 〔170〕「土民仕置覚」(高柳眞三・石井良助編『御觸書寛保集成』 岩波書店 一九七六第三版)
- 〔171〕東光博英訳「一五八〇年度の日本年報」(松田毅一監訳「一六・七世紀イエズス会日本報告集」第三期第5巻 同朋舎出版  
一九九二) 一三三九頁
- 〔172〕大村領内では長崎と同様の「至聖の秘蹟」「お告げの聖母」「慈悲の兄弟会」などが組織。岡村多希子訳「一六〇三、〇四年の日本の諸事」(松田毅一監訳「一六・七世紀イエズス会日本報告集」第一期第4巻 同朋舎出版 一九八八 一八三頁)
- 〔173〕正保二年(一六四六)波佐見村(東彼杵郡波佐見町)の「おかこ」一件では自身の「きりしたん心」を藩役人に吐露。藤野 保・清

- 水紘一編『大村見聞集』(高科書店 一九九四) 一八三頁
- 藤野 保編『大村郷村記』第二卷(国書刊行会 一九八二) 二頁
- 175 高室一彦『郡崩』—明暦年間肥前国大村領に於ける切支丹崩(私家版 一九三〇)。郡崩れは高室一彦『郡崩』の概略 明暦年間大村領、主として郡村に於ける切支丹崩れ(長崎史談会編『長崎談叢』第式輯 長崎史談会 一九二八)に登場。以降、キリシタン宗団の大量露頭と刑死の事例について、濃尾崩れ、豊後崩れなど、歴史用語として使用された。キリシタン露頭多数の事件を「崩」とする用語は、寛政年間に使用例がある(第二章第四節第一項)。
- 176 森永種夫・越中哲也校著『寛宝日記と犯科帳』(長崎文献社 一九七七) 九二頁
- 177 鶴田倉造編『原史料で綴る天草島原の乱』(本渡市 一九九四) 一一頁。終末思想、海老沢有道『キリシタンの弾圧と抵抗』(雄山閣出版 一九八一) 一九四頁ほか
- 178 高柳光寿・岡山泰四・齋木一馬編『新訂 寛政重修諸家譜』第十三(統群書類従完成会 一九六五) 二〇五頁。キリシタン与力を内藤信広に推挙した徒頭岡田淡路守重治は、死一等を免じられ改易。保科正之預け(高柳光寿・岡山泰四・齋木一馬編『新訂 寛政重修諸家譜』第四 統群書類従完成会 一九六四 二二七頁)。
- 179 大村弥五左衛門は、釈明にあたり「伴天連共色々之武略を廻し、丹後守え毒を与へ申候」と証言した(藤野 保『清水紘一編』『大村見聞集』高科書店 一九九四 六三七頁)。喜前は元和元年致仕、翌二年八月八日死去(四八歳)しているが、晩年の異変については日本側史料で知られていない。但し、大村喜前の後継者純頼(二八歳)、純信(三三歳)が短命で、有馬家から入嗣した「純忠」喜前系が絶えたことから、大村家中に「毒殺」説が生じた可能性がある。なお純長時代「私領内切支丹致禁止覚」を作成し、「毒殺」一件を公儀に提出している(『大村見聞集』七〇一頁)。
- 180 因幡守純長が譜代旗本の伊丹家から入り、一代限り乍ら「御譜代並」(御譜代之子、他門之養子二成、其跡ヲ雖継実父之以統々)と看做された背景がある(「敵命式」—神宮寺廳編『古事類苑』官位部三 吉川弘文館 一九七八 一六七四頁)。
- 181 パチエコ・ディエゴ「外国文献による大村の牢屋について」(大村史談会編『大村史談』第三号 大村史談会 一九六七)。ディエゴ・パチエコ著、佐久間正訳『鈴田の囚人』(長崎文献社 一九六七) 二二頁
- 182 国立公文書館所蔵 内閣文庫(架蔵番号)三二〇—三三一 「幕府日記」三 明暦三年
- 183 伊丹勝長(二万石)の長女が大村純信室、四男純長が大村家に入嗣。勝長、慶安三年勘定奉行、佐渡国支配を兼務(高柳光寿・岡山泰四・齋木一馬編『新訂 寛政重修諸家譜』第五 統群書類従完成会 一九六四 二二二頁)。
- 184 本文(史料)が決定された背景として、家光時代から宗門改を専務した大目付井上政重に対する幕閣内部の責任追及があらう。

政重は同上の三日後「老免」を名目として解任されている。なお寛文四〜七年間で、尾張藩は一〇〇〇人余を処刑。

公益財団法人 松浦史料博物館所蔵「御家世伝草稿 御奉書控」

佐賀県立図書館編『佐賀県近世史料』第一編第三卷（佐賀県立図書館 一九九五）二二八頁

公益財団法人 松浦史料博物館所蔵 楽蔵堂文庫（旧平戸藩主松浦伯爵家蔵書）①「囚人請取帳」、②「明暦三年大村より参候囚人覚 ひかへ」

志田 一夫「青銅マリヤ像（県文化財）の由来」

大村史談会編『大村史話』上巻 大村史談会 一九七四 二八四頁

黒板勝美・国史大系編修会編『徳川實紀』第四篇（吉川弘文館 一九六五）二七六頁

「見聞集」四十（藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』 高科書店 一九九四）、前掲註〔187〕②

高室一彦「関係部落一覽」（高室一彦・郡崩）「明暦年間肥前国大村領に於ける切支丹崩 私家版 一九三〇 六二頁」参照、牢舎・赦免分は除いた。

穴吊しは中国古代の刑罰で「倒懸（二）孟子（公孫丑上）」とされる。高祖敏明「解説 イタリア語版日本の殉教者二〇人の記録

1632年9月〜1633年10月の殉教者リスト」（雄松堂出版 二〇〇八）二五頁

藤野 保「新訂 幕藩体制史の研究」（吉川弘文館 一九八三新訂版二刷）四二頁

大村市立史料館所蔵 彦右衛門文書（架蔵番号）二二二―二三三「長墓改寛」

宮崎五十騎・小林盛次「大村彦右衛門文書 キリシタン関係その一」（大村史談会編『大村史話』第三号 大村史談会 一九六七）

田辺茂啓編、丹羽漢吉・森永種夫校訂「長崎実録大成正編」（長崎文献社 一九七二）一九二頁

東京国立博物館編『東京国立博物館図版目録』キリシタン関係遺品篇（大塚巧藝社 二〇〇二）二六頁。「踏絵 式拾枚之内」と表記する箱蓋が残されているが、うち一枚が失われ一九枚現蔵。

宮崎五十騎「西海村大串にて発見された大村藩宗門改帳の断簡」（大村史談会編『大村史話』第四号 大村史談会 一九六八）

大村市立史料館所蔵 大村家史料（架蔵番号）二二二―二二三「宗門帳調製二関入ル諸法規」。宗門奉行は人別帳を基礎とする関連の役務を課された。幕府に提出する一紙証文の作成などに関係したほか、藩人口の調査、潰童再興問題（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）、分地制限から分戸制限の問題などに関与（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）。

大村市立史料館所蔵 大村家史料（架蔵番号）二二二―二二三「宗門帳調製二関入ル諸法規」。宗門奉行は人別帳を基礎とする関連の役務を課された。幕府に提出する一紙証文の作成などに関係したほか、藩人口の調査、潰童再興問題（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）、分地制限から分戸制限の問題などに関与（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）。

大村市立史料館所蔵 大村家史料（架蔵番号）二二二―二二三「宗門帳調製二関入ル諸法規」。宗門奉行は人別帳を基礎とする関連の役務を課された。幕府に提出する一紙証文の作成などに関係したほか、藩人口の調査、潰童再興問題（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）、分地制限から分戸制限の問題などに関与（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）。

大村市立史料館所蔵 大村家史料（架蔵番号）二二二―二二三「宗門帳調製二関入ル諸法規」。宗門奉行は人別帳を基礎とする関連の役務を課された。幕府に提出する一紙証文の作成などに関係したほか、藩人口の調査、潰童再興問題（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）、分地制限から分戸制限の問題などに関与（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）。

大村市立史料館所蔵 大村家史料（架蔵番号）二二二―二二三「宗門帳調製二関入ル諸法規」。宗門奉行は人別帳を基礎とする関連の役務を課された。幕府に提出する一紙証文の作成などに関係したほか、藩人口の調査、潰童再興問題（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）、分地制限から分戸制限の問題などに関与（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）。

大村市立史料館所蔵 大村家史料（架蔵番号）二二二―二二三「宗門帳調製二関入ル諸法規」。宗門奉行は人別帳を基礎とする関連の役務を課された。幕府に提出する一紙証文の作成などに関係したほか、藩人口の調査、潰童再興問題（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）、分地制限から分戸制限の問題などに関与（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）。

大村市立史料館所蔵 大村家史料（架蔵番号）二二二―二二三「宗門帳調製二関入ル諸法規」。宗門奉行は人別帳を基礎とする関連の役務を課された。幕府に提出する一紙証文の作成などに関係したほか、藩人口の調査、潰童再興問題（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）、分地制限から分戸制限の問題などに関与（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）。

大村市立史料館所蔵 大村家史料（架蔵番号）二二二―二二三「宗門帳調製二関入ル諸法規」。宗門奉行は人別帳を基礎とする関連の役務を課された。幕府に提出する一紙証文の作成などに関係したほか、藩人口の調査、潰童再興問題（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）、分地制限から分戸制限の問題などに関与（大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 一九五頁）。

- 喜々津健寿「古文書二題 踏絵と用山材木下」〔大村史談会編「大村史談」第二十六号 大村史談会 一九八四〕。一通は、子々川村の惣太夫が踏絵当日の日並村への他出を伝え、「乍御六ヶ鋪於彼地御改被仰付可被下候」とする願書を宗門御手合衆中に提出。
- 大村史談会編『九葉実録』第四冊(大村史談会 一九九六) 八六、九六、一四六、二〇八、二五九頁
- 安政五年六月十九日江戸で調印された日本国米利堅合衆国修好通商条約第8条の未文で「日本長崎役所に於て踏絵の仕来は既に廃せり」と約定された(外務省編『日本外交年表並主要文書』上(明治百年史叢書 第一巻) 原書房復刻 一九七二 本文一九頁)。
- 長崎奉行所では嘉永六年「板之踏絵吉枚 八箱之内」と上書きした蠟塗の箱を作製しているが、同箱に入っていたと見られる板踏絵は板に銅牌を嵌め込んだものである(東京国立博物館編『東京国立博物館図版目録』キリシタン関係遺品篇 大塚巧藝社 二〇〇一 二六頁)。大村藩の板踏絵は木製となろう。
- 海老沢有道「南蛮誓詞・踏絵の下限(海老沢有道)維新変革期とキリスト教」 新生社 一九六八 一一九頁)
- 田辺茂啓編、丹羽漢吉・森永種夫校訂「長崎実録大成正編」(長崎文献社 一九七二)、小原克紹編、丹羽漢吉・森永種夫校訂「続長崎実録大成」(長崎文献社 一九七四)。岩生成「近世日支貿易に関する数量的考察」(東京大学文学部内 史学会編「史学雑誌」第62編第11号 山川出版社 一九五三)所収。金井俊行「増補長崎寄史年表」(長崎市役所編「長崎叢書」下(明治百年史叢書 第一六二巻) 原書房 一九七三 二九八頁)。来航船のうち、番外船・飛船・迎船、無牌船(信牌所持船)、二艘込船(二艘分の貨物積載船)など来航船数に集計。
- 正徳新例の一部原本、長崎歴史文化博物館蔵。清水紘一・木崎弘美・柳田光弘・氏家 毅編『近世長崎法制史料集1』(天正八年)享保元年(岩田書院史料叢刊8)(岩田書院 二〇一四) 四一七頁
- 林 復斎(題)他編「通航一覽」第八(国書刊行会 一九三三) 四七二頁
- 高柳眞三・石井良助編「御触書寛保集成」(岩波書店 一九七六)所収五号
- 川添昭二校訂「新訂 黒田家譜」第三巻(文献出版 一九八二) 三八二頁、清水紘一「近世日本の鎖国令覚書」(南島史学会編「南島史学」第七七・七八合併号 南島史学会 二〇一三)
- 国立公文書館所蔵 内閣文庫(架蔵番号)一六三二一九二「寛永録」
- 村上直次郎訳「長崎オランダ商館の日記」第一輯(岩波書店 一九八〇第二刷) 三二六、三三二、三三六、三九九頁
- 林 春勝・林 信篤編、浦 廉一解説「華夷變態」上冊(東洋文庫叢刊)(東洋文庫 一九五八) 五頁
- 田辺茂啓編、丹羽漢吉・森永種夫校訂「長崎実録大成正編」(長崎文献社 一九七三) 一八五頁。林友官は禁制品の刀剣輸出

の廉で一旦死罪とされていたという。

- 〔214〕大村史談会編『九葉実録』第一冊(大村史談会 一九九四) 六一頁
- 〔215〕長崎歴史文化博物館収蔵(オリジナル番号)一七―二「抜荷筋二付御触書并御仕置御下知書巻」。森永種夫編『犯科帳』第一巻(寛文六年〜寛保二年)(犯科帳刊行会 一九五八) 二頁
- 〔216〕万治三年(一六六〇)西彼杵半島の沿海諸村を巡見した楠本十郎左衛門は、面高浦(西海市西海町面高郷)に摂津・播磨・四国・肥後・肥前・筑前・薩摩・唐津など諸国の船が大小二五艘ほど船掛りしていることを報告している(藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』高科書店 一九九四 六八四頁)。
- 〔217〕佐久間達夫校訂『伊能忠敬測量日記』第五卷(大空社 一九九八) 四二〇頁。なお、幕末の安政六年(一八五九)「長崎港会所付置」に記事がある(東京大学史料編纂所編『大日本古文書 幕末外国関係文書之二十五』東京大学出版会 一九七三 三二頁)。
- 〔218〕菱谷武平「大村藩大浦番所の始末について」(大村史談会編『大村史談』第六号 大村史談会 一九七二)
- 〔219〕詳訳本は、饒田諭義編述、打橋竹雲図画、丹羽漢吉訳著『長崎名勝図絵』(長崎文献社 一九七四) 二二四頁参照。
- 〔220〕細川護貞監修『綿考輯録』第七巻(出水叢書)(出水神社 一九九二) 三七二頁。船橋の位置、同書口絵では「高崎」(神崎)―「黒田筑前番所戸町」間に架橋
- 〔221〕「寛文十三年丑五月廿五日多げれす入津萬寛書」(長崎市編『長崎市史』通交貿易編西洋諸国部 清文堂出版 一九八一復刻 付録・二二五頁)
- 〔222〕林 復齋(應)他編『通航一覽』第六(国書刊行会 一九三三) 三五五頁
- 〔223〕国立公文書館所蔵 内閣文庫(架蔵番号)一八一―一三三「長崎御役所留」
- 〔224〕大村史談会編『九葉実録』第一冊(大村史談会 一九九四) 二八頁
- 〔225〕大村市立史料館所蔵 大村家史料(架蔵番号)二〇五―一三三「寛永九年申より慶安二年丑七月迄十八年分 異国船就渡海浦番船番并塩焼河囚人請取渡籠番人数帳」
- 〔226〕長崎「大切」の認識は、長崎支配の職制面からも確認される。長崎奉行は寛永十年以来「員制であつたが、元禄十二年には四名に増員したほか、殿中席次を京都町奉行・大坂町奉行の上席としている(「長崎御役所留」四)。前例踏襲を基本とする幕府の官制からいえば、極めて珍しい改定となる。
- 〔227〕「秘録 長崎異変心得書」は、故 稲田 淳(福岡市)所蔵本の複製。大村市立史料館所蔵 史料館史料(架蔵番号)二〇一―八八「秘録 長崎異変心得書」(複写)。中村 健解題、古書に親しむ会編『秘録 長崎異変心得書』(私家版 二〇一〇 稿本)。

以下、本文中で「秘録」。

228 中村 健「秘録 長崎異変心得書」―藩政の実像を知り機敏に触れる―(大村史談会編『大村史談』第六十一号 大村史談会

二〇一〇)

229 林 純夫「大村藩にみる長崎異変警備」(大村史談会編『大村史談』第五十三号 大村史談会 二〇〇二)

230 田辺茂啓編、丹羽漢吉・森永種夫校訂『長崎実録大成正編』(長崎文献社 一九七三) 三四頁

231 木村直樹「長崎開役以前」(木村直樹『幕藩制国家と東アジア世界』吉川弘文館 二〇〇九 一七二頁)

232 長崎で諸役を担当した大村藩には、不満感が残されたことであろう。

233 文化元年(一八〇四)レザノフが来航し、乗船修理と乗員休養のため、幕府領梅ヶ崎に上陸した際、大村藩は大浦に陣屋など

二〜三棟を急造(松浦東溪著、森永種夫校訂『長崎古今集覧』下巻 長崎文献社 一九七六 二四六頁)。

234 七口番所の絵図史料として、「長崎異変七口番所図解」(長崎大学附属図書館経済学部分館所蔵 武藤文庫)が残されている。原

田博「長崎の街道」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第二巻近世編 長崎市 二〇二二 三四九頁)。

235 大岡清相編、中田易直・中村 質校訂『崎陽群談』(日本史料選書)近藤出版社 一九七四 八七頁

#### 参考文献

「嶋原一揆松倉記」(国書刊行会編『續々群書類従』第四「史傳部」 続群書類従完成会 一九八五)

半田隆夫編・秋吉和夫校訂『九州の歴史と風土』第一輯(歴史文化出版会 一九九〇)

## 第四節 地域の人々とくらし

中世からの居付大名・大村氏が支配し、キリシタン教会に寄進されのちに異国交渉の場ともなる旧領長崎を囲む大村藩の地域社会を特色付けるものは、キリシタンの存在とその禁令化、武士身分に属する給人の在郷制、山がちな地形でかつ大村湾(内海)と外海という海も包括する自然環境、の三点をあげることができ、これらは相互に関連しながら、地域の人々のくらし全般に大きく関わった。

## ◆ 役人と村社会

### ■ 一・キリシタン禁制と役人組織

#### 一・在方支配役人

寛文四年（一六六四）七月、大村藩は郡代を設置し、庄屋・間人（間とも呼称）・百姓や在方（村方）で耕作を行う給人に対し、郡代・代官の指示に従うよう、給人・横目・庄屋宛に指示した①。この同じ年の十月、絹・紬・布・木綿の織り出しの長さと同幅に関する公儀触（幕府法令）が出された際、その内容を各村の横目・庄屋・別当・問宛にそれを伝えていた（『見聞集』三十二・『大村見聞集』五一―八頁）。更にこれより、少し下る貞享二年（一六八五）六月、百姓層へ出された「御書付」には、百姓が代官・庄屋及び五人組の組頭の管轄下にあり、とりわけ代官・庄屋が「非分」すなわち不当な支配を行えば、村横目へ届け出るとした②。このような諸規定などにより、次のような江戸時代前期の在方役人の関係が分かる。郡代及び代官の管轄のもとに、百姓は相互監視の関係にある五人組を構成し、村は庄屋、町は別当、浦は問という役人が取り仕切る。その在方支配が十分に機能しているのか監視する役割を各村（町・浦を含む）単位に置かれた横目（村横目・町横目）が行う。なお小左司・小頭という役人もいた。松原村では前者が二名、後者が四名、更に小左司の見習もいて村から合力米などが支給されており③、庄屋を補助する役目を担う。

藩側にとつてはいずれも重要な役人であったが、なかでも、庄屋（はじめは肝煎）や問（弁指〔弁差〕という浦もある）など、日常直接的に百姓層と関わる役人及び彼らの不正に目を光らせる横目が重要であった。百姓層が就く庄屋・問及び士分（武士身分）が任を負う横目など、在方役人層は、大村藩にとり喫緊の課題であったキリシタン禁制の動向を背景に形成されてきたと考えられるからである④。

#### 二・庄屋と横目

元和九年（一六三三）六月、大村藩は領内の肝煎（後の庄屋）と各浦の問宛てに、「きりしたん出家」（パテレンやパー



ドレ)はいうまでもなく「ぞく(俗)人」(非宗教者)であって、キリシタンに勧誘する者は拘束し、キリシタンがい  
たら藩へ届け出、それと分かりながら通報しなかった者も同罪として、肝煎と問に誓約させた(『見聞集』十二「私領・  
公領二よらすきもいりニ可申渡事」・『大村見聞集』一四九頁)。寛永期(一六二四〜四四)に入ると、キリシタン  
とともにそもそも村居住ではない座頭警女(男女の盲人旅芸人)・慈悲請(勸進者)・乞丐(病気などで物もらい生活  
をする人)なども排除の対象とされ、肝煎・問・弁指宛てに通達された⑤。キリシタンと遊芸的な人々は同じで  
はないが、村人の生活を脅かし、ひいては領主支配に不利益をもたらす恐れを藩側は抱いたのであり、彼らに関す  
る通報・拘束・排除について、領民百姓層でもあった肝煎(庄屋)・問・弁指を通じなされたのである。キリシタ  
ン一揆と幕藩領主が捉えた島原の乱が鎮圧された翌寛永十六年(一六三九)、「きりしたん御改」について「村中之者  
一人も不相残承届」という内容で、各村・浦単位に、庄屋・浦庄屋・問・弁指から誓詞が出されている⑥。

横目は在方支配の広範な監視役を果たす存在だったが、庄屋(肝煎)・問などと同様、キリシタン禁制に重要な  
役割を果たした。むしろ、武士層が就く横目は、「惣而村横目之儀、元来宗門事為吟味、公儀江被相違被仰付置候、  
依之横目勤方宗門方第一二候」⑦と、対キリシタン対策として行われた人々の宗門吟味(檀家寺院の改め)のため  
に設置された役人であった。したがって横目(村横目・町横目)は大目付と宗門寺社奉行の両方の配下にあった⑧。  
明暦三年(一六五七)、大村藩では、郡村を中心にキリシタン六〇〇名ほどが発覚するという大規模な騒動が起こっ  
た(郡崩れ)。翌万治元年八月、家老から各村横目宛てに「切支丹之心少も御座候者」の摘発を、厳しく命じた⑨。  
また五人組の者がキリシタン宗門改吟味の中核に据えられ、「切支丹之心」の者が一人でも組以外の者による通報で  
見い出されたら、組中の五人とも同罪とされた。そして宗派は問わず寺手形の奉行所差し出しを命じ、寺請の方針  
が明確化された⑩。

とりわけ、横目には「切支丹之心」の用捨・摘発が期待され、翌万治二年五月、藩主・純長自ら、不審なことは  
庄屋・横目まで届け出、横目は月に三度の宗門改めを指示した⑪。「寛文以来村横目江御達書」という集成史料の

なかに、「酉年」に「村々横目」へ宛てられたもので<sup>12</sup>、

一、先年夕俗人祈祷・ましない致候儀御法度被 仰出候趣相背候者無之哉、弥致吟味他懸り之村ニも無油断心を付可申事

とされる。俗人による祈祷・呪いは「宗門」の秩序を乱す異端的な存在ゆえキリシタンと同質、という見方があるだろう。横目や庄屋宛と考えられる延宝五年(一六七七)二月の「覚」でも、「日本の出家」(僧)であつても変わった「すすめ」(宗教的な勧誘)をする者、ことに旅人・山伏またはまじまない(呪い)などをする者が来た場合は、一宿も貸してはならないとされるのも、同じような考え方が見て取れよう<sup>13</sup>。

次は横目宛の心得(寛文期以降)の一部である<sup>14</sup>。

一、仏事・祭礼・祝言之時心を付可申事

一、寺社墓所ニ諸人參詣之時心を付可申事

一、宗門之一類、老人男女ニ心を付可申事

他所からの来訪者とともに生活のなかでのいわば(民の心)のあり方の検分を、横目は心掛けよとされるのである。領主側はキリシタン問題を背景に根深い懐疑を領民へ向けており、その見極めの先兵を横目が担う。

本来は、幕府の鎖国政策に応じ、外海沖の蘭船・唐船の監視、海上での密貿易の探索、漂着船救助など、沿岸警備の任に当たった番所も在方支配の機能を担うことになった。正徳三年(一七一三)に大村藩が出した「外目小御番所之御壁書」には(見聞集)十五・『大村見聞集』二八五(六頁)、小番所の役務が記される。船に関する監視や諸規定があるのは当然としても、「火の用心」や「宗門」、更に「所之者公事・出入」などの解決も小番所の仕事とされている。鎖国体制を維持するための沿岸警備が主務だが、これに関わるキリシタン取り締まり、つまり宗門改を役務の一つとすることが、在地支配の番所という性格を強めさせたのであろう。やがて、平島・崎戸など二四カ所は「島方横目番所」、宮ノ浦・波佐見両所など一五カ所が、「地方横目番所」とされ(見聞集)五十二・『大村見聞集』

八六七（八頁）、本来は沿岸警備を主目的に設置された外海小番所が、他の在方支配の番所と同じ機能を持つものとみなされ、在方支配の要である横目が置かれることになった。

キリシタン禁制を背景に、大村藩在方役人組織は形成される特質を持ったのである。

## ■二 村の編成と住民

### 一 四八カ村の編成

戦国期に至るまで根強い勢力を持っていた在地領主を傘下に置き、権力基盤を強めた大村純忠の時代に、江戸時代の大村藩領にはほぼ重なる大村湾を取り巻くような所領が形成され、これを豊臣政権と徳川政権が相次いで安堵、大村藩成立に至った。もともと、豊臣政権が天正十六年（一五八八）没収していた長崎は再び大村領に組み入れられることはなかったが、慶長十年（一六〇五）、長崎新町（外町）が幕領化した際に、長崎と同時に没収されていた浦上・家野などが返還され、村数四八カ村が定まった。すなわち、城下を含む東彼杵の地方地区・一一カ村、大村湾南部で西彼杵半島の基底部の向地地区・一一カ村、西彼杵半島東側の内海地区・八カ村、西彼杵半島西側と点にする五つの島からなる外海地区・一八カ村である。なお、古来から大村領は四八カ村とされたというが、実際にはこのうちの四カ村は有馬領、龍造寺領、平戸（松浦）領、公領となり、漸次、大村領ではなくなったために、江戸時代の四八カ村とは相違する。

つまり、残り三四カ村から小村一四を新たに設定して旧制に復し、大村領四八カ村と称したという。一四カ村とは、浦上村のうち、木場村・北村・家野村・西村・畝<sup>あせかり</sup>平村・黒<sup>なめし</sup>崎村・滑石村、長与村のうち幸田村、伊木力村のうち佐瀬村、これらの九カ村に、松島・嘉喜浦・江島・平島・大島の五島を加えた、一四カ村である（『大村郷村記』第六卷 四二二頁）。その構成は表1-17「元和3年の各村高」とおりである。なお、江戸時代を通じて、村数は増加し、公式には四八カ村だが、実際には六八カ村となった（表1-18）。なお幕末の安政四年（一八五七）に、向地の戸町村が幕領として収公されたため、代地の古賀村が、藩領に組み入れられた。

## 二、住民構成

大村藩領の住民構成を示したのが、表1-18「地域社会の構成者」である。本表は近世前期から編纂が繰り返され、幕末期に完成した藩の領内調査書「郷村記」(『大村郷村記』として翻刻)により作成した。おおむね幕末(安政期)の状況と考えて良いようである。本史料は、藩側の立場で身分制に基づき記載されるが、これを可能な限り、生業実態の解明の観点から作表した。玖島城下町は、「郷村記」での区分上では大村(久原・池田)に入り、数値は内数だが参考に掲げた。ただし、小路所在の家臣(士分)の竈(世帯)は含まれず、城下町(片町・本町・田町・水主町)所在の竈数である。

「郷村記」は蔵入地を軸に領内把握を目指したものである。私領(知行地・家臣拝領地)は私領百姓などの表現もあるので百姓とした。しかし、私領には百姓のみならず、町人・商人や職人、浦人などを含むと考えられる。江島

表1-17 元和3年の各村高

地区名	村名	村高	地区名	村名	村高	
地方	大村	3,144.71700	内海	長浦村	346.40000	
	郡村	4,062.57330		形上村	108.93332	
	萱瀬村	316.96000		大串村	577.70000	
	鈴田村	1,060.28330		八木原村	136.91330	
	三浦村	854.92660		川内浦村	241.88660	
	江串村	396.87000		横瀬浦村	95.63333	
	千申村	720.21000		面高村	43.38550	
	彼杵村	2,238.15540		天久保村	163.10000	
	川棚村	1,526.04000		大田和村	153.96666	
	波佐見村	2,484.58500		中浦村	90.66666	
	宮村	744.90330		多以良村	218.51533	
	向地	伊木力村		230.67900	瀬戸村	180.72574
		佐瀬村		139.79000	雪浦村	106.49490
		長与村		1,229.01412	神浦村	249.84897
高田村		467.90350	黒崎村	123.41400		
時津村		1,348.40382	三重村	317.69053		
滑石村		370.48751	陌苺村	135.24336		
浦上西村		287.82200	式見村	300.00000		
浦上北村		592.82300	福田村	502.46926		
浦上家野村		300.62400	大島村	19.95116		
浦上古場村		428.71800	嘉喜浦村	18.38000		
内海	戸町村	379.86693	松島村	51.64940		
	日並村	111.43330	江島村	66.52000		
	西海村	273.93330	平島村	12.66666		
			計	48カ村	27,973.87700	

【註】「大村家記」巻2による。藤野 保「大村藩」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』藩政編 長崎県 吉川弘文館 1973年 47頁)第5表から転載。

村の場合、小給・社人・村医以外は私領とされるが、一〇四艘の船が村に存在し(『大村郷村記』第六卷 三七七頁)、私領(百姓)構成者のほとんどが浦百姓だろう。また、形上村は蔵百姓五軒、浦百姓三軒だが、糶屋二軒・鍛冶屋一軒・染屋一軒・揚酒屋二軒・塩問屋一軒などがあつたことが運上銀納の記述から分かり、これらは、私領一七七軒のうちに含まれよう(『大村郷村記』第四卷 三八六頁)。しかし「私領」層の内実を精査し得るデータ記載が「郷村記」にはなく、便宜的に私領は知行地居住の百姓(村百姓)として作表した。なお、寺内は寺内百姓の表現があり百姓(寺抱の百姓)とする。

私領(百姓)が多様な生業を営む階層からなつていたという問題は本百姓にもいえる。本百姓は私領(百姓)分を含まない蔵百姓と同義で記され、浦百姓は別記されるのが「郷村記」記載の基本である。しかし神浦村写真1-29のように本百姓の内訳を村百姓と浦百姓とする場合もある。したがって、本百姓・蔵百姓とある場合は村百姓とした。もともと、百姓(本百姓・蔵百姓)といつても生業は多様で、浦百姓と区別される場合でも、実際には、商業・漁業に関わる者もいたようだ。例えば竹松村のように、竈(世帯、軒)として商人・町人の記載がなくとも、運上を課される商人・職人がいる場合がある(『大村郷村記』第二卷 三三二～三三三頁)。

一方、百姓でも、主たる生業を基本に、釜百姓(塩焼百姓、塩浜百姓)・浜田百姓や皿山百姓(釜司)は職人、前記の浦百姓も本百姓とは区別した。主に塩田経営に浜子として従事する釜百姓・浜田百姓を、藩側は「百姓」と捉えており、浦百姓とみることできるが、ここでは生業活動(製塩に必要な特殊な技能・技術を伴う)を重視した。また、川棚村小串には瓶類を釜焼きする瓶山があり、「諸雑用細工人」が、藩側からは「釜百姓」と捉えられているが、これも職人と考える(『大村郷村記』第三卷 二〇七、二二二頁)。上波佐見村では、皿山を構成する釜司(百姓)が



写真1-29 長崎市神浦江川町(旧神浦村)

商人・職人層			医者・宗教者			その他		電 当 人 数	一 電 当 人 数			
町人・商人	町間人	扶持職人	職人	職人間人	医者	問医	宗教者			浮羅	他	
582		100			2		11	28		2569	9478	3.7
579		31					4	1		671	2199	3.3
					1	1	11	6		705	2528	3.6
					1		7			667	2421	3.6
2			1		1	1	6			410	1505	3.7
		6					2	1	3	508	1867	3.7
		5	1		1		1	1		532	2242	4.2
		2			1		2			398	1621	4.1
		7			1		2			349	1347	3.9
127		12	1	5	1		2	1	1	609	2412	4.3
267		9					1	2	2	1035	4662	4.5
51		9	31				3	1		1203	5585	4.6
1		3	62		2					1161	5531	4.8
1		4	24		2					659	3099	4.7
		3	5				2	1		519	2556	4.9
								1		219	949	4.3
								1		110	519	4.7
2		5	35		2			3		947	4544	4.8
										90	451	5.0
		10	104		4			1		852	4347	5.1
										140	608	4.3
								1		74	322	4.4
									1	161	786	4.9
		1								48	226	4.7
		1								227	1066	4.7
										146	803	5.5
					1					159	873	5.5
		1						1		115	608	5.3
										120	669	5.6
					1			1		192	1038	5.4
										91	466	5.1
					1					189	1066	5.6
										136	764	5.6
										47	245	5.2
		1			1					324	1344	4.1
		2			1			1		359	1678	4.7
					2					135	733	5.4
								1		117	667	5.7
										85	467	5.5
										60	327	5.5
		2			1					116	559	4.8
								1		150	747	5.0
			1					2		321	1459	4.5
										115	544	4.7
										73	327	4.5
					1			2		305	1456	4.8
		1			1					151	721	4.8
										80	413	5.2
										85	397	4.7
										224	1191	5.3
					1					223	1018	4.6
					1					228	1210	5.3
8					1					201	1019	5.1
1	9	1			1	3	1	1		679	3931	5.8
		4						1		471	2339	5.0
		7			1					1081	5460	5.1
										257	1457	5.7
		2			1	2	1			629	3430	5.5
						1				280	1564	5.6
					1	1	1			778	4616	5.9
1		1			1			1		536	3026	5.6
										193	1007	5.2
								1		153	933	6.1
			1			1				138	704	5.1
					1					121	585	4.8
					2			1		397	2007	5.1
					1			1		168	757	4.5
3					1			1		170	667	3.9

表1-18 地域社会の構成員

		武士層					百姓層			
		侍	給人	足輕・扶持人・家来	間人	小計 (%)	村百姓	村間百姓	浦百姓	浦間百姓
地方	大原・池田	375	194	301	27	867 (33.7)	725	54	147	17
	城内・城下		13	7	8	28 (4.1)	12		15	
	竹徳松		54	47	21	122 (17.3)	289	283	1	
	菅原		58	53	16	127 (19.0)	300	223		
	菅原		25	12	2	39 (9.5)	194	97	69	
	菅原		52	25	7	84 (16.5)	176	130		
	三浦		87	203	16	306 (57.5)	151	66		
	三浦		26	11	10	47 (11.8)	222	87	39	
	三浦		40	109	6	155 (44.4)	117	51	21	
	三浦		31	35	4	70 (11.4)	217	123	50	
	三浦		58	10	13	81 (7.8)	709		56	
	三浦		75	32	83	190 (15.7)	449	138	331	
	三浦		51	37	67	155 (13.3)	406	532		
	三浦		49	37	39	125 (18.9)	309	193		
三浦		68	14	31	113 (21.7)	272	81	46		
向地	伊木		2		1	3 (1.3)	162	36	17	
	佐瀬		1			1 (0.9)	109			
	長与		22	3	5	30 (3.1)	202	616	52	
	幸田					0 (0.0)	90			
	時津		27	7	7	41 (4.8)	299	272	121	
	滑石					0 (0.0)	140			
	浦上		5	6	3	14 (18.9)	45	14		
	浦上		5	1	1	7 (4.3)	120	32		
	浦上		2			2 (4.1)	38	8		
	浦上		2	1		3 (1.3)	152	71		
内海	日並		2	2	1	5 (3.4)	138	1		
	西海		11		1	12 (7.5)	146			
	村松		17	1	6	24 (20.8)	74		15	
	子々			4		4 (3.3)	116			
	長浦			1	1	2 (1.0)	162		26	
	戸根		2			2 (2.1)	89			
	形上		2	1		3 (1.5)	182		3	
	尾上		1			1 (0.7)	125		7	3
	小口		2			2 (4.2)	2		16	27
	三町		14	1	1	16 (4.9)	174	93	37	
	下岳		21		11	32 (8.9)	241	77	5	
	亀浦		6		1	7 (5.1)	48	36	16	26
	中山				1	1 (0.8)	51	64		
	宮浦		3		1	4 (4.7)	52	10	1	18
	白似		3			3 (5.0)	57			
	八木		1			1 (0.8)	110		4	
	小迎		14			14 (9.3)	111	18	3	1
	川内		8		7	15 (4.6)	148	155		
外海	伊ノ浦		4			4 (3.4)			56	55
	島下		4		1	5 (6.8)	1	3	64	
	横瀬	1	4	1	2	8 (2.6)	117	174	3	
	面高		9	21	4	34 (22.5)	7	3	88	17
	天久保					0 (0.0)	80			
	黒口					0 (0.0)	85			
	大田		1			1 (0.4)	223			
	中浦					0 (0.0)	222			
	多以		1			1 (0.4)	224	2		
	七釜		5		1	6 (2.9)	50		45	91
	瀬戸		20	13	5	38 (5.5)	92	365	168	
	雪浦		17			17 (3.6)	264	160	25	
	雪神		10	15	2	27 (2.4)	406	282	140	218
	黒崎		3	7		10 (3.8)	221	26		
三重		16	10	3	29 (4.6)	379	38	177		
三陸		5	2	1	8 (2.8)	164		107		
式見		13	34	3	50 (6.4)	328	3	394		
徳田		7	82	31	120 (22.3)	281		127		
大黒		2		1	3 (1.5)	190				
黒瀬		2	3	2	7 (4.5)	145				
喜浦		4	10	2	16 (11.5)	1		119		
喜浦			10	2	12 (9.9)	3		105		
松島		15	14	8	37 (9.3)	147	63	147		
江島		2			2 (1.1)	164				
平島	1	3	5	2	11 (6.4)	21	3	130		

いるが、下波佐見村と違い「皿山百姓」という把握ではない。しかし実態は皿山百姓と思われ、皿山百姓とともに職人欄に加えた。なお、これらの階層も農作事に、半農半漁、半農半工として従事していたろう。

浦に関わる者としては浦百姓が中心だが、浦人が並立される場合(面高村、『大村郷村記』第五卷 二九四頁)、水夫も含め浦人と一括して、百姓層に組み入れ作表した。浦人は漁業専業者や水上交通者などと考えられる。水夫は藩の御用を務めるが、家臣ではなく、生業は浦百姓・浦人などと同じく、水上交通や漁業なども行い、「郷村記」では百姓層(浦百姓)として把握されるのが一般的である(例えば長与浦)。いずれにしても浦百姓は、水に関わって生業を営む階層として作表した。

問人は「士農工之三民之者共、無給・無名地ニ而、竈持伝罷在候者共、都オスベテ而問人と従古来唱申候、依人士問人・職人・家問人・百姓問人と相分居候」(『見聞集』五十七・『大村見聞集』九六八頁)とされ、「郷村記」では、給人問・問小給・奉公問人また問百姓などと呼ぶ。前者は扶持人層に隣接記載で名称からも士分(武士)関係の問人、後者は百姓関係の問人と捉える。

拝領禄高(無高も含め)記載があり記載順序からも家臣団に組み入れられていた職人層(鍛冶・大工・石工など)は扶持人(武士層)だが、ここでは実質的な生業を重視し、扶持職人として扶持を得ない職人層とともに一括し作表した(竹松村、『大村郷村記』第二卷 一七頁、福重村、『大村郷村記』第二卷 八一頁、川棚村、『大村郷村記』第三卷 一六四頁)。

なお、竈数としては職人が扶持人として足軽層と一括される場合でも、「住居知行人別」の項で、諸職人として人名・禄高・生業記載があるので、これを参考に扶持職人竈数を把握し、調整の上で作表した。大村の久原分・池田分の普請組は扶持職人と思われる。

以上のような方針に基づき作成した表1-18から、およそ次のような傾向が指摘できよう。a. 地方地区に在郷給人が多い、b. 浦百姓は外海に多いものの全領に広がりを持って存在する、c. 対照的に町人・商人は城下町や地



方地区の特定村(彼杵・千綿・川棚)に集中している、d. 職人層も地方・向地地区に偏在するが、町人・商人ほどの集中度はない、e. 間人は町人・職人層に少ないが、武士層では多くなり、百姓とりわけ村間百姓は相対的に多く、間人が本百姓を上回っている村もある、f. 医者・宗教者層は偏在傾向が少なくほぼ全領的にいる、g. 一窠(世帯、軒)当たりの人数は、地方地区が少なく向地、更に内海・外海地区ほど多くなる傾向がうかがえる。以上のような諸傾向の背景にも触れながら、地域の人々とそのくらしのあり方につき以下に見よう。

### ■三. 武士と村社会

大村藩地域社会の大きな特色は、在郷給人(武士)の存在である。「慶長高帳」(慶長四年・一五九九)に拠れば、特に地方地区に、中世来の在地領主に系譜する階層を軸に、郡村給人、彼杵給人、波佐見給人などがみられた。これに対し、向地・外海・内海各地区の在郷給人は西方衆として一括把握され、人数は少ない。それは朝鮮出兵後、これら三地区の在地領主に系譜する家臣団が取り潰されたからだ。表1-18で向地・内海・外海三地区の在郷武士が少ないのは、かかる歴史的背景があろう。ともあれ、在郷給人は藩政期を通し存在し続ける。ただ、それは中世以来の姿ではなかった。まず、家臣団対策(御一門払)や検地実施(慶長四年、同十七年、寛永八・九年)などを通して、蔵入地(大名直轄地)の設定や知行地割替えに伴う知行地の分散(複数の村での知行地拝領)・相給(二村に複数給人の知行地設定)や知行地外での在村が進み、在郷給人と村社会との強い排他的関係は変容した。また、寛文年間(二六六一〜七三三)には、郡役夫(城普請や治水灌漑などの土木工事での労働力提供)と郷役夫(村の渡河・道路・架橋などの工事への労働力提供)として百姓への労働課役が藩により一元的に設定され、給人による百姓への恣意的な労役賦課が制限されることになった(15)。

更に、鉄砲足軽の設定や新田開発での取立など、在村する武士階層は増加した。このような武士の在郷形態は、知行地(地方知行)の村に居住する者、知行地以外に居住する者、蔵米取でありながら在村する者、地方知行と蔵米知行の二重形態ながら知行地居住の者や知行地外の在村する者など、知行形態と居住形態とを基準にし七形態に整理で

きる(16)。

子細にみれば在郷家臣の形態は静態的ではなかった。例えば、代々浦上村の小給で知行二石余の松下氏は、村の作奉行や山方の役に就いてきた(17)。また、同じ小給でも分家筋の場合では事情が違うことがあった。もとは松浦氏に系譜する峰伊右衛門昌行は領主大村喜前に近仕し、肥後国衆一揆に際しては川棚結士(給人)や足軽都合一五〇人を率い天草へ参陣、朝鮮出兵にも従軍、知行二〇石余を得ていたという。その子純行も島原一揆に足軽三〇人を率い参陣、その子昌茂は宗門奉行に就いた。しかし徒士であったその弟某の子・殿助は三浦村で新地三石一斗余を開発して小給となったが、その地位は養子やその子孫にはつながらなかった。また殿助の弟・某は間人として江串村に住した(18)。このように在郷武士は士分ではあるが、先祖から子孫、また親族集団でみた場合、必ずしも士分としての安定的な地位が保証されているとはいえない存在でもあった。

在郷武士は少禄石高による生活の糧として、また、開発地の分知取立や家格上昇などを目的に耕作を行う者は多く、藩は耕作従事の限りは郡代の下知(指示)に従うものとし(19)、「百姓地をかかへ作仕候者之儀者、たとひ給人二而も百姓並之役可申付事(20)と百姓同様の役負担を課した。しかし百姓と違う特権を持ち、山野の用益・用水などでの不平等利用が認められた。例えば、牛馬での一カ月の薪取定日は、馬廻以上一〇日間、大給から小給まで六日間、足軽以下は三日間という(21)。また給人耕作は、「小身の士、本意にはあらず候得共、耕作不致候而は、取続御奉公相成間敷、無余儀思召上」て藩側が認めているにもかかわらず、「百姓共の土地を貪り耕作致候ては、百姓の家業を掠め」て「筋無き事」である。それは、「余慶(計)之土地買込、自分致耕作」すれば、「百姓共作所ニ放れ、難儀に相成」からだとする(22)。このように百姓経営を圧迫するような在郷武士による自作(耕作)を、藩が憂慮する事態となっていた。少禄高の武士の在村や耕作を藩は容認したが、それは地域民の生業・生活を圧迫する側面も持ったのである。

## 二 くらしの諸相

### ■ 一 様々な生業

#### 一 生業と産物

大村藩領の人々ほどのような生業を行っていたのであろうか。その具体相については第三章で産業の観点から述べられるので、ここでは日常的なくらしを成り立たせているもの、という面を重視してみよう。

藩が享保十九年(一七三四)、享保飢饉に際し幕府へ提出した報告には、人々の生業の特色が端的に表現される(『見聞集』五十九・『大村見聞集』九九八頁)。ここでは、a.「領分は一体田畑少なく野山多く、海広き所故先年より漁事にて勝手向の助け成り共罷り成り」、b.「魚漁」の「産業」の一つは「鯨組」、c.「領中所々皿山これ有り、瀬戸物焼き出し」で「右之場所は数多の人も入り込み渡世仕り」、d.「野山にて渡世仕り候者共多く御座候」、e.「塩焼(製塩)・瓦師・炭焼等の家業の者も御座候」と指摘される。報告書の眼目は、f.「長崎も繁昌せざる故、漁獵の品交易不束」、g.「鯨組不漁」、h.「近年皿山衰微」、i.「次第人民殖え野山も浅く罷り成り」、j.「樹木払底」、という諸産業不振の訴えだが、大村の人々の生業は田畠が少ないことから海産や林産にも比重をおき、後者は木材を使用した製塩・瓦業や炭焼きなどにも欠かせなかつたのが分かる。しかし、田畠農耕に限らずいづれもの生業もそれ一つでくらしを成り立たせるのは難しく、例えば職人の場合、小身者で家職のみではとり続けないので、自家用分だけの耕作は許容するが、余計な農業は百姓を難儀にするので心得るべきとされた(23)。

家産と呼べるものが生業に打ち込み蓄えられた。天保二年(一八三一)の野岳村の小さな事件はそれを物語る。百姓儀太郎の伴喜太郎は生来の「不作行」者(不道徳な怠業者)で家族や周囲の者が意見を加えても用いず、家業の農業にも身をいれず、果ては自分の家の穀物・家財・農具・馬などまで盗みだし、売り払ってしまったので、家計困窮に陥った。父・儀太郎は息子をたしなめたのであるうか、喜太郎は父に悪態をつき暴力をふるった。七月十四日のことで息子は揚屋に禁固となった(24)。本事件で、一般的には百姓は、上納した後に残る日々の糧となったであ

ろう穀物や、それらの生産収穫の際に使う農具や馬などの家畜を、いわば家産として家別に持っていたのが分かる。主な日々の食糧は、上納対象にはならない山や海・川などでの採集物であったろう。

表19「大村藩における生産物及売出物」は領内の諸産物について「郷村記」の「山野土産之事」「海草之事」「売出物之事」及び「諸運上并諸上納物之事」などを典拠にし、農林産物、海産水産物、畜産物、鉱産物に分類、掲載した。そのうえで食用・薬用か加工品（加工用品）かの用途を付記し、これらのうちでの売出品も示した。売出の形態は振売（行商）など生産者が小規模に行うものから、問屋に買い取られるもの、また領外売出（移出）など様々なレベルが想定される。また非売出品は、藩に納入されたり自家消費に充てられた。本表には、大村領の人々の農林山業や海産を軸とする水産業、更に鉱工業などの生業や副業（兼業）の成果があらわれており、また食糧や薬草、日常的に使用する道具類や生活具など、文字どおり、仕事と衣食住にわたるくらし全般がどのようなものであったのか、各村ごとにその実態の一端が読み取れよう。

## 二．村人の家計

村人のくらしを支える収支バランス、いわば家計について、直接的には明らかにできない。しかし、「郷村記」の記述からいくつかのモデルを介し、幕末期の百姓経営の実相につき垣間見ることではできる。大村藩領における蔵入地百姓の平均所持面積は約八反、知行地（私領）百姓は三反である<sup>25</sup>。「郷村記」は先述したように、蔵入地の領民実態を軸に調査、記述されており、田三反と畑五反の耕作モデル（計八反）を掲げるのは、相応の実態反映とみなせる。ただ、地力には差がある。近世前期、寛永八十年（一六三一～一三三）の検地に際し、大村藩では、田で上々田一石八斗から四下田八斗、また畠で上々畠七斗から四下畠六升、それぞれ七段階もの等級を設けていた。このような地力の差は幕末段階でも解消されず、「郷村記」でも田・畠をそれぞれ上・中・下に区分している。百姓所持面積が八反にしても、同一地力の耕作地だったとは限らなかつたろうが、ここでは、同一地力の「中田」（一反当たり畝一二俵、一俵は三斗一升、『大村郷村記』第六卷 四二七頁）を三反と「中畠」を五反、計八反を耕作する萱瀬村の

百姓を想定しよう(『大村郷村記』第二卷、萱瀬村)。

中田三反を耕作する場合、収穫高は五石四斗六升で俵に詰めると三六俵である。このうち、一九俵一斗三升一合が蔵納(本途物成・口米・夫石相当)、一俵一斗八升が普請会所納め(普請料)、九俵六升二合は公的支出の村出目米・公役賃米及び私的支出の種子粃・農具料である。残念ながらこれらの内訳は記されていないが、このうち別記される農具料は、一四種類の農具代(このほか部品(鍬刃先)と修復(千歯)代を含む)として、一カ年代粃で九俵一斗三升の費用が計上され、収穫高の二六・一割が農具(整備)代で、かなり高額となる。ちなみに種子粃・村出目米・公役賃米・農具料としてあがる九俵六升二合を上回って計算が合わないために、このなかには諸出目(共同体維持の性格が強い支出)が含まれない可能性が高く、別途支出であつたらう(後述)。

以上を差し引き百姓の手許に残る(作得)のは五俵二斗二升七合(俵換算で五・七三俵)、収穫高の一五・九割に過ぎない。なおこれは粃高で、脱穀後の実質的な米高は二俵二斗六升三合五勺である。一俵を六〇キログラムとすれば、約一七一キログラム。これが、中田の場合の年間消費可能米量である。

畠(中畠)は連作物となり複雑である。五反のうち、例えば、三反は大麥(一反当たり四俵収穫)、一反は小麦(同二俵一斗)、一反は大豆(同一俵一斗五升)を作り、合わせ俵数で一五俵二斗五升(俵換算で一五・七八俵)の収穫だ。その後、一反は蕎麥(三俵)、五畝は粟(一俵一斗五升)、二反は芋(甘藷)、一反五畝は大角豆・麻・木綿・飼葉・野菜諸類を作る。大麥・小麦・大豆及び蕎麥・粟の収穫高合計は二〇俵一斗で、このうち二斗七升が蔵納め、二斗二升が普請会所納め、四俵一斗三升二合が、種子・村出目米・公役賃米として納入され、残り六俵七升八合(俵換算で六・二五俵)、収穫高の三九・六割が手許に残り、更に大角豆・麻・木綿・飼葉・野菜諸類は納入不要で、これらが作得となる。見方によるが、収穫量に対する作得率からすれば、畠作が田作より有利であつた。

上と下についても簡単にみよう。上田三反の収穫高は四五俵、作得分は一俵二升八合で、作得率は二四・六割、上畠五反の収穫高は二六俵に大角豆や野菜諸類、作得分は九俵一斗七升で、作得率は三六・七割で大角豆や野菜諸

表1-19 大村藩における生産物及売出物

○ 食用・薬用 ※ 加工用品・加工品 ○ 売出物

村名	農林産物	海産・水産物	畜産物	鉱産物			
地方(しからん) 14カ村	大村	※(蜜) (かや) ○ 蔴 ○ 石路 ○ 楊梅(やまもも) ○ 梅 ○ 初茸(キノコ) ○ 栗路(ふき) ○ 竹 ※(新) (まき) ○ 蕪(かぶ)	○ 薯蓣(ながいも) ○ 大根 ○ 胡麻 ○ 胡瓜 ○ 里芋 ○ 茄子 ○ 九年母(ミカン) ○ 橙 ○ 茶 ○ 蜜柑	油せん ○ 李(すもも) ○ 柿 ○ 梨子 ○ 栗 ※(木桶) ※(縄) ※(菅) ※(藍) (あい)	○ あこや貝 ○ 蛸貝 ○ 蛤貝(はまぐり) ○ 馬刀(まて貝) ○ 蛸貝 ○ 榮蟬(さざえ) ○ 海松(ミル海藻) ○ 牛の尾(ゴチ魚) ○ 石毛(海藻) ○ 海雲(もずく)	○ 青海苔(のり) ○ 八幡海苔(のり)	
	竹松村	○ 蜜柑 ○ 柿 ○ 茶 ○ 橙 ○ 梅	○ 茄子 ※(七嶋豊) ○ 西瓜 ○ 葉藍 ○ 大根	○ 牛房 ○ 人参 ※(蚊帳布) ※(紙)			
福重村	○ 薯蓣(ながいも) ○ 柿 ○ 梨子 ○ 蜜柑	○ 梅 ○ 楊梅(やまもも) ○ 蔴	○ 茶 ○ 蓮根 ※(梨皮) (シュロ皮) 椿芋 榎 ※(稲巻) (魚を巻く縄) ※(七嶋豊)		※(上釘)		
松原村	○ 梨皮(シュロ皮) ○ 橘 ○ 橘 ○ 柿	○ 梨子 ○ 蜜柑 ○ 茶 ※(糸繩)		○ 烏賊(いか) ○ 蛸(たこ) ○ 海老(えび) ○ 鯖(さば) ○ 鰯(いわし)	○ 細魚(さより) ○ 八幡海苔 ○ 海松(海藻のミル)	※(鎌) ※(包丁) ※(斧) ※(鉈) (なた) ※(鋸) (くわ)	
蒲瀬村	○ 濁活(うど) ○ 瓜妻(からすり菜) ○ 橙の實 ○ 椎茸 ○ 蕨(わらび) ○ 葛根(くずね。薬) ○ 松茸 ○ 岩茸 ○ 木くらげ ○ なめすゞき(きのこ) ○ 冬花(わらび) ○ ぜんまい ※(多葉粉) (たばこ) あぶらせん ※(椿の實) ○ 茶 ○ 柿 ○ 竹 ※(新) ※(縄) ※(蕪) ※(橘)	※(檜) ※(五葉松) 檜(とど) ※(桐) (つが。材木用) ○ 椎 ○ ゆず ※(樺) (くぬぎ) こが(桶・樽か) ※(たぶ) (山ぐわ。桑) 柘(山ぐわ。桑) ひめつちよふ 千本木(やつで力) ○ 槐(えんじゅ。薬用) しほじり ○ 栗(きはだ。薬用) ※(棟) (おうち。せんだん) ※(楓) 石南草(しゃくなげ) 桜(しきみ) ○ 蜜柑 ○ 久年母(ミカン) ○ 金柑	○ 梨子 ○ 楊梅(やまもも) ○ 梅 ○ 覆盆子(イチゴ) ○ 栗 ○ 鼈人参 ○ 白芍薬(びやくしゃくやく) ○ 川茸 さんかく草(イ草) ○ 薯蓣 ※(三組蕨) (三組つら) ※(つづら) (葛。かすら) ○ 楡の實 ※(鍛冶炭) ※(茸管) ※(白管) (白南天管力) ※(鎌の柄) ※(鏡の平) (板の刃か) ※(根) (つき。けやき) ※(松) ※(樺) (かや。実は食用。材木用) ※(柿) ※(杉)				
鈴田村	○ 楊梅(やまもも) ○ 石路 ○ 蓮(よもぎ) ○ 芹(せり) ※(足袋) ○ 梨子	○ 水芋 ○ 茄子 ○ 橙 ○ 野菜豆 ※(七嶋豊) ※(洗藻)	※(麦藁菰) ※(蕨菰) ○ 柿 ○ 菖蒲 ※(瓶)				

村名	農林産物			海産・水産物		畜産物	鉱産物	
地方七ヶ村 三浦村 江串村 14ヶ村 千綿村 彼杵村 川棚村 上波佐見村 下波佐見村 宮村	※ 七嶋雲 ○ 榎實 ○ 梨子	○ 柿 ○ 茶 ○ 芋		○ 海松(ミル貝) ○ 石毛(海藻) ○ 牛の尾(ゴチ)	○ 糠(ヒシ。藻、菱) ○ 馬爪貝(ウマンメ) ○ 海松喰(ミル貝)			
	○ 薯蕷(ながいも) ○ 楊梅(やまもも) ○ 濁活(うど) ○ 厥(わらび)	○ 葛根(くずね) ○ 茶 ○ 榎 (はげ)	※ (楮) 紙の材料 ○ (楮) (テイゴか。葉) ※ (薬) (わら)					
	○ 楊梅(やまもも) ○ 梅 ○ 栗 ○ 薯蕷 ○ 茸(タケ、キノコ)	○ 厥(わらび) ○ 茶 ○ 榎 ※ 黒炭	※ (鏡炭) (生楮) ○ (柿) ※ (薬)	○ 牛の尾(ゴチ魚) ○ 藻つく(もずく) ○ 石毛(海藻) ○ 青のり ○ 白魚	○ 鮎 ○ 鰯			
	○ 楊梅(やまもも) ○ 梅 ○ 栗 ○ 薯蕷 ○ 茸(キノコ)	○ 厥(わらび) ○ 榎 ※ 茶 ※ 菜種子 ○ 梔子	(侶皮(シュロ皮) ○ (柿) ※ (新) ※ 竹炭 ○ (かしき(ガガイモ)	○ 牛の尾(ゴチ魚) ○ 海雲(もずく) ○ いぎす(えごりのり) ○ 石毛(海藻) ○ なご屋(オゴノリ、おご、うご、海菜)	○ 海松(みる海藻) ○ 鮎 ○ 豊(てん、チョウザメ)			
	○ まがり(ねぎ、筍) ○ 薯蕷 ○ 厥(わらび) ○ 笹栗 ○ 葛の根 ○ 濁活(うど) ○ ぜんまい ○ 覆盆子(イチゴ)	○ 瓜裏(からすり。葉) ○ 茶 ○ 楊梅(やまもも) ○ 枇杷 ○ 椎茸 ○ 平茸 ○ 初茸 ○ 舞茸	○ 木海月(きくらげ) ○ 柿 ○ 蜜柑 ○ 蔞 ○ 梨子 ※ (鹽菰) ※ (菜種)	○ 牛の尾(ゴチ) ○ 海雲(もずく) ○ いぎす(えごりのり) ○ 石毛(海藻) ○ なごや(オゴノリ) ※ 真珠貝 ○ 蛤	○ 馬刀(まて貝) ○ 鮎 ○ 豊(てん、チョウザメ) ○ 白魚			
○ 薯蕷 ○ 葛根 ※ (侶皮(シュロ皮) ○ 柿 ○ 梨子	※ 七嶋雲 ○ 松茸 ○ 蜜柑 ○ 久年母(みかん) ○ 梅	○ 茶 ○ (牛房) ○ 竹 ※ (縄) ※ (薬)	○ 鮎			※ (焼物類)(陶器品々) ※ (磁石) (といし)		
○ 薯蕷 ○ 葛根 ○ 茸類 ○ 椎の實 ○ 栗 ○ 梅	○ 楊梅(やまもも) ○ 桃 ○ 蜜柑 ○ 九年母(ミカン) ○ きんかん ○ 覆盆子(イチゴ)	○ 柿 ○ 梨子 ※ (血荷菰)(酒樽用。茸) ※ (鹽菰) ※ (荒茶)				○ 陶器類		
○ 梅 ○ 梨子 ○ 栗 ○ 柿 ○ 楊梅(やまもも) ○ 桃 ○ 蜜柑 ○ 茶	○ 橙實(どんぐり) ※ 多葉粉(たばこ) ※ (鹽菰) ※ (縄) ○ 榎(はげ) ○ 榎(こうぞ) ○ 厥(わらび) ○ 薯蕷	○ 濁活(うど) ※ 椿實(つばきの実。油) ○ 蔞(ふき) ○ 芹(せり) ※ (七嶋雲) ※ (菜種子) ※ (鹽菰) ※ (薬木綿)	○ 牛の尾(ゴチ魚) ○ いぎす(えごりのり) ○ 白魚					

○ 食用・薬用 ※ 加工用品・加工品 ○ 売出物

村名	農林産物			海産・水産物		畜産物	鉱産物
向地(むかひ) 伊木力村 1ヶ村	○ 栗 ○ 梨子 ○ 柿 ○ 蜜柑 ○ 久年母(ミカン) ○ 榎(たちばな) ○ 栗(なつめ) ○ 金柑 ○ 枇杷	○ 梅 ○ 桃 ※ 新 ※ 新(ほうき) ※ 鹽鞋(わらじ) ○ 楊梅(やまもも) ○ 葛根(薬) ○ 厥 ○ 薯蕷 ○ 蔞(タバコ)	○ 茶 ○ 椿の實(油) ○ 椎の實(食用) ○ 濁活(うど) ○ 芹 ○ 狗背(ぜんまい) ○ 蔞(ふき) ※ (縄) ※ (薬) ※ (草履)(ぞうり)	○ 牛の尾(ゴチ魚) ○ なごや(オゴノリ) ○ 石毛(海藻) ○ 海松(ミル貝)			

村名	農林産物	海産・水産物	畜産物	鉱産物	
佐瀬村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 栗</li> <li>○ 柿</li> <li>○ 蜜柑</li> <li>○ 九年母(ミカン)</li> <li>○ 橙</li> <li>○ 栗(なつめ)</li> <li>○ 桃</li> <li>○ 柚子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 新</li> <li>○ 竹</li> <li>○ 梨子</li> <li>○ 橘(ミカンの古名)</li> <li>○ 梅</li> <li>○ 楊梅(やまもも)</li> <li>○ 葛根(薬)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 枇杷</li> <li>※ 椿の實(油)</li> <li>○ 薯蕷</li> <li>○ 茶</li> <li>○ 潮活(うど)</li> <li>○ 牛蒡</li> <li>○ 大根</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 牛の尾(ゴチ)</li> <li>○ 蕨(ヒシ。蓼)</li> <li>○ なごや(オゴノリ)</li> <li>○ 石毛(海藻)</li> </ul>	
長与村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 葛根(薬)</li> <li>○ 蕨(わらび)</li> <li>○ 潮活(うど)</li> <li>○ 薯蕷</li> <li>○ 梅</li> <li>○ 桃</li> <li>○ 柿</li> <li>○ 栗</li> <li>○ 梨子</li> <li>※ 煙草</li> <li>※ 椎</li> <li>○ 胡麻</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 椿の實</li> <li>○ 石皮(シュロ皮)</li> <li>○ 竹</li> <li>※ 縄</li> <li>※ 藪</li> <li>○ 蜜柑</li> <li>○ 栗(なつめ)</li> <li>○ 久年母(ミカン)</li> <li>○ 金柑</li> <li>○ 杏</li> <li>○ ゆず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 橙</li> <li>○ 早松茸(キノコ)</li> <li>○ 本松茸(キノコ)</li> <li>○ 冬瓜</li> <li>○ 茄子</li> <li>○ 大根</li> <li>○ 牛蒡</li> <li>○ 連根</li> <li>※ 織木綿</li> <li>※ 草履</li> <li>※ 草鞋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海雲(もずく)</li> <li>○ 牛の尾(ゴチ魚)</li> <li>○ ひじき</li> <li>○ 青海苔(のり)</li> <li>○ 石毛(海藻)</li> <li>○ あをさ(あおさ)</li> <li>○ 白魚</li> </ul>	
幸田村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 蕨(わらび)</li> <li>○ 柿(ダイゴか。栗)</li> <li>○ 楊梅(やまもも)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 踏(ふき)</li> <li>○ 石踏(つわぶき)</li> <li>○ 薯蕷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 松茸</li> <li>※ 草履(ぞうり)</li> <li>※ 草鞋(わらじ)</li> </ul>		
時津村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 葛根(薬)</li> <li>○ 蕨(わらび)</li> <li>○ 薯蕷</li> <li>○ 梅</li> <li>○ 桃</li> <li>○ 梨子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 蜜柑</li> <li>○ 栗</li> <li>○ 九年母(ミカン)</li> <li>○ 連根</li> <li>※ 草履</li> <li>※ 椿の實</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 椿の實</li> <li>○ 大根</li> <li>○ 竹</li> <li>※ 藪</li> <li>※ 縄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 牛の尾(ゴチ魚)</li> <li>○ 石毛(海藻)</li> <li>○ 海松(ミル海藻)</li> <li>○ 海雲(もずく)</li> <li>○ 梅</li> <li>○ 白魚</li> </ul>	
滑石村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 楊梅(やまもも)</li> <li>○ 梨子(なし)</li> <li>○ 柿</li> <li>○ 栗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人参</li> <li>○ 牛蒡</li> <li>○ 大根</li> <li>○ 茄子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 芋</li> <li>○ 里芋</li> <li>※ 茨藻</li> </ul>		
浦上西村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 椿實</li> <li>○ 茶</li> <li>※ 藪</li> <li>※ 縄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 新</li> <li>○ 楠</li> <li>○ 大根</li> <li>○ 牛蒡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心き</li> <li>○ 芋</li> </ul>		
浦上北村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 梨子</li> <li>○ 柿</li> <li>○ 梅</li> <li>○ 枇杷</li> <li>○ 茶</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 蕨</li> <li>○ 楊梅(やまもも)</li> <li>※ 新</li> <li>○ 竹</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 碧頭(たたまこも)</li> <li>○ 大根</li> <li>○ 牛蒡(ゴボウ)</li> <li>○ 芋</li> </ul>		
浦上家野村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 柿</li> <li>○ 茶</li> <li>○ くわい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 牛蒡</li> <li>○ 水芋</li> <li>※ 藪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 縄</li> <li>○ 芋</li> <li>○ 大根</li> </ul>		※ 鎌の輪
浦上木場村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 梨子</li> <li>○ 柿</li> <li>○ 蜜柑</li> <li>○ 楊梅(やまもも)</li> <li>○ 薯蕷</li> <li>○ 葛根(薬)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 蕨(わらび)</li> <li>○ ぜんまい</li> <li>※ 新</li> <li>○ 踏踏(うど)</li> <li>○ 潮活(うど)</li> <li>○ 茶</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 栗</li> <li>○ 枇杷</li> <li>○ 桃</li> <li>※ びんかく草(イ草。七續草)</li> <li>○ 苜</li> <li>○ 野菜</li> </ul>		
戸町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薯蕷</li> <li>○ 蕨</li> <li>○ つわ</li> <li>○ 芋(かや。ちがや)</li> <li>※ 楠実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 藪</li> <li>○ 梨子</li> <li>○ 唐菜(とうな)</li> <li>○ 柿</li> <li>○ 大根</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 和布(わかめ)</li> <li>○ あをさ</li> </ul>	



村名	農林産物			海産・水産物	畜産物	鉱産物	
内海(しづ)21ヶ村	白並村	○ 松茸 ○ 蜜柑 ○ 柿	○ 薯蕷 ※ 草鞋 ※ 縄				
	西海村	○ 厥(わらび) ○ 薯蕷 ○ 蔞(ふき) ○ 橙 ○ 栗	○ 柿 ○ 梨子 ○ 九年母(ミカン) ○ 梅	○ 蜜柑 ○ 楊梅(やまもも) ○ 芋 ※ 鮎網縄			
	村松村	○ 厥 ○ 薯蕷 ○ 蔞 ○ 栗	○ 蜜柑 ○ 橙 ○ 柿	○ 梨子 ○ 九年母(ミカン) ※ 鮎網縄	○ 白魚 ○ 小鯛		
	子々川村	○ 蜜柑 ○ 柿 ○ 薯蕷 ○ 蔞(ふき)	○ 橙(だいだい) ○ 九年母(ミカン) ○ 梅 ○ 栗	○ 芋 ※ 鮎網縄 ※ 縄			
	長浦村	○ 厥(わらび) ○ 薯蕷 ○ 椎茸 ○ 柿	○ 蜜柑 ○ 梨子 ○ 梅 ○ 栗	○ 蔞 ※ 椿の實 ○ 芋 ※ 縄	○ 牛の尾(ゴチ魚) ○ いぎす(えごのり) ○ もづく(もずく) ○ 鯛		
	戸根村	○ 厥(わらび) 薯蕷 茶	大豆 芋 新				
	形上村	○ 厥(わらび) ○ 薯蕷 ○ 椎茸 ○ 蜜柑 ○ 柿	○ 梨子 ○ 梅 ○ 栗 ○ 茶 ※ 椿の實	○ 蔞 ※ 縄 ※ 新 ○ 芋			
	尾戸村	○ 蜜柑 ○ 梨子	○ 梅 ○ 栗 ○ 蔞	※ 椿の實 ○ 芋			
	小口浦村	○ 梅 ○ 柿 ○ 蜜柑	○ 栗 ○ 蔞 ○ 芋		○ 牛の尾(ゴチ) ○ いけ壽(えごのり) ○ 海雲(もずく) ○ 魚類色々 ○ 海鼠(なまこ)	○ 柴螺(さざえ) ○ 辛螺(にし) ○ 鯛 ○ 鱈(ボラ)	
	三町分	○ 山芋 ○ 厥 ○ 濁活 ○ 椎茸	○ 松茸 ○ 楊梅(やまもも) ○ 生芋 ※ 榎實	○ 柿 ○ 笹栗 ○ 山芋 ※ 新	○ 白魚 ○ 鱈(このしる) ○ 鯛		雲母石
	下岳村	○ 黄茸(キダケ) ○ 初茸 ○ 梨子 ○ 柿 ○ 蜜柑	○ 楊梅(やまもも) ○ 梅 ※ 榎 ○ 橙	○ 薯蕷 ○ 桃 ○ ※ 蕎麦 ○ 芋	○ 牛の尾(ゴチ)		
	壺浦村	○ 蔞 ○ 橙	○ 梅 ○ 芋		○ 海雲(もずく) ○ 石毛(海藻)	○ 牛の尾(ゴチ) ○ 石花(かき)	
	中山村	○ 梨子 ○ 柿 ○ 牛房 ○ 人參 ○ 濁活(うど)	○ 蔞 ○ 茗荷(みょうが) ※ 筆(はこ) ○ 蕁(じゅんざい)	○ 菜 ○ 芹 ○ 大角豆 ※ 小蠅	○ 鮎(どじょう)		○ 鱈 ○ 鰻卵
	壺浦村	○ 牛房 ○ 人參 ○ 黄茸(キダケ) ○ 初茸 ○ 柿	○ 梅 ※ 榎 ○ 梨子 ○ 小豆	○ 大角豆(さざげ) ○ ※ 蕎麦 ○ 生芋 ※ 切芋	○ もづく ○ 牛の尾(ゴチ) ○ 石毛(海藻)		

村名	農林産物	海産・水産物	畜産物	鉱産物	
白似田村	○ 楊梅 (やまもも) ○ 栗 ○ 蕨 ※ 椎の實 ○ 梅	○ 松茸 ○ 野百合 (薬) ○ 石路 (ツワブキ) ○ 狗背 (ぜんまい) ※ 檜の實	○ 桔梗 ○ 薯蕷 ○ 芋 ○ 大根		
八木原村	○ 梨子 ○ 柿 ○ 栗 ○ 梅	○ 楊梅 (やまもも) ○ 黄茸 (キダケ) ※ 蕎麦 ○ 芋	※ 鱈 ○ 牛の尾 (ゴチ) ○ 海雲 (もずく) ○ いぎす (えごのり) ○ 石毛 (海藻)		
小迎村	○ 薯蕷 ※ 柏皮 (シュロ皮) ○ 梨子 ○ 蜜柑	○ 柿 (デイゴか。薬) ○ 梅 ○ 橙 ※ 蕎麦	○ 芋 ○ 茶 ※ 七嶋豊 ※ 縄		
川内浦村	○ 蕨 ○ 濁活 (うど) ○ 路 ○ 黄茸 ○ 初茸	○ 梨子 ○ 柿 (デイゴか。薬) ○ 栗 ○ 楊梅 (やまもも) ○ 蕎麦	○ 芋 ※ 鱈網 ※ 羽網 ※ 細縄 ※ 縄貫		
伊ノ浦村			○ 和布 ○ 魚類品々 ○ 鱈	○ 黒魚 (くろいお。なじな) ○ 鱈	
壘下浦村			○ 魚類品々 ○ 鱈		
横瀬浦村	○ 蕨 ○ 路 ○ 松茸 ○ 黄茸 (キダケ)	○ 柿 ○ 初茸 ○ 梨子 ○ 西瓜	○ 芋 ※ 鱈縄 ※ 七嶋豊 ※ 蕎麦		

○ 食用・薬用 ※ 加工用品・加工品 ○ 売出物

村名	農林産物	海産・水産物	畜産物	鉱産物	
外海 (とよ) 面高村	○ 路 ○ 芹 ○ 芋 ○ 大角豆 (ささげ) ○ 小豆	○ 西瓜	○ 白藻 (しらも) ※ 鹿角菜 (ふのり) ○ あをさ ○ 和布 ○ をご (おごのり)	○ 海そふめん ○ 鱈 ○ 鱈 (りゅう。ポラ) ○ 小鱈 ※ 干鱈	
22カ村 天久保村	○ 橙 ○ 葛根 (薬) ○ 路 ○ 茶	○ 西瓜 ○ 縄網 ○ 縄貫 ※ 渋柿			
黒口村	○ 薯蕷 ○ 梨子 ○ 柿 ○ 橙	※ 鱈網縄 ※ 縄貫 ※ 柿			
大田和村	○ 薯蕷 ○ ト治茸 ○ 狗背 (ぜんまい) ○ 蕨 (わらび) ○ 梨子	○ 柿 ○ 楊梅 (やまもも) ○ 桃 ○ 大豆 ○ 小角豆 (ささげ)	○ 芋 ※ 切芋 ※ 縄貫 ※ 鱈網縄 ※ 七嶋豊		
中浦村	○ 葛根 (薬) ○ 蕨 ○ 薯蕷 ※ 新	○ 芋 ※ 鱈 ※ 鱈縄 ※ 鱈			
多以良村	※ 椿の實 ○ 薯蕷 ○ 葛の根 (薬)	○ 濁活 (うど) ○ 路 ○ 芋	※ 切芋 ※ 鱈縄 ※ 蕎麦		
七七釜浦村	○ 薯蕷 ○ 蕨	※ 切芋 ○ 生芋	○ 藻 ○ 和布 ○ ひじき	※ 干鱈 ○ 鱈 ○ 小魚	

村名	農林産物		海産・水産物		畜産物	鉱産物	
瀬戸村	○ 橙 ○ 柿 ○ 栗 ○ 梅 ○ 楊梅 (やまもも) ○ 梨子 ○ 薯蕷 ○ 桃 ○ 濁活 (うど) ○ 薇 (げんまい)	○ (芋) ※ (古) ※ (縄) ○ (鼠)		○ 和布 ○ 荒和布 (アラメ) ○ 松海苔 ○ 種 (ヒシ) ○ 青さ (あをさ) ○ 海鹽 (ふのり) ○ 白藻 (しらも) ○ 藻つく (もずく) ○ 牡丹海苔 ○ 鮫	○ 榮螺 ○ 雲丹 ○ ※ 鯉節 ○ ※ (干鮓) ○ 魚類色々 ○ 鯨 (このしろ) ○ 鰻 ○ 鯛 ○ 鰹		
雪浦村	○ 蕨 ○ 路 ○ 黄苳 (キダケ) ○ 初直	○ 薯蕷 ○ 栗 ○ ※ (切芋) ○ (新)		○ 和布 (わかめ) ○ 海苔 ○ ひしき (ひじき) ○ あをさ	○ 蛤		
神浦村	○ 梨子 ○ 梅 ○ 橙 ○ 葛根 ○ 蕨	○ 薯蕷 ○ 路 (ふき) ○ 狗背 (げんまい) ○ (藍)		○ 藻 ○ ひしき (ひじき) ○ かちめ (かじめ) ○ 布海苔 ○ (瀬魚類) ○ 松魚 (鰹) ○ 鮓	○ 鯉節 ○ (鯛) ○ (鮓) (かます) ○ 大海老 ○ (平子) (マイワシ) ○ 榮螺	○ 鶏の糞	
黒崎村	○ 濁活 ○ 薯蕷 ○ ※ 煙草 ○ 茶 ○ ※ 椿實 ○ 石路 ○ 大根 ○ 牛房 (ゴボウ)	○ 橙 ○ ※ 椿實 ○ 蕨 ○ 葛根 ○ 梨子 ○ 桃 ○ 柿 (デイゴか。菓) ○ (芋)		○ 石花 (かき) ○ 榮螺 ○ 瀬見 ○ 蝶 ○ 摺和布 (かじめ) ○ 藻頭 ○ 松海苔 ○ よがまた	○ はゞ (藻。はば海苔) ○ 布海苔 ○ あをさ ○ 石毛 (海藻) ○ ※ 心太草 (ところ天) ○ 藻 ○ ※ (干鮓)		
三重村	○ 茶 ○ 蕨 ○ 橙 ○ ふき ○ 葛根 ○ 梅 ○ 桃 ○ 柿 ○ 梨子	○ (芋)		○ 摺和布 (かじめ) ○ 藻頭 ○ 松海苔 ○ ※ はゞ (はば。海苔) ○ よがまた ○ 布海苔 ○ あをさ ○ 石毛 (藻) ○ 心太草	○ 藻 ○ 雲丹 (うに) ○ 石花 (かき。牡蠣) ○ 榮螺 (さざえ) ○ 瀬貝 ○ 螺 (たにし) ○ ※ (干鮓) ○ 小魚		
陸刈村	○ 薯蕷 ○ 蕨	○ (芋) ○ (牛房) ○ (里芋)		○ 鹿尾藻 (ひじき) ○ をご (おごり) ○ 和布 (わかめ) ○ 牛の尾 (ゴチ魚) ○ 藻	○ 荒和布 (アラメ) ○ 蛤 ○ 雲丹 ○ 榮螺類 ○ 鯨 (このしろ)		
式見村	○ 蕨 ○ 栗 ○ 楊梅 (やまもも) ○ 梨子	○ 柿 ○ ※ (稻巻) ○ ※ (かまき) (たきぎ) ○ (芋)		○ ひじき ○ 和布 ○ ※ (干鮓) ○ ※ 松魚 (鰹)	○ 鮓		
福田村	○ 柿 ○ 栗 ○ 梅 ○ 楊梅 (やまもも) ○ 梨子 ○ 枇杷 ○ 桃	○ 葛根 ○ (芋) ○ 山芋 ○ 路 ○ 狗背 ○ 芹	○ 濁活 ○ 薇 (げんまい) ○ 木苳 ○ 橙 ○ (野菜色々)	○ 和布 ○ 鹿尾菜 (ひじき) ○ おご (おごり) ○ 白藻 (しらも) ○ 牛の尾 (ゴチ) ○ 青さ ○ 牡丹海苔	○ (蒲鉾) ○ (鯛) ○ (鮓) ○ (鰹) ○ (大海老) ○ (瀬魚類) (せうおるい) ○ あいのうお (鮎)		
大島村	○ 薯蕷 ○ 大根 ○ 葛根	○ (麦) ○ (生芋) ○ (切芋)		○ (和布) ○ ※ (ふのり) ○ (あをさ) ○ ※ はゞ (はば。海苔) ○ 松海苔 ○ 雪の下海苔 (甘のり)	○ 寒海苔 ○ ひじき ○ かぎ和布 ○ 藻 ○ (種)		

村名	農林産物		海産・水産物		畜産物	鉱産物
黒瀬村	○ 薯蓣 ○ 梅 ○ 桃 ○ 衰荷(スイカ) ○ 蔞	○ 争 ○ 橙 ○ 梯(デイゴか。葉) ○ 椎 ○ 防風(葉)	○ 路 ○ 百合(葉) ○ 葛根(葉) ○ 芋 ○ 切芋	※ 鹿角菜(ふのり) ○ 和布 ○ 青さ ○ 石花(かき) ○ 鱧	○ 小鱈	
嘉善浦村	○ 桃 ○ 薯蓣 ○ 蔞 ○ 防風(葉) ○ 石蓆	○ 芋		○ 和布 ○ おご ○ 青さ ○ 鱧(ぶり) ○ 鱧 ○ 鱧(かます)	○ 鮪 ○ 蛸 ○ 雲丹 ○ 石花(かき) ※ 鹿角菜(ふのり)	
瀬戸浦村	○ 防風(葉) ○ 石蓆	○ 芋		○ 和布 ○ 青さ ○ おご(おごのり) ○ 鱧 ○ 鱧 ○ 鱧 ○ 鰯魚類(せうおるい) ○ 海老	○ 鮪 ○ 雲丹 ○ 蛸(かき) ○ 榮螺 ○ 井貝 ○ 鹿尾藻(ひじき) ○ 梅和布(かじめ)	
松島村	○ 薯蓣 ○ 蔞	○ 切芋 ○ 西瓜 ○ 芋		○ 和布 ○ ひじき ○ 青さ よがまた ○ 松海苔 ○ おご	○ かじめ ○ 鮪 ○ 榮螺 ○ 蛸(かき) ○ 雲丹	○ 石炭 ○ 洗砒石
江島村	○ 防風 ○ 蔞 ○ 石蓆	○ 芋 ※ 萱吉		○ 和布 ○ おご ○ 心太草 ○ 櫻海苔 ○ 海松(ミル貝) ○ 雪の下(甘のり)	○ 松海苔 ○ 藻 ○ かちめ(かじめ) ○ 鮪 ○ 小魚	
平島村	○ 防風 ○ 薯蓣 ○ 石蓆	○ 芋 ○ 大根		○ 甘海苔 ○ おご ○ 和布 ○ 心太草 かじめ 鹿尾菜(ひじき)	雪の下(甘のり) 藻 海髪(うご。オゴノリ) やず(はまち) きびな(きびなご)	

## 【凡例】

項目	説明
ひめつちよふ	不詳
椋(くぬぎ)	実は食用。材は薪炭用。
かしき(ガガイモ)	古い時代に広い葉を利用し、食物を盛ったり、包んだり、焼いたり蒸したりしたので、炊葉(かしきば)と呼ばれ、カシキがカシワとなった。種子は砕いて水でさらし、洗抜きして食用にする。
楮(こうぞ)	山野に自生する。葉は卵形で先がとがり、2～5つに裂けるものもある。春、枝の下部の葉の付け根に雄花を、上部の葉の付け根に雌花をつける。実は赤く熟し、食べられる。樹皮から繊維をとって和紙の原料にする。
荒茶	摘みたての葉を蒸気で加熱し乾燥しただけで、まだ精製していない茶。生葉を蒸してもみ乾したままの茶。
榎(とど)	榎松(とどまつ)の別称。
畳菰(薦)	畳にする薦。畳薦は幾重にも重ねて編む。
くわい	「芽が出る」縁起の良い食物として、煮物にしておせち料理で食べられる習慣がある。ユリ根に似たほろ苦さがある。
柶皮(シロ皮)	漁具に使われる縄の原料とされた。
七嶋畳	別名をリュウキュウイ(琉球蘭)、シチトウイ(七島蘭)とも。湿地に群生する。畳表などに使われることがある。
槐(えんじゅ)	和名は古名えにすの転化したもの。街路樹や庭木として植えられる。
覆盆子(いちご。漢方薬)	強壯、虚労などに応用する。用法は煎剤、丸剤、散剤、膏剤など。
よがまた	海藻。わかめときくらげの間のような食感。
萱(茅) 苫	菅(すげ)・茅(ちがや)などの草を編んで薦(こも)のように造ったもの。雨露を防ぐために、小屋の屋根にふいたり、船の上部を覆ったりするのに使う。
防風	薬効は発汗作用・発散作用・鎮痛作用。主に皮膚疾患に使用される。
塩尻(しほじり)	塩田で塩を取るために、砂を摺(す)り鉢を伏せたような形に積み上げたもの。これに海水をかけて塩分を固着させる。この作業に使用される道具か。
寒海苔(かんのり)	別名は新海苔、初海苔。冬から、春にかけて採れる海苔のこと。
松海苔	紅藻類カクレイト目の海藻。潮間帯の岩上に生育。食用・糊料とする。
白藻(しらも)	外海に生え、春に採って食用とする。刺身のつま、寒天の増量材。
海そふめん	干潮線付近の岩や貝殻に繁茂し、濃紅色のひも状で、ほとんど分枝しない。寒天質で粘性があり、食用とする。
馬爪貝(ウマンメ)	カガミガイのこと。現在は流通はほとんどなく、食用貝としての認識はほとんどない。

類は納入不要である。また、下田三反の収穫高は三〇俵、作得分は三俵一斗二升三合で、作得率は僅かに一一・三割、下畠五反の収穫高は一三俵一斗に大角豆や野菜諸類、作得分は一俵一斗八升一合で、作得率も一一・九割、ただ大角豆や野菜諸類は納入不要である。

このように、中に比べれば上の作得率はおおむねよく下は極端に悪い。しかし、総じて、米や大麦・小麦・大豆・蕎麥・粟など、納入負担義務がある主要な穀物類の作得は少なく、その分を納入義務がない大角豆・麻・木綿・銅葉・野菜諸類などで、生活の自給度を高め、交換や売却などの手立てで現物・現銀収入が必要だったろう。表118にみる売出物は、大村領の人々のかかる生活・生業の一端が示される。

共同体(村)維持の性格が強い諸出目は、以上の支出分に含まれないようだが、幸いにもその軒別負担額は別記部分で分かる。萱瀬村の場合を列記すれば、大神宮初穂料として一〇〇二〇文、宝円寺祈禱料が銭三文、多羅山祭礼初穂料として米五合一勺〇一合六勺、藩と関わり深い観音寺・快行院など宗教者へ米一升四合九勺から四合六勺、郡方雨乞い費用で銭七文、八幡宮・春日社札料などに四八文、牛痘種代(天然痘対策)として銭四文、横目方費用に銭二四文、村医二人扶持として米と麦でそれぞれ一升二合〇五合、山伏宝蔵院の家祓料に米一升五合、念仏・奉加代として正法寺納分が銭九五文、同じく西教寺納分が銭一一九文と同寺扶持として米と大麦をそれぞれ一升、絵踏代(対キリシタン対策の踏み絵実施費用)として一人前(一軒当たりではない)銭二三文などが計上される。これらは個別には少額で、また倒れ者(生活困窮者)はあらかじめ納入対象者からはずされ、更に納入額も家計事情が考慮されてか、幅を設け決められる。しかし、宗教者を中心に多くの費目支出は、やはりかなり負担だろう。本来、宗教は民のくらしに自然と根付く性格を持つが、大村藩領では寺社・山伏などと祈禱者を領主が経済的に結びつけようとしており、絵踏み費用の個人別負担も合わせ、キリシタン問題の根深さがうかがわれる。

### 三、家船

大村藩に特徴的なくらしのあり方に「家船」えぶね「写真」130がある。陸上に生活拠点を置かず船上で生業を営み生活する

形態は、東南アジアから東アジアの海岸地域や大河川流域に確認できる<sup>26</sup>。これは一般的に「家船」と呼ばれるが、日本列島を眺めれば、瀬戸内海域に集中的にみられるほか、日本海側や太平洋側に散在するが、九州北西部もそれが目立ち<sup>27</sup>、歴史的には大村藩領外海地区の瀬戸を中心に嘉喜浦及び崎戸に存在した。

家船の由緒を記した史料<sup>28</sup>に拠れば、十六世紀の初め、大村領主・大村純伊は有馬氏との中岳合戦に敗れ、玄界灘の孤島・

加々良島（現佐賀県唐津市鎮西町加唐島）に敗走する際、外海の家船衆が純伊の逃走を助け、純伊の本領回復を祈願し、伊勢・多賀両宮へ参拝した時も家船衆の船を用いたといい、この功績で、以後、領海内は勝手次第に漁ができたとされる<sup>29</sup>。「郷村記」に拠れば、瀬戸村の六三艘（男一五八人、女一五一一人）、嘉喜浦に三八艘、崎戸浦に二九艘があった。

家船の人々は、根拠地に近い農民のなかから、「ツケヤド」と呼ぶ家を一軒だけ選び、これと特定の関係を持った。季節に応じ、不要な衣類を預け、魚突きの銚にあてる竹を乾燥させるため、炉の上に吊して、いぶしてもらったりしていた。瀬戸では、裕福な農家は、四〜五戸の家船のツケ宿になっていたという。更に、農村との間で家船の魚と麦・甘藷などとの交換も行われたといい、これを「カエキ」と称した。「カエキ」は海岸からの一定範囲に限られたが、瀬戸家船では、一艘につき二〜五軒の一定した交換先があり、これを「トクイ」と呼んだ。そして家船相互でトクイを横取りしないきたりであった。更にトクイのなかで特に親密な家を、家船側では「イトコ」あるいは「シムルイ」と称し、このような家に海産物を贈り、五節句などに招待されるのが楽しみであった<sup>30</sup>。なお、この宿をめぐるのは、家船の人々の衣類や道具類の保管よりは、収穫物の販売や保存加工のための集荷問屋的な性格をもつ



写真1-30 家船の模型

（西海市大瀬戸歴史民俗資料館所蔵 西海市教育委員会写真提供）

表1-20 領内商工業種

	業種	運上銀	軒数			
			地方	向地	内海	海外
飲食・業種関係	酒屋	19貫856匁5分	46	20	19	46
	糘屋	6貫742匁6分4厘	93	11	21	31
	豆腐屋	810匁	94	7	4	48
	蒟蒻屋	28匁5分	7	1		3
	肴屋	4匁	1			
	味噌醤油屋	103匁	4	2		
	素麺塩小売	73匁				2
	素麺問屋・小売	20目				4
	米屋	1貫80目	22	8		8
	魚問屋	1貫500目	2			
	塩問屋・塩売	123匁5分	5	1	18	11
	業種屋・丸散業	408匁	4			
衣料関係	染屋	3貫300目2分5厘	72	14	24	43
	綿屋	4貫625匁	32	7	15	22
	呉服屋	64匁5分	1			1
	藍問屋	100目	2			
鉄製品・鉱産関係	鋳物師屋	129匁	2			
	鍛冶屋	2貫203匁7分5厘	48	6	15	37
	鍍鋼売	7匁5分	1			
	鍍釘小売	21匁5分				1
	鍋釜売	21匁5分	1			
	石炭問屋	300目				1
工芸・加工関係	紙漉	383匁	77		2	
	蠟・油絞・油小売	2貫19匁	38	1	3	4
	鬢付屋	35匁	2			1
	小間物売	216匁	14	2		
	たばこ屋	15匁	1			
	薪屋	90目	3			
	干鰯問屋	80目				1
窯業関係	皿山	12貫129匁2分	3			
	瓶山	60目	1			
	瓦焼	240目	17	2	1	4
流通・金融関係	問屋	5貫351匁	4	2	10	19
	諸色問屋	43匁	1			
	船問屋	265匁				2
	小店・出店小売	341匁5分		1	2	47
	居商人	33匁				5
	質屋	3貫829匁5分	13	3	2	10

【註】『大村郷村記』第一巻 29～31頁及び各村の「請運上并諸納物之事」から作成。銀や称量貨幣で、1貫は1000匁(1匁=1目=3.75g)。

#### 四、領内の商工業種

領内の商工業は、製造・販売また購入などを通して人々のくらしを支える。表1-20「領内商工業種」は、領内商工

た「廻船問屋」の可能性も指摘されている<sup>31)</sup>。



業者の概要を示すために、飲食・業種、衣料などのカテゴリーに区分し作成したが、その有り様を把握するのは難しい。ただ「郷村記」には運上を納めた業種を各村ごとに確認でき、ここではこれに基づきを表した。もともと城下商人には運上義務がない階層もあり（「見聞集」五十三・「大村見聞集」八九二―四頁）、必ずしも網羅的ではない。なお運上額は業種により相違し、また同業種でも、「半運上」などの条件で同額とは限らない（「大村郷村記」第四卷、形上村 三八六頁）。しかし商売の業種・産品の種別や地域別の比較の指標になると思われ掲げた。

株で軒数化されないものは多く、兼業的な性格が強かったろう。そもそも株付与は藩による商工業育成と保護の役割を持った。また、小間物屋と木綿屋（「大村郷村記」第三卷、川棚村 二〇八頁）、酒屋と糶屋（「大村郷村記」四、時津村 一四七頁）、味噌醬油と蒟蒻（同右）など、兼業の場合もある。その場合、同質性が高いものは筆頭の業種、同質性が低い場合は別業種として、それぞれカウントしている。

なお、労働者を雇用し運上のみを納めた賃綿弓（綿打ち業）などもあるが（『大村郷村記』第二卷、福重村 一〇八頁）、軒数としてあがらない。このように運上を納めるものの軒数化されないものは軒数に組み入れない。既述の如く運上を納めない場合もあり、かかる実態を想定すれば、小規模ながらも生業の一部としての商売の兼業実態があったと思われる。

皿山がある波佐見上村では、宿米屋一軒と皿山米屋二軒という米屋の棲み分けがみられたり、皿山薪屋三軒、皿山揚酒屋の如く地域産業に特化した商売（皿山使用の燃料・薪）が営まれた（『大村郷村記』第三卷、波佐見上村 二八八頁）。また商売関係の運上がない村がある一方（向地の浦上北村・浦上家野村）、外海では商売業種が多い（瀬戸、雪浦、神浦）。

運上銀に着目すれば、藩が関わる皿山や、軒数が多く金融業的性格の併有も想定される酒屋・糶屋などを除けば、運上額は多くなく、幕末期の多様な商工業種の展開は指摘できるが、零細業種が主流で商工業の自立的展開（專業化）の度合いは低く、人々のくらしの基本は自給経済の域にあったろう。また、地方地区に諸業種が集中する偏在性も

指摘できる。ただ内海・外海両地区に塩問屋・塩売り、また外海地区に問屋・小店・出店小売などが多いのは注目される。漁獲物の塩加工や船運を利用した流通が小売も巻き込み相応に展開する背景がある。例えば、「外目(海)廻村見聞書上」<sup>32)</sup>によれば、藩役人が廻村中の万治三年(一六六〇)七月、雪浦村には、播磨船二艘、四国船三艘が、材木・樵木(薪用などの伐採木)買のために入っており、「五艘なから大船」であった。七ツ釜浦には、淡路船一艘、四国船一艘が樵木買のために着船しており、中浦には堺船一艘が「売買」のためにいた。更に、面高浦は廻船数多く、一八端(枚)帆から五端帆(帆の枚数、つまり端数で和船の大きさは表す)まで二五艘ほど浦に繋留され、それらは、摂津・播磨・四国・肥後・肥前・筑前・薩摩・唐津などの船であった。外海地区の流通業者は、諸品の移出入と当地での集荷販売を担っていたとみられる。

働く人々の賃銭ほどの程度であろうか。川棚では江戸末期、村役人・給人・郷々の小頭が庄屋宅に集まり、話し合いが行われ定められた。それによれば、大工は一日米一升代払い、つまり時の米値段の一升分が支払われる。嘉永四年(一八五二)の記録では、米一升九〇文なのでそれが大工の日給である。このような決め方で、大工・大鋸・木挽は外仕事で一日、米一升七合五勺と割高となり、葺手(屋根葺)米八合で割安である。このように同じ建築関係の職人でも、仕事の内容で賃金に差が出る。また、平夫(単純労働者)米六合は外仕事では一升、女日雇は米三合、外仕事は米六合で、男女の賃金格差もあった<sup>33)</sup>。

## ■二、人々の日常生活

大村藩領の人々は日常的にどのような食事をしたのか。天保期(一八三〇～四四)に長崎から下関に行く途中、外海の松島に寄った人物が、食事を提供してもらった土地の人の話として、

此所にては米を焚て喰は稀にして朝夕ならでは麦飯とてもなければ。これ(甘藷)をまいらす(差し上げる)なり。その薯(甘藷、甘藷)を喰て汁を吸い玉へといへり。此国々の田家にては皆かくの如く、この薯ばかりを朝夕食すれども各々壮健なり

と記している<sup>34</sup>。外海の松島はもとより、大村藩領では、米食のみならず麦食も少なかったようで朝夕は甘藷を主食としたが、健康という。

甘藷(琉球芋)の栽培の始まりは特定できないが、福岡藩の宮崎安貞は、「これ(甘藷)いまだ諸国に種子なしといへども、長崎に多き物なり」<sup>35</sup>といい、享保飢饉の際に大村領の人々の命を多く救ったので<sup>36</sup>、十八世紀前後には既に大村藩領で栽培されていたろう。村々の売出物としての「芋」が甘藷に相当し、これに「生芋」(里芋か)・「切芋」(つくね芋か)など、甘藷を含む芋類は、主要な食料穀物だった。なお享保二十年(一七三五)刊行で長崎町人・西川如見が記した『長崎夜話草』では、「赤芋琉球芋」(甘藷)について「唐人は酒にも造り、又水飛し、粉を取て餅にしたるは上品の物」<sup>37</sup>とある。焼酎や餅の原材料の焼酎粕は鯨骨粕げいこくかすなどとともに肥料でもあり甘藷・芋類の用途は広範であった。ただし、デンプンを含有する甘藷などの芋類は、エネルギー源として大事だが、体を作るものになるタンパク質が希少で、それは大豆を原料とした味噌や豆腐などで補給されることになろう。表1-20に示されるように、大豆などを発酵させる糶屋や豆腐屋は地域差はあるものの、大村藩領全域に展開する。これに比べ味噌関連業の店は少なく、内海・外海地区には全くない。ただ豆腐などと違い保存性は高いので、同地区に多い問屋や小店・出店を通じ提供されたであろう。また、塩問屋・塩売が同地区に多く、醤油・味噌の自家用仕込みに使われる塩の提供がなされたことも考えられる<sup>38</sup>。

ただ重要なタンパク源は魚類であった。表1-19の村々の産物をみても、鰯・干鰯が目を引く。後者は肥料としての使用・販売(売出物)もあろうが、保存がきくタンパク源であり、内海・外海地区に塩問屋・塩小売が多いのは、塩魚製造用であったともいう<sup>39</sup>。ただ、鰯は大規模魚網や船曳網など漁法が工夫される江戸時代中期以降に大量消費されるようになり、大村領でも同様であったろう。

したがって、江戸時代の前半は、米・麦などの穀類や味噌などの大豆加工品が主で、次第に甘藷や鰯類が重要になり<sup>40</sup>、これに年間を通じ採集される「山野植物」表1-21が蔬菜類を中心(まき)にビタミンやその他の栄養源として補給された。

表1-21 山野植物

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
葛	←	→										
よめかほき	←	→										
つくし・川ちさ	←	→										
すみれ	←	→										
うと	←	→										
蕨	←	→										
ふき・蓬・徳利苺	←	→										
揚梅			←	→								
竹の子			←	→								
青梅			←	→								
百合草			←	→								
枇杷・山椒				←	→							
むかご・ぐみ・栗								←	→			
椎								←	→			
檜の実								←	→			
山芋	←	→						←	→			
芹	←	→								←	→	
野老(やまいも)	←	→										←
椎茸・舞茸・平茸	←	→						←	→			
松茸										←	→	
平茸												←

【註】『大村見聞集』 896～7頁から作成。

ところで非自給の食品であれば購入しなければならぬが、高値なら困る。食はくらしの根幹である。藩は、物価について商売の品々はなるべく安値で売り、藩内の需要が他所に持ち越されず、藩内で済むように心懸け、市中の榮えとなる心懸けを商人は持つべきとした<sup>(41)</sup>。文化十三年(一八一六)、豆腐一丁一〇文売を城下町の豆腐屋仲間が藩へ申請した。これによれば、必要経費は原料の大豆が一升三合で代六五文(一升五〇文)、燃料の薪代が二〇文で合計八五文である。豆腐二丁売れて、売り上げ一二〇文、差し引きの三五文が利潤となる<sup>(42)</sup>。ちなみに嘉永四年段階での食品関係の物価は、米一升九〇文、酒一升一二〇文、塩一斗一二〇文、豆腐一丁一五文、蒟蒻一丁七文、わかめ一斤二一文である。また生産者の必要経費だが、農産物生産に使われる肥料の干鰯一俵(六貫入)一二五〇文、かしき(肥料用刈敷)一把八文、下肥一荷(肥料用)一〇〇文であった<sup>(43)</sup>。

大村藩領の人々は、表1-19にみるような食に関わる諸産物を、他領からの移入物も含め交換や売買を通して融通しながら、くらしを営んでいたのである。

### ■三、地域由緒と民俗

人々のくらしを映し出す民俗は様々な姿をみせる。それが年中行事となり芸能として娯楽化する場合もある。ただ民俗は地域の由緒や特性と結びつきながら形成される側面を持つ。例えば、「盆踊之儀者畢竟古来今作祭り」と申伝御由緒有之踊」（『見聞集』五十九・『大村見聞集』九九一頁）という盆踊りは生業の民俗といえるが、文明年間（一四六九～八七）に、大村純伊が萱瀬村中岳の合戦で流浪し、その後、逃れていた加々良島（一九九頁前出）から帰郡し、諸社の造営をして祖先の霊位を祭り、神仏に奉幣したのが始まりといい、大村家の由緒と深く関わったものとされる（『大村郷村記』第二巻 五六～七頁）。キリシタン大名領であったがゆえの禁教の歴史や旧在地領主に連なる給人などの在郷を背景とした士分との近接性、この二つの大村領独自の由緒・地域特性は、民俗のあり方に影響している。ここではかかる地域の由緒や特性を背景に持つこれら二つのタイプの民俗が人々のくらしと結びつく様をみておこう。

#### 一・キリシタン禁制と神仏信仰

大村領内で大規模なキリシタンが発覚した（郡崩れ）翌明暦四年（一六五八）八月、藩は「村々制法」（『見聞集』四十二・『大村見聞集』六九四～六九五頁）を出し、第一条で、「村中・五人組中随分念を入、切支丹宗門改吟味可仕事」とした。村支配の要がキリシタン禁制とされ、藩は村横目や庄屋を通し、人々の「心」の穿鑿まで行うようになったが（本節第一項一）、その柱の一つは「守手形之儀、諸宗共二其寺之住持ニ申請之可致所持事」（同法八条）で明記された寺請制である。これとともに、地域の氏神（鎮守）を清浄ななかで祭祀し、祭日には生業（商売耕作）を休んで祭祀を行い、それが賑わうように露天商売も禁じないとして、氏神祭りをいわば督励した（一〇条）。神仏への信仰、帰依を定着させ、キリシタンの「心」を排除する意図は明確で、キリシタンと同じく異端的な存在として「旅之乞食・非人」やこのような遊芸的な勧進者による「氣違よみかへり」のような呪い行為も禁止した（二三条）。かかるキリシタン禁令、神仏祭祀の督励、異端的宗教の排除という方向性は、その後も維持され、江戸時代中期と思われる「制法」（『見聞集』四十二・『大村見聞集』六九〇～一頁）にも踏襲されている（一～五条）。

ところで村横目は月末ごとに、担当村の状況を虚偽遺漏なく報告する義務があった<sup>44</sup>。そのような村横目の万治二〜三年（一六五九〜六〇）にかけての報告書が残されている。例えば外海の中浦村横目が万治二年十月二十九日に大目付へ提出した「十月之書上之覚」によれば、同村人は月の一日と九日は「御宮」（氏神社）へ参拝、浄土真宗の者は二十八日の寺参り、十四日と二十七日は浄土真宗の念仏を唱える念仏講を行った。日蓮宗信徒は十五日に寺参り、八日と十二日は題目唱えの題目講を催している、などと報告される<sup>45</sup>。いずれの村も書きぶりに異同はあ  
るが同内容で、万治三年七月二十九日の三重村横目の「覚」（『見聞集』四十一・『大村見聞集』六八一頁）には、

一村中男女二よらず信心二見へ、節々御寺参・御宮参り無油断仕、就夫女共寺参之時毎月包米持参仕、此頃は別  
而、田初尾と見へ、又はまめさ、げ重箱壺つ充持参申候、又人二より芋初尾と相見少し充持参申候、近年村中  
別而信心二罷成候故と奉存候事

と、寺社への「信心」が厚くなってきたといわれる。それはキリシタンの「心」など異端的な民俗宗教が意識されて  
いよう。

キリシタン信仰は領民の神仏への信仰心をベースにしており、したがって、禁教となれば、容易に神仏信仰に回  
帰し得た可能性もあるといわれる<sup>46</sup>。万治三年七月、楠本七郎左衛門が、外海の村浦を廻った報告には、各村記  
載の一条目には、文言の相違はあるが、村人の信心が厚いこと、各家ごとに仏壇があること、毎月の題目を唱える  
寄合があること、宮（村の氏神社）参りも欠かされず宮掃除が行き届いていること、が記される（『見聞集』四十一・『大  
村見聞集』六八一〜五頁）。外海廻村の藩役人も村目付同様の記録をしたわけである。

藩側が領内の人々の信仰生活に入り込んでおり、キリシタン信仰から本来の民俗的なあり方に戻ったという側面  
とともに、領主主導による習俗形成を受容したという側面もある。それは、領民が武士在郷の地域特性などによ  
り武士層と心性面で近接していた、いわば士分的な権威に親しんできた、という背景もある。

## 二、士分と民俗

先にみた盆踊りは大村純伊の伝承を持つ。同じく純伊の帰郷の頃に肥前須古<sup>すこ</sup>(現佐賀県杵島郡白石町)の者が来て、帰郷の祝いに踊りを教え、純伊は月輪で顔を隠し太鼓を打って舞い踊ったのに由来するという「須古踊」(寿古踊) **写真1-31** (『大村郷村記』第二卷 一二五頁)、中国浪人法養という者が郡村に来て教え、「大さつま」と号して黒丸踊の定踊になったという黒丸踊 (『大村郷村記』第二卷 五七頁)、大村純忠の思し召しどおりに吉事が起こったことに由来するという郡村沖田の「長太刀踊」(沖田踊) **写真1-32** (『見聞集』二十八・『大村見聞集』四四二・四四三頁)、更に純伊帰郷後に城内での馬の湯洗いがやり難く寺で行ったという故事に由来する福重・松原村の御馬洗などは、大村氏に由来を持つ芸能・習俗である。

くらしに切実なものとして病気に関わるものもある。三城城の大手の路傍に五尺ほどの首実検石という大石がある。かつて三城城籠城の時、大村純忠が大渡野軍兵衛(伊佐早領主西郷氏の大將)の首をすえて実検した石という。地域の人々はこの石の中程の水溜まりの水を、腫れ物治癒を祈願して患部につければ、治ると伝える(『大村郷村記』第一卷 一〇七頁)。また竹松村久保田の丹生大明神の観音は、元禄三年(一六九〇)八月、原口村百姓権左衛門が瘡瘡(天然痘)立願につき、拝殿を新規建立したという由緒を持つ(『大村郷村記』第二卷 四九頁)。



**写真1-31** 寿古踊(国指定重要無形民俗文化財)  
中央の人物が純伊(殿様)役。  
(大村市教育委員会提供)



**写真1-32** 沖田踊(国指定重要無形民俗文化財)  
(大村市教育委員会提供)

大村氏が創建に関わる寺社で民俗伝承の対象になったものもある。大村池田分の大杉大明神は寛政十年（一七九八）に円融寺勧請で建立され、稲荷大明神（稲荷社）が同殿となる。稲荷社はもと三城城内の鎮守で元禄年中に村川主馬右衛門の霊夢で純長の武運長久や領内安全の祈願のために、大杉大明神の境内に再建されたが、地域の人々は、三城の古城跡に住む白狐は当社の眷属で、その頃、通夜の者は毎朝、白狐をみたという（『大村郷村記』第一卷 二二六頁）。また、大村氏をめぐる祈願を機縁に持ち、村人が建立、村鎮守となる場合もある。萱瀬石場の三社大権現はその一つである。文明年中の大村純伊の肥前加々良島への潜居の際、萱瀬中の者が祈願を当社に籠め、祈願成就により建立したという伝承がある（『大村郷村記』第二卷 二二五―六頁）。

このような大村家由緒と民俗形成の結びつきとともに、村の鎮守に当地の給人層が関わる事例が多くあるのも注目される。尾戸村（長崎市琴海尾戸町）は、天明七年（一七八七）に針尾半左衛門の知行地となった。彼が寛政二年（一七九〇）に建立したのが当村鎮守の八幡宮で、勧請導師は自證寺である。幕末段階では懸持知行人は針尾氏と森氏の二人だが、知行高は針尾氏が七五石、森氏三石五斗余で針尾氏が多く、同村の村高一〇八石余の七割を占める。また村の竈数一三六軒のうち私領（知行地）は一二五軒である。更に庄屋・村目付・小左司も針尾九左衛門が担当している。したがって、当村における給人針尾氏の影響力は極めて強かったと思われる、村の鎮守の八幡宮も建立したのである（『大村郷村記』第四卷 三九五―四〇六頁）。

川内浦村の鎮守・七面大明神は万治三年（一六六〇）九月十九日、大村又助家来の与兵衛・千五左衛門が建立した。幕末期に大村邦三郎という懸持知行人がいるので、それと関わりある人物だろう。当村は慶長四年に一七二石七斗を大村清助が知行、清助は民部大輔代の御一門弘の時に浪人で平戸へいったという（『大村郷村記』第五卷 二一六―七頁）。瀬戸村鎮守の長濱大明神は、往古は宮の原にあったが、寛永九年に白浜に遷座し、その後、破却に及んだが、寛文十年に地頭（給人）長井又六郎が再興したという（同、四五―二頁）。雪浦村の鎮守・三社大権現は、延宝五年再建されたが、その際の棟札に「大檀那」として藩主・大村純長と領主（給人）富永文左衛門種清の名があり、



「領内安全・当所豊饒」を祈念する銘がある。雪浦村は往古、田川家代々の領地とされるが、推移があり、慶長年中に朝鮮出兵の軍功で富永四郎左衛門忠清の知行となり、代々が知行した。子孫種清が領主として再建した。なお天明三年に、子孫種英は当地没収となり、一五〇石の蔵米取となったが、種依の代に再び、二〇〇石を当地で再知行することになった。当社は幕末期まで、富永氏が再興した鎮守社として存在した(『大村郷村記』第六卷 三三三～三五頁)。

このように、大村領の人々の民俗には大村氏やその家臣など武士との由緒を潜ませるものが多くあり、そこに武士的権威との親和性をみることもできよう。

(高野信治)

## 註

- (1) 「見聞集」三十一 寛文四年辰ノ七月一日「口上之覚」(藤野 保清水編) 編『大村見聞集』高科書店 一九九四 五一七～八頁。以下『大村見聞集』の引用は、註記文が短い場合は本文に示す。
- (2) 「御書付」貞享二年丑六月十四日(長崎県史編纂委員会編『長崎県史』史料編 第一 長崎県 吉川弘文館 一九六四 「大村藩」法令家中制法下 ○諸村制法 六九～七一頁)など。
- (3) 藤野 保編『大村郷村記』第二卷(国書刊行会 一九八二) 一四七頁 以下藤野 保編『大村郷村記』全六卷(国書刊行会 一九八二)からの引用は、本文註記を原則とする。なお、戸町村については、大村史談会編『大村藩戸町村郷村記』(大村史談会 二〇一〇)を参照した。
- (4) 藤野 保『大村藩』(長崎県史編纂委員会編『長崎県史』藩政編 長崎県 吉川弘文館 一九七三) 六七頁
- (5) 前掲註(1) 一四九～五〇頁(見聞集) 十二 寛永二年卯月二十六日「此中数度申触候得共いよく為慥之申渡候条々の事」、[見聞集] 十二 寛永五年辰ノ七月二十四日「大村領分村々江申渡条々」
- (6) 前掲註(1) 一六〇～七頁(見聞集) 十二 寛永十六年卯「諸村庄屋共誓詞之事」
- (7) 前掲註(1) 七〇八～九頁(見聞集) 四十三 酉二月十日「覚」(寛文以降。家老より村々横目宛)

- (8) (年不詳。宝曆三年～同九年)「諸土支配」(岩永充三(西海市)所蔵文書「要録」)  
 前掲註(1) 六四八～九頁(「見聞集」三十九 明曆四年戊八月十二日「村々横目江云渡之覚」)
- (9) 前掲註(1) 六四七～八頁(「見聞集」三十九 明曆四年戊八月十二日「村々江云渡候覚」)
- (10) 前掲註(1) 六九七～八頁(「見聞集」四十二 万治二年亥ノ五月十三日「覚」(純長公御書))  
 前掲註(7)
- (11) 「九葉実録」卷三 延宝五年巳二月十二日「覚」(大村史談会編「九葉実録」第一冊 大村史談会 一九九四) 五八頁
- (12) 前掲註(1) 七〇七頁(「見聞集」四十三 九月二十二日「村々横目心得之事」)
- (13) 前掲註(4) 一八～二三頁、二九～四八頁、六三～七頁
- (14) 前掲註(4) 一四三頁
- (15) 大村市立史料館所蔵 大村家史料「新撰士系録」卷二
- (16) 大村市立史料館所蔵 大村家史料「新撰士系録」卷四
- (17) 前掲註(1) 五一七～八頁(「見聞集」三十二 寛文四年辰ノ七月朔日「口上之覚」)
- (18) 前掲註(13) 七四頁(「九葉実録」卷三 天和二年壬戌二月三日「令」)
- (19) 「九葉実録」卷十七 宝曆九年卯六月十二日「牛馬ニ而新取定日」(大村史談会編「九葉実録」第二冊 大村史談会 一九九五) 一四八頁
- (20) 前掲註(2) 八二頁(寛政元年十二月「四民江之御教諭」)
- (21) 前掲註(22)
- (22) 大村市立史料館所蔵 大村家史料「天保十二年十二月改 犯科帳」
- (23) 大村市史編纂委員会編「大村市史」上巻(大村市役所 一九六二) 三七五頁
- (24) 浅川滋男「東アジア漂流民と家船居住」(鳥取環境大学編「鳥取環境大学紀要」創刊号 鳥取環境大学 二〇〇三)
- (25) 吉田敬市「日本に於ける家舟の聚落の調査」(谷川健一責任編集「日本民俗文化資料集成」第三巻「漂流民」―家船と糸満 三一― 書房 一九九二)
- (26) 大村市立史料館所蔵 大村家史料「家船之由来」(「家船由緒書」)
- (27) 久田松和則「大村史―琴湖の日月」(国書刊行会 一九八九) 一九三～四頁
- (28) 羽原又吉「漂流民」(岩波新書)(岩波書店 一九六三) 一四八頁
- (29) 羽原又吉「漂流民」(岩波新書)(岩波書店 一九六三) 一四八頁
- (30)

- 〔31〕安野眞幸「長崎開港史―家船の陸上がりからの視点から―」（弘前大学編『弘前大学教育学部教科教育研究紀要』第28号 弘前大学 一九九八）一〇頁
- 〔32〕前掲註（1） 六八三〜四頁（『見聞集』四十一「楠本七郎左衛門廻村書上之事」）
- 〔33〕「広田家文書（喜々津健寿・大村藩の産業経済史）『肥前歴史叢書5』 芸文堂 一九八〇） 二二九〜三二二頁
- 〔34〕『都鄙安逸伝』（天保四年（一八三三）序）（吉井始子編『江戸時代料理本集成』『翻刻』第七巻 臨川書店 一九八〇 三一九頁）
- 〔35〕宮崎安貞編録・貝原棗軒刪補・土屋喬雄校訂『農業全書』（岩波文庫）（岩波書店 二〇〇三第九刷 二〇二頁。同原書は元禄九年（一六九二）刊）。
- 〔36〕松井保男「享保の大飢饉と大村藩」（大村史談会編『大村史談』第四十九号 大村史談会 一九九八）
- 〔37〕西川如見著・飯島忠夫・西川忠幸校訂『町人囊・百姓囊・長崎夜話草』（岩波文庫）（岩波書店 一九八五第四刷）
- 〔38〕喜々津健寿「大村藩の漁村 内海の部」（大村史談会編『大村史談』第十二号 大村史談会 一九七七）
- 〔39〕前掲註（38）
- 〔40〕有園正一郎「九州大村藩領の村人の日常食」 第11図「大村藩領における村人の日常食の変遷模式図」（愛知大学文学部史学科編『愛大史学―日本史・アジア史・地理学―』第13号 愛知大学文学部史学科 二〇〇四）
- 〔41〕前掲註（22） 九九頁
- 〔42〕前掲註（33） 二一六〜七頁
- 〔43〕前掲註（33） 二二三頁
- 〔44〕前掲註（1） 七〇五〜六頁（『見聞集』四十三 寛文四年辰四月十二日「覚」）
- 〔45〕前掲註（1） 六七八〜九頁（『見聞集』四十二「村横目月書上之事」）
- 〔46〕前掲註（29） 一八三〜四頁

